

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	監視 00-01 <u>R 3</u>
提出年月日	<u>令和5年1月5日</u>

## 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（監視）

（再処理施設）

## 1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第49条 監視測定設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない。（概要などは比較対象外）
  - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

## 監視00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(監視)】

資料No.	別紙		備考	
	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	1/5	3	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	3	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

# 別紙

■ : 商業機密の観点から公開できない箇所

## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（1 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第四十九条 監視測定設備</p> <p>再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。①②③④</p> <p>2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。⑤</p> <p>事業許可基準規則 第四十五条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p>	<p>第2章 個別項目 6. 放射線管理施設</p> <p>放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、<u>「2. 地盤」</u>、「3. 自然現象等」、<u>「5. 火災等による損傷の防止」</u>、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、<u>「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」</u>及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(o) 放射線管理施設 再処理事業所には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う放射線管理施設を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。□</p> <p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室及びその他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。 □</p>			

【凡例】

- 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
- 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
- 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
- 黄色ハッチング：発電炉工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
- 紫字：DB設備に関する記載（比較対象外箇所）
- ：発電炉との差異の理由
- ：許可からの変更点等

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（2 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。</p> <p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とするとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。</p>	<p>(p) 監視設備</p> <p>再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視、測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、電源を受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を受電できる設計とする。□</p> <p>また、モニタリングポスト及びダストモニタから測定したデータの伝送は、モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。□</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（3 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。①-1, ②-1, ③-1, ④-1</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。⑤-1</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。⑥-1</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備【①-2, ②-2】、代替モニタリング設備【①-3, ②-3】、試料分析関係設備【③-2】、代替試料分析関係設備【③-3】、環境管理設備【④-2, ⑤-2】、代替放射能観測設備【④-3】、代替気象観測設備【⑤-3】及び環境モニタリング用代替電源設備【⑥-2】で構成する。</p>	<p>8.2 重大事故等対処設備 8.2.1 概要 重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。◇</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。◇</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。◇</p> <p>監視測定に係る目的に基づく設備一覧表及び対処の実施項目を第 8.2-1 表及び第 8.2-2 表に示す。◇</p> <p>監視測定設備の機器配置概要図を第 8.2-1 図～第 8.2-4 図に示す。◇</p> <p>代替モニタリング設備の系統概要図を第 8.2-5 図及び第 8.2-6 図に示す。◇</p> <p>代替モニタリング設備及び代替気象観測設備に係る可搬型データ伝送装置及び可搬型データ表示装置の系統概要図を第 8.2-7 図に示す。◇</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング用発電機、代替気象観測設備の可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用</p>		<p>①-1, ②-1, ③-1, ④-1 (P17 ～)</p> <p>⑤-1 (P17 ～)</p> <p>⑥-1 (P17 ～)</p> <p>①-2, 3, ②-2, 3, ③-2, 3, ④-2, 3, ⑤-2, 3, ⑥-2 (P17 ～)</p> <p>①-3, ②-3 (P38 ～)</p>



## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（4 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>可搬型発電機と各負荷設備との接続時の系統図を第8.2-8図に示す。◇</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。◇</p> <p>8.2.2 設計方針 代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。◇</p> <p>(1) 多様性, 位置的分散 基本方針については、「1.7.18 (1) a. 多様性, 位置的分散」に示す。◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 放射線監視設備のうち、内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備, 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト, 代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部, 環境モニタリング設備, 試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保, 修理等の対応により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>また、放射線監視設備の環境モニタリング設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備の放射能観測車は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保, 修理等の対応により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち、主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モ</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（5 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>ニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は，放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，主排気筒管理建屋内及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>主排気筒管理建屋内及び制御建屋内に保管する場合は放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>代替試料分析関係設備は，試料分析関係設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち，可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モ</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（6 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>ニタリング用発電機，代替放射能観測設備，代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は，放射線監視設備の環境モニタリング設備又は環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備及び環境管理設備が設置される周辺監視区域境界付近，環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型建屋周辺モニタリング設備は，放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については，「1.7.18 (1) b. 悪影響防止」に示す。◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>放射線監視設備のうち，主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒），環境モニタリング設備，試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（7 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 屋外に保管する環境管理設備の放射線観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18 (2) 個数及び容量」に示す。◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 (a) 放射線監視設備 主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に2系列を有する設計とする。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、9台を有する設計とする。◇</p> <p>(b) 試料分析関係設備 試料分析関係設備の放出管理分析設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する試料分析関係設備の環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（8 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>する設計とするとともに、1台を有する設計とする。◇</p> <p>(c) 環境管理設備 MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 代替モニタリング設備 可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、代替試料分析関係設備のうち、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（9 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ(SA)は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ(SA)は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするともに</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（10 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>に、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。◇</p> <p>（b） 代替試料分析関係設備 MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型試料分析設備の可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。◇</p> <p>（c） 環境管理設備 MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（11 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(d) 代替放射能観測設備 MOX燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>(e) 代替気象観測設備 MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型気象観測設備の観測値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。◇</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風</p>		



## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（12 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>向、風速を測定できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>(f) 環境モニタリング用代替電源設備 MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。◇</p> <p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18 (3) 環境条件等」に示す。◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>放射線監視設備のうち、内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクト、環境モニタリング設備、代替モニタリング設備の使用済燃料受入</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（13 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>また、放射線監視設備の環境モニタリング設備は森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋、制御建屋、周辺監視区域境界付近、分析建屋、環境管理建屋及び再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>環境管理設備の放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管す</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（14 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>る設計とする。◇</p> <p>代替放射能観測設備，代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち，可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。◇</p> <p>代替モニタリング設備，代替試料分析関係設備，代替放射能観測設備，代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，主排気筒管理建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備は，積雪及び火山の影響に対して，積雪に対しては除雪する手順を，火山の影響（降下火砕物による積算荷重）に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を整備する。◇</p> <p>（5）操作性の確保 基本方針については，「1.7.18（4）a．操作性の確保」に示す。◇</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備，代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は，コネクタに統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（15 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。①</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。①</p> <p>8.2.3 主要設備の仕様 放射線管理施設の重大事故等対処設備の主要設備の仕様を第 8.2-3 表に示す。 ②</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（16 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>チ. 放射線管理施設の設備</p> <p>再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために、試料分析関係設備として放出管理分析設備及び環境試料測定設備を、放射線監視設備として排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を、環境管理設備として放射能観測車を設ける。</p> <p>□</p> <p>環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、電源を受電できる設計とする。□</p> <p>さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を受電できる設計とする。□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから測定したデータの伝送は、モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。□</p> <p>また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。□</p>	<p>8.2.4 系統構成及び主要設備</p> <p>(1) 系統構成◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（17 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 記載の適正化。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】 モニタリングポスト及びダストモニタの設備階層を示すために記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉は、代替電源を非常用電源設備の基本設計方針で記載しているのに対し、再処理施設の事業変更許可では、放射線管理施設に係る代替電源は自条文で説明しているため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p>	<p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。①-1, ②-1, ③-1, ④-1</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。⑤-1</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。⑥-1</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備【①-2, ②-2】、代替モニタリング設備【①-3, ②-3】、試料分析関係設備【③-2】、代替試料分析関係設備【③-3】、環境管理設備【④-2, ⑤-2】、代替放射能観測設備【④-3】、代替気象観測設備【⑤-3】及び環境モニタリング用代替電源設備【⑥-2】で構成する。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。①-1, ②-1, ③-1, ④-1【①P38 へ】</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。⑤-1</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。⑥-1</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備【①-2, ②-2】、代替モニタリング設備【①-3, ②-3】、試料分析関係設備【③-2】、代替試料分析関係設備【③-3】、環境管理設備【④-2, ⑤-2】、代替放射能観測設備【④-3】、代替気象観測設備【⑤-3】及び環境モニタリング用代替電源設備【⑥-2】で構成する。【②P38 へ】</p> <p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実にを行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。① 中央制御室については、「へ. (4) (i) 制御室等」に、緊急時対策所については、「リ. (4) (ix) 緊急時対策所」に、非常用所内電源系統については、「リ. (1) (i) 電気設備」に記載する。①</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類 (i) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の管理区域の出入管</p>	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるようにするため、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備の放射能観測車及び代替放射能観測設備を使用する。①</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内の風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるようにするため、環境管理設備の気象観測設備及び代替気象観測設備を使用する。①</p> <p>常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）への給電を可能とするため、環境モニタリング用代替電源設備を使用する。①</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 重大事故等に対処するためのパラメータ及び監視については、当社では再処理施設の技術基準規則第四十七条の基本設計方針に記載するため。</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備及び放出管理分析設備は、「7.2.2.1 代替換気設備」、「7.2.2.2 廃ガス貯留設備」としても使用する。①</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び可搬型試料分析設備は、「7.2.2.1 代替換気設備」としても使用する。①</p> <p>放射線監視設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入</p>	<p>1.1 放射線管理用計測装置 （設計基準の設備に係る記載のため中略） 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。 重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために、環境測定装置を保管する設計とする。 重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉格納容器内の放射線量率、最終ヒートシンクの確保及び使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。 重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表 1 放射線管理施設の主要設備リスト」のプロセスモニタリング設備に示す重大事故等対処設備、エリアモニタリング設備のうち使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）、使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）とする。 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉格納容器の線量当量率等のパラメータの計測が困難となった場合に、代替パラメータによ</p>	<p>①-1, ②-1, ③-1, ④-1 (P3 から)</p> <p>⑤-1 (P3 から)</p> <p>⑥-1 (P3 から)</p> <p>①-2, 3, ②-2, 3, ③-2, 3, ④-2, 3, ⑤-2, 3, ⑥-2 (P3 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（18 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.1 放射線監視設備 放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。</p>	<p>理のための出入管理設備並びに汚染管理及び除染のための汚染管理設備を設ける。□</p> <p>北換気筒管理建屋は、再処理施設用と廃棄物管理施設用の排気モニタリング設備をそれぞれ設置する設計とするため、「再処理規則」及び「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」に基づき管理区域を設定する。管理区域への出入管理に用いる出入管理設備は廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p> <p>(ii) 試料分析関係設備 作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を備える。□</p> <p>(iii) 放射線監視設備 管理区域の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設ける。また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を備える。□</p> <p>(iv) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計及びホールボディカウンタを備える。□</p> <p>個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の放射線業務従事者等の線量評価のための設備であり、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p>	<p>れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト及び環境モニタリング設備で構成する。◇</p> <p>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。◇</p> <p>試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成する。◇</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。◇</p> <p>環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。◇</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備で構成する。◇</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。◇</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。◇</p> <p>代替モニタリング設備、代替試料分析関係設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇</p> <p>放射線監視設備、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、試料分析関係設備、環境管理設備の気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付け</p>	<p>り推定ができる設計とする。 また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（計測可能範囲）を明確にするとともに、パラメータの計測が困難となった場合の代替パラメータによる推定等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて管理する。 原子炉格納容器内の放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要なパラメータは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。重大事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。</p> <div data-bbox="2053 1388 2522 1696" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 重大事故等に対処するためのパラメータ及び監視については、当社では再処理施設の技術基準規則第四十七条の基本設計方針に記載するため。</p> </div>	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（19 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>る。◇</p> <p>また、環境管理設備の放射能測定車を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。◇</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇</p> <p>代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇</p>		



## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（20 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (i) 試料分析関係設備 気体廃棄物及び液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を備える。また、周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備を備える。□ 環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、MOX燃料加工施設と環境試料測定設備の一部を共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p> <p>重大事故等時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③-4【③P60～】</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③</p> <p>試料分析関係設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統については、「リ. (1)(i) 電気設備」に示す。③</p> <p>試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムの濃度を測定できる設計とする。③-5【⑥P61～】</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。③-6【⑦P63～】</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。③-7【⑧P63～】</p>			

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（21 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>重大事故等時において、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-1【⑨P61, 63 へ】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-2【⑩P61, 64 へ】</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-1【⑪P61 へ】</p> <p>代替試料分析関係設備は、試料分析関係設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-1【⑫P64 へ】</p> <p>試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-3【⑬P61 へ】</p> <p>試料分析関係設備の放出管理分析設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台【⑭】を有する設計とする。⑨-1【⑭P62 へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する試料分析関係設備の環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台【⑮】を有する設計とする。⑨-2【⑮P62 へ】</p>			

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（22 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、【2】予備として故障時のバックアップを1台【2】の合計2台【2】以上を確保する。⑨-3【16P64～】</p> <p>可搬型試料分析設備の可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、【2】予備として故障時のバックアップを1台【2】の合計2台【2】以上を確保する。⑨-4【17P64～】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、【2】予備として故障時のバックアップを2台【2】の合計4台【2】以上を確保する。⑨-5【18P64～】</p> <p>代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-2【19P65～】</p> <p>試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-3【20P62～】</p> <p>代替試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-4【21P65～】</p>			

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（23 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-1</p> <p>【⑫P62, 65 へ】</p> <p>(a) 主要な設備</p> <p>(イ) 試料分析関係設備 [常設重大事故等対処設備] 放出管理分析設備（設計基準対象の施設と兼用） 放射能測定装置（ガスフローカウンタ） 1 台 ⑫ 放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ） 1 台 ⑫ 核種分析装置 1 台 ⑫</p> <p>環境試料測定設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） 核種分析装置 1 台 ⑫</p> <p>(ロ) 代替試料分析関係設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置（MOX燃料加工施設と共用） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑫ 可搬型核種分析装置（MOX燃料加工施設と共用） 4 台（予備として故障時のバックアップを2台） ⑫ 可搬型トリチウム測定装置 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑫</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（24 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.1.1 屋内モニタリング設備 再処理施設内の主要箇所放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。 エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。 エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。 また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。 臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。 分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用する。 分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用するが、分析建屋及び六ヶ所保障措置分析所の空気中の放射性物質の捕集に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>6.1.2 屋外モニタリング設備 屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。</p> <p>6.1.2.1 排気モニタリング設備 再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。</p>		<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 重大事故等に対処するためのプールエリア放射線モニタについては、当社では再処理施設の技術基準規則第四十七条の基本設計方針に記載するため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 重大事故等に対処するための緊急時対策所エリアモニタについては、当社では再処理施設の技術基準規則第五十条の基本設計方針に記載するため。</p>	<p>1.1.2 エリアモニタリング設備 （設計基準の設備に係る記載のため中略） 重大事故等時に使用済燃料プールの監視設備として、使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）及び使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）を設け、想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。また、計測結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする。 使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）及び使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）は、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p>	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（25 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、主排気筒管理建屋に収納する。</p> <p>主排気筒管理建屋は、地上1階の建物とする設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。</p> <p>排気サンプリング設備は、主排気筒、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒、使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒、ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出される排気中の放射性物質を連続的に捕集する設計とする。</p> <p>冷却空気出口シャフトには、冷却空気出口シャフトモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。</p>				

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（26 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(ii) 放射線監視設備</p> <p>再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度並びに周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための屋外モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。□</p> <p>排気モニタリング設備のうち、主排気筒の排気筒モニタ及び排気サンプリング設備は、主排気筒管理建屋に収納する。□</p> <p>主排気筒管理建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、建築面積約300m<sup>2</sup>の建物である。□</p> <p>主排気筒管理建屋機器配置概要図を第183図に示す。□</p> <p>環境モニタリング設備は、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計で構成し、周辺監視区域境界付近に設ける。□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定を行うための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p> <p>また、積算線量計は、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の周辺監視区域付近の空間放射線量測定のための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることからMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p>	<p>(2) 主要設備◇</p> <p>a. 放射線監視設備</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（27 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 310 513 447">【許可からの変更点】 重大事故等対処設備の対象を明確化した。（以下同じ）</p> <p data-bbox="181 527 492 877">（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>	<p data-bbox="557 268 1032 743">重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトを【①-5】常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。①-4</p> <p data-bbox="557 848 1032 1052">排気モニタリング設備は、重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。①-6</p>	<p data-bbox="1056 268 1531 512">重大事故等時において、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-4、②-4【②P33へ】</p> <p data-bbox="1056 543 1531 821">放射線監視設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト【①-5】及び環境モニタリング設備【②-5】で構成する。【②P33へ】</p> <p data-bbox="1056 852 1531 1020">重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。①-6</p> <p data-bbox="1071 1087 1516 1331">【許可からの変更点】 線量の監視、測定に関する記載は環境モニタリング設備に関する記載であり、排気モニタリング設備では、線量の監視、測定を行っていないことから、線量に関する記載は環境モニタリング設備にて記載したため。</p>	<p data-bbox="1561 268 1976 470">【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p data-bbox="1561 848 2036 1016">排気モニタリング設備は、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする設計とする。◇</p> <p data-bbox="1561 1089 2036 1194">環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近をモニタリング対象とする設計とする。◇</p> <p data-bbox="1561 1226 2036 1436">排気モニタリング設備は、再処理施設から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する設計とする。◇</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（28 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「弁等」の指す内容は手動弁、ダンパなどであり、系統図で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 「同様に」を明確化した。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】 仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。（以下同じ）</p>	<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトは、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-5</p> <p>排気モニタリング設備の排気サンプリング設備（主排気筒）は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-6</p> <p>排気モニタリング設備の主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-7</p> <p>排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に十分な台数（排気サンプリング設備については2系列）を有する設計とする。⑨-6</p>	<p>放射線監視設備のうち、内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-5</p> <p>【⑩P43 から】</p> <p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-6 【⑩P45 から】</p> <p>放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-7 【⑩P45 から】</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に2系列を有する設計とする。⑨-6</p> <p>【⑩P45 から】</p>	<p>【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>		<p>⑨-6（P50, 51 から）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（29 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 表現の統一化。（以下同じ）</p> <p>【「等」の解説】 「風（台風）等」とは建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） &lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気サンプリング設備（主排気筒）の配管の一部は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-6</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-7</p> <p>排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-10</p> <p>排気サンプリング設備（主排気筒）は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。⑪-1</p> <p>排気サンプリング設備（主排気筒）は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。⑪-2</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ.（7）（ii）（b）（ホ）地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-6 【㉟P48 から】</p> <p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-7 【㉟P48 から】</p> <p>放射線監視設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-10 【㉟P49 から】</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。⑪-1 【㉟P49 から】</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。⑪-2 【㉟P50 から】</p>	<p>【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（30 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p><b>【許可からの変更点】</b> 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p><b>（当社の記載）</b> ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p><b>【許可からの変更点】</b> 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p>排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-2</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等が可能な設計とする。⑫-2</u></p> <p>排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。⑫-3</p>	<p>放射線監視設備、代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-2 <b>【⑥P50 から】</b></p> <p><b>【許可からの変更点】</b> 機能維持のための保守等が可能であることを明確化したため。 （以下同じ）</p> <p>また、放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。⑫-3 <b>【⑥P50 から】</b></p>	<p><b>【「等」の解説】</b> 詳細な保守・修理の方法については、保安規定において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。（以下同じ）</p> <p><b>（発電炉の記載）</b> ＜不一致の理由＞ 重大事故等に対処するためのパラメータの監視については、当社では再処理施設の技術基準規則第四十七条の基本設計方針に記載するため。</p>	<p>1.1.1 プロセスモニタリング設備 （設計基準の設備に係る記載のため中略） 格納容器圧力逃がし装置の排出経路における放射線量率を測定し、放射性物質濃度を推定できるよう、フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ）、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）を設ける設計とする。</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ）、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）は、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p>	<p>備考</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（31 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.1.2.2 排水モニタリング設備 再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排水モニタリング設備として、排水サンプリング設備を設置し、放出の異常を確認するための排水モニタを設置する設計とする。 排水サンプリング設備は、排水をサンプリングする設計とする。</p> <p>6.1.2.3 環境モニタリング設備 周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計を設置する設計とする。 モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。 モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。 モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。 また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。 また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室におい</p>				

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（32 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>て警報を発する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（33 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>	<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタ【②-5】を常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。②-4</p> <p>環境モニタリング設備は、重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。②-6</p>	<p>重大事故等時において、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。②-4【②P27から】</p> <p>放射線監視設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト及び環境モニタリング設備【②-5】で構成する。【②P27から】</p> <p>重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。②-6</p>	<p>【許可からの変更点】                      測定対象の記載順を、設備の記載順と整合させたため。</p> <p>【許可からの変更点】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>環境モニタリング設備のモニタリングポストは、周辺監視区域境界付近における空間放射線量率を連続監視し、記録する設計とする。◇</p> <p>環境モニタリング設備のダストモニタは、周辺監視区域境界付近における粒子状放射性物質を連続的に捕集、測定し、記録する設計とする。◇</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の排気モニタ並びに環境モニタリング設備の測定値は、中央制御室において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。◇</p> <p>また、排気筒モニタ及び環境モニタリング設備は、緊急時対策所へ測定値を伝送する設計とする。◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（34 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>環境モニタリング設備は、非常用所内電源系統に加えて、環境モニタリング用代替電源設備である環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。②-12</p>	<p>【許可からの変更点】 環境モニタリング用代替電源設備から給電できることを明確化した。</p>	<p>環境モニタリング用代替電源設備は、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備の電源が喪失した場合に、◇モニタリングポスト及びダストモニタに給電できる設計とする。②-12 【④P82 から】</p>	<p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備 (設計基準の設備に係る記載のため中略) 重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。 (設計基準の設備に係る記載のため中略)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（35 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="172 331 477 709"> <b>（当社の記載）</b>  <b>&lt;不一致の理由&gt;</b>                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。                 </p> <p data-bbox="172 779 477 1100"> <b>【許可からの変更点】</b>                      MOX 燃料加工施設と共用する設備については、共用した場合においても対処に影響を及ぼさない設計であることを明確にするため、記載を適正化。（以下同じ）                 </p>	<p data-bbox="557 268 1026 338">                     環境モニタリング設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-4                 </p> <p data-bbox="557 541 1026 779">                     MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-5                 </p> <p data-bbox="578 877 973 1100"> <b>【許可からの変更点】</b>                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。                 </p>	<p data-bbox="1056 268 1525 506"> <u>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-4【⑤P42 から】</u> </p> <p data-bbox="1056 541 1525 884"> <u>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-5【⑥P42 から】</u> </p>	<p data-bbox="1555 268 2024 338">                     環境モニタリング設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-4                 </p> <p data-bbox="1555 541 2024 709">                     MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-5                 </p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（36 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-5</p> <p>環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-7</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。⑨-7</p>	<p>放射線監視設備のうち、内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-5</p> <p>【⑳P43 から】</p> <p>放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-7 【㉑P45 から】</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、9台【㉒】を有する設計とする。⑨-7</p> <p>【㉓P45 から】</p>	<p>【許可からの変更点】                      設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（37 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p><b>（当社の記載）</b>  <b>&lt;不一致の理由&gt;</b>                  当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-10</p> <p>環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-2</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等が可能な設計とする。⑫-2</u></p> <p>6.1.3 放射線サーベイ機器                  放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器として、アルファ・ベータ線用サーベイメータ、ガンマ線用サーベイメータ、中性子線用サーベイメータ、エアスニファ、ダストサンブラ、ガスモニタ及びダストモニタを設ける設計とする。                  放射線サーベイ機器のガンマ線用サーベイメータは、廃棄物管理施設と共用する。                  共用する放射線サーベイ機器は、仕様及び測定に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>放射線監視設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-10</p> <p><b>【⑥P49 から】</b></p> <p>放射線監視設備、代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-2 <b>【⑥P50 から】</b></p>	<p><b>【許可からの変更点】</b>                  再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p><b>【許可からの変更点】</b>                  設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（38 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p>【許可からの変更点】 代替される設備との関係を明確化するために設工認で新たに階層を設定したため。</p>	<p>6.2 代替モニタリング設備 重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。①-1, 3, ②-1, 3,</p> <p>代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。①-3, ②-3</p> <p>【許可からの変更点】 代替される設備との関係を明確化するために設工認で新たに階層を設定したため。</p> <p>6.2.1 代替排気モニタリング設備 重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。①-7, ③-1</p>	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。①-1, ②-1【①P17から】</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備【①-3, ②-3】、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。【②P17から】</p> <p>重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。①-7, ②-7, ③-1【②P53へ】</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。③</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。③</p> <p>代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。③</p>	<p>b. 代替モニタリング設備</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を説明するために記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>		<p>①-3, ②-3 (P3から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（39 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>	<p>代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部並びに監視測定用運搬車で構成する。①-9, ⑬-2</p>	<p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、「リ. (1) (i) 電気設備」の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。①-8                      【⑳P40 へ】</p> <p>放射線監視設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、代替モニタリング設備の可搬型重大事故等対処設備に給電するための代替電源設備については「リ. (1) (i) 電気設備」に、可搬型排気モニタリング用発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。㉓</p> <p>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。①-9, ②-8, ⑬-2 【㉒P53 へ】</p> <p>代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。⑨-8, 9, 10, 11, 12, 15, 16, 17, 18, 19</p>	<p>【許可からの変更点】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>	<p>⑨-8 (P45 へ)                      ⑨-9, 10 (P46 へ)                      ⑨-13, 19 (P47 へ)                      ⑨-11 (P56 へ)                      ⑨-12, 15, 16, 17 (P57 へ)                      ⑨-18 (P58 へ)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（40 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p style="background-color: yellow; padding: 5px;">（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備は、主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定する設計とする。①-11</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、電気設備の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。①-8</p>	<p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、「リ. (1) (i) 電気設備」の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。①-8</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【⑩P39 から】</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備は、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、 【◇】主排気筒の排気モニタリング設備の接続口又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに接続し、 【◇】主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状 【◇】放射性物質、炭素-14 及びトリチウム【◇】を連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録【◇】する設計とする。①-11,</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（41 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>可搬型環境モニタリング設備は、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、【◇】周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とし、環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタを代替し得る十分な台数を有する設計【◇】とする。②-9【③P53 へ】</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し、監視及び記録する設計とする。◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、中央制御室に伝送された可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を指示し、記録する設計とする。◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録し、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存する設計とする。◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。②-10【③P54 へ】</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング用発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から受電する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（42 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>（当社の記載）&lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-4</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-5</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-5</p>	<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-4 【③⑤P35, 54 へ】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-5 【③⑥P35, 55 へ】</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング用発電機から受電する設計とする。⑦</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機及び可搬型環境モニタリング用発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。⑧</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備の電源は、乾電池又は充電電池を使用する設計とする。⑦</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-4 【③⑦P54 へ】</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-5 【③⑧P55 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（43 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="192 638 448 806">【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p data-bbox="192 940 448 1276">（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p data-bbox="192 1373 448 1499">【許可からの変更点】 表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。（以下同じ）</p>	<p data-bbox="555 268 1029 638">内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-5</p> <p data-bbox="555 814 1029 1352">主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-2</p> <p data-bbox="555 1394 1029 1583">主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管する場合は主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-3</p>	<p data-bbox="1053 268 1528 743"><del>放射線監視設備のうち、内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-5</del> 【⑳P28, 36 へ】</p> <p data-bbox="1053 814 1528 1318">代替モニタリング設備のうち、主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-2</p> <p data-bbox="1053 1394 1528 1562">主排気筒管理建屋及び制御建屋内に保管する場合は放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。⑦-3</p>	<p data-bbox="1647 289 2003 533">【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（44 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-4</p>	<p>代替モニタリング設備のうち、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-4</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-5【④P56 へ】</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型建屋周辺モニタリング設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-6【④P56 へ】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（45 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>【許可からの変更点】設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>（当社の記載）                  &lt;不一致の理由&gt;                  当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-6</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、可搬型ガスモニタの保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型排気サンプリング設備の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。⑨-8</p>	<p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-6【④P28 へ】</p> <p>放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-7【④P28, 36 へ】</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に2系列を有する設計とする。⑨-6【④P28 へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、9台【②】を有する設計とする。⑨-7【⑤P36 へ】</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。⑨-8</p>			<p>⑨-8 (P39, 51 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（46 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。⑨-9</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-10</p>	<p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。⑨-9</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、<del>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置</del>、代替試料分析関係設備のうち、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、【⑩】予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台【⑩】の合計3台【⑩】以上を確保する。⑨-10</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、【⑩】予備として故障時のバックアップを9台【⑩】の合計18台【⑩】以上を確保する。⑨-11【④⑥P56へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。⑨-12【④⑦P57へ】</p>	<p>【許可からの変更点】                      設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		<p>⑨-9 (P39, 51 から)</p> <p>⑨-10 (P39 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（47 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とする。⑨-13, ⑨-25</p> <p>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。⑨-14</p> <p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。①-10, ②-11, ⑤-9</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。⑨-19</p>	<p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を指示できる設計とする。⑨-13</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型気象観測設備の観測値を指示できる設計とする【⑨-25】とともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑨-13</p> <p>【⑦P78 から】</p> <p>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。⑨-14</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。保有数は、必要数として9台、【②】予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台【②】の合計19台【②】以上を確保する。⑨-15【④P57 へ】</p> <p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。①-10, ②-11, ⑤-9【④P53, 74 へ】</p> <p>監視測定用運搬車（MOX 燃料加工施設と共用）7台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台）⑨-19</p> <p>【⑥P52 から】</p>	<p>【許可からの変更点】                      許可本文において箇条書きとしていた記載を、他の設備の個数に関する記載を参考に、文章化して記載したため。</p>	<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備                      （代替試料分析関係設備及び放射能観測車に係る記載のため中略）                      記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。                      可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型モニタリング・ポスト端末にて監視できる設計とする。</p>	<p>⑨-13 (P39, 51, 81 から)</p> <p>⑨-14 (P78 から)</p> <p>⑨-19 (P39, 81, 84 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（48 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 1234 507 1367">【許可からの変更点】 可搬型設備に対する耐震設計について明確にするため追記した。（以下同じ）</p> <p data-bbox="181 1461 507 1766">（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p data-bbox="557 1262 1026 1629">地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-6</p>	<p data-bbox="1056 268 1525 541">可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 8 台、【㉔】予備として故障時のバックアップを 8 台【㉔】の合計 16 台【㉔】以上を確保する。⑨-16【㉔P57 へ】</p> <p data-bbox="1056 579 1525 852">可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 2 台、【㉔】予備として故障時のバックアップを 2 台【㉔】の合計 4 台【㉔】以上を確保する。⑨-17【㉔P57 へ】</p> <p data-bbox="1056 890 1525 1226">可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 3 台、予備として故障時のバックアップを 3 台の合計 6 台以上を確保する。⑨-18【㉔P58 へ】</p> <p data-bbox="1056 1264 1525 1537">地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ. (7) (ii) (b) (ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-6【㉔P29, 58, 65, 72, 79, 84 へ】</p> <p data-bbox="1056 1608 1525 1808">放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。⑩-7【㉔P29 へ】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（49 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管する設備は代替モニタリング設備のうち可搬型建屋周辺モニタリング設備であることから、可搬型建屋周辺モニタリング設備において記載した。</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-8</p>	<p>代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-8【⑤P58へ】</p>	<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		
	<p>可搬型データ表示装置は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑦-9</p>	<p>代替モニタリング設備のうち、可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑦-9【⑤P58へ】</p>	<p>【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>		
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>		<p>放射線監視設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-10 【⑤P29, 37へ】</p>			
<p>【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-11</p>	<p>代替モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-11【⑤P59へ】</p>			
<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。⑪-1</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。⑪-1 【⑤P29へ】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（50 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p><b>（当社の記載）</b>  <b>&lt;不一致の理由&gt;</b>                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p><b>【許可からの変更点】</b>                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p><b>【許可からの変更点】</b>                      設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。⑪-2</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-2</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等が可能な設計とする。⑫-2</u></p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-4</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、<u>取替え等が可能な設計とする。⑫-4</u></p> <p><b>【「等」の解説】</b>                      詳細な保守・修理の方法については、保安規定において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。（以下同じ）</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。⑪-2</p> <p><b>【⑩P29 へ】</b></p> <p>放射線監視設備、代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-2 <b>【⑩P30, 37, 59 へ】</b></p> <p>また、放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。⑫-3 <b>【⑩P30 へ】</b></p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-4</p> <p><b>【⑩P59 へ】</b></p> <p>(a) 主要な設備                      (イ) 放射線監視設備                      [常設重大事故等対処設備]                      主排気筒の排気モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用）                      排気筒モニタ                      2 系列 ⑫                      排気サンプリング設備                      2 系列 ⑨-6                      北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用）</p>			<p>⑨-6 (P28 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（51 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>排気筒モニタ 2 系列 ②</p> <p>排気サンプリング設備 2 系列 ⑨-6</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）（設計基準対象の施設と兼用） 1 基 ②</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用） 1 系列 ②</p> <p>環境モニタリング設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>モニタリングポスト 9 台 ②</p> <p>ダストモニタ 9 台②</p> <p>（ロ） 代替モニタリング設備 [常設重大事故等対処設備] 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用）（放射線監視設備と兼用） 1 系列 ② [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型排気モニタリング設備 可搬型ガスモニタ 4 台（予備として故障時のバックアップを2台） ②</p> <p>可搬型排気サンプリング設備 4 台（予備として故障時のバックアップを2台） ⑨-8</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 4 台（予備として故障時のバックアップを2台） ⑨-9</p> <p>可搬型データ表示装置 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑨-13</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機（MOX燃料加工施設と共用） 3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） ②</p> <p>可搬型環境モニタリング設備（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>可搬型線量率計 18 台（予備として故障時のバックアップを9台） ②</p> <p>可搬型ダストモニタ 18 台（予備として故障時のバックアップを9台） ②</p>			<p>⑨-6（P28～）</p> <p>⑨-8（P45～）</p> <p>⑨-9（P46～）</p> <p>⑨-13（P47～）</p>



## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（52 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用） 18 台（予備として故障時のバックアップを9台） ⑨-12</p> <p>可搬型環境モニタリング用発電機（MOX燃料加工施設と共用） 19 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台） ②</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ（SA） 16 台（予備として故障時のバックアップを8台） ②</p> <p>中性子線用サーベイメータ（SA） 4 台（予備として故障時のバックアップを2台） ②</p> <p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 6 台（予備として故障時のバックアップを3台） ②</p> <p>可搬型ダストサンプラ（SA） 6 台（予備として故障時のバックアップを3台） ⑨-18</p> <p>監視測定用運搬車（MOX燃料加工施設と共用） 7 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台） ⑨-19 【⑨P47, 53 へ】</p>			<p>⑨-12（P57 へ）</p> <p>⑨-18（P58 へ）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（53 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 代替される設備との関係を明確化するために設工認で新たに階層を設定したため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備の構成を明確化するために記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 他の設備と兼用することを明確に示すため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備間で兼用することについて記載しているため。</p>	<p>6.2.2 代替環境モニタリング設備 重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。②-7, ③-3</p> <p>代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）、可搬型環境モニタリング用発電機並びに監視測定用運搬車で構成する。②-8, ③-4</p> <p>可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。②-11</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。②-12</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。②-9</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、可搬型環境モニタリング設備にて粒子状放射性物質を捕集し、測定することを記載しているため。</p>	<p>重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。②-7, ③-1, 3 【②P38 から】</p> <p>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。②-8, ③-2, 4 【③P39 から】</p> <p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。②-11 【④P47 から】</p> <p>監視測定用運搬車（MOX燃料加工施設と共用）②-12 7 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台）⑨-19 【⑥P52 から】</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設の可搬型モニタリングポストは、内陸部にある再処理施設の周辺監視区域境界付近に設置した既設のモニタリングポスト近傍に設置することとしているため。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、【◇】周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とし、環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタを代替し得る十分な台数を有する設計【◇】とする。②-9 【③P41 から】</p>	<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 （設計基準の設備、代替試料分析関係設備及び代替放射能観測設備に係る記載のため中略） モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する移動式周辺モニタリング設備として、可搬型モニタリング・ポストを設け、重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。 記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。【⑥P56 へ】</p> <p>また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型モニタリング・ポスト端末にて監視できる設計とする。【⑦P57 へ】</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。</p> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。【⑧P56 へ】</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 代替環境モニタリング設備の記録の保存については、当社では、「6.1.2 (1) 代替排気モニタリング設備」の基本設計方針にて記載するため。</p> <p>②-12 の記載は、新たに階層を設定したことにより必要となった記載である。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 緊急時対策所付近の測定については、当社では再処理施設の技術基準規則第五十条の基本設計方針に記載するため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（54 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社では、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、可搬型建屋周辺モニタリング設備により監視を行うこととしているため。</p> <p>【許可からの変更点】 発電炉の記載を参考に、記録に関する設計を明確化した。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。②-10</p> <p>【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-4</p>	<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-4 【③P42 から】</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。②-10 【③P41 から】</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-4 【⑦P42 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（55 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-5</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-5</p>	<p>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-5 【③⑥P42 から】</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-5 【③⑧P42 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（56 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-5</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-6</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-11</p>	<p>代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-5【④P44 から】</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型建屋周辺モニタリング設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-6【④P44 から】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、【②】予備として故障時のバックアップを9台【②】の合計 18 台【②】以上を確保する。⑨-11【④P46 から】</p>		<p>可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。【⑥P53 から】</p> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。【⑥P53 から】</p>	<p>⑨-11 (P39, 52 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（57 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。⑨-12</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。⑨-15</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とする。⑨-16</p> <p>中性子線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とする。⑨-17</p>	<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。⑨-12</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。⑨-15</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とする。⑨-16</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とする。⑨-17</p>	<p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      重大事故等対処設備の測定値の記録設備については、当社では再処理施設の技術基準規則第五十条の基本設計方針において記載するため。</p> <p>【許可からの変更点】                      設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p>また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型モニタリング・ポスト端末にて監視できる設計とする。【⑩P53 から】</p>	<p>⑨-12 (P39 から)                      ⑨-12 (P52 から)</p> <p>⑨-15 (P39, 52 から)</p> <p>⑨-16 (P39, 52 から)</p> <p>⑨-17 (P39, 52 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（58 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は、建屋周辺において、空气中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンプラ (SA) の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。⑨-18</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-6</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-8</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑦-9</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は、建屋周辺において、空气中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。⑨-18</p> <p>【⑤P48 から】</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ. (7) (ii) (b) (ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-6 【③P48 から】</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-8 【⑤P49 から】</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑦-9 【⑥P49 から】</p>	<p>【許可からの変更点】                      設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>	<p>⑨-18 (P39, 52 から)</p>	<p></p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（59 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-11</p> <p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-2</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等が可能な設計とする。⑫-2</u></p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-4</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、<u>取替え等が可能な設計とする。⑫-4</u></p>	<p>代替モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-11</p> <p>【⑤P49 から】</p> <p>放射線監視設備、代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-2 【⑥P50 から】</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-4</p> <p>【⑥P50 から】</p>	<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（60 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>	<p>6.3 試料分析関係設備                      再処理施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための試料分析関係設備として、放射能測定設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。                      再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための試料分析関係設備として、放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。                      周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための試料分析関係設備として、環境試料測定設備の放射能測定装置（ベータ線用）、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。                      環境試料測定設備のうち、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX 燃料加工施設と共用する。環境試料測定設備のうち、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。③-4</p>	<p>重大事故等時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③-4【③P20 から】</p>	<p>c. 試料分析関係設備                      試料分析関係設備は、採取された排気試料又は環境試料を測定できる設計とする。◇                      放出管理分析設備は、主排気筒の排気サンプリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備で捕集した放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムの放射性物質の濃度を測定できる設計とする。◇                      環境試料測定設備は、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定できる設計とする。◇                      環境試料測定設備は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定できる設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（61 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>	<p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。③-5</p> <p>環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-1</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-2</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-1</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-3</p>	<p>試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムの濃度を測定できる設計とする。③-5【⑥P20 から】</p> <p>重大事故等時において、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-1【⑨P21 から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-2【⑩P21 から】</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-1【⑩P21 から】</p> <p>試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-3【⑬P21 から】</p>	<p>環境試料測定設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-1</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境試料測定設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-2</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（62 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑨-1</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑨-2</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-3</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-1</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑫-1</p>	<p>試料分析関係設備の放出管理分析設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑨-1【⑭P21 から】</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する試料分析関係設備の環境試料測定設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑨-2【⑮P21 から】</p> <p>試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-3【⑳P22 から】</p> <p>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-1【㉑P23 から】</p>	<p>【許可からの変更点】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（63 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>6.4 代替試料分析関係設備</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。③-6</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。③-7</p> <p>可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備（主排気筒）、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。③-8</p> <p>可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。③-9</p> <p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。③-10</p> <p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-1</p>	<p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。③-6</p> <p>【⑦P20 から】</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。③-7 【⑧P20 から】</p> <p>【許可からの変更点】                      可搬型試料分析設備の構成を明確化するために記載した。</p> <p>【許可からの変更点】                      設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>重大事故等時において、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-1</p> <p>【⑨P21 から】</p>	<p>d. 代替試料分析関係設備</p> <p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設の立地が海に面しておらず、発電炉において海上モニタリングのみに使用する設備（電離箱サーベイ・メータ及び小型船舶）であるため。</p> <p>可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、主排気筒の排気サンプリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムの放射性物質の濃度を測定する設計とする。③-8</p> <p>可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定する設計とする。③-9</p> <p>可搬型試料分析設備のうち、可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。③-10</p> <p>可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置は、可搬型排気モニタリング用発電機から受電し、可搬型放射能測定装置の電源は、乾電池又は充電電池を使用する設計とする。④</p> <p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-1</p>	<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備                      （設計基準の設備に係る記載のため中略）</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、NaI シンチレーションサーベイ・メータ、β線サーベイ・メータ、ZnS シンチレーションサーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータを設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ（個数 2（予備 1））、小型船舶（個数 1（予備 1））を保管する設計とする。</p> <p>（代替放射能観測設備及び代替環境モニタリング設備に係る記載のため中略）</p> <p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      代替試料分析関係設備にて測定する、再処理施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を測定するための試料は、排気サンプリング設備、可搬型排気サンプリング設備、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタにて採取するため。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（64 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 285 498 562">【許可からの変更点】再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p data-bbox="181 835 498 1178">（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p data-bbox="557 275 1026 506">MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-2</p> <p data-bbox="557 579 1026 905">可搬型試料分析設備は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-1</p> <p data-bbox="557 957 1026 1220">MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-3</p> <p data-bbox="557 1293 1026 1524">可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-4</p> <p data-bbox="557 1598 1026 1860">MOX 燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-5</p>	<p data-bbox="1056 275 1525 474">重大事故等時において、共用する環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-2 【⑩P21 から】</p> <p data-bbox="1056 579 1525 884">代替試料分析関係設備は、試料分析関係設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-1 【⑫P21 から】</p> <p data-bbox="1056 926 1525 1230">MOX 燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、【⑫】予備として故障時のバックアップを 1 台【⑫】の合計 2 台【⑫】以上を確保する。⑨-3 【⑩P22 から】</p> <p data-bbox="1056 1272 1525 1535">可搬型試料分析設備の可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、【⑫】予備として故障時のバックアップを 1 台【⑫】の合計 2 台【⑫】以上を確保する。⑨-4 【⑬P22 から】</p> <p data-bbox="1056 1577 1525 1881">MOX 燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 2 台、【⑫】予備として故障時のバックアップを 2 台【⑫】の合計 4 台【⑫】以上を確保する。⑨-5 【⑭P22 から】</p>	<p data-bbox="1561 275 2030 474">MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-2</p> <p data-bbox="1635 1283 2006 1419">【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（65 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p><b>（当社の記載）</b>  <b>&lt;不一致の理由&gt;</b>                  当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p><b>【許可からの変更点】</b>                  再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>	<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型試料分析関係設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-6</p> <p>可搬型試料分析設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-2</p> <p>可搬型試料分析設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-4</p> <p>可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-1</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑫-1</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ.（7）（ii）（b）（ホ）地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-6【⑬P48 から】</p> <p>代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-2【⑭P22 から】</p> <p>代替試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-4【⑮P22 から】</p> <p>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-1【⑯P23 から】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（66 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.5 環境管理設備</p> <p>敷地周辺の放射線モニタリングを行うための環境管理設備として、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設ける設計とする。また、敷地内に気象を観測するための環境管理設備として、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）を設置する設計とする。</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p> <p>放射能観測車は、MOX 燃料加工施設と共用する。また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>放射能観測車は、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>(iii) 環境管理設備</p> <p>敷地内に気象を観測する気象観測設備を設ける。また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う放射能観測車を備える。□</p> <p>放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を迅速に測定するための設備であり、敷地が同一であることから、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p> <p>また、気象観測設備は、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の敷地内において気象を観測するための設備であり、敷地が同一であることから、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と気象観測設備の一部を共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p>	<p>e. 環境管理設備</p> <p>放射能観測車は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載し、無線通話装置を備える設計とする。◇</p> <p>気象観測設備は、敷地周辺の公衆の線量評価に資するため、風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、記録する設計とする。また、その観測値を中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所において指示する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（67 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉では重大事故等時、工場等における風向、風速その他の気象条件の測定を環境測定装置の可搬型気象観測設備にて実施することとしているため。</p> <p>【許可からの変更点】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>	<p>重大事故等時において、環境管理設備の放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。④-4,5</p> <p>重大事故等時において、環境管理設備の気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。⑤-4,5</p> <p>環境管理設備は、重大事故等時において、敷地内の気象条件【⑤-6】、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度【④-6】をモニタリング対象とする。</p> <p>環境管理設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-8</p>	<p>重大事故等時において、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。④-4</p> <p>重大事故等時において、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録するため、気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。⑤-4</p> <p>環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。④-5, ⑤-5</p> <p>重大事故等時において、敷地内の気象条件【⑤-6】、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度【④-6】をモニタリング対象とする。</p> <p>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-8</p> <p>【⑥P75 から】</p>	<p>環境管理設備は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-8</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（68 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対しても代替設備等により機能を損なわない設計とすることを明確化するため、記載を適正化した。</p> <p>【「等」の解説】 「固縛等」とは設備を固定する手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。（以下同じ）</p>	<p>MOX 燃料加工施設と共用する放射能観測車は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-12, 13</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、安全機能を有する施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-10</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-11</p>	<p>重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9 【@P75 から】</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-12 【@P76 から】</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。⑩-13 【@P79 から】</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-10 【@P77 から】</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射線観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-11 【@P77 から】</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（69 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>MOX 燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1 台を有する設計とする。⑨-19</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1 台を有する設計とする。⑨-20</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑩-14</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-16</p> <p>環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-5</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑫-5</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1 台を有する設計とする。⑨-19                      【㉞P77 から】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1 台を有する設計とする。⑨-20                      【㉞P77 から】</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑩-14                      【㉞P79 から】</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-16                      【㉞P79 から】</p> <p>環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備のうち、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-5                      【㉞P80 から】</p>	<p>【許可からの変更点】                      設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>		<p>⑨-19 (P80 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（70 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 可搬型放射能観測設備の構成を明確化するために記載した。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設では空間放射線量率を測定するため、記載が異なる。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>6.6 代替放射能観測設備</p> <p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。④-7</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション（SA））、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）で構成する。④-8</p> <p>可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。④-10</p> <p>【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-8</p>	<p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。④-7</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備で構成する。④-8</p> <p>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-8</p> <p>【⑥P75 から】</p>	<p>f. 代替放射能観測設備</p> <p>可搬型放射能観測設備は、放射能観測車が機能喪失した場合に、【◇】空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。④-10</p> <p>可搬型放射能観測設備の電源は、乾電池又は充電電池を使用する。◇</p> <p>可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-8</p>	<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 （設計基準の設備及び代替試料分析関係設備に係る記載のため中略）</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータを設け、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。</p> <p>【⑨P72 へ】 （代替環境モニタリング設備に係る記載のため中略）</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（71 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 520 492 842"> <b>（当社の記載）</b>  <b>&lt;不一致の理由&gt;</b>                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。                 </p> <p data-bbox="181 884 492 1184"> <b>【許可からの変更点】</b>                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。                 </p>	<p data-bbox="557 275 1026 674">                     MOX 燃料加工施設と共用するガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9                 </p> <p data-bbox="557 716 1026 947">                     MOX 燃料加工施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9                 </p>	<p data-bbox="1056 275 1525 548">                     重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9【⑥P75 から】                 </p>	<p data-bbox="1561 275 2030 443">                     MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9                 </p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（72 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設では空間放射線量を測定するため、記載が異なる。</p>	<p>可搬型放射能観測設備は、共通要因によって放射能観測車と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射能観測車が設置される環境管理建屋近傍から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-7</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、ガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。⑨-21</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-6</p> <p>可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-15</p>	<p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-7 【⑦P76 から】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑨-21 【⑨P77 から】</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-6 【⑩P48 から】</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。⑩-15 【⑩P79 から】</p>	<p>【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>	<p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータを設け、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中)を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。 【⑨P70 から】</p>	<p>⑨-21 (80 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（73 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p><b>（当社の記載）</b>  <b>&lt;不一致の理由&gt;</b>                  当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p><b>【許可からの変更点】</b>                  再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>	<p>可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-17</p> <p>可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-5</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等が可能な設計とする。⑫-5</u></p>	<p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-17 <b>【⑩P79 から】</b></p> <p>環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備のうち、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-5 <b>【⑫P80 から】</b></p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（74 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備間で兼用することについて記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 他の設備と兼用することを明確に示すため。</p>	<p>6.7 代替気象観測設備</p> <p>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。⑤-7, ⑬-5</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型気象観測用発電機、可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。⑤-8, ⑬-6</p> <p>可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。⑤-9</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。⑤-10</p>	<p>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑤-7, ⑬-5</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。⑤-8, ⑬-6</p> <p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。⑤-9【④9P47 から】</p> <p>監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用）⑤-10【③8P81 から】</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。③</p>	<p>g. 代替気象観測設備</p> <p>可搬型気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失した場合に、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。◇</p> <p>【許可からの変更点】 同一の対処において使用する設備ごとに順番を入れ替えた。</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し、指示及び記録する設計とする。◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、中央制御室に伝送された可搬型気象観測設備の観測値を指示し、記録する設計とする。◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録し、保存する。また、記録は必要な容量を保存する。◇</p> <p>可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測用発電機から受電し、代替気象観測設備の可搬型データ表示装置の電源は、乾電池又は充電電池を使用する設計とする。◇</p> <p>また、可搬型気象観測用発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。◇</p>	<p>1.1.5 環境測定装置 （設計基準の設備に係る記載のため中略）</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬型気象観測設備（個数1（予備1））を設ける設計とする。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。【④0P78 へ】</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型気象観測設備端末にて監視できる設計とする。</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 記録の保存に用いる設備については、当社では、「6.1.1 (1) 代替排気モニタリング設備」の基本設計方針において記載するため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 緊急時対策所での監視については、当社では再処理施設の技術基準規則第五十条の基本設計方針に記載するため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（75 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="192 741 489 1094"> <b>（当社の記載）</b>  <b>&lt;不一致の理由&gt;</b>                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。                 </p> <p data-bbox="192 1213 489 1499"> <b>【許可からの変更点】</b>                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。                 </p>	<p data-bbox="557 741 1026 877">可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-8</p> <p data-bbox="557 982 1026 1220">MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9</p> <p data-bbox="557 1325 1026 1562">MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9</p>	<p data-bbox="1056 268 1525 369">補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。③</p> <p data-bbox="1056 436 1525 674">環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、可搬型気象観測用発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。③</p> <p data-bbox="1056 741 1525 947"> <u>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-8</u>  <b>【⑦P67, 70 へ】</b> </p> <p data-bbox="1056 982 1525 1293"> <u>重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9</u>  <b>【⑧P68, 71 へ】</b> </p>	<p data-bbox="1561 741 2030 877">可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-8</p> <p data-bbox="1561 1014 2030 1251">MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（76 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-7</p> <p>可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-7</p>	<p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、洪水及び火災に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-12                      【⑩P68 へ】</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-7                      【⑦P72 へ】</p>	<p>【許可からの変更点】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（77 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-10【⑦P68へ】</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射線観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-11【⑦P68へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。⑨-19【⑦P69へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台【⑧】を有する設計とする。⑨-20【⑦P69へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑨-21【⑦P72へ】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（78 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。⑨-22</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。⑨-23</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-24</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向及び風速を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。⑨-26</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。⑨-22</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑨-23</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、                      【⑨】予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台【⑨】の合計3台【⑨】以上を確保する。⑨-24</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型気象観測設備の観測値を指示できる設計とする【⑨-25】とともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑨-13                      【⑩P47】</p> <p>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。⑨-14</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。⑨-26</p>	<p>【許可からの変更点】                      表現の差異（「保守点検」と「点検保守」）を統一した。（以下同じ）</p>	<p>重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬型気象観測設備（個数1（予備1））を設ける設計とする。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型気象観測設備端末にて監視できる設計とする。                      【⑩P74 から】</p>	<p>⑨-22 (P81 から)</p> <p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      代替環境モニタリング設備の記録の保存については、当社では、「6.1.2 (1) 代替排気モニタリング設備」の基本設計方針にて記載するため。</p> <p>⑨-23 (P81 から)</p> <p>⑨-14 (P47 ~)</p> <p>⑨-26 (P81 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（79 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p style="background-color: yellow; padding: 5px;">（当社の記載）                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替気象観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。                      ⑩-6</p> <p>代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-15</p> <p>代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-17</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ.（7）（ii）（b）（ホ）地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-6【⑬P48 から】</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。⑩-13【⑭P68 へ】</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑩-14【⑮P69 へ】</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-15【⑯P72 へ】</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-16【⑰P69 へ】</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-17【⑱P73 へ】</p>	<p style="background-color: yellow; padding: 5px;">【許可からの変更点】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（80 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-5</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等が可能な設計とする。</u>⑫-5</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-6</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、<u>取替え等が可能な設計とする。</u>⑫-6</p>	<p>環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備のうち、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-5【◎P69, 73 へ】</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-6</p> <p>（a） 主要な設備 （イ） 環境管理設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） [常設重大事故等対処設備] 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 1 台 ⑨-19 [可搬型重大事故等対処設備] 放射能観測車 1 台 ⑫</p> <p>（ロ） 代替放射能観測設備 可搬型放射能観測設備（MOX燃料加工施設と共用） [可搬型重大事故等対処設備] ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑫ ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑫ 中性子線用サーベイメータ（SA） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑫ アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑫ 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑨-21</p>	<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		<p>⑨-19（P69 へ）</p> <p>⑨-21（P72 へ）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（81 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(ハ) 代替気象観測設備                      [可搬型重大事故等対処設備]                      可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）（MOX燃料加工施設と共用）                      3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） ⑨-22                      可搬型気象観測用データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用）                      2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑨-23                      可搬型データ表示装置（代替モニタリング設備と兼用）                      2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑨-13                      可搬型気象観測用発電機（MOX燃料加工施設と共用）                      3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） ②                      可搬型風向風速計                      3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） ⑨-26</p> <p style="border: 2px solid black; padding: 2px;">監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用）⑤-10【③P74～】</p>			<p>⑨-22 (P78 ～)</p> <p>⑨-23 (P78 ～)</p> <p>⑨-13 (P47 ～)</p> <p>⑨-26 (P78 ～)</p>
		<p>7 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台） ⑨-19</p>			<p>⑨-19 (P47 ～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（82 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備間で兼用することについて記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>6.8 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。⑥-3</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。⑥-4</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。⑥-5</p> <p>【許可からの変更点】 他の設備と兼用することを明確に示すため。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-12</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-13</p>	<p>(iv) 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備の電源が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑥-3</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。⑥-4</p> <p>監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用）⑥-5【⑤P84 から】</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-12</p> <p>共用する環境モニタリング用代替電源設備は、給電先が共用する環境モニタリング設備であり、必要となる電力及び燃料が増加するものではないことから、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-13</p>	<p>h. 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 設計基準の設備に係る記載であるため、当社では、再処理施設の技術基準規則第二十一条の基本設計方針に記載する。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備の電源が喪失した場合に、モニタリングポスト及びダストモニタに給電できる設計とする。②-12【⑤P34 へ】</p> <p>また、環境モニタリング用代替電源設備の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。 ◇</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑧-12</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-13</p>	<p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備 (設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>さらに、モニタリング・ポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。 (設計基準の設備に係る記載のため中略)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（83 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-8</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-26</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。③</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。③</p> <p>放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、環境モニタリング用可搬型発電機へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。③</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-8</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、【②】予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを 10 台【②】の合計 19 台【②】以上を確保する。⑨-26</p>	<p>【許可からの変更点】                      設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（84 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-6</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-18</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-19</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。⑪-3</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-7</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。⑫-7</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ. (7) (ii) (b) (ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-6 【㉟P48 から】</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-18</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-19</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。⑪-3</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-7</p> <p>(a) 主要な設備                      (イ) 環境モニタリング用代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備]                      環境モニタリング用可搬型発電機 (MOX燃料加工施設と共用)                      19 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台)                      ⑫                      容量 約5 kVA/台 ⑫</p> <p>監視測定用運搬車 (代替モニタリング設備と兼用) ⑥-5 【㉟P82 〜】</p> <p>7 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台) ⑨-19</p>	<p>【許可からの変更点】                      設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		<p>⑨-19 (P47 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（85 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>8.2.5 試験・検査</p> <p>基本方針については、「1.7.18 (4) b. 試験・検査性」に示す。◇</p> <p>放射線監視設備，試料分析関係設備，代替モニタリング設備のうち，可搬型排気モニタリング設備，可搬型環境モニタリング設備，可搬型建屋周辺モニタリング設備，代替試料分析関係設備，環境管理設備，代替放射能観測設備，代替気象観測設備のうち，可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は，再処理施設の運転中又は停止中に校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。◇</p> <p>また，放射線監視設備のうち，主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は，各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。◇</p> <p>◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型排気モニタリング用発電機，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備は，再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。◇</p> <p>第8.2-3表(1) 放射線管理施設の主要設備の仕様◇</p> <p>(1) 放射線監視設備          [常設重大事故等対処設備]          a. 主排気筒の排気モニタリング設備          (設計基準対象の施設と兼用)          (a) 排気筒モニタ          数 量 2系列 ◇          計測範囲 低レンジ <math>10 \sim 10^6 \text{ m i n}^{-1}</math>                    中レンジ <math>10 \sim 10^6 \text{ m i n}^{-1}</math>                    高レンジ <math>10^{-12} \sim 10^{-7} \text{ A}</math></p> <p>◇</p> <p>(b) 排気サンプリング設備          数 量 2系列 ◇</p> <p>b. 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備          (設計基準対象の施設と兼用)          (a) 排気筒モニタ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（86 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>数量 2系列 ◊</p> <p>計測範囲 <math>10 \sim 10^6 \text{ min}^{-1}</math> ◊</p> <p>(b)排気サンプリング設備</p> <p>数量 2系列 ◊</p> <p>c.北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>数量 1基 ◊</p> <p>d.使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>数量 1系列 ◊</p> <p>e.環境モニタリング設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>(a)モニタリングポスト</p> <p>種類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器 ◊</p> <p>電離箱式検出器 ◊</p> <p>計測範囲 <math>10^{-2} \sim 10^1 \mu\text{Gy/h}</math>（低レンジ） ◊</p> <p><math>10^0 \sim 10^5 \mu\text{Gy/h}</math>（高レンジ） ◊</p> <p>台数 9台 ◊</p> <p>(b)ダストモニタ</p> <p>種類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器 ◊</p> <p>プラスチックシンチレーション式検出器 ◊</p> <p>計測範囲 <math>10^{-2} \sim 10^4 \text{ s}^{-1}</math> ◊</p> <p>台数 9台 ◊</p> <p>(2)代替モニタリング設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a.使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用）（放射線監視設備と兼用）</p> <p>数量 1系列 ◊</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a.可搬型排気モニタリング設備</p> <p>(a)可搬型ガスモニタ</p> <p>種類 電離箱式検出器 ◊</p> <p>計測範囲 <math>10^{-15} \sim 10^{-8} \text{ A}</math> ◊</p> <p>台数 4台（予備として故障時のバックアップを2台） ◊</p> <p>(b)可搬型排気サンプリング設備</p> <p>台数 4台（予備として故障時のバックアップを2台） ◊</p> <p>b.可搬型排気モニタリング用データ伝送装置</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（87 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>台 数 4台（予備として故障時のバックアップを2台）◇</p> <p>c. 可搬型データ表示装置</p> <p>台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）◇</p> <p>d. 可搬型排気モニタリング用発電機（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）◇</p> <p>容 量 約3kVA/台◇</p> <p>e. 可搬型環境モニタリング設備（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>(a) 可搬型線量率計</p> <p>種 類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器◇</p> <p>半導体式検出器◇</p> <p>計測範囲 B. G. ~100mSv/h又はmGy/h◇</p> <p>台 数 18台（予備として故障時のバックアップを9台）◇</p> <p>(b) 可搬型ダストモニタ</p> <p>種 類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器◇</p> <p>プラスチックシンチレーション式検出器◇</p> <p>計測範囲 B. G. ~99.9km<sup>-1</sup>◇</p> <p>台 数 18台（予備として故障時のバックアップを9台）◇</p> <p>f. 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 18台（予備として故障時のバックアップを9台）◇</p> <p>g. 可搬型環境モニタリング用発電機（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 19台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台）◇</p> <p>容 量 約3kVA/台◇</p> <p>h. 可搬型建屋周辺モニタリング設備</p> <p>(a) ガンマ線用サーベイメータ (SA)</p> <p>台 数 16台（予備として故障時のバックアップを8台）◇</p> <p>種 類 半導体式検出器◇</p> <p>計測範囲 0.0001~1,000mSv/h◇</p> <p>(b) 中性子線用サーベイメータ (SA)</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（88 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>台 数 4台（予備として故障時のバックアップを2台）◇</p> <p>種 類 <math>^3\text{He}</math> 計数管 ◇</p> <p>計測範囲 <math>0.01\sim 10,000\ \mu\text{Sv/h}</math> ◇</p> <p>(c) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)</p> <p>台 数 6台（予備として故障時のバックアップを3台）◇</p> <p>種 類 <math>\text{ZnS (Ag)}</math> シンチレーション式検出器 ◇</p> <p>プラスチックシンチレーション式検出器 ◇</p> <p>計測範囲 B. G. <math>\sim 100\ \text{km i n}^{-1}</math> (アルファ線) ◇</p> <p>B. G. <math>\sim 300\ \text{km i n}^{-1}</math> (ベータ線) ◇</p> <p>(d) 可搬型ダストサンプラ (SA)</p> <p>台 数 6台（予備として故障時のバックアップを3台）◇</p> <p>i. 監視測定用運搬車 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>台 数 7台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台）◇</p> <p>(3) 試料分析関係設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a. 放出管理分析設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>(a) 放射能測定装置（ガスフローカウンタ）</p> <p>種 類 ガスフローカウンタ ◇</p> <p>計測範囲 B. G. <math>\sim 99.9\ \text{km i n}^{-1}</math> ◇</p> <p>台 数 1台 ◇</p> <p>(b) 放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）</p> <p>種 類 光電子増倍管 ◇</p> <p>計測範囲 <math>0\sim 2,000\ \text{keV}</math> ◇</p> <p>台 数 1台 ◇</p> <p>(c) 核種分析装置</p> <p>種 類 Ge 半導体 ◇</p> <p>計測範囲 <math>10\sim 2,500\ \text{keV}</math> ◇</p> <p>台 数 1台 ◇</p> <p>b. 環境試料測定設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（89 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(a)核種分析装置  種類 Ge半導体 ◇  計測範囲 30～10,000 keV ◇  台数 1台 ◇  (4) 代替試料分析関係設備  [可搬型重大事故等対処設備]  a. 可搬型試料分析設備  (a)可搬型放射能測定装置 (MOX燃料加工施設と共用)  種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 ◇  プラスチックシンチレーション式検出器 ◇  計測範囲 B. G. ～99.9 km i n<sup>-1</sup> ◇  台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◇  (b)可搬型トリチウム測定装置  種類 光電子増倍管 ◇  計測範囲 2～2,000 keV ◇  台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◇  (c)可搬型核種分析装置 (MOX燃料加工施設と共用)  種類 Ge半導体式検出器 ◇  計測範囲 27.5～11,000 keV ◇  台数 4台 (予備として故障時のバックアップを2台) ◇  (5)環境管理設備 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)  [常設重大事故等対処設備]  a. 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)  台数 1台 ◇  [可搬型重大事故等対処設備]  a. 放射能観測車  台数 1台 ◇  (6) 代替放射能観測設備  [可搬型重大事故等対処設備]  a. 可搬型放射能観測設備 (MOX燃料加工施設と共用)  (a)ガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA)  種類 NaI (Tl) シンチレーション式検出器 ◇  計測範囲 B. G. ～30 μSv/h, 0～30k s<sup>-1</sup> ◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（90 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）◇</p> <p>(b)ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）(SA)</p> <p>種 類 電離箱式検出器 ◇</p> <p>計測範囲 0.001~300mSv/h ◇</p> <p>台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）◇</p> <p>(c)中性子線用サーベイメータ (SA)</p> <p>種 類 <sup>3</sup>He 計数管 ◇</p> <p>計測範囲 0.01~10,000μSv/h ◇</p> <p>台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）◇</p> <p>(d)アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)</p> <p>種 類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 ◇ プラスチックシンチレーション式検出器 ◇</p> <p>計測範囲 B. G. ~100kmin<sup>-1</sup> (アルファ線) ◇ B. G. ~300kmin<sup>-1</sup> (ベータ線) ◇</p> <p>台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）◇</p> <p>(e)可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)</p> <p>台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）◇</p> <p>(7) 代替気象観測設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a. 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）(MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>台 数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）◇</p> <p>b. 可搬型気象観測用データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）◇</p> <p>c. 可搬型データ表示装置（代替モニタリング設備と兼用）</p> <p>台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（91 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>d. 可搬型気象観測用発電機（MOX燃料加工施設と共用）            台 数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）            容量 約3kVA/台</p> <p>e. 可搬型風向風速計            台 数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>f. 監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用）            台 数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>(8) 環境モニタリング用代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備]            a. 環境モニタリング用可搬型発電機（MOX燃料加工施設と共用）            台 数 19台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台）            容量 約5kVA/台</p> <p>b. 監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用）            台 数 7台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台）</p>		



## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（92 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.9.45 監視測定設備</p> <p>(監視測定設備)</p> <p>第四十五条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。</p> <p>一 モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び線量を測定できるものであること。</p> <p>二 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型の代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>三 常設モニタリング設備は、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるようにするため、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備の放射能観測車及び代替放射能観測設備を設ける設計とする。◇</p> <p>代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（93 / 93）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.9 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量評価のための個人管理用設備として、個人線量計を配備し、及びホールボディカウンタを設置する設計とする。 個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。 個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>6.10 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理関係設備として、出入管理設備及び汚染管理設備を設置する設計とする。 再処理施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。 出入管理設備の一部は、廃棄物管理施設と共用する。 出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>		<p>備する設計とする。◇</p> <p>また、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）は、環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。◇</p> <p>第2項について</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内の風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるようにするため、環境管理設備の気象観測設備及び代替気象観測設備を設ける設計とする。 ◇</p>		

第四十九条（監視測定設備）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	排気モニタリング設備及び代替排気モニタリング設備に係る設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容	1項	—	a, c, f
②	環境モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備に係る設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容	1項	—	a, c, f
③	試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に係る設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容	1項	—	a, d, f
④	環境管理設備（放射能観測車）及び代替放射能観測設備に係る設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容	1項	—	a, c, f
⑤	環境管理設備（気象観測設備）及び代替気象観測設備に係る設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容	2項	—	a, c, f
⑥	環境モニタリング用代替電源設備に係る設計の方針	許可事項の展開	—	—	a, c, f
⑦	共通要因故障に対する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第49条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条2項1号) (36条3項2号) (36条3項4号) (36条3項6号)	—	b
⑧	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第49条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項6号)	—	b
⑨	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第49条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項1号)	—	a
⑩	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第49条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項2号) (36条1項7号) (36条3項3号) (36条3項4号)	—	b
⑪	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第49条）の設備として考慮す	— (36条1項3号) (36条1項5号)	—	b

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

		べき特記事項	(36条3項1号) (36条3項5号)		
⑫	試験・検査性の確保に関する内容	技術基準規則(第36条)に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則(第49条)の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項4号)	—	b
⑬	通信連絡設備に関する設計(通信連絡のための設備の設置)に関する事項	許可事項の展開	— (51条1項)	—	a, c, f

## 2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	設計基準設備に関する内容	技術基準規則第21条「放射線管理施設」の基本設計方針で説明するため記載しない。	—
②	設備仕様	仕様表に記載する項目であるため、記載しない。	g
③	他条文で展開する事項(第46条)	第46条「電源設備」にて、説明する内容であるため、記載しない。	e

## 3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	重複記載	本文での記載内容又は添付書類の記載と重複するため記載しない。	—
②	一般事項	一般事項であるため、基本設計方針に記載しない。(図面の呼び込み、記載箇所の呼び込み等)	—
③	他項の呼び込みに関する記載	事業許可変更申請書において他項を呼び込むための記載であるため、記載しない。	—
④	他条文で展開する事項(第8条)	森林火災発生時の環境モニタリング設備に関する設計は、外部火災に関する事項であるため、技術基準規則第8条「外部からの衝撃による損傷の防止」で説明する。	—
⑤	保安規定(除雪及び除灰)に関する運用	保安規定(除雪及び除灰)に関する事項は第36条「重大事故等対処設備」にて明確にするため、記載しない。	—
⑥	手順等	保安規定(運転管理、施設管理)で担保する事項であることから、基本設計方針に記載しない。	—
⑦	添付書類記載内容	設備の構成と仕様に関する事項及び設備の詳細に関する事項は、設工認添付書類に記載するため基本設計方針には記載しない。	c, d
⑧	電源設備に関する事項	電源設備は技術基準規則(第46条)に関する内容のため、第46条の基本設計方針で記載する。	e
⑨	設備仕様	仕様表にて記載する。	g

## 4. 添付書類等

No.	書類名
a	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
b	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健

	全性に関する説明書
c	VI-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
d	VI-1-4-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書
e	VI-1-8-1 電気設備に関する説明書
f	VI-2-4 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図
g	仕様表（設計条件及び仕様）

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
1	第2章 個別項目 6. 放射線管理施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の漏洩防止」、「2. 地震」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内におけるゆがみによる損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—
3	放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2. 基本方針	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—
4	また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とするとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。	冒頭宣言 運用要求	基本方針 施設共通 基本設計方針	基本方針	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2. 基本方針	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・屋内モニタリング設備による測定結果の表示について説明する。 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。	—	—	—	—	—	—
5	放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2. 基本方針	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。 ・放射線監視設備及び環境管理設備による測定結果の表示について説明する。 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。 ・試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。	—	—	—	—	—	—
6	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2. 基本方針	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—
7	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—
8	放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—
9	放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射線監視設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2. 基本方針	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回								
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ施設に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
1	第2章 個別項目 6. 放射線管理施設	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
2	放射線管理施設の設計に係る共通な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の漏洩防止」、「2. 地震」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における楢木による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	基本方針	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—
3	放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。	
4	また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他の該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とするとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。	冒頭宣言 運用要求	基本方針 施設共通 基本設計方針	基本方針	△	基本方針 施設共通 基本設計方針	基本方針 施設共通 基本設計方針	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2. 基本方針】 ・屋内モニタリング設備による測定結果の表示について説明する。 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【2. 基本方針】 ・試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。	
5	放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。 ・放射線監視設備及び環境管理設備による測定結果の表示について説明する。 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。 ・試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。	
6	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	
7	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	
8	放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	
9	放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射線監視設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
10	6.1 放射線監視設備	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
11	放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。	設置要求	基本方針	設計方針（放射線監視設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1 放射線監視設備	【3.1 放射線監視設備】 ・放射線監視設備の構成について説明する。	--	--	--	--	--	--	--
12	6.1.1 屋内モニタリング設備	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
13	再処理施設内の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エアモニタ 中性子線エアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ 臨界警報装置	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1 屋内モニタリング設備 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の構成について説明する。 ・屋内モニタリング設備の配置について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・屋内モニタリング設備の計測範囲について説明する。 ・屋内モニタリング設備の構成、配置及び計測範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	--	--	--	--	--	--	
14	エアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エアモニタ 中性子線エアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1 屋内モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・屋内モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 ・屋内モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	--	--	--	--	--	--	
15	エアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策室においても指示する設計とする。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エアモニタ 中性子線エアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1 屋内モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・屋内モニタリング設備の系統構成及び計測結果の指示又は表示については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	--	--	--	--	--	--	
16	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エアモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1 屋内モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・屋内モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 ・屋内モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	--	--	--	--	--	--	
17	臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 臨界警報装置	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（警報動作範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1 屋内モニタリング設備 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 ・屋内モニタリング設備の系統構成及び警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	--	--	--	--	--	--	
18	分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用する。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○影響防止 ○共用 ・分析建屋のダストモニタの一部は六ヶ所保障措置分析所と共用するが、両施設に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	--	--	--	--	--	--	
19	分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用するが、分析建屋及び六ヶ所保障措置分析所の空気中の放射性物質の捕集に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○影響防止 ○共用 ・分析建屋のダストモニタの一部は六ヶ所保障措置分析所と共用するが、両施設に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	--	--	--	--	--	--	
20	6.1.2 屋外モニタリング設備	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
21	屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。	設置要求	基本方針	設計方針（屋外モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2 屋外モニタリング設備	【3.1.2 屋外モニタリング設備】 ・屋外モニタリング設備の構成について説明する。 ・屋外モニタリング設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	--	--	--	--	--	--	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回									
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
10	6.1 放射線監視設備	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
11	放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。	設置要求	基本方針	設計方針（放射線監視設備の設備構成、系統構成）	△	基本方針	基本方針	--	--	--	--	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1 放射線監視設備	【3.1 放射線監視設備】 ・放射線監視設備の構成について説明する。	
12	6.1.1 屋内モニタリング設備	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
13	再処理施設内の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ 臨界警報装置	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	△	基本方針	基本方針	--	--	--	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1 屋内モニタリング設備 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の構成について説明する。 ・屋内モニタリング設備の配置について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・屋内モニタリング設備の計測範囲について説明する。 ・屋内モニタリング設備の構成、配置及び計測範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
14	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	△	基本方針	基本方針	--	--	--	<計測装置> 警報動作範囲	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1 屋内モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・屋内モニタリング設備の計測結果の記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 ・屋内モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
15	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策室においても指示する設計とする。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示）	△	基本方針	基本方針	--	--	--	--	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1 屋内モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・屋内モニタリング設備の系統構成及び計測結果の指示又は表示については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
16	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	△	基本方針	--	--	--	--	<計測装置> 計測範囲 警報動作範囲	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1 屋内モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・屋内モニタリング設備の計測結果の記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 ・屋内モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
17	臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 臨界警報装置	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（警報動作範囲）	△	--	基本方針	--	--	--	<計測装置> 警報動作範囲	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1 屋内モニタリング設備 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 ・屋内モニタリング設備の系統構成及び警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
18	分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用する。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（共用）	△	--	基本方針	--	--	--	--	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・分析建屋のダストモニタの一部は六ヶ所保障措置分析所と共用するが、両施設に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	
19	分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用するが、分析建屋及び六ヶ所保障措置分析所の空気中の放射性物質の捕集に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（共用）	○	--	基本方針	--	--	--	--	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・分析建屋のダストモニタの一部は六ヶ所保障措置分析所と共用するが、両施設に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	
20	6.1.2 屋外モニタリング設備	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
21	屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。	設置要求	基本方針	設計方針（屋外モニタリング設備の設備構成、系統構成）	△	基本方針	基本方針	--	--	--	--	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2 屋外モニタリング設備	【3.1.2 屋外モニタリング設備】 ・屋外モニタリング設備の構成について説明する。 ・屋外モニタリング設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
22	6.1.2.1 排気モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒） 排気サンプリング設備（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（低レベル廃棄物処理建屋換気筒）  【排気モニタリング設備】 冷却空気出口シャフトモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）  設計方針（計測範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の構成について説明する。 ・排気モニタリング設備の配置について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。  ・排気モニタリング設備の構成、配置及び計測範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—		
24	主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、主排気筒管理建屋に収納する。	設置要求	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）  主排気筒管理建屋	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。  ・排気モニタリング設備の配置については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—	—	
25	主排気筒管理建屋は、地上1階の建物とする設計とする。	設置要求	主排気筒管理建屋	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・主排気筒管理建屋の構造（階数）を説明する。  ・主排気筒管理建屋の構造については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—	—	
26	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）  設計方針（指示又は表示）  設計方針（記録及び保存）  設計方針（警報動作範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・排気モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。  ・排気モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—		
27	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）  設計方針（指示又は表示）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。  ・排気モニタリング設備の系統構成並びに計測結果の指示又は表示については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—	—	
28	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）  設計方針（指示又は表示）  設計方針（記録及び保存）  設計方針（警報動作範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・排気モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。  ・排気モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—	—	
29	排気サンプリング設備は、主排気筒、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒、使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒、ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出される排気中の放射性物質を連続的に捕集する設計とする。	機能要求①	【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒） 排気サンプリング設備（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（低レベル廃棄物処理建屋換気筒）	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・放出管理のための放射性物質の捕集及び測定について説明する。  ・放出管理のための放射性物質の捕集及び測定については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回									
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
22	6.1.2.1 排気モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
23	再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒） 排気サンプリング設備（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（低レベル廃棄物処理建屋換気筒）  【排気モニタリング設備】 冷却空気出口シャフトモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）  設計方針（計測範囲）	△	基本方針	基本方針	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の構成について説明する。 ・排気モニタリング設備の配置について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 ・排気モニタリング設備の構成、配置及び計測範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
24	主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、主排気筒管理建屋に収納する。	設置要求	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）  主排気筒管理建屋	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	△	—	基本方針	—	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。 ・排気モニタリング設備の配置については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし
25	主排気筒管理建屋は、地上1階の建物とする設計とする。	設置要求	主排気筒管理建屋	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	△	—	基本方針	—	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・主排気筒管理建屋の構造（階数）を説明する。 ・主排気筒管理建屋の構造については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし
26	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）  設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	△	基本方針	基本方針	—	—	—	<計測装置> 警報動作範囲	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・排気モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 ・排気モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
27	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）  設計方針（指示又は表示）	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・排気モニタリング設備の系統構成並びに計測結果の指示又は表示については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし
28	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）  設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	△	基本方針	—	—	—	—	<計測装置> 警報動作範囲	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・排気モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 ・排気モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
29	排気サンプリング設備は、主排気筒、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒、使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒、ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出される排気中の放射性物質を連続的に捕集する設計とする。	機能要求①	【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒） 排気サンプリング設備（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（低レベル廃棄物処理建屋換気筒）	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・放出管理のための放射性物質の捕集及び測定について説明する。 ・放出管理のための放射性物質の捕集及び測定については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	冷却空気出口シャフトには、冷却空気出口シャフトモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気モニタリング設備】 冷却空気出口シャフトモニタ	設計方針 (排気モニタリング設備の設備構成、系統構成) 設計方針 (指示又は表示) 設計方針 (記録及び保存) 設計方針 (計測範囲) 設計方針 (警報動作範囲)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存 4.1 放射線管理施設の計測範囲 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・排気モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。  ・排気モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存、計測範囲並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	-	-	-	-	-
31	重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備 (主排気筒)、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)、北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) 並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトを常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (主排気筒) 排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【北換気筒】 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管 (建屋換気系)	設計方針 (排気モニタリング設備の設備構成、系統構成) 設計方針 (指示又は表示) 設計方針 (記録及び保存) 設計方針 (計測範囲)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 (1)主排気筒ガスモニタ (低レンジ・中レンジ) (2)主排気筒ガスモニタ (高レンジ) (3)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・重大事故等時における排気モニタリング設備の構成について説明する。 ・重大事故等時において再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の測定について説明する。 【3.1.2.1(1)主排気筒ガスモニタ (低レンジ・中レンジ)】 【3.1.2.1(2)主排気筒ガスモニタ (高レンジ)】 【3.1.2.1(3)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ】 ・検出器の種類について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-
32	排気モニタリング設備は、重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) をモニタリング対象とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (主排気筒) 排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【北換気筒】 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管 (建屋換気系)	設計方針 (排気モニタリング設備の設備構成、系統構成)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・重大事故等時における排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。	-	-	-	-	-
33	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)、北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) 及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【北換気筒】 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管 (建屋換気系)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	-	-	-	-	-
34	排気モニタリング設備の排気サンプリング設備 (主排気筒) は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気サンプリング設備 (主排気筒)	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
35	排気モニタリング設備の主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) 及び北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【北換気筒】 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
36	排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に十分な台数 (排気サンプリング設備については2系列) を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (主排気筒) 排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)	設計方針 (個数及び容量等 (常設重大事故等対処設備)) 設計方針 (計測範囲)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-3-7 放射線管理施設  VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。  【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回								
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
30	冷却空気出口シャフトには、冷却空気出口シャフトモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気モニタリング設備】 冷却空気出口シャフトモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲） 設計方針（警報動作範囲）	△	—	基本方針	—	—	—	仕様表	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲 警報動作範囲	<p>【3.1.2.1 排気モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。</li> <li>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</li> <li>・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> <li>【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】</li> <li>・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> <li>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</li> <li>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。</li> <li>【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】</li> <li>・排気モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。</li> </ul> <p>・排気モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存、計測範囲並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>
31	重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトを常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	○	—	排気サンプリング設備（主排気筒） 【機能要求②】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 主配管（建屋換気系）	—	—	—	仕様表	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	<p>【3.1.2.1 排気モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等時における排気モニタリング設備の構成について説明する。</li> <li>・重大事故等時において再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の測定について説明する。</li> <li>【3.1.2.1(1)主排気筒ガスモニタ(低レンジ・中レンジ)】</li> <li>【3.1.2.1(2)主排気筒ガスモニタ(高レンジ)】</li> <li>【3.1.2.1(3)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ】</li> <li>・検出器の種類について説明する。</li> <li>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</li> <li>・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> <li>【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】</li> <li>・重大事故等対処設備としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> <li>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</li> <li>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。</li> </ul>
32	排気モニタリング設備は、重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 主配管（建屋換気系）	—	—	—	仕様表	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	<p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 3.1.2.1(1) 主排気筒ガスモニタ(低レンジ・中レンジ) 3.1.2.1(2) 主排気筒ガスモニタ(高レンジ) 3.1.2.1(3) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</p> <p>【3.1.2.1 排気モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> <li>【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】</li> <li>・重大事故等対処設備としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> <li>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</li> <li>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。</li> </ul>
33	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトは、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	○	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 主配管（建屋換気系）	—	—	—	仕様表	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</li> <li>・内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。</li> </ul>
34	排気モニタリング設備の排気サンプリング設備（主排気筒）は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）	設計方針（悪影響防止）	○	—	排気サンプリング設備（主排気筒）	—	—	—	仕様表	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【(2)悪影響防止】</li> <li>・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。</li> </ul>
35	排気モニタリング設備の主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	設計方針（悪影響防止）	○	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	—	—	—	仕様表	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</li> <li>・(2)悪影響防止】</li> <li>・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。</li> </ul>
36	排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に十分な台数（排気サンプリング設備については2系列）を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	設計方針（個数及び容量等（常設重大事故等対処設備）） 設計方針（計測範囲）	○	—	排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【機能要求②】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	—	—	—	仕様表	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。】</p> <p>VI-1-1-3-7 放射線管理施設 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> <li>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</li> <li>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。</li> </ul>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気サンプリング設備（主排気筒）の配管の一部は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—
38	主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—
39	排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—
40	排気サンプリング設備（主排気筒）は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1) 操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	—	—	—	—	—
41	排気サンプリング設備（主排気筒）は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1) 操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	—	—	—	—	—
42	排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
43	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
44	排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
45	6.1.2.2 排水モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排水モニタリング設備として、排水サンプリング設備を設置し、放出の異常を確認するための排水モニタを設置する設計とする。	設置要求	【排水モニタリング設備】 排水サンプリング設備 排水モニタ	設計方針（排水モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 3.1.2.2 排水モニタリング設備	【3.1.2.2 排水モニタリング設備】 ・排水モニタリング設備の構成について説明する。 ・排水モニタリング設備の構成については、既設工事添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—
47	排水サンプリング設備は、排水をサンプリングする設計とする。	機能要求①	【排水モニタリング設備】 排水サンプリング設備	設計方針（排水モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 3.1.2.2 排水モニタリング設備	【3.1.2.2 排水モニタリング設備】 ・放出管理のための排水のサンプリングについて説明する。 ・排水のサンプリングについては、既設工事添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回								
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
37	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気サンプリング設備（主排気筒）の配管の一部は、「19.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	○	—	基本方針	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
38	主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	○	—	主排気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（主排気筒）	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
39	排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	○	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
40	排気サンプリング設備（主排気筒）は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）	設計方針（操作性の確保）	○	—	排気サンプリング設備（主排気筒）	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
41	排気サンプリング設備（主排気筒）は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）	設計方針（操作性の確保）	○	—	排気サンプリング設備（主排気筒）	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
42	排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）	設計方針（試験・検査性）	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 主配管（建屋換気系）	主排気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（主排気筒）	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
43	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）	設計方針（試験・検査性）	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 主配管（建屋換気系）	主排気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（主排気筒）	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
44	排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	設計方針（試験・検査性）	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	主排気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（主排気筒）	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
45	6.1.2.2 排水モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排水モニタリング設備として、排水サンプリング設備を設置し、放出の異常を確認するための排水モニタを設置する設計とする。	設置要求	【排水モニタリング設備】 排水サンプリング設備 排水モニタ	設計方針（排水モニタリング設備の設備構成、系統構成）	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2 排水モニタリング設備	【3.1.2.2 排水モニタリング設備】 ・排水モニタリング設備の構成について説明する。 ・排水モニタリング設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし
47	排水サンプリング設備は、排水をサンプリングする設計とする。	機能要求①	【排水モニタリング設備】 排水サンプリング設備	設計方針（排水モニタリング設備の設備構成、系統構成）	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2 排水モニタリング設備	【3.1.2.2 排水モニタリング設備】 ・放出管理のための排水のサンプリングについて説明する。 ・排水のサンプリングについては、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載			
48	6.1.2.3 環境モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計を設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・環境モニタリング設備の配置について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。 ・環境モニタリング設備の構成、配置及び計測範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—	—	—	
50	モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・環境モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—	—	—	
51	モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とすることを説明する。 【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの電源系統について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	
52	さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から電源を受電できる設計とすることを説明する。 【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	
53	モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送を、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とすることを説明する。 【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	
54	また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ 3.7.1 計測結果の指示又は表示	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送を、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とすることを説明する。 【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	
55	モニタリングポスト及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（警報動作範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの警報動作範囲について説明する。 ・環境モニタリング設備の系統構成及び警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回									
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
48	6.1.2.3 環境モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計を設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	△	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境モニタリング設備の構成について説明する。</li> <li>環境モニタリング設備の配置について説明する。</li> </ul> <p>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。</li> </ul> <p>・環境モニタリング設備の構成、配置及び計測範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>
50	モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存）	△	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境モニタリング設備の系統構成について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> </ul> <p>・環境モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>
51	モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	—	—	—	—	—	—	—	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とすることを説明する。</li> </ul> <p>【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト</li> </ul> <p>【3.1.2.3(2)ダストモニタ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダストモニタ</li> </ul>
52	さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	—	—	—	—	—	—	—	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から電源を受電できる設計とすることを説明する。</li> </ul> <p>【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト</li> </ul> <p>【3.1.2.3(2)ダストモニタ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダストモニタ</li> </ul>
53	モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	モニタリングポスト ダストモニタ	—	—	—	—	—	—	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送を、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とすることを説明する。</li> </ul> <p>【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト</li> </ul> <p>【3.1.2.3(2)ダストモニタ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダストモニタ</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> </ul>
54	また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	—	—	—	—	—	—	—	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送を、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とすることを説明する。</li> </ul> <p>【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト</li> </ul> <p>【3.1.2.3(2)ダストモニタ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダストモニタ</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul>
55	モニタリングポスト及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（警報動作範囲）	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。</li> </ul> <p>【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト及びダストモニタの警報動作範囲について説明する。</li> </ul> <p>・環境モニタリング設備の系統構成及び警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの警報動作範囲について説明する。 ・環境モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工設添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	-	-	-	-	-
57	モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・モニタリングポスト及びダストモニタはMOX燃料加工施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-
58	また、積算線量計は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 積算線量計	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・積算線量計は廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-
59	モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・モニタリングポスト及びダストモニタはMOX燃料加工施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-
60	また、積算線量計は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 積算線量計	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・積算線量計は廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-
61	重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・重大事故等時における環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・重大事故等時における周辺監視区域の線量の測定について説明する。 ・重大事故等時において再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・検出器の種類について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての環境モニタリング設備による計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-
62	環境モニタリング設備は、重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・重大事故等時における環境モニタリング設備のモニタリング対象を説明する。	-	-	-	-	-
63	環境モニタリング設備は、非常用内電源系統に加えて、環境モニタリング用代替電源設備である環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング用可搬型発電機から給電できる設計であることを説明する。	-	-	-	-	-
64	環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回									
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ施設に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
56	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超過した場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲</p> <p>・環境モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>
57	モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（共用）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	—	—	—	—	—	—	—	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・モニタリングポスト及びダストモニタはMOX燃料加工施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>
58	また、積算線量計は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 積算線量計	設計方針（共用）	○	積算線量計	—	—	—	—	—	—	—	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・積算線量計は廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>
59	モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（共用）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	—	—	—	—	—	—	—	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・モニタリングポスト及びダストモニタはMOX燃料加工施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>
60	また、積算線量計は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 積算線量計	設計方針（共用）	○	積算線量計	—	—	—	—	—	—	—	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・積算線量計は廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>
61	重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	—	—	—	—	—	—	—	<p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・重大事故等時における環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・重大事故等時における周辺監視区域の線量の測定について説明する。 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1 放射線管理施設の計測範囲</p> <p>・重大事故等時において再処理施設から大気へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・検出器の種類について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての環境モニタリング設備による計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。</p>
62	環境モニタリング設備は、重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	—	—	—	—	—	—	—	<p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備</p> <p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・重大事故等時における環境モニタリング設備のモニタリング対象を説明する。</p>
63	環境モニタリング設備は、非常用内電源系統に加えて、環境モニタリング用代替電源設備である環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	—	—	—	—	—	—	—	<p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3 環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ</p> <p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング用可搬型発電機から給電できる設計であることを説明する。</p>
64	環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（悪影響防止）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	—	—	—	—	—	—	—	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—
66	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	—	—	—	—	—
67	環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—
68	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。また、十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（個数及び容量等） 設計方針（計測範囲）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—
69	環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—
70	環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
71	また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
72	6.1.3 放射線サーベイ機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
73	放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器として、アルファ・ベータ線用サーベイメータ、ガンマ線用サーベイメータ、中性子線用サーベイメータ、エアスニフア、ダストサンプラ、ガスモニタ及びダストモニタを設ける設計とする。	設置要求	【放射線サーベイ機器】 アルファ・ベータ線用サーベイメータ ガンマ線用サーベイメータ 中性子線用サーベイメータ エアスニフア ダストサンプラ ガスモニタ ダストモニタ	設計方針（放射線サーベイ機器の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.3 放射線サーベイ機器	【3.1.3 放射線サーベイ機器】 ・放射線サーベイ機器の構成について説明する。 ・外部放射線に係る線量当量率、線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について説明する。 ・放射線サーベイ機器の構成及び線量当量率等の測定については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—
74	放射線サーベイ機器のガンマ線サーベイメータは、廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【放射線サーベイ機器】 ガンマ線用サーベイメータ	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・ガンマ線サーベイメータは廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることにより、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—
75	共用する放射線サーベイ機器は、仕様及び測定に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【放射線サーベイ機器】 ガンマ線用サーベイメータ	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・ガンマ線サーベイメータは廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることにより、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回									
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
65	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保すること、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量等（常設重大事故等対処設備））	○	モニタリングポスト ダストモニタ	-	-	-	-	-	-	-	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】 【(2)悪影響防止】</p> <p>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p> <p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>・重大事故等対処設備の個数及び容量 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>
66	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に処用に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	○	モニタリングポスト ダストモニタ	-	-	-	-	-	-	-	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(1)多様性、位置的分散】</p> <p>・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。</p>
67	環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（悪影響防止）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	-	-	-	-	-	-	-	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <p>・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。</p>
68	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（個数及び容量等（常設重大事故等対処設備）） 設計方針（計測範囲）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	-	-	-	-	-	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	-	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p> <p>4.1 放射線管理施設の計測範囲</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p> <p>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</p> <p>・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。</p>
69	環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	○	基本方針	基本方針	-	-	-	-	-	-	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】</p> <p>・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。</p>
70	環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（試験・検査性）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	-	-	-	-	-	-	-	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】</p> <p>【(2)試験・検査性】</p> <p>・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。</p>
71	また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（試験・検査性）	○	モニタリングポスト ダストモニタ	-	-	-	-	-	-	-	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】</p> <p>【(2)試験・検査性】</p> <p>・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。</p>
72	6.1.3 放射線サーベイ機器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
73	放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器として、アルファ・ベータ線用サーベイメータ、ガンマ線用サーベイメータ、中性子線用サーベイメータ、エアスンプラ、ダストサンプラ、ガスモニタ及びダストモニタを設ける設計とする。	設置要求	【放射線サーベイ機器】 アルファ・ベータ線用サーベイメータ ガンマ線用サーベイメータ 中性子線用サーベイメータ エアスンプラ ダストサンプラ ガスモニタ ダストモニタ	設計方針（放射線サーベイ機器の設備構成、系統構成）	△	基本方針	基本方針	-	-	-	-	-	-	<p>【3.1.3 放射線サーベイ機器】</p> <p>・放射線サーベイ機器の構成について説明する。</p> <p>・外部放射線に係る線量当量率、線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の濃度の測定について説明する。</p> <p>・放射線サーベイ機器の構成及び線量当量率等の測定については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>
74	放射線サーベイ機器のガンマ線サーベイメータは、廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【放射線サーベイ機器】 ガンマ線用サーベイメータ	設計方針（共用）	○	-	ガンマ線サーベイメータ	-	-	-	-	-	-	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】</p> <p>○悪影響防止</p> <p>○共用</p> <p>・ガンマ線サーベイメータは廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることにより、監視結果の共有を図る設計とすることにより、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>
75	共用する放射線サーベイ機器は、仕様及び測定に係る運用を各施設で同一とする設計とすること、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【放射線サーベイ機器】 ガンマ線用サーベイメータ	設計方針（共用）	○	-	ガンマ線サーベイメータ	-	-	-	-	-	-	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】</p> <p>○悪影響防止</p> <p>○共用</p> <p>・ガンマ線サーベイメータは廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることにより、監視結果の共有を図る設計とすることにより、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
76	6.2 代替モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
77	重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び総量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。	設置要求	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p> <p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車</p> <p>【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）</p> <p>【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型換気率計 可搬型タストモニタ</p> <p>【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車</p> <p>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型タストサンブラ（SA）</p>	設計方針（代替モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2 代替モニタリング設備	【3.2 代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	
78	代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。	設置要求	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p> <p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車</p> <p>【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）</p> <p>【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型換気率計 可搬型タストモニタ</p> <p>【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車</p> <p>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型タストサンブラ（SA）</p>	設計方針（代替モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2 代替モニタリング設備	【3.2 代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	
79	6.2.1 代替排気モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
80	重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p> <p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車</p>	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）  VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1 代替排気モニタリング設備  VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図	<p>【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。</p> <p>【VI-2-3 系統図】 ・可搬型排気モニタリング設備の接続に関する系統図</p> <p>【VI-2-4 配置図】 ・代替排気モニタリング設備の取付箇所及び保管場所</p>	—	—	—	—	—	
81	代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部並びに監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p> <p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車</p> <p>【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）</p>	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1 代替排気モニタリング設備 VI-2-5 構造図	<p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。</p> <p>【VI-2-5 構造図】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の構造</p>	—	—	—	—	—	
82	可搬型排気モニタリング設備は、主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p>	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1 代替排気モニタリング設備 (1)可搬型ガスモニタ 4.1 放射線管理施設の計測範囲	<p>【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・重大事故等時における放射性希ガスの測定について説明する。 ・重大事故等時において再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集について説明する。 【3.2.1(1)可搬型ガスモニタ】 ・検出器の種類について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。</p>	—	—	—	—	—	
83	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、電気設備の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。	機能要求①	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p> <p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置</p>	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1 代替排気モニタリング設備	<p>【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備の給電について説明する。</p>	—	—	—	—	—	
84	可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	<p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車</p>	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	<p>【2. 重大事故等対処設備、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p>	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回									
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
76	6.2 代替モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
77	重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び総量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。	設置要求	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p> <p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車</p> <p>【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）</p> <p>【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ</p> <p>【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車</p> <p>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（S A） 中性子線用サーベイメータ（S A） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） 可搬型ダストサンブラ（S A）</p>	設計方針（代替モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	主配管（建屋換気系）	—	—	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2 代替モニタリング設備	【3.2 代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。
78	代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。	設置要求	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p> <p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車</p> <p>【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）</p> <p>【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ</p> <p>【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車</p> <p>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（S A） 中性子線用サーベイメータ（S A） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） 可搬型ダストサンブラ（S A）</p>	設計方針（代替モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	主配管（建屋換気系）	—	—	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2 代替モニタリング設備	【3.2 代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。
79	6.2.1 代替排気モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
80	重大事故等において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p> <p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車</p>	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	—	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）	<p>【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。</p> <p>VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図</p> <p>【VI-2-4 配置図】 ・代替排気モニタリング設備の取付箇所及び保管場所</p>
81	代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部並びに監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p> <p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車</p> <p>【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）</p>	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	主配管（建屋換気系）	—	—	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1 代替排気モニタリング設備 VI-2-5 構造図	<p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。</p> <p>【VI-2-5 構造図】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の構造</p>
82	可搬型排気モニタリング設備は、主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p>	<p>設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）</p> <p>設計方針（計測範囲）</p>	○	—	—	—	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 <計測装置> 検出器の種類 計測範囲	<p>【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・重大事故等時における放射性希ガスの測定について説明する。 ・重大事故等時において再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集について説明する。 【3.2.1(1)可搬型ガスモニタ】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。</p>
83	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、電気設備の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。	機能要求①	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p> <p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置</p>	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	—	—	—	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1 代替排気モニタリング設備	<p>【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備の給電について説明する。</p>
84	可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	<p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車</p>	設計方針（悪影響防止）	○	—	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p>



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
85	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—
86	MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 監視測定用運搬車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—
87	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気系】 主配管（建屋換気系）	基本方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	—	—	—	—	—
88	主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	—	—	—	—	—
89	主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管する場合は主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	—	—	—	—	—
90	北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	—	—	—	—	—
91	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、非専の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気系】 主配管（建屋換気系）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—
92	可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、可搬型ガスモニタの保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型排気サンプリング設備の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（計測範囲）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回									
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
85	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保すること、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	可搬型排気モニタリング用発電機	—	—	—	—	—	—	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <p>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p> <p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>・重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <p>・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>
86	MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保すること、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 監視測定用運搬車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	監視測定用運搬車	—	—	—	—	—	—	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <p>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p> <p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>・重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <p>・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>
87	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）	基本方針（多様性、位置的分散等（事故重大事故等対処設備））	○	—	主配管（建屋換気系）	—	—	—	—	—	—	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(1)多様性、位置的分散】</p> <p>・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。</p>
88	主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	—	—	—	—	—	—	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(1)多様性、位置的分散】</p> <p>・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。</p>
89	主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管する場合は主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	—	—	—	—	—	—	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(1)多様性、位置的分散】</p> <p>・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。</p>
90	北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	—	—	—	—	—	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(1)多様性、位置的分散】</p> <p>・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。</p>
91	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、非等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）	設計方針（悪影響防止）	○	—	主配管（建屋換気系）	—	—	—	—	—	—	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <p>・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。</p>
92	可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするともに、可搬型ガスモニタの保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型排気サンプリング設備の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（計測範囲）	○	—	可搬型排気サンプリング設備 【機能要求②】 可搬型ガスモニタ	—	—	—	—	—	—	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <p>・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p> <p>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</p> <p>・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
93	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1 代替排気モニタリング設備 (1)可搬型ガスモニタ	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.1(1)可搬型ガスモニタ】 ・可搬型ガスモニタの測定値のデータ伝送について説明する。	-	-	-	-	-
94	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1 代替排気モニタリング設備 (3)可搬型排気モニタリング用発電機	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.1(3)可搬型排気モニタリング用発電機】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の給電対象及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
95	可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（指示又は表示）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.7.1 計測結果の指示又は表示	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果又は観測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	-	-	-	-	-
96	また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（記録及び保存）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果の記録及び保存について説明する。	-	-	-	-	-
97	可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（指示又は表示）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1 代替排気モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示	【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・兼用設備について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果又は観測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	-	-	-	-	-
98	MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替排気モニタリング設備】 監視測定用運搬車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
99	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に適切に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
100	可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、嵐（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
101	可搬型データ表示装置は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
102	可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
103	可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気系】 主配管（建屋換気系）	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回							
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
93	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1 代替排気モニタリング設備 (1)可搬型ガスモニタ	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.1(1)可搬型ガスモニタ】 ・可搬型ガスモニタの測定値のデータ伝送について説明する。
94	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	—	可搬型排気モニタリング用発電機	—	—	<発電機> 容量	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1 代替排気モニタリング設備 (3)可搬型排気モニタリング用発電機	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.1(3)可搬型排気モニタリング用発電機】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の給電対象及び容量について説明する。
95	可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（指示又は表示）	○	—	可搬型データ表示装置	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.7.1 計測結果の指示又は表示	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果又は観測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。
96	また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（記録及び保存）	○	—	可搬型データ表示装置	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果の記録及び保存について説明する。	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果の記録及び保存について説明する。
97	可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（指示又は表示）	○	—	可搬型データ表示装置	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1 代替排気モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示	【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・兼用設備について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果又は観測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。
98	MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替排気モニタリング設備】 監視測定用運搬車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	監視測定用運搬車	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
99	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に適切に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
100	可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、嵐（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
101	可搬型データ表示装置は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	施設共通 基本設計方針	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
102	可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
103	可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気系】 主配管（建屋換気系）	設計方針（操作性の確保）	○	主配管（建屋換気系）	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気系】 主配管(管屋換気系)	設計方針(操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	—	—	—	—	—
105	可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
106	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
107	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
108	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
109	6.2.2 代替環境モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
110	重大事故等において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンブラ(SA)	設計方針(代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備(再処理事業所内) VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2 代替環境モニタリング設備 VI-2-4 配置図	【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【VI-2-4 配置図】 ・代替環境モニタリング設備の保管場所	—	—	—	—	—
111	代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ(SA)、中性子線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンブラ(SA)、可搬型環境モニタリング用発電機並びに監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンブラ(SA)	設計方針(代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2 代替環境モニタリング設備 VI-2-5 構造図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【VI-2-5 構造図】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の構造	—	—	—	—	—
112	可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	設計方針(代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2 代替環境モニタリング設備	【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・兼用設備について説明する。	—	—	—	—	—
113	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 監視測定用運搬車	設計方針(代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2 代替環境モニタリング設備	【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・兼用設備について説明する。	—	—	—	—	—
114	可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ	設計方針(代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成) 設計方針(計測範囲)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2 代替環境モニタリング設備 (1)可搬型線量率計 (2)可搬型ダストモニタ 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・重大事故等時における空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等時における周辺監視区域の線量の測定について説明する。 【3.2.2(1)可搬型線量率計】 【3.2.2(2)可搬型ダストモニタ】 ・検出器の種類について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—
115	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱前建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンブラ(SA)	設計方針(指示又は表示) 設計方針(記録及び保存) 設計方針(計測範囲)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2 代替環境モニタリング設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備による計測について説明する。 【3.2.2(4)可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・検出器の種類について説明する。 【3.2.4 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—
116	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回											
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載				
104	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気系】 主配管（建屋換気系）	設計方針（操作性の確保）	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
105	可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	設計方針（試験・検査性）	○	—	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
106	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	設計方針（試験・検査性）	○	—	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
107	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（試験・検査性）	○	—	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	—	—	—	—	—	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
108	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（試験・検査性）	○	—	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	—	—	—	—	—	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
109	6.2.2 代替環境モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
110	重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（S A） 中性子線用サーベイメータ（S A） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） 可搬型ダストサンブラ（S A）	設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	—	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 ガンマ線用サーベイメータ（S A） 中性子線用サーベイメータ（S A） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） 可搬型ダストサンブラ（S A）	—	—	—	—	—	—	—	—	【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2 代替環境モニタリング設備 VI-2-4 配置図 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【VI-2-4 配置図】 ・代替環境モニタリング設備の保管場所
111	代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（S A）、中性子線用サーベイメータ（S A）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンブラ（S A）、可搬型環境モニタリング用発電機並びに監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（S A） 中性子線用サーベイメータ（S A） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） 可搬型ダストサンブラ（S A）	設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	—	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 ガンマ線用サーベイメータ（S A） 中性子線用サーベイメータ（S A） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） 可搬型ダストサンブラ（S A）	—	—	—	—	—	—	—	—	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 3.2.2 代替環境モニタリング設備 VI-2-5 構造図 【VI-2-5 構造図】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の構造
112	可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	—	可搬型データ表示装置	—	—	—	—	—	—	—	—	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 3.2.2 代替環境モニタリング設備
113	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 監視測定用運搬車	設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	—	監視測定用運搬車	—	—	—	—	—	—	—	—	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 3.2.2 代替環境モニタリング設備
114	可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ	設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	○	—	可搬型線量計 可搬型ダストモニタ	—	—	—	—	—	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲 【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・重大事故等時における空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 【3.2.2(1)可搬型線量率計】 (1)可搬型線量率計 (2)可搬型ダストモニタ 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。
115	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱汚建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（S A） 中性子線用サーベイメータ（S A） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） 可搬型ダストサンブラ（S A）	設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	○	—	可搬型ダストサンブラ（S A） 【機能要求②】 ガンマ線用サーベイメータ（S A） 中性子線用サーベイメータ（S A） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）	—	—	—	—	—	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲 【3.2.2(4)可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・検出器の種類について説明する。 【3.2.2(1)可搬型線量率計】 (1)可搬型線量率計 (2)可搬型ダストモニタ 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【3.2.2(4)可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・検出器の種類について説明する。 【3.2.2(1)可搬型線量率計】 (1)可搬型線量率計 (2)可搬型ダストモニタ 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。
116	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（悪影響防止）	○	—	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	—	—	—	—	—	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多源性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
117	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
118	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	-	-	-	-	-
119	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制鋼建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンブラ(SA)	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	-	-	-	-	-
120	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針(計測範囲)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-
121	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針(代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備(再処理事業所内) VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2 代替環境モニタリング設備 (1)可搬型線量率計 (2)可搬型ダストモニタ	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.2(1)可搬型線量率計】 【3.2.2(2)可搬型ダストモニタ】 ・可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタの測定値のデータ伝送について説明する。	-	-	-	-	-
122	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針(代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2 代替環境モニタリング設備 (3)可搬型環境モニタリング用発電機	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.2(3)可搬型環境モニタリング用発電機】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の給電対象及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
123	ガンマ線用サーベイメータ(SA)は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ(SA)	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針(計測範囲)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-
124	中性子線用サーベイメータ(SA)は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 中性子線用サーベイメータ(SA)	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針(計測範囲)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回								
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
117	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	—	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
118	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 【(1)多様性、位置的分散】
119	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制脚建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダストサンブラ（SA）	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	ガンマ線用サーベイメータ（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダストサンブラ（SA）	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【(1)多様性、位置的分散】 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【(1)多様性、位置的分散、悪影響防止等】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
120	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（計測範囲）	○	—	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。】 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。
121	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	—	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	—	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2 代替環境モニタリング設備 (1)可搬型線量率計 (2)可搬型ダストモニタ	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。】 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.2(1)可搬型線量率計】 【3.2.2(2)可搬型ダストモニタ】 ・可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタの測定値のデータ伝送について説明する。
122	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	○	—	可搬型環境モニタリング用発電機	—	—	—	<発電機> 容量	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2 代替環境モニタリング設備 (3)可搬型環境モニタリング用発電機	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。】 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.2(3)可搬型環境モニタリング用発電機】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の給電対象及び容量について説明する。
123	ガンマ線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（SA）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（計測範囲）	○	—	ガンマ線用サーベイメータ（SA）	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。】 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。
124	中性子線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 中性子線用サーベイメータ（SA）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（計測範囲）	○	—	中性子線用サーベイメータ（SA）	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。】 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
125	アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンプラ (SA) の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	設計方針 (個数及び容量) (可搬型重大事故等対処設備) 設計方針 (計測範囲)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-
126	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に処用に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への処処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
127	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる耐衝撃構造、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への処処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	基本方針 (環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
128	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
129	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、内部発生放射性物質の影響を考慮し、耐衝撃構造、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生放射性物質の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への処処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
130	可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-
131	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-
132	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-
133	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-
134	6.3 試料分析関係設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
135	再処理施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための試料分析関係設備として、放射能測定設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、核種分析装置 (アルファ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) を設置する設計とする。	設置要求	【放射能測定設備】 放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用) 核種分析装置 (ガンマ線用) 核種分析装置 (アルファ線用)	設計方針 (試料分析関係設備)の設備構成、系統構成 設計方針 (指示又は表示) 設計方針 (記録及び保存)	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.1 試料分析関係設備 3.5.1 計測結果の指示又は表示 3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.1 試料分析関係設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する ・作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての試料分析関係設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・試料分析関係設備の構成、作業環境の放射線管理用試料の放射能測定、計測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については、既設工事添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	-	-	-	-	-
136	再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための試料分析関係設備として、放出管理分析設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) を設置する設計とする。	設置要求	【放出管理分析設備】 放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 核種分析装置 (ガンマ線用)	設計方針 (試料分析関係設備)の設備構成、系統構成 設計方針 (指示又は表示) 設計方針 (記録及び保存)	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.1 試料分析関係設備 3.5.1 計測結果の指示又は表示 3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.1 試料分析関係設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する ・放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての試料分析関係設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・試料分析関係設備の構成、作業環境の放射線管理用試料の放射能測定、計測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については、既設工事添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回								
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
125	アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。また、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンプラ (SA) の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処 設備)) 設計方針 (計測範囲)	○	—	可搬型ダストサンプラ (SA)  【機能要求②】 アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。
126	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	目頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処 設備))	○	—	基本方針	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
127	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる耐衝撃建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処 設備))	○	—	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
128	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、滲水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処 設備))	○	—	施設共通 基本設計方針	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
129	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、内部発生放射性物質の影響を考慮し、耐震建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生放射性物質の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	目頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処 設備))	○	—	基本方針	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
130	可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	設計方針 (試験・検査 性)	○	—	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
131	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	設計方針 (試験・検査 性)	○	—	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
132	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針 (試験・検査 性)	○	—	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
133	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針 (試験・検査 性)	○	—	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
134	6.3 試料分析関係設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
135	再処理施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための試料分析関係設備として、放射能測定設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、核種分析装置 (ガンマ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) を設置する設計とする。	設置要求	【放射能測定設備】 放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用) 核種分析装置 (ガンマ線用) 核種分析装置 (アルファ線用)	設計方針 (試料分析関係 設備の設備構成、系統構 成) 設計方針 (指示又は表 示) 設計方針 (記録及び保 存)	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.1 試料分析関係設備 3.5.1 計測結果の指示又は表示 3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.1 試料分析関係設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する ・作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての試料分析関係設備の計測結果の記録及び保存について説明する。
136	再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための試料分析関係設備として、放出管理分析設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) を設置する設計とする。	設置要求	【放出管理分析設備】 放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 核種分析装置 (ガンマ線用)	設計方針 (試料分析関係 設備の設備構成、系統構 成) 設計方針 (指示又は表 示) 設計方針 (記録及び保 存)	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.1 試料分析関係設備 3.5.1 計測結果の指示又は表示 3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.1 試料分析関係設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する ・放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての試料分析関係設備の計測結果の記録及び保存について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
137	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための試料分析関係設備として、環境試料測定設備の放射能測定装置（ベータ線用）、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。	設置要求	【環境試料測定設備】 放射能測定装置（ベータ線用） 核種分析装置（ガンマ線用） 核種分析装置（アルファ線用）	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存）	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.1 試料分析関係設備 3.5.1 計測結果の指示又は表示 3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.1 試料分析関係設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する ・環境試料の放射能測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての試料分析関係設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・試料分析関係設備の構成、作業環境の放射線管理用試料の放射能測定、計測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—
138	環境試料測定設備のうち、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用） 核種分析装置（アルファ線用）	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・環境試料測定設備の一部はMOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—
139	環境試料測定設備のうち、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用） 核種分析装置（アルファ線用）	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・環境試料測定設備の一部はMOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—
140	重大事故等において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置（アルファ・ベータ線用） 放射能測定装置（低エネルギーベータ線用） 核種分析装置（ガンマ線用）  【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.1 試料分析関係設備 3.1.2 放出管理分析設備 3.1.3 環境試料測定設備 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲  VI-2-4 配置図	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・環境試料測定設備の一部はMOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。  【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【3.1 試料分析関係設備】 ・重大事故等における試料分析関係設備の構成について説明する。 【3.1.2 放出管理分析設備】 ・放出管理分析設備の構成について説明する。 ・放出管理分析設備による再処理施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。 【3.1.3 環境試料測定設備】 ・環境試料測定設備の構成について説明する。 ・環境試料測定設備による周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。  【VI-2-4 配置図】 ・試料分析関係設備の配置	—	—	—	—	—
141	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、重大事故等において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置（アルファ・ベータ線用） 放射能測定装置（低エネルギーベータ線用） 核種分析装置（ガンマ線用）  【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.1 試料分析関係設備 3.1.1 試料の種類及び測定頻度 3.1.2 放出管理分析設備 3.1.3 環境試料測定設備 3.5.1 計測結果の指示又は表示 3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【3.1 試料分析関係設備】 【3.1.1 試料の種類及び測定頻度】 ・重大事故等における試料の測定について説明する。 【3.1.2 放出管理分析設備】 ・試料分析関係設備による試料の測定について説明する。 【3.1.3 環境試料測定設備】 ・環境試料測定設備による試料の測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—
142	環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—
143	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量） 設計方針（計測範囲）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止  VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。  【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回								
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
137	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための試料分析関係設備として、環境試料測定設備の放射能測定装置(ベータ線用)、核種分析装置(アルファ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)を設置する設計とする。	設置要求	【環境試料測定設備】 放射能測定装置(ベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用) 核種分析装置(アルファ線用)	設計方針(試料分析関係設備の設備構成、系統構成) 設計方針(指示又は表示) 設計方針(記録及び保存)	△	基本方針	-	-	-	-	-	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.1 試料分析関係設備 3.5.1 計測結果の指示又は表示 3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.1 試料分析関係設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する ・環境試料の放射能測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての試料分析関係設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・試料分析関係設備の構成、作業環境の放射線管理用試料の放射能測定、計測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし
138	環境試料測定設備のうち、核種分析装置(アルファ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用) 核種分析装置(アルファ線用)	設計方針(共用)	○	【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用) 核種分析装置(アルファ線用)	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・環境試料測定設備の一部はMOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
139	環境試料測定設備のうち、核種分析装置(アルファ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)は、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用) 核種分析装置(アルファ線用)	設計方針(共用)	○	【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用) 核種分析装置(アルファ線用)	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・環境試料測定設備の一部はMOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
140	重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用) 【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)	設計方針(試料分析関係設備の設備構成、系統構成) 設計方針(計測範囲)	○	核種分析装置(ガンマ線用)	放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)	-	-	-	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【3.1 試料分析関係設備】 ・重大事故等時における試料分析関係設備の構成について説明する。 【3.1.2 放出管理分析設備】 ・放出管理分析設備の構成について説明する。 ・放出管理分析設備による再処理施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。 【3.1.3 環境試料測定設備】 ・環境試料測定設備の構成について説明する。 ・環境試料測定設備による周辺監視区域境界付近の空气中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。 【VI-2-4 配置図】 ・試料分析関係設備の配置	
141	放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用) 【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)	設計方針(試料分析関係設備の設備構成、系統構成) 設計方針(指示又は表示) 設計方針(記録及び保存) 設計方針(計測範囲)	○	核種分析装置(ガンマ線用)	放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)	-	-	-	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【3.1 試料分析関係設備】 ・重大事故等時における試料の測定について説明する。 【3.1.2 放出管理分析設備】 ・試料分析関係設備による試料の測定について説明する。 【3.1.3 環境試料測定設備】 ・環境試料測定設備による試料の測定について説明する。 【3.1.1 試料の種類及び測定頻度】 【3.1.2 放出管理分析設備】 【3.1.3 環境試料測定設備】 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	
142	環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)	設計方針(悪影響防止)	○	核種分析装置(ガンマ線用)	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	
143	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	○	核種分析装置(ガンマ線用)	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
144	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【放出管理分析設備】 放射能測定装置（アルファ・ベータ線用） 放射能測定装置（低エネルギーベータ線用） 核種分析装置（ガンマ線用）  【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	—	—	—	—	—
145	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 放射能測定装置（アルファ・ベータ線用） 放射能測定装置（低エネルギーベータ線用） 核種分析装置（ガンマ線用）  【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—
146	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置（アルファ・ベータ線用） 放射能測定装置（低エネルギーベータ線用） 核種分析装置（ガンマ線用）	設計方針（個数及び容量備） 設計方針（計測範囲）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設  VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。  【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—
147	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）	設計方針（個数及び容量備） 設計方針（計測範囲）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設  VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。  【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—
148	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—
149	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 放射能測定装置（アルファ・ベータ線用） 放射能測定装置（低エネルギーベータ線用） 核種分析装置（ガンマ線用）  【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
150	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 放射能測定装置（アルファ・ベータ線用） 放射能測定装置（低エネルギーベータ線用） 核種分析装置（ガンマ線用）  【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
151	6.4 代替試料分析関係設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
152	重大事故等において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（代替試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備に関する説明書 3.2 可搬型試料分析設備  VI-2-4 配置図	【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【3.2 代替試料分析関係設備】 ・代替試料分析設備の構成について説明する。  【VI-2-4 配置図】 ・代替試料分析関係設備の保管場所	—	—	—	—	—
153	代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（代替試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備に関する説明書 3.2 代替試料分析関係設備	【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【3.2 代替試料分析関係設備】 ・可搬型試料分析設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回										
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載			
144	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	機能要求① 運用要求	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)	基本方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	○	核種分析装置(ガンマ線用)	放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いている重大事故等対処設備の代替設備について説明する。
145	放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)	設計方針(悪影響防止)	○	核種分析装置(ガンマ線用)	放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。
146	放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。とともに、十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)	設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))  設計方針(計測範囲)	○	—	放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)	—	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-3-7 放射線管理施設  VI-1-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。  【VI-1-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	
147	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。とともに、十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)	設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))  設計方針(計測範囲)	○	核種分析装置(ガンマ線用)	—	—	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-3-7 放射線管理施設  VI-1-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。  【VI-1-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	
148	放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	○	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
149	放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)	設計方針(試験・検査性)	○	核種分析装置(ガンマ線用)	放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
150	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)	設計方針(試験・検査性)	○	核種分析装置(ガンマ線用)	放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
151	6.4 代替試料分析関係設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
152	重大事故等において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針(代替試料分析関係設備の設備構成、系統構成)	○	—	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	—	—	—	—	—	—	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.2 可搬型試料分析設備  VI-2-4 配置図	【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【3.2 代替試料分析関係設備】 ・代替試料分析設備の構成について説明する。  【VI-2-4 配置図】 ・代替試料分析関係設備の保管場所
153	代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針(代替試料分析関係設備の設備構成、系統構成)	○	—	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	—	—	—	—	—	—	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.2 代替試料分析関係設備	【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【3.2 代替試料分析関係設備】 ・可搬型試料分析設備の構成について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
154	可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備（主排気筒）、排気サンプリング設備（使用済燃料入れ・貯蔵建屋換気筒）及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.2 代替試料分析関係設備 3.2.1 試料の種類及び測定頻度 3.2.2 可搬型試料分析設備 3.5.1 計測結果の指示又は表示 3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【3.2 代替試料分析関係設備】 【3.2.1 試料の種類及び測定頻度】 ・重大事故等時において測定する試料の種類及び測定頻度について説明する。 【3.2.2 可搬型試料分析設備】 ・重大事故等時における可搬型試料分析設備による試料の測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。 【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-
155	可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.2 代替試料分析関係設備 3.2.1 試料の種類及び測定頻度 3.2.2 可搬型試料分析設備 3.5.1 計測結果の指示又は表示 3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【3.2 代替試料分析関係設備】 【3.2.1 試料の種類及び測定頻度】 ・重大事故等時において測定する試料の種類及び測定頻度について説明する。 【3.2.2 可搬型試料分析設備】 ・重大事故等時における可搬型試料分析設備による試料の測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。 【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-
156	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.2 代替試料分析関係設備 3.2.1 試料の種類及び測定頻度 3.2.2 可搬型試料分析設備 3.5.1 計測結果の指示又は表示 3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【3.2 代替試料分析関係設備】 【3.2.1 試料の種類及び測定頻度】 ・重大事故等時において測定する試料の種類及び測定頻度について説明する。 【3.2.2 可搬型試料分析設備】 ・重大事故等時における可搬型試料分析設備による試料の測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。 【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-
157	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
158	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
159	可搬型試料分析設備は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	-	-	-	-	-
160	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（計測範囲）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回				仕様表	添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)			
154	可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備（主排気筒）、排気サンプリング設備（使用済燃料入れ、貯蔵建屋換気筒）及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	○	—	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	【3.2 代替試料分析関係設備】 【3.2.1 試料の種類及び測定頻度】 ・重大事故等時において測定する試料の種類及び測定頻度について説明する。 【3.2.2 可搬型試料分析設備】 ・重大事故等時における可搬型試料分析設備による試料の測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。 【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。
155	可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	○	—	可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	【3.2 代替試料分析関係設備】 【3.2.1 試料の種類及び測定頻度】 ・重大事故等時において測定する試料の種類及び測定頻度について説明する。 【3.2.2 可搬型試料分析設備】 ・重大事故等時における可搬型試料分析設備による試料の測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。 【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。
156	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	○	—	可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	【3.2 代替試料分析関係設備】 【3.2.1 試料の種類及び測定頻度】 ・重大事故等時において測定する試料の種類及び測定頻度について説明する。 【3.2.2 可搬型試料分析設備】 ・重大事故等時における可搬型試料分析設備による試料の測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。 【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。
157	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（悪影響防止）	○	—	可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
158	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量 （可搬型重大事故等対処設備））	○	—	可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	—	—	—	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
159	可搬型試料分析設備は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（多様性、位置的分散等 （可搬型重大事故等対処設備））	○	—	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
160	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置	設計方針（個数及び容量 （可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（計測範囲）	○	—	可搬型放射能測定装置	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
161	可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型トリチウム測定装置	設計方針（個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備)） 設計方針（計測範囲）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—
162	MOX燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型核種分析装置	設計方針（個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備)） 設計方針（計測範囲）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—
163	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型試料分析関係設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づき設計することで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備)）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—
164	可搬型試料分析設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理棟屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	基本方針（環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備)）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—
165	可搬型試料分析設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理棟屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備)）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—
166	可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
167	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
168	6.5 環境管理設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
169	敷地周辺の放射線モニタリングを行うための環境管理設備として、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンブラ、よう素サンブラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設置する設計とする。	設置要求	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備	【3.3 環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。 ・環境管理設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—
170	また、敷地内に気象を観測するための環境管理設備として、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）を設置する設計とする。	設置要求	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備	【3.3 環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。 ・環境管理設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—
171	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【3.3 環境管理設備】 ・気象観測設備による気象観測について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境管理設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての気象観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・気象観測設備による気象観測及び観測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—
172	放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・放射能観測車はMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—
173	また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・気象観測設備の一部はMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回							
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
161	可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型トリチウム測定装置	設計方針（個数及び容量 （可搬型重大事故等対処設備） 設計方針（計測範囲）	○	—	可搬型トリチウム測定装置	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p> <p>VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲</p> <p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】</p> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p>
162	MOX燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型核種分析装置	設計方針（個数及び容量 （可搬型重大事故等対処設備） 設計方針（計測範囲）	○	—	可搬型核種分析装置	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p> <p>VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲</p> <p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】</p> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p>
163	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型試料分析関係設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備）	○	—	基本方針	—	—	—	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。</p>
164	可搬型試料分析設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備）	○	—	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	—	—	—	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。</p>
165	可搬型試料分析設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備）	○	—	基本方針	—	—	—	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。</p>
166	可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（試験・検査性）	○	—	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	—	—	—	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。</p>
167	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（試験・検査性）	○	—	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	—	—	—	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。</p>
168	6.5 環境管理設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
169	敷地周辺の放射線モニタリングを行うための環境管理設備として、空間放射線率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンブラ、よう素サンブラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設置する設計とする。	設置要求	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成）	△	基本方針	—	—	—	—	—	<p>【3.3 環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備</p> <p>・環境管理設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>
170	また、敷地内に気象を観測するための環境管理設備として、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）を設置する設計とする。	設置要求	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成）	△	基本方針	—	—	—	—	—	<p>【3.3 環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備</p> <p>・環境管理設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>
171	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存）	△	基本方針	—	—	—	—	—	<p>【3.3 環境管理設備】 ・気象観測設備による気象観測について説明する。</p> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境管理設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.2 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての気象観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</p> <p>・気象観測設備による気象観測及び観測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>
172	放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（共用）	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	—	—	—	—	—	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・放射能観測車はMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設</p>
173	また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	設計方針（共用）	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	—	—	—	—	—	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・気象観測設備の一部はMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
174	放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・放射能観測車はMOX燃料加工施設及び廃棄物 管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で 同一とし、周辺監視区域が同一の区域であること により、測定結果の共有を図る設計とすること で、共用によって再処理施設の安全性を損なわ ない設計とする。	—	—	—	—	—
175	また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・気象観測設備の一部はMOX燃料加工施設及び 廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各 施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であ ることにより、測定結果の共有を図る設計とす ること、共用によって再処理施設の安全性を損 なわない設計とする。	—	—	—	—	—
176	重大事故等時において、環境管理設備の放射能観測車を可搬型重大事故等 対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性 物質の濃度を迅速に測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を 指示する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（環境管理設備 の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表 示） 設計方針（記録及び保 存） 設計方針（計測範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備 3.3.1 放射能観測車 (1)放射能観測車 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の 記録及び保存 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明 書】 【3.3 環境管理設備】 ・重大事故等時における環境管理設備の構成につ いて説明する。 ・放射能観測車の搭載機器について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の敷地周辺における 空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の 測定について説明する。 【3.3.1(1)放射能観測車】 ・検出器の種類について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境管理設備の計測結果の指示又は表示に係る 場所及び方法について説明する。 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果 の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての環境管理設備の計 測結果の記録及び保存について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・放射能観測車の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—
177	重大事故等時において、環境管理設備の気象観測設備（風向風速計、日射 計、放射収支計、雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷 地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果 を記録する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	設計方針（環境管理設備 の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表 示） 設計方針（記録及び保 存）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備 3.3.2 気象観測設備 (1)気象観測設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の 記録及び保存	【3.3 環境管理設備】 ・重大事故等時における環境管理設備の構成につ いて説明する。 ・気象観測設備の観測項目について説明する。 ・重大事故等時における気象観測について説明す る。 【3.3.2(1)気象観測設備】 ・気象観測のための測器について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境管理設備による計測結果の指示又は表示に 係る場所及び方法について説明する。 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果 の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての環境管理設備の計 測結果の記録及び保存について説明する。	—	—	—	—	—
178	環境管理設備は、重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の 空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とす る。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（環境管理設備 の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備	【3.3 環境管理設備】 ・重大事故等時における環境管理設備のモニタリ ング対象について説明する。 ・重大事故等時における気象観測設備のモニタリ ング対象について説明する。	—	—	—	—	—
179	環境管理設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影 響について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—
180	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工 施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保するこ とで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書】 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故 等対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影 響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説 明する。	—	—	—	—	—
181	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支 計、雨量計）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処 を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対 処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書】 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故 等対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影 響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説 明する。	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回								
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
174	放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（共用）	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・放射能観測車はMOX燃料加工施設及び廃棄物 管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設 で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であるこ とにより、測定結果の共有を図る設計とすること で、共用によって再処理施設の安全性を損なわな い設計とする。
175	また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	設計方針（共用）	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・気象観測設備の一部はMOX燃料加工施設及び 廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各 施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であ ることにより、測定結果の共有を図る設計とすること で、共用によって再処理施設の安全性を損なわな い設計とする。
176	重大事故等時において、環境管理設備の放射能観測車を可搬型重大事故等 対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性 物質の濃度を迅速に測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を 指示する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（環境管理設備 の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	-	-	-	-	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備 3.3.1 放射能観測車 3.3.1.1 放射能観測車 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の 記録及び保存 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明 書】 【3.3 環境管理設備】 ・重大事故等時における環境管理設備の構成につ いて説明する。 ・放射能観測車の搭載機器について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の敷地周辺における 空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の 測定について説明する。 【3.3.1(1)放射能観測車】 ・検出器の種類について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境管理設備の計測結果の指示又は表示に係る 場所及び方法について説明する。 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果 の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての環境管理設備の計 測結果の記録及び保存について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・放射能観測車の計測範囲について説明する。
177	重大事故等時において、環境管理設備の気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷 地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果 を記録する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	設計方針（環境管理設備 の設備構成、系統構成） 設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存）	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	-	-	-	-	-	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備 3.3.2 気象観測設備 (1)気象観測設備 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の 記録及び保存	【3.3 環境管理設備】 ・重大事故等時における環境管理設備の構成につ いて説明する。 ・気象観測設備の観測項目について説明する。 ・重大事故等時における気象観測について説明する。 【3.3.2(1)気象観測設備】 ・気象観測のための測器について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境管理設備による計測結果の指示又は表示に 係る場所及び方法について説明する。 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果 の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての環境管理設備の計 測結果の記録及び保存について説明する。
178	環境管理設備は、重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の 空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（環境管理設備 の設備構成、系統構成）	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	-	-	-	-	-	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備	【3.3 環境管理設備】 ・重大事故等時における放射能観測車のモニタリ ング対象について説明する。 ・重大事故等時における気象観測設備のモニタリ ング対象について説明する。
179	環境管理設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（悪影響防止）	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影 響について考慮する事項を説明する。
180	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工 施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保するこ とで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量 （可搬型重大事故等対処 設備））	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【2. 重大事故等対処設備】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影 響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説 明する。	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影 響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説 明する。
181	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支 計、雨量計）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処 を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対 処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量 （常設重大事故等対処設 備））	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【2. 重大事故等対処設備】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影 響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説 明する。	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影 響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説 明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
182	内的事象を要因とする重大事故が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、漏水及び火災により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	-	-	-	-	-
183	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
184	屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることでの設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
185	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	設計方針（個数及び容量 （常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
186	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び搬量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（個数及び容量 （可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（計測範囲）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・放射能観測車の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-
187	屋外に保管する放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
188	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を及ぼさない場所を設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
189	環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-
190	また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-
191	6.6 代替放射能観測設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
192	重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI(Tl)シンチレーション）(SA) ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）(SA) 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）	設計方針（代替放射能観測設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4 代替放射能観測設備 VI-2-4 配置図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.4 代替放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。 【VI-2-4 配置図】 ・代替放射能観測設備の保管場所	-	-	-	-	-
193	代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（NaI(Tl)シンチレーション）(SA)、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）(SA)、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）で構成する。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI(Tl)シンチレーション）(SA) ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）(SA) 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）	設計方針（代替放射能観測設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4 代替放射能観測設備	【3.4 代替放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。	-	-	-	-	-
194	可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI(Tl)シンチレーション）(SA) ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）(SA) 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）	設計方針（指示又は表示） 設計方針（記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.1 可搬型放射能観測設備 (1) ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA) (2) ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) (3) 中性子線用サーベイメータ(SA) (4) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【3.4.1 可搬型放射能観測設備】 ・重大事故等が発生した場合の可搬型放射能観測設備による空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 【3.4.1(1)ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)】 【3.4.1(2)ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)】 【3.4.1(3)中性子線用サーベイメータ(SA)】 【3.4.1(4)アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)】 ・検出器の種類について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型放射能観測設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・可搬型放射能観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型放射能観測設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-
195	可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI(Tl)シンチレーション）(SA) ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）(SA) 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回										
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載			
182	内的事象を要因とする重大事故が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【環境管理設備】 気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 放射能観測車搭載機器 放射能観測車(ダストサンブラ及びよう素サンブラ)	基本方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車(ダストサンブラ及びよう素サンブラ)	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。
183	気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	設計方針(悪影響防止)	○	気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	
184	屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることでの設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(悪影響防止)	○	施設共通 基本設計方針	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	
185	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	○	気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	
186	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び流量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車(ダストサンブラ及びよう素サンブラ)	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針(計測範囲)	○	放射能観測車(ダストサンブラ及びよう素サンブラ) 放射能観測車搭載機器	—	—	—	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・放射能観測車の計測範囲について説明する。	
187	屋外に保管する放射能観測車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	○	基本方針	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	
188	気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を及ぼさない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	○	基本方針	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	
189	環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 放射能観測車搭載機器 放射能観測車(ダストサンブラ及びよう素サンブラ)	設計方針(試験・検査性)	○	気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 放射能観測車搭載機器 放射能観測車(ダストサンブラ及びよう素サンブラ)	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	
190	また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 放射能観測車搭載機器 放射能観測車(ダストサンブラ及びよう素サンブラ)	設計方針(試験・検査性)	○	気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 放射能観測車搭載機器 放射能観測車(ダストサンブラ及びよう素サンブラ)	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	
191	6.6 代替放射能観測設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
192	重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA) ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ(SA)	設計方針(代替放射能観測設備の設備構成、系統構成)	○	—	ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA) ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ(SA)	—	—	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4 代替放射能観測設備	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.4 代替放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。
193	代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)、ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)、中性子線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダスト・よう素サンブラ(SA)で構成する。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA) ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ(SA)	設計方針(代替放射能観測設備の設備構成、系統構成)	○	—	ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA) ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ(SA)	—	—	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4 代替放射能観測設備	【3.4 代替放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。
194	可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA) ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)	設計方針(指示又は表示) 設計方針(記録及び保存) 設計方針(計測範囲)	○	—	ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA) ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)	—	—	—	—	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.1 可搬型放射能観測設備 (1)ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA) (2)ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) (3)中性子線用サーベイメータ(SA) (4)アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 3.7.1 計測結果の指示又は表示 3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【3.4.1 可搬型放射能観測設備】 ・重大事故等が発生した場合の可搬型放射能観測設備による空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 【3.4.1(1)ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)】 【3.4.1(2)ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)】 【3.4.1(3)中性子線用サーベイメータ(SA)】 【3.4.1(4)アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)】 ・検出器の種類について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型放射能観測設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・可搬型放射能観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型放射能観測設備の計測範囲について説明する。	
195	可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA) ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ(SA)	設計方針(悪影響防止)	○	—	ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA) ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ(SA)	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
196	MOX燃料加工施設と共用するガンマ線用サーベイメータ（Na I（T1）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（Na I（T1）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量 （可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	
197	MOX燃料加工施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量 （可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	
198	可搬型放射能観測設備は、共通要因によって放射能観測車と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数を放射能観測車が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（Na I（T1）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）	設計方針（多様性、位置的分散等 （可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	—	—	—	—	—	
199	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。ガンマ線用サーベイメータ（Na I（T1）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（Na I（T1）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）	設計方針（個数及び容量 （可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（計測範囲）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1 放射線管理施設の計測範囲	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型放射能観測設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	
200	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる可搬型放射能観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	
201	可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（Na I（T1）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	
202	可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	
203	可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（Na I（T1）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	
204	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（Na I（T1）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	
205	6.7 代替気象観測設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
206	重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 監視測定用運搬車 可搬型データ表示装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（代替気象観測設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5 代替気象観測設備 (1)可搬型気象観測設備 VI-2-4 配置図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.5 代替気象観測設備】 ・代替気象観測設備の構成について説明する。 【VI-2-4 配置図】 ・代替気象観測設備の保管場所	—	—	—	—	—	
207	代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型気象観測用発電機、可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	設計方針（代替気象観測設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 (2)可搬型気象観測用発電機 VI-2-5 構造図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.5 代替気象観測設備】 ・代替気象観測設備の構成について説明する。 ・可搬型気象観測設備による敷地内の気象条件の測定について説明する。 【3.5(1)可搬型気象観測設備】 ・気象観測のための測器について説明する。 【VI-2-5 構造図】 ・可搬型気象観測用発電機の構造	—	—	—	—	—	
208	可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（代替気象観測設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5 代替気象観測設備	【3.5 代替気象観測設備】 ・兼用設備について説明する。	—	—	—	—	—	
209	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 監視測定用運搬車	設計方針（代替気象観測設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5 代替気象観測設備	【3.5 代替気象観測設備】 ・兼用設備について説明する。	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回						仕様表	添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り出し工事)	仕様表			
196	MOX燃料加工施設と共用するガンマ線用サーベイメータ (Na I (T1) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (Na I (T1) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量) (可搬型重大事故等対処設備)	○	—	—	—	—	—	—	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【(2)悪影響防止】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【2.4 環境条件等】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 【2.6 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	
197	MOX燃料加工施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量) (可搬型重大事故等対処設備)	○	—	—	可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)	—	—	—	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 【(1)多様性、位置的分散】 【2.4 環境条件等】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	
198	可搬型放射能観測設備は、共通要因によって放射能観測率と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射能観測車が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (Na I (T1) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)	設計方針 (多様性、位置的分散等) (可搬型重大事故等対処設備)	○	—	—	—	—	—	—	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【2.4 環境条件等】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	
199	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空气中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。ガンマ線用サーベイメータ (Na I (T1) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (Na I (T1) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)	設計方針 (個数及び容量) (可搬型重大事故等対処設備) 設計方針 (計測範囲)	○	—	—	可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)	—	—	—	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型放射能観測設備の計測範囲について説明する。	
200	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	○	—	—	基本方針	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	
201	可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (Na I (T1) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)	基本方針 (環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	○	—	—	ガンマ線用サーベイメータ (Na I (T1) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	
202	可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	○	—	—	基本方針	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	
203	可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (Na I (T1) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)	設計方針 (試験・検査性)	○	—	—	—	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 【2.6 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	
204	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (Na I (T1) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)	設計方針 (試験・検査性)	○	—	—	—	—	—	—	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 【2.6 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	
205	6.7 代替気象観測設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
206	重大事故等において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 監視測定用運搬車 可搬型データ表示装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針 (代替気象観測設備の設備構成、系統構成)	○	—	—	可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	—	—	—	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.5 代替気象観測設備】 【(3.5(1)可搬型気象観測設備の構成について説明する。】 【VI-2-4 配置図】 ・代替気象観測設備の保管場所	
207	代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型気象観測用発電機、可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	設計方針 (代替気象観測設備の設備構成、系統構成)	○	—	—	可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	—	—	—	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.5 代替気象観測設備】 ・代替気象観測設備の構成について説明する。 ・可搬型気象観測設備による敷地内の気象条件の測定について説明する。 【3.5(1)可搬型気象観測設備】 ・気象観測のための測器について説明する。 【VI-2-5 構造図】 ・可搬型気象観測用発電機の構造	
208	可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型データ表示装置	設計方針 (代替気象観測設備の設備構成、系統構成)	○	—	—	可搬型データ表示装置	—	—	—	【3.5 代替気象観測設備】 ・兼用設備について説明する。	
209	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 監視測定用運搬車	設計方針 (代替気象観測設備の設備構成、系統構成)	○	—	—	監視測定用運搬車	—	—	—	【3.5 代替気象観測設備】 ・兼用設備について説明する。	



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
210	可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
211	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
212	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
213	可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	-	-	-	-	-
214	可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに、主排気筒管理棟にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	設計方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	-	-	-	-	-
215	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とする。保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
216	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針 (代替気象観測設備の設備構成、系統構成)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5 代替気象観測設備 (1)可搬型気象観測設備	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.5(1)可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の観測値のデータ伝送について説明する。	-	-	-	-	-
217	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針 (代替気象観測設備の設備構成、系統構成)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5 代替気象観測設備 (2)可搬型気象観測用発電機	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.5(2)可搬型気象観測用発電機】 ・可搬型気象観測用発電機の給電対象及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
218	可搬型風向風速計は、敷地内において風向及び風速を観測できる設計とする。保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
219	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に処用に用いる代替気象観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への処処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
220	代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理棟、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への処処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
221	代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理棟、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を及ぼさない場所を確保することにより、重大事故等への処処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2. 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
222	可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型風向風速計	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-
223	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型風向風速計	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-
224	可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回				仕様表	添付書類	添付書類における記載	
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)				申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切離し工事)
210	可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針(悪影響防止)	○	—	可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
211	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
212	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型気象観測用発電機	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
213	可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
214	可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型風向風速計	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
215	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
216	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針(代替気象観測設備の設備構成、系統構成)	○	—	可搬型気象観測用データ伝送装置	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備(再処理事業所内) VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5 代替気象観測設備 (1)可搬型気象観測設備	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.5(1)可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の観測値のデータ伝送について説明する。
217	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針(代替気象観測設備の設備構成、系統構成)	○	—	可搬型気象観測用発電機	—	—	<発電機> 容量	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 (2)可搬型気象観測用発電機	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.5(2)可搬型気象観測用発電機】 ・可搬型気象観測用発電機の給電対象及び容量について説明する。
218	可搬型風向風速計は、敷地内において風向及び風速を観測できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型風向風速計	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
219	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に処用に用いる代替気象観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への処処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
220	代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への処処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
221	代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所内部発生飛散物の影響を及ぼさない場所に保管することにより、重大事故等への処処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2. 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.1 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
222	可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型風向風速計	設計方針(試験・検査性)	○	—	可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型風向風速計	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
223	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型風向風速計	設計方針(試験・検査性)	○	—	可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型風向風速計	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
224	可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針(試験・検査性)	○	—	可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
225	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	
226	6.8 環境モニタリング用代替電源設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
227	重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備 構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6 環境モニタリング用代替電源設備 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.6 環境モニタリング用代替電源設備】 ・環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。 【VI-2-3 系統図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機と環境モニタリング設備の接続（単線結線図） 【VI-2-4 配置図】 ・環境モニタリング用代替電源設備の保管場所	—	—	—	—	—	
228	環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備 構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6 環境モニタリング用代替電源設備 VI-2-5 構造図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.6 環境モニタリング用代替電源設備】 ・環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。 【VI-2-5 構造図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の構造	—	—	—	—	—	
229	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備 構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6 環境モニタリング用代替電源設備	【3.6 環境モニタリング用代替電源設備】 ・兼用設備について説明する。	—	—	—	—	—	
230	環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—	
231	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量 (可搬型重大事故等対処 設備) )	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	
232	環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（多様性、位置 的分散等（可搬型重大 事故等対処設備) )	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	—	—	—	—	—	
233	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（個数及び容量 (可搬型重大事故等対処 設備) ) 設計方針（環境モニタ リング用代替電源設備設備 構成、系統構成）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6 環境モニタリング用可搬型発電機 (1)環境モニタリング用可搬型発電機	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.6(1)環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の給電対象及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	
234	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等 (可搬型重大事故等対処 設備) )	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	
235	環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	基本方針（環境条件等 (可搬型重大事故等対処 設備) )	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	
236	環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等 (可搬型重大事故等対処 設備) )	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	
237	環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回								
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
225	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（試験・検査性）	○	—	可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明 する。
226	6.8 環境モニタリング用代替電源設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
227	重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備設備構成、系統構成）	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 ・環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。 3.6 環境モニタリング用代替電源設備 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.6 環境モニタリング用代替電源設備】 ・環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。 【VI-2-3 系統図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機と環境モニタリング設備の接続（単線結線図） 【VI-2-4 配置図】 ・環境モニタリング用代替電源設備の保管場所
228	環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備設備構成、系統構成）	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6 環境モニタリング用代替電源設備 VI-2-5 構造図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.6 環境モニタリング用代替電源設備】 ・環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。 【VI-2-5 構造図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の構造
229	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備設備構成、系統構成）	○	—	監視測定用運搬車	—	—	—	—	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6 環境モニタリング用代替電源設備	【3.6 環境モニタリング用代替電源設備】 ・兼用設備について説明する。
230	環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（悪影響防止）	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 (2)悪影響防止 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
231	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
232	環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
233	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（環境モニタリング用代替電源設備設備構成、系統構成）	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機	—	—	—	<発電機> 容量	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6 環境モニタリング用可搬型発電機 (1)環境モニタリング用可搬型発電機	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.6(1)環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の給電対象及び容量について説明する。
234	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	基本方針	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 環境条件等 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
235	環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
236	環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	—	基本方針	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
237	環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（操作性の確保）	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
238	環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
239	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
240	6.9 個人管理用設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
241	放射線業務従事者等の線量評価のための個人管理用設備として、個人線量計を配備し、及びホールボディカウンタを設置する設計とする。	設置要求	【個人管理用設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針（個人管理用設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試験分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【3.3 個人管理用設備】	【3.3 個人管理用設備】 ・個人管理用設備の構成について説明する。 ・個人管理用設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—
242	個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【個人管理用設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○感影響防止 ○共用 ・個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—
243	個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【個人管理用設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○感影響防止 ○共用 ・個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—
244	6.10 出入管理関係設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
245	放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理関係設備として、出入管理設備及び汚染管理設備を設置する設計とする。	設置要求	【出入管理設備】 入退城管理装置 アルファ・ベータ線用サーベイメータ 【汚染管理設備】 更衣室 シャワ室 手洗い場 退出モニタ アルファ・ベータ線用サーベイメータ 洗濯設備	設計方針（出入管理関係設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試験分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【3.4 出入管理関係設備】	【3.4 出入管理関係設備】 ・出入管理関係設備の構成について説明する。 ・出入管理関係設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—
246	再処理施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。	設置要求	【出入管理設備】 入退城管理装置	設計方針（出入管理関係設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試験分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【3.4 出入管理関係設備】	【3.4 出入管理関係設備】 ・出入管理関係設備の構成について説明する。 ・出入管理関係設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	—	—	—	—	—
247	出入管理設備の一部は、廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【出入管理設備】 入退城管理装置	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○感影響防止 ○共用 ・出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—
248	出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【出入管理設備】 入退城管理装置	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○感影響防止 ○共用 ・出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回								
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ施設に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
238	環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（試験・検査性）	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
239	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（試験・検査性）	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
240	6.9 個人管理用設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
241	放射線業務従事者等の線量評価のための個人管理用設備として、個人線量計を配備し、及びホールボディカウンタを設置する設計とする。	設置要求	【個人管理用設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針（個人管理用設備の設備構成、系統構成）	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【3.3 個人管理用設備】	【3.3 個人管理用設備】 ・個人管理用設備の構成について説明する。 ・個人管理用設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし
242	個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【個人管理用設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針（共用）	○	個人線量計 ホールボディカウンタ	個人線量計 ホールボディカウンタ	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ・個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
243	個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【個人管理用設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針（共用）	○	個人線量計 ホールボディカウンタ	個人線量計 ホールボディカウンタ	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ・個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
244	6.10 出入管理関係設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
245	放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理関係設備として、出入管理設備及び汚染管理設備を設置する設計とする。	設置要求	【出入管理設備】 入退城管理装置 アルファ・ベータ線用サーベイメータ 【汚染管理設備】 更衣室 シャワ室 手洗い場 退出モニタ アルファ・ベータ線用サーベイメータ 洗濯設備	設計方針（出入管理関係設備の設備構成、系統構成）	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【3.4 出入管理関係設備】	【3.4 出入管理関係設備】 ・出入管理関係設備の構成について説明する。 ・出入管理関係設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし
246	再処理施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。	設置要求	【出入管理設備】 入退城管理装置	設計方針（出入管理関係設備の設備構成、系統構成）	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【3.4 出入管理関係設備】	【3.4 出入管理関係設備】 ・出入管理関係設備の構成について説明する。 ・出入管理関係設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし
247	出入管理設備の一部は、廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【出入管理設備】 入退城管理装置	設計方針（共用）	△	入退城管理装置	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ・出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
248	出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【出入管理設備】 入退城管理装置	設計方針（共用）	○	入退城管理装置	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.6 放射線管理施設	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ・出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

## 別紙 3

### 基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項		
2	放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、 「2. 地盤」、 「3. 自然現象等」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、 「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	基本方針	—	—	—		
3	放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。	※補足すべき事項の対象無し		
4	また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とするとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。	冒頭宣言 運用要求	基本方針 施設共通 基本設計方針			【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。	※補足すべき事項の対象無し		
5	放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針			【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。 ・放射線監視設備及び環境管理設備による測定結果の表示について説明する。	※補足すべき事項の対象無し		
6	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針			【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	※補足すべき事項の対象無し		
7	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針			【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	※補足すべき事項の対象無し		
8	放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針			【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	※補足すべき事項の対象無し		
9	放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針			【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	※補足すべき事項の対象無し		
11	放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。	機能要求①	設置要求			設計方針（放射線監視設備の設備構成、系統構成）	3.1 放射線監視設備	【3.1 放射線監視設備】 ・放射線監視設備の構成について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
13	再処理施設内の主要箇所放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ 臨界警報装置			設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成）	3.1.1 屋内モニタリング設備	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の構成について説明する。 ・屋内モニタリング設備の配置について説明する。 ・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。  ・屋内モニタリング設備の構成、配置及び系統構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
14	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ						
15	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ						
16	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ ベータ線ダストモニタ						
17	臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 臨界警報装置						
21	屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。	設置要求	基本方針	設計方針（屋外モニタリング設備の設備構成、系統構成）	3.1.2 屋外モニタリング設備	【3.1.2 屋外モニタリング設備】 ・屋外モニタリング設備の構成について説明する。  ・屋外モニタリング設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し		



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項
23	再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	<p>【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</p> <p>【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒） 排気サンプリング設備（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（低レベル廃棄物処理建屋換気筒）</p> <p>【排気モニタリング設備】 冷却空気出口シャフトモニタ</p>			<p>【3.1.2.1 排気モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタリング設備の構成について説明する。</li> <li>・排気モニタリング設備の配置について説明する。</li> <li>・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。</li> </ul> <p>・排気モニタリング設備の構成、配置及び系統構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p> <p>・放出管理のための放射性物質の捕集及び測定について説明する。</p> <p>・主排気筒管理建屋の構造（階数）を説明する。</p> <p>・主排気筒管理建屋の構造については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>	
24	主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、主排気筒管理建屋に収納する。	設置要求	<p>【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ</p> <p>【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）</p> <p>主排気筒管理建屋</p>			<p>・放出管理のための放射性物質の捕集及び測定については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p> <p>・主排気筒管理建屋の構造（階数）を説明する。</p> <p>・主排気筒管理建屋の構造については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>	※補足すべき事項の対象無し
25	主排気筒管理建屋は、地上1階の建物とする設計とする。	設置要求	主排気筒管理建屋				
26	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	<p>【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</p>				
27	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	<p>【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</p>				
28	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	<p>【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</p>	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	3.1.2.1 排気モニタリング設備	
29	排気サンプリング設備は、主排気筒、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒、使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒、ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出される排気中の放射性物質を連続的に捕集する設計とする。	機能要求①	<p>【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒） 排気サンプリング設備（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（低レベル廃棄物処理建屋換気筒）</p>				
30	冷却空気出口シャフトには、冷却空気出口シャフトモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	<p>【排気モニタリング設備】 冷却空気出口シャフトモニタ</p>				
31	重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトを常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	<p>【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</p> <p>【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）</p> <p>【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）</p> <p>【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋換気系）</p>			<p>【3.1.2.1 排気モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等時における排気モニタリング設備の構成について説明する。</li> <li>・重大事故等時において再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の測定について説明する。</li> </ul>	<p>&lt;排気モニタリング設備の設備構成&gt; ⇒排気モニタリング設備の設備構成について説明する。 ・【補足監2】放射線管理施設の設備構成について</p> <p>&lt;排気モニタリング設備の配置&gt; ⇒主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気モニタリング設備（主排気筒）及び排気モニタリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の配置について説明する。 ・【補足監3】放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について</p>
32	排気モニタリング設備は、重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。	機能要求①	<p>【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</p>			<p>【3.1.2.1 排気モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等時における排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象無し

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
31	重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトを常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	3.1.2.1 排気モニタリング設備 (1)主排気筒ガスモニタ(低レンジ・中レンジ) (2)主排気筒ガスモニタ(高レンジ) (3)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【3.1.2.1(1)主排気筒ガスモニタ(低レンジ・中レンジ)】 【3.1.2.1(2)主排気筒ガスモニタ(高レンジ)】 【3.1.2.1(3)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ】 ・検出器の種類について説明する。	<排気モニタリング設備への電力供給> ⇒主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気モニタリング設備（主排気筒）及び排気モニタリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）への電力供給について説明する。 ・【補足監4】放射線管理施設への電力供給について  <排気モニタリング設備の警報動作範囲> ⇒主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの警報設定値を示す。 ・【補足監5】放射線管理施設の警報動作範囲について
46	再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排水モニタリング設備として、排水サンプリング設備を設置し、放出の異常を確認するための排水モニタを設置する設計とする。	設置要求	【排水モニタリング設備】 排水サンプリング設備 排水モニタ	設計方針（排水モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	3.1.2.2 排水モニタリング設備  【3.1.2.2 排水モニタリング設備】 ・排水モニタリング設備の構成について説明する。  ・排水モニタリング設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
47	排水サンプリング設備は、排水をサンプリングする設計とする。	機能要求①	【排水モニタリング設備】 排水サンプリング設備			【3.1.2.2 排水モニタリング設備】 ・放出管理のための排水のサンプリングについて説明する。  ・排水のサンプリングについては、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
49	周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計を設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計				
50	モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・環境モニタリング設備の配置について説明する。 ・環境モニタリング設備の系統構成について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
55	モニタリングポスト及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			・環境モニタリング設備の構成、配置及び系統構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
56	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ				
51	モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とすることを説明する。	※補足すべき事項の対象無し
52	さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から電源を受電できる設計とすることを説明する。	<無停電電源装置の仕様等> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について、その仕様等を説明する。 ・【補足監6】無停電電源装置の仕様等について
53	モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送を、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とすることを説明する。	<モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の多様化> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の経路を示す。 ・【補足監7】モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の多様化について
54	また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ				
61	重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・重大事故等時における環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・重大事故等時における周辺監視区域の線量の測定について説明する。 ・重大事故等時において再処理施設から大気へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。	<環境モニタリング設備の設備構成> ⇒環境モニタリング設備の設備構成について説明する。 ・【補足監2：放射線管理施設の設備構成について】  <環境モニタリング設備の配置> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタの配置について説明する。 ・【補足監3：放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について】
62	環境モニタリング設備は、重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・重大事故等時における環境モニタリング設備のモニタリング対象を説明する。	※補足すべき事項の対象無し
51	モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの電源系統について説明する。	<環境モニタリング設備への電力供給> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタへの電力供給について説明する。 ・【補足監4】環境モニタリング設備への電力供給について
52	さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。	<無停電電源装置の仕様等> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について、その仕様等を説明する。 ・【補足監6】無停電電源装置の仕様等について
53	モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ				<モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の多様化> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の経路を示す。 ・【補足監7】モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の多様化について
54	また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	3.1.2.3 環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ	
61	重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・検出器の種類について説明する。	<環境モニタリング設備への電力供給> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタへの電力供給について説明する。 ・【補足監4】環境モニタリング設備への電力供給について
63	環境モニタリング設備は、非常用所内電源系統に加えて、環境モニタリング用代替電源設備である環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング用可搬型発電機から給電できる設計であることを説明する。	※補足すべき事項の対象無し
73	放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器として、アルファ・ベータ線用サーベイメータ、ガンマ線用サーベイメータ、中性子線用サーベイメータ、エアスニア、ダストサンブラ、ガスモニタ及びダストモニタを設ける設計とする。	設置要求	【放射線サーベイ機器】 エアスニア ガンマ線用サーベイメータ 中性子線用サーベイメータ アルファ・ベータ線用サーベイメータ ダストサンブラ ダストモニタ ガスモニタ	設計方針（放射線サーベイ機器の設備構成、系統構成）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	3.1.3 放射線サーベイ機器  【3.1.3 放射線サーベイ機器】 ・放射線サーベイ機器の構成について説明する。 ・外部放射線に係る線量当量率、線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について説明する。  ・放射線サーベイ機器の構成及び線量当量率等の測定については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
77	重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。	設置要求	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p> <p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車</p> <p>【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管 (建屋換気系)</p> <p>【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ</p> <p>【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車</p> <p>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)</p>	設計方針 (代替モニタリング設備の設備構成、系統構成)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	3.2 代替モニタリング設備	【3.2 代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
78	代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。	設置要求	<p>【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備</p> <p>【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車</p> <p>【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管 (建屋換気系)</p> <p>【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ</p> <p>【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車</p> <p>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)</p>					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項																										
80	重大事故等において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備  【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車	設計方針 (代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成)	3.2.1 代替排気モニタリング設備	【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。	<代替排気モニタリング設備の設備構成> ⇒代替排気モニタリング設備の設備構成について説明する。 ・【補足監5】放射線管理施設の設備構成について																										
81	代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部並びに監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備  【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車  【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気系】 主配管 (建屋換気系)					VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	3.2.1 代替排気モニタリング設備	【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・重大事故等時における放射性希ガスの測定について説明する。 ・重大事故等時において再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集について説明する。	※補足すべき事項の対象無し																						
82	可搬型排気モニタリング設備は、主排気筒又は北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ									設計方針 (代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成)	3.2.1 代替排気モニタリング設備	【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備の給電について説明する。	<代替排気モニタリング設備への電力供給> ⇒可搬型ガスモニタへの電力供給について説明する。 ・【補足監5】代替排気モニタリング設備への電力供給について																		
83	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、電気設備の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備  【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置													3.2.1 代替排気モニタリング設備 (1) 可搬型ガスモニタ	【3.2.1 (1) 可搬型ガスモニタ】 ・検出器の種類について説明する。	<代替排気モニタリング設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型ガスモニタの概略寸法及び重量について説明する。 ・【補足監8】放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について															
97	可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置																3.2.1 代替排気モニタリング設備 (2) 可搬型排気モニタリング用発電機	【3.2.1 (2) 可搬型排気モニタリング用発電機】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の給電対象及び容量について説明する。	<代替排気モニタリング設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型排気モニタリング用発電機の概略寸法及び重量について説明する。 ・【補足監8】放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について												
82	可搬型排気モニタリング設備は、主排気筒又は北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ																			VI-2-3 系統図	【VI-2-3 系統図】 ・可搬型排気モニタリング設備の接続に関する系統図	※補足すべき事項の対象無し									
93	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置																						VI-2-3 系統図	【VI-2-3 系統図】 ・可搬型排気モニタリング設備の接続に関する系統図	※補足すべき事項の対象無し						
94	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機																									VI-2-3 系統図	【VI-2-3 系統図】 ・可搬型排気モニタリング設備の接続に関する系統図	※補足すべき事項の対象無し			
80	重大事故等において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備  【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車																												VI-2-3 系統図	【VI-2-3 系統図】 ・可搬型排気モニタリング設備の接続に関する系統図	※補足すべき事項の対象無し

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
80	重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備  【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車		VI-2-4 配置図 【VI-2-4 配置図】	【VI-2-4 配置図】 ・代替排気モニタリング設備の取付箇所及び保管場所	<代替排気モニタリング設備の保管場所及び配置位置> ⇒代替排気モニタリング設備の保管場所及び配置位置を示す。 ・〔補足監引〕放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について
81	代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部並びに監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備  【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車  【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管 (建屋換気系)	設計方針 (代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成)	VI-2-5 構造図 【VI-2-5 構造図】	【VI-2-5 構造図】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の構造	※補足すべき事項の対象無し
110	重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ  【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車  【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)				
111	代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (S A)、中性子線用サーベイメータ (S A)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 及び可搬型ダストサンブラ (S A)、可搬型環境モニタリング用発電機並びに監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ  【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車  【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)	設計方針 (代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	VI-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。	<代替環境モニタリング設備の設備構成> ⇒代替環境モニタリング設備の設備構成について説明する。 ・〔補足監引〕放射線管理施設の設備構成について
114	可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ			【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・重大事故等時における空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等時における周辺監視区域の線量の測定について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
115	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)			【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備による計測について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
112	可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型データ表示装置			【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・兼用設備について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
113	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 監視測定用運搬車				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
114	可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ	設計方針 (代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.2.2(1)可搬型線量率計】 【3.2.2(2)可搬型ダストモニタ】 ・検出器の種類について説明する。	<代替環境モニタリング設備への電力供給> ⇒可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタへの電力供給について説明する。 ・【補足監4】放射線管理施設への電力供給について  <代替環境モニタリング設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタの概略寸法及び重量について説明する。 ・【補足監8】放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について
121	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置			【3.2.2(1)可搬型線量率計】 【3.2.2(2)可搬型ダストモニタ】 ・可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
122	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用発電機			【3.2.2(3)可搬型環境モニタリング用発電機】 ・可搬型非気モニタリング用発電機の給電対象及び容量について説明する。	<代替環境モニタリング設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型環境モニタリング用発電機の概略寸法及び重量について説明する。 ・【補足監8】放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について
115	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)	設計方針 (代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	VI-2-4 配置図	【3.2.2(4)可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・検出器の種類について説明する。	<代替環境モニタリング設備への電力供給> ⇒可搬型建屋周辺モニタリング設備への電力供給について説明する。 ・【補足監4】放射線管理施設への電力供給について  <代替環境モニタリング設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型建屋周辺モニタリング設備の概略寸法及び重量について説明する。 ・【補足監8】放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について  <代替環境モニタリング設備の記録及び保存> ⇒可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・【補足監9】放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
110	重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ  【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車  【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)			【VI-2-4 配置図】 ・代替環境モニタリング設備の保管場所	<代替環境モニタリング設備の保管場所及び配置位置> ⇒代替環境モニタリング設備の保管場所及び配置位置を示す。 ・【補足監9】放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について
111	代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (S A)、中性子線用サーベイメータ (S A)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 及び可搬型ダストサンブラ (S A)、可搬型環境モニタリング用発電機並びに監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ  【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車  【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)			VI-2-5 構造図	【VI-2-5 構造図】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の構造

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項	
169	敷地周辺の放射線モニタリングを行うための環境管理設備として、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンブラ、よう素サンブラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設ける設計とする。	設置要求	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成）	3.3 環境管理設備	【3.3 環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。  ・環境管理設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し	
170	また、敷地内に気象を観測するための環境管理設備として、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）を設置する設計とする。	設置要求	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）			【3.3 環境管理設備】 ・気象観測設備による気象観測について説明する。  ・気象観測設備による気象観測については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し	
171	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）			【3.3 環境管理設備】 ・重大事故等における環境管理設備の構成について説明する。 ・放射能観測車の搭載機器について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の敷地周辺における空間放射線量率及び空位中の放射性物質の濃度の測定について説明する。	＜環境管理設備の設備構成＞ ⇒放射能観測車の搭載機器並びにダストサンブラ及びよう素サンブラへの電力供給について説明する。 ・【補足監3】放射線管理施設の設備構成について  ＜環境管理設備の保管場所＞ ⇒放射能観測車の保管場所を示す。 ・【補足監3】放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について	
176	重大事故等時において、環境管理設備の放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）			【3.3 環境管理設備】 ・重大事故等時における環境管理設備の構成について説明する。 ・気象観測設備の観測項目について説明する。 ・重大事故等時における気象観測について説明する。	＜環境管理設備の記録及び保存＞ ⇒放射能観測車の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・【補足監9】放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について	
177	重大事故等時において、環境管理設備の気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）			【3.3 環境管理設備】 ・重大事故等時における放射能観測車のモニタリング対象について説明する。 ・重大事故等時における気象観測設備のモニタリング対象について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
178	環境管理設備は、重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）			3.3.1 放射能観測車 (1)放射能観測車	【3.3.1(1)放射能観測車】 ・検出器の種類について説明する。	＜環境管理設備への電力供給＞ ⇒放射能観測車の搭載機器並びにダストサンブラ及びよう素サンブラへの電力供給について説明する。 ・【補足監4】放射線管理施設への電力供給について
176	重大事故等時において、環境管理設備の放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンブラ及びよう素サンブラ）			3.3.2 気象観測設備 (1)気象観測設備	【3.3.2(1)気象観測設備】 ・気象観測のための測器について説明する。	＜環境管理設備への電力供給＞ ⇒気象観測設備への電力供給について説明する。 ・【補足監4】放射線管理施設への電力供給について  ＜環境管理設備の記録及び保存＞ ⇒放射能観測車の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・【補足監9】放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
177	重大事故等時において、環境管理設備の気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）					
192	重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI(Tl)シンチレーション）(SA) ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）(SA) 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）	設計方針（代替放射能観測設備の設備構成、系統構成）	3.4 代替放射能観測設備	【3.4 代替放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の可搬型放射能観測設備による空間放射線量率及び空位中の放射性物質の濃度の測定について説明する。	＜代替放射能観測設備の設備構成＞ ⇒代替放射能観測設備の設備構成について説明する。 ・【補足監3】放射線管理施設の設備構成について	
193	代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（NaI(Tl)シンチレーション）(SA)、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）(SA)、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）で構成する。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI(Tl)シンチレーション）(SA) ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）(SA) 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）			VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
194	可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI(Tl)シンチレーション）(SA) ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）(SA) 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）			3.4.1 可搬型放射能観測設備 (1) ガンマ線用サーベイメータ (NaI(Tl)シンチレーション)(SA) (2) ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) (3) 中性子線用サーベイメータ(SA) (4) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)	【3.4.1(1)ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)】 【3.4.1(2)ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)】 【3.4.1(3)中性子線用サーベイメータ(SA)】 【3.4.1(4)アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)】 ・検出器の種類について説明する。	＜代替放射能観測設備への電力供給＞ ⇒可搬型放射能観測設備への電力供給について説明する。 ・【補足監4】放射線管理施設への電力供給について  ＜代替放射能観測設備の概略寸法及び重量＞ ⇒可搬型放射能観測設備の概略寸法及び重量について説明する。 ・【補足監8】放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について
192	重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI(Tl)シンチレーション）(SA) ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）(SA) 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）			VI-2-4 配置図	【VI-2-4 配置図】 ・代替放射能観測設備の保管場所	＜代替放射能観測設備の保管場所及び配置位置＞ ⇒代替放射能観測設備の保管場所及び配置位置を示す。 ・【補足監3】放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項		
206	重大事故等において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 監視測定用運搬車 可搬型データ表示装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針 (代替気象観測設備の設備構成、系統構成)	3.5 代替気象観測設備	【3.5 代替気象観測設備】 ・代替気象観測設備の構成について説明する。 ・可搬型気象観測設備による敷地内の気象条件の測定について説明する。	<代替気象観測設備の設備構成> ⇒代替気象観測設備の設備構成について説明する。 ・【補足監2】放射線管理施設の設備構成について		
207	代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型気象観測用発電機、可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 監視測定用運搬車 可搬型データ表示装置 可搬型気象観測用発電機			【3.5 代替気象観測設備】 ・兼用設備について説明する。	※補足すべき事項の対象無し		
208	可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型データ表示装置			3.5 代替気象観測設備 (1) 可搬型気象観測設備	【3.5(1) 可搬型気象観測設備】 ・気象観測のための測器について説明する。	<代替気象観測設備への電力供給> ⇒可搬型気象観測設備への電力供給について説明する。 ・【補足監4】放射線管理施設への電力供給について	
209	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 監視測定用運搬車		【3.5(2) 可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の観測値のデータ伝送について説明する。		※補足すべき事項の対象無し		
207	代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型気象観測用発電機、可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 監視測定用運搬車 可搬型データ表示装置 可搬型気象観測用発電機		3.5 代替気象観測設備 (2) 可搬型気象観測用発電機		【3.5(2) 可搬型気象観測用発電機】 ・可搬型気象観測用発電機の給電対象及び容量について説明する。	<代替気象観測設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型気象観測用発電機の概略寸法及び重量について説明する。 ・【補足監8】放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	
216	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置		VI-2-4 配置図	【VI-2-4 配置図】 ・代替気象観測設備の保管場所	<代替気象観測設備の保管場所及び配置位置> ⇒代替気象観測設備の保管場所及び配置位置を示す。 ・【補足監3】放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について		
217	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機		VI-2-5 構造図	【VI-2-5 構造図】 ・可搬型気象観測用発電機の構造	※補足すべき事項の対象無し		
206	重大事故等において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機		設計方針 (環境モニタリング用代替電源設備構成、系統構成)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	3.6 環境モニタリング用代替電源設備	【3.6 環境モニタリング用代替電源設備】 ・環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。	<環境モニタリング用代替電源設備の設備構成> ⇒環境モニタリング用代替電源設備の設備構成について説明する。 ・【補足監2】放射線管理施設の設備構成について
228	環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車				3.6 環境モニタリング用代替電源設備 (1) 環境モニタリング用可搬型発電機	【3.6(1) 環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の給電対象及び容量について説明する。	<環境モニタリング用代替電源設備の概略寸法及び重量> ⇒環境モニタリング用可搬型発電機の概略寸法及び重量について説明する。 ・【補足監8】放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について
229	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 監視測定用運搬車	VI-2-3 系統図			【VI-2-3 系統図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機と環境モニタリング設備の接続 (単線結線図)	<環境モニタリング設備への電力供給> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタへの電力供給について説明する。 ・【補足監4】放射線管理施設への電力供給について	
227	重大事故等において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	VI-2-4 配置図	【VI-2-4 配置図】 ・環境モニタリング用代替電源設備の保管場所	<環境モニタリング用代替電源設備の保管場所及び配置位置> ⇒環境モニタリング用代替電源設備の保管場所及び配置位置を示す。 ・【補足監3】放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について			
227	重大事故等において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	VI-2-5 構造図	【VI-2-5 構造図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の構造について説明する。	※補足すべき事項の対象無し			
228	環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機						



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
14	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ			【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
15	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ			・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
16	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ ベータ線ダストモニタ				
26	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ				
27	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ			【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・排気筒モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
28	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ			・排気筒モニタリング設備の計測結果の指示又は表示については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
30	冷却空気出口シャフトには、冷却空気出口シャフトモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気モニタリング設備】 冷却空気出口シャフトモニタ				
31	重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備(主排気筒)、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトを常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ			【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
50	モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ				
53	モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線(衛星回線を含む。)により多線性を有する設計とし、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針(指示又は表示)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
54	また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ		3.7.1 計測結果の指示又は表示	・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
56	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ				
61	重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
95	可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置			【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果又は観測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
97	可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置				
115	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)			【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
171	気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計)の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 気象観測設備(温度計)			【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境管理設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
176	重大事故等時において、環境管理設備の放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器			【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境管理設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
194	可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA) ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)			【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型放射能観測設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
14	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ			【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・屋内モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・屋内モニタリング設備の計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
16	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ ベータ線ダストモニタ			【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
26	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ			【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
28	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ			【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
30	冷却空気出口シャフトには、冷却空気出口シャフトモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気モニタリング設備】 冷却空気出口シャフトモニタ		3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
50	モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
53	モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
56	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
171	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）			【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての気象観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・気象観測設備の計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
31	重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトを常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	設計方針（記録及び保存）	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。	<排気モニタリング設備の記録及び保存> ⇒主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの計測結果の記録及び保存について説明する。 ・〔補足監9〕放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
61	重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ			【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての環境モニタリング設備による計測結果の記録及び保存について説明する。	<環境モニタリング設備の記録及び保存> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタの計測結果の記録及び保存について説明する。 ・〔補足監9〕放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
96	また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置			【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果の記録及び保存について説明する。	<代替排気モニタリング設備、代替環境モニタリング設備及び代替気象観測設備の記録及び保存> ⇒可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・〔補足監9〕放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
115	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）		3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。	<代替環境モニタリング設備の記録及び保存> ⇒可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・〔補足監9〕放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
176	重大事故等時において、環境管理設備の放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器			【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての環境管理設備の計測結果の記録及び保存について説明する。	<環境管理設備の記録及び保存> ⇒放射能観測車の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・〔補足監9〕放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
177	重大事故等時において、環境管理設備の気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）			【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての環境管理設備の計測結果の記録及び保存について説明する。	<環境管理設備の記録及び保存> ⇒気象観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・〔補足監9〕放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
194	可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（Na I (Tl) シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）			【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・可搬型放射能観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。	<代替放射能観測設備の記録及び保存> ⇒可搬型放射能観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・〔補足監9〕放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
14	エアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エアモニタ 中性子線エアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針 (警報動作範囲)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。  ・屋内モニタリング設備の警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
16	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エアモニタ ベータ線ダストモニタ					
17	臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 臨界警報装置					
26	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ					
28	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ					
30	冷却空気出口シャフトには、冷却空気出口シャフトモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気モニタリング設備】 冷却空気出口シャフトモニタ					
55	モニタリングポスト及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (警報動作範囲)	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	4.2 放射線管理施設の警報動作範囲	【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・排気モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。  ・排気モニタリング設備の警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
56	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ					
3	放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。	※補足すべき事項の対象無し
4	また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計するとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。	冒頭宣言 運用要求	基本方針 施設共通 基本設計方針					
5	放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針					
6	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針					
9	放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
135	再処理施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための試料分析関係設備として、放射能測定設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、核種分析装置(アルファ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)を設置する設計とする。	設置要求	【放射能測定設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用) 核種分析装置(アルファ線用)	設計方針(試料分析関係設備の設備構成、系統構成)	3.1 試料分析関係設備	【3.1 試料分析関係設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。  ・試料分析関係設備の構成及び作業環境の放射線管理用試料の放射能測定については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
136	再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための試料分析関係設備として、放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)を設置する設計とする。	設置要求	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)		3.1 試料分析関係設備	【3.1 試料分析関係設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。  ・試料分析関係設備の構成及び放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
137	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための試料分析関係設備として、環境試料測定設備の放射能測定装置(ベータ線用)、核種分析装置(アルファ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)を設置する設計とする。	設置要求	【環境試料測定設備】 放射能測定装置(ベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用) 核種分析装置(アルファ線用)		3.1 試料分析関係設備	【3.1 試料分析関係設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・環境試料の放射能測定について説明する。  ・試料分析関係設備の構成及び環境試料の放射能測定については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
140	重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)		3.1 試料分析関係設備	【3.1 試料分析関係設備】 ・重大事故等時における試料分析関係設備の構成について説明する。	<試料分析関係設備の設備構成> ⇒試料分析関係設備の設備構成について説明する。 ・【補足監2】試料分析関係設備の設備構成について
141	放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)		3.1.1 試料の種類及び測定頻度	【3.1.1 試料の種類及び測定頻度】 ・重大事故等時における試料の測定について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
140	重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)		3.1.2 放出管理分析設備	【3.1.2 放出管理分析設備】 ・放出管理分析設備の構成について説明する。 ・放出管理分析設備による再処理施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。	<試料分析関係設備への電力供給> ⇒試料分析関係設備への電力供給について説明する。 ・【補足監4】試料分析関係設備への電力供給について
141	放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)		3.1.2 放出管理分析設備	【3.1.2 放出管理分析設備】 ・試料分析関係設備による試料の測定について説明する。	<試料分析関係設備の記録及び保存> ⇒放出管理分析設備及び環境試料測定設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・【補足監3】放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
140	重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)		3.1.3 環境試料測定設備	【3.1.3 環境試料測定設備】 ・環境試料測定設備の構成について説明する。 ・環境試料測定設備による周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度の測定について説明する。	<試料分析関係設備への電力供給> ⇒試料分析関係設備への電力供給について説明する。 ・【補足監4】試料分析関係設備への電力供給について
141	放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)		3.1.3 環境試料測定設備	【3.1.3 環境試料測定設備】 ・環境試料測定設備による試料の測定について説明する。	<試料分析関係設備の記録及び保存> ⇒放出管理分析設備及び環境試料測定設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・【補足監3】放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
140	重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)		VI-2-4 配置図	【VI-2-4 配置図】 ・試料分析関係設備の配置	<試料分析関係設備の配置> ⇒試料分析関係設備の配置について説明する。 ・【補足監3】放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項		
152	重大事故等において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	設計方針 (代替試料分析関係設備の設備構成、系統構成)	設計方針 (代替試料分析関係設備の設備構成、系統構成)	3.2 代替試料分析関係設備	【3.2 代替試料分析関係設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明する。	<代替試料分析関係設備の設備構成> ⇒代替試料分析関係設備の設備構成について説明する。 ・【補足監2】放射線管理施設の設備構成について		
153	代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置						
154	可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備 (主排気筒)、排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) 及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置		3.2.1 試料の種類及び測定頻度	【3.2.1 試料の種類及び測定頻度】 ・重大事故等時において測定する試料の種類及び測定頻度について説明する。	※補足すべき事項の対象無し		
155	可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置		VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	3.2.2 可搬型試料分析設備	【3.2.2 可搬型試料分析設備】 ・重大事故等時における可搬型試料分析設備による試料の測定について説明する。	<代替試料分析関係設備への電力供給> ⇒可搬型試料分析設備への電力供給について説明する。 ・【補足監4】放射線管理施設への電力供給について	
156	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置						
154	可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備 (主排気筒)、排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) 及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置		VI-2-4 配置図	【VI-2-4 配置図】	【VI-2-4 配置図】 ・代替試料分析関係設備の保管場所	<代替試料分析関係設備の保管場所及び配置位置> ⇒代替試料分析関係設備の保管場所及び配置位置を示す。 ・【補足監3】放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について	
155	可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置						
156	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置		VI-2-4 配置図	【VI-2-4 配置図】	【VI-2-4 配置図】 ・代替試料分析関係設備の保管場所	<代替試料分析関係設備の記録及び保存> ⇒可搬型試料分析設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・【補足監3】放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について	
152	重大事故等において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置						
241	放射線業務従事者等の線量評価のための個人管理用設備として、個人線量計を配備し、及びホールボディカウンタを設置する設計とする。	設置要求	【個人管理用設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針 (個人管理用設備の設備構成、系統構成)	3.3 個人管理用設備	【3.3 個人管理用設備】 ・個人管理用設備の構成について説明する。 ・個人管理用設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し		
245	放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理関係設備として、出入管理設備及び汚染管理設備を設置する設計とする。	設置要求	【出入管理設備】 入退城管理装置 放射線サーベイ機器  【汚染管理設備】 更衣室 シャワ室 手洗い場 退出モニタ 放射線サーベイ機器 洗濯設備	設計方針 (出入管理設備の設備構成、系統構成)	3.4 出入管理関係設備	【3.4 出入管理関係設備】 ・出入管理関係設備の構成について説明する。 ・出入管理関係設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し		
246	再処理施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。	設置要求	【出入管理設備】 入退城管理装置						
135	再処理施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための試料分析関係設備として、放射能測定設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、核種分析装置 (アルファ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) を設置する設計とする。	設置要求	【放射能測定設備】 放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用) 核種分析装置 (ガンマ線用) 核種分析装置 (アルファ線用)	設計方針 (指示又は表示)	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し		
136	再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための試料分析関係設備として、放出管理分析設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) を設置する設計とする。	設置要求	【放出管理分析設備】 放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 核種分析装置 (ガンマ線用)						
137	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための試料分析関係設備として、環境試料測定設備の放射能測定装置 (ベータ線用)、核種分析装置 (アルファ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) を設置する設計とする。	設置要求	【環境試料測定設備】 放射能測定装置 (ベータ線用) 核種分析装置 (ガンマ線用) 核種分析装置 (アルファ線用)						
141	放出管理分析設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) 並びに環境試料測定設備の核種分析装置 (ガンマ線用) は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 核種分析装置 (ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置 (ガンマ線用)						
154	可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備 (主排気筒)、排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) 及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置					【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
155	可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置						
156	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置						

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
135	再処理施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための試料分析関係設備として、放射能測定設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、核種分析装置(アルファ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)を設置する設計とする。	設置要求	【放射能測定設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用) 核種分析装置(アルファ線用)	設計方針(記録及び保存)	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての試料分析関係設備の計測結果の記録及び保存について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
136	再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための試料分析関係設備として、放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)を設置する設計とする。	設置要求	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)					
137	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための試料分析関係設備として、環境試料測定設備の放射能測定装置(ベータ線用)、核種分析装置(アルファ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)を設置する設計とする。	設置要求	【環境試料測定設備】 放射能測定装置(ベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用) 核種分析装置(アルファ線用)					
141	放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用) 核種分析装置(ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置(ガンマ線用)	設計方針(記録及び保存)	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。	<試料分析関係設備の記録及び保存> ⇒放出管理分析設備及び環境試料測定設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・【補足監9】放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
154	可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備(主排気筒)、排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置					
155	可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置					
156	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置					
154	可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備(主排気筒)、排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針(記録及び保存)	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。	<代替試料分析関係設備の記録及び保存> ⇒可搬型試料分析設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・【補足監9】放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
155	可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置					
156	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
140	重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置（アルファ・ベータ線用） 放射能測定装置（低エネルギーベータ線用） 核種分析装置（ガンマ線用）  【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）				
141	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置（アルファ・ベータ線用） 放射能測定装置（低エネルギーベータ線用） 核種分析装置（ガンマ線用）  【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）	設計方針（計測範囲）	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	<p>&lt;重大事故等時における、試料分析関係設備の計測範囲&gt; ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・【補足監1】放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</p>
146	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするともに、十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置（アルファ・ベータ線用） 放射能測定装置（低エネルギーベータ線用） 核種分析装置（ガンマ線用）				
147	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするともに、十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）				
154	可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備（主排気筒）、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置				
155	可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置				
156	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置				
160	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置				
161	可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型トリチウム測定装置				
162	MOX燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型核種分析装置				



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項		
18	分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用する。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針 (共用)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	○悪影響防止 ○共用 ・分析建屋のダストモニタの一部は六ヶ所保障措置分析所と共用するが、両施設に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。		
19	分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用するが、分析建屋及び六ヶ所保障措置分析所の空気中の放射性物質の捕集に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ						
57	モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ				○悪影響防止 ○共用 ・モニタリングポスト及びダストモニタはMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。	
58	また、積算線量計は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 積算線量計						○悪影響防止 ○共用 ・積算線量計はMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
59	モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ						
60	また、積算線量計は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 積算線量計						○悪影響防止 ○共用 ・積算線量計はMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
74	放射線サーベイ機器のガンマ線サーベイメータは、廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【放射線サーベイ機器】 ガンマ線用サーベイメータ				○悪影響防止 ○共用 ・ガンマ線サーベイメータは廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。	
75	共用する放射線サーベイ機器は、仕様及び測定に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【放射線サーベイ機器】 ガンマ線用サーベイメータ						○悪影響防止 ○共用 ・ガンマ線サーベイメータは廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
138	環境試料測定設備のうち、核種分析装置 (アルファ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置 (ガンマ線用) 核種分析装置 (アルファ線用)				○悪影響防止 ○共用 ・環境試料測定設備の一部はMOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。	
139	環境試料測定設備のうち、核種分析装置 (アルファ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) は、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置 (ガンマ線用) 核種分析装置 (アルファ線用)						
172	放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車 (ダストサンブラ及びよう素サンブラ)				○悪影響防止 ○共用 ・放射能観測車はMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。	
174	放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車 (ダストサンブラ及びよう素サンブラ)						
173	また、気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計) の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 気象観測設備 (温度計)				○悪影響防止 ○共用 ・気象観測設備の一部はMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。	
175	また、気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計) の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 気象観測設備 (温度計)						
242	個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【個人管理用設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	○悪影響防止 ○共用 ・出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。				
243	個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【個人管理用設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ						
247	出入管理設備の一部は、廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【出入管理設備】 入退域管理装置	○悪影響防止 ○共用 ・個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。				
248	出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【出入管理設備】 入退域管理装置						

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
88	主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備  【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機				
89	主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管する場合は主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備  【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機				
90	北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備  【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置				
118	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ  【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
119	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)				
159	可搬型試料分析設備は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置				
198	可搬型放射能観測設備は、共通要因によって放射能観測車と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射能観測車が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (Na I (T I) シンチレーション) (S A) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (S A)				
213	可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機				
214	可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計				
232	環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
33	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)、北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) 及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒設備のダクトは、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【排気筒モニタ】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【北換気筒】 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒】 主配管 (建屋換気系)				
66	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))			
87	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒設備のダクトの一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒】 主配管 (建屋換気系)		VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書		
144	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放出管理分析設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) 並びに環境試料測定設備の核種分析装置 (ガンマ線用) は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【放出管理分析設備】 放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 核種分析装置 (ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置 (ガンマ線用)				
#N/A	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理等の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 放射能観測車搭載機器 放射能観測車 (ダストサンブラ及びびよう素サンブラ)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))			

64	環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ				
65	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ				
84	可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車				
85	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機				
86	MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 監視測定用運搬車				
116	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ  【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書		
117	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ  【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機				
142	環境試料測定設備の核種分析装置 (ガンマ線用) は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置 (ガンマ線用)				
143	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置 (ガンマ線用) は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置 (ガンマ線用)				
157	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置				
158	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置				

・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。

「36条 重大事故等対処設備」にて定める。

・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。

「36条 重大事故等対処設備」にて定める。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
179	環境管理設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 放射能観測車搭載機器 放射能観測車 (ダストサンブラ及びびよう素サンブラ)				
180	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車 (ダストサンブラ及びびよう素サンブラ)				
181	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)				
195	可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (Na I (Tl) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)				
196	MOX燃料加工施設と共用するガンマ線用サーベイメータ (Na I (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (Na I (Tl) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
197	MOX燃料加工施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)				
210	可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機				
211	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置				
212	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機				
230	環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機				
231	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機				
34	排気モニタリング設備の排気サンプリング設備 (主排気筒) は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気サンプリング設備 (主排気筒)				
35	排気モニタリング設備の主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) 及び北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) 【北換気筒】 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)				
67	環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。 「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
91	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気系】 主配管 (建屋換気系)				
145	放出管理分析設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) 並びに環境試料測定設備の核種分析装置 (ガンマ線用) は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 核種分析装置 (ガンマ線用) 【環境試料測定設備】 核種分析装置 (ガンマ線用)				
183	気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)				
184	屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
36	排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に十分な台数（排気サンプリング設備については2系列）を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）				
65	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ				
68	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。同時に、十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ				
143	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  VI-1-1-3-7 放射線管理施設	・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
146	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。同時に、十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 放射能測定装置（アルファ・ベータ線用） 放射能測定装置（低エネルギーベータ線用） 核種分析装置（ガンマ線用）				
147	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。同時に、十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境試料測定設備】 核種分析装置（ガンマ線用）				
181	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）				
185	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。同時に、1台を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
85	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機				
86	MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 監視測定用運搬車				
92	可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。可搬型ガスモニタの保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型排気サンプリング設備の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備				
93	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置				
94	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とする。保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機				
95	可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とする。保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置				
96	また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置				
98	MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替排気モニタリング設備】 監視測定用運搬車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
117	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ  【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機		VI-1-1-3-7 放射線管理施設	・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
120	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ				
121	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置				
122	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用発電機				
123	ガンマ線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（SA）				
124	中性子線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 中性子線用サーベイメータ（SA）				
125	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンプラ（SA）の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダストサンプラ（SA）				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
158	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置					
160	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置					
161	可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型トリチウム測定装置					
162	MOX燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型核種分析装置					
180	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車(ダストサン ブラ及びよう素サンブラ)					
186	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするともに、1台を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車(ダストサン ブラ及びよう素サンブラ)					
196	MOX燃料加工施設と共用するガンマ線用サーベイメータ(Na I (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ(電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ(SA)及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (Na I (Tl) シンチ レーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サー ベイメータ (SA)					
197	MOX燃料加工施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンブラ(SA)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 可搬型ダスト・よう素サン ブラ (SA)					
199	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするともに、ガンマ線用サーベイメータ(Na I (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ(電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ(SA)及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンブラ(SA)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (Na I (Tl) シンチ レーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サー ベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サン ブラ (SA)	設計方針(個数及 び容量(可搬型重 大事故等対処設 備))	VI-1-1-3 設備 別記載事項の設 定根拠に関する 説明書	VI-1-1-3-7 放射線管理施設	・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
211	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備(風向 風速計、日射計、放射収支 計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝 送装置					
212	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機					
215	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備(風向 風速計、日射計、放射収支 計、雨量計)					
216	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝 送装置					
217	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機					
218	可搬型風向風速計は、敷地内において風向及び風速を観測できる設計とするともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計					
231	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替 電源設備】 環境モニタリング用可搬型 発電機					
233	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング用代替 電源設備】 環境モニタリング用可搬型 発電機					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
40	排気サンプリング設備 (主排気筒) は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (主排気筒)	設計方針 (操作性の確保)	2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
41	排気サンプリング設備 (主排気筒) は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (主排気筒)				
103	可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管 (建屋換気系)				
104	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管 (建屋換気系)				
237	環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機				
37	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気サンプリング設備 (主排気筒) の配管の一部は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
38	主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備 (主排気筒) は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風 (台風) 等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (主排気筒)				
39	排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
69	環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
148	放出管理分析設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) 並びに環境試料測定設備の核種分析装置 (ガンマ線用) は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
188	気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射收支計, 雨量計) は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
99	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
100	可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
101	可搬型データ表示装置は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
102	可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
126	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
127	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ガスモニタ				
128	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
129	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
163	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型試料分析関係設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
164	可搬型試料分析設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置				
165	可搬型試料分析設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
187	屋外に保管する放射能観測車は、風 (台風) 及び雹巻に対して、風 (台風) 及び雹巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
200	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
201	可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl)、シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)				
202	可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
219	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替気象観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
220	代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射取支計、雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等	・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
221	代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
234	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
235	環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機				
236	環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
42	排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (主排気筒) 排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【北換気筒】 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管 (建屋換気系)	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
43	また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (主排気筒) 排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【北換気筒】 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)  【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管 (建屋換気系)				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
44	排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ  【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備 (主排気筒) 排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)				
70	環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ				
43	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ				
105	可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備				
43	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備				
107	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機				
108	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機				
130	可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ  【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における説明書	2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。  「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
43	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ  【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)				
132	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機				
108	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
149	放出管理分析設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) 並びに環境試料測定設備の核種分析装置 (ガンマ線用) は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 核種分析装置 (ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置 (ガンマ線用)				
43	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用) 放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 核種分析装置 (ガンマ線用)  【環境試料測定設備】 核種分析装置 (ガンマ線用)				
166	可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置				
43	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置				
189	環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 放射能観測車搭載機器 放射能観測車 (ダストサンブラ及びびよう素サンブラ)				
43	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 放射能観測車搭載機器 放射能観測車 (ダストサンブラ及びびよう素サンブラ)				
203	可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
43	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)				
222	可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型風向風速計				
43	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 可搬型風向風速計				
224	可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機				
108	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機				
238	環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機				
108	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機				

再処理目次								再処理添付書類構成案								記載概要		申請回数		補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降									1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要			
VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書																						
1.								概要	・本説明書における説明の全体像を示す。								-	-	○	・本説明書における説明の全体像を示す。	※補足すべき事項の対象無し	
2.								基本方針	・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。								-	-	○	・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
3.								放射線管理施設の構成	・放射線管理施設の構成について説明する。								-	-	○	・放射線管理施設の構成について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
	3.1							放射線監視設備	・放射線監視設備の構成について説明する。								-	-	○	・放射線監視設備の構成について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
		3.1.1						屋内モニタリング設備	・屋内モニタリング設備の構成について説明する。 ・屋内モニタリング設備の配置について説明する。 ・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。								-	-	△	・屋内モニタリング設備の構成について説明する。 ・屋内モニタリング設備の配置について説明する。 ・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
		3.1.2						屋外モニタリング設備	・屋外モニタリング設備の構成について説明する。								-	-	○	・屋外モニタリング設備の構成について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
		3.1.2.1						排気モニタリング設備	・排気モニタリング設備の構成について説明する。 ・排気モニタリング設備の配置について説明する。 ・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。 ・放出管理のための放射性物質の捕集及び測定について説明する。 ・主排気筒管理建屋の構造（階数）を説明する。								-	-	○	・排気モニタリング設備の構成について説明する。 ・排気モニタリング設備の配置について説明する。 ・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。 ・放出管理のための放射性物質の捕集及び測定について説明する。 ・主排気筒管理建屋の構造（階数）を説明する。	<排気モニタリング設備への電力供給> ⇒主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気モニタリング設備（主排気筒）及び排気モニタリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）への電力供給について説明する。 ・〔補足監1〕排気モニタリング設備への電力供給について	
			(1)					主排気筒ガスモニタ（低レンジ・中レンジ）	・重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の測定について説明する。								-	-	○	・重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の測定について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
			(2)					主排気筒ガスモニタ（高レンジ）	・排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。								-	-	○	・排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
			(3)					使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ									-	-	○			
		3.1.2.2						排水モニタリング設備	・排水モニタリング設備の構成について説明する。 ・放出管理のための排水のサンプリングについて説明する。								-	-	△	・排水モニタリング設備の構成について説明する。 ・放出管理のための排水のサンプリングについて説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
		3.1.2.3						環境モニタリング設備	・環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・環境モニタリング設備の配置について説明する。 ・環境モニタリング設備の系統構成について説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用内電源系統に接続する設計とすることを説明する。 ・専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から電源を受電できる設計とすることを説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送を、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とすることを説明する。 ・環境モニタリング設備のモニタリング対象を説明する。								-	-	○	・環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・環境モニタリング設備の配置について説明する。 ・環境モニタリング設備の系統構成について説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用内電源系統に接続する設計とすることを説明する。 ・専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から電源を受電できる設計とすることを説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送を、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とすることを説明する。 ・環境モニタリング設備のモニタリング対象を説明する。	<無停電電源装置の仕様等> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について、その仕様等を説明する。 ・〔補足監1〕無停電電源装置の仕様等について	
			(1)					モニタリングポスト	・モニタリングポスト及びダストモニタの電源系統について説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。								-	-	○	・モニタリングポスト及びダストモニタの電源系統について説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。	<環境モニタリング設備への電力供給> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタへの電力供給について説明する。 ・〔補足監1〕環境モニタリング設備への電力供給について	
			(2)					ダストモニタ	・重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 ・専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から電源を受電できる設計とすることを説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送を、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とすることを説明する。 ・環境モニタリング設備のモニタリング対象を説明する。								-	-	○	・重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 ・専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から電源を受電できる設計とすることを説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送を、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とすることを説明する。 ・環境モニタリング設備のモニタリング対象を説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
		3.1.2						放射線サーベイ機器	・放射線サーベイ機器の構成について説明する。 ・外部放射線に係る線量当量率、線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について説明する。								-	-	△	・放射線サーベイ機器の構成について説明する。 ・外部放射線に係る線量当量率、線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
	3.2							代替モニタリング設備	・代替モニタリング設備の構成について説明する。								-	-	○	・代替モニタリング設備の構成について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
		3.2.1						代替排気モニタリング設備	・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の放射性希ガスの測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集について説明する。 ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備の給電について説明する。								-	-	○	・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の放射性希ガスの測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集について説明する。 ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備の給電について説明する。	<代替排気モニタリング設備への電力供給> ⇒可搬型ガスモニタへの電力供給について説明する。 ・〔補足監1〕代替排気モニタリング設備への電力供給について	
			(1)					可搬型ガスモニタ	・重大事故等が発生した場合の放射性希ガスの測定について説明する。 ・検出器の種類について説明する。 ・可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。								-	-	○	・重大事故等が発生した場合の放射性希ガスの測定について説明する。 ・検出器の種類について説明する。 ・可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。	<代替排気モニタリング設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型ガスモニタの概略寸法及び重量について説明する。 ・〔補足監1〕代替排気モニタリング設備の概略寸法及び重量について	
			(2)					可搬型排気モニタリング用発電機	・可搬型排気モニタリング用発電機の容量について説明する。								-	-	○	・可搬型排気モニタリング用発電機の容量について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
		3.2.2						代替環境モニタリング設備	・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・兼用設備について説明する。								-	-	○	・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・兼用設備について説明する。	<代替環境モニタリング設備への電力供給> ⇒可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタへの電力供給について説明する。 ・〔補足監1〕代替環境モニタリング設備への電力供給について	
			(1)					可搬型線量率計	・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 ・検出器の種類について説明する。 ・可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。								-	-	○	・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 ・検出器の種類について説明する。 ・可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。	<代替環境モニタリング設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタの概略寸法及び重量について説明する。 ・〔補足監1〕代替環境モニタリング設備の概略寸法及び重量について	
			(2)					可搬型ダストモニタ	・空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・検出器の種類について説明する。 ・可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。								-	-	○	・空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・検出器の種類について説明する。 ・可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
			(3)					可搬型環境モニタリング用発電機	・可搬型排気モニタリング用発電機の給電対象及び容量について説明する。								-	-	○	・可搬型排気モニタリング用発電機の給電対象及び容量について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
			(4)					可搬型建屋周辺モニタリング設備									-	-	○			
			a.					ガンマ線用サーベイメータ (SA)	・可搬型建屋周辺モニタリング設備による計測について説明する。								-	-	○	・可搬型建屋周辺モニタリング設備による計測について説明する。	<代替環境モニタリング設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型建屋周辺モニタリング設備の概略寸法及び重量について説明する。 ・〔補足監1〕代替環境モニタリング設備の概略寸法及び重量について	
			b.					中性子線用サーベイメータ (SA)	・検出器の種類について説明する。								-	-	○	・検出器の種類について説明する。		
			c.					アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)									-	-	○			
	3.3							環境管理設備	・環境管理設備の構成について説明する。								-	-	○	・環境管理設備の構成について説明する。	※補足すべき事項の対象無し	
		3.3.1						放射能観測車	-								-	-	-	-	※補足すべき事項の対象無し	
			(1)					放射能観測車	・放射能観測車の搭載機器について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の敷地周辺における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 ・検出器の種類について説明する。								-	-	○	・放射能観測車の搭載機器について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の敷地周辺における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 ・検出器の種類について説明する。	<環境管理設備への電力供給> ⇒放射能観測車の搭載機器並びにダストサンブラ及びよう素サンブラへの電力供給について説明する。 ・〔補足監12〕環境管理設備への電力供給について	
		3.3.2						気象観測設備	-								-	-	-	-	※補足すべき事項の対象無し	
			(1)					気象観測設備	・気象観測設備の観測項目について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の気象観測について説明する。								-	-	○	・気象観測設備の観測項目について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の気象観測について説明する。	<環境管理設備への電力供給> ⇒気象観測設備への電力供給について説明する。 ・〔補足監12〕環境管理設備への電力供給について	

再処理目次							再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次		補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.			(イ)以降	1回		第1回 記載概要	2回
	3.4						代替放射能観測設備	・代替放射能観測設備の構成について説明する。	-	-	○	・代替放射能観測設備の構成について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
	3.4.1						可搬型放射能観測設備						
			(1)				ガンマ線用サーベイメータ (NaI(Tl)シンチレーション) (SA)						
			(2)				ガンマ線用サーベイメータ(電離箱) (SA)	・重大事故等が発生した場合の可搬型放射能観測設備による空間放射線量率及び空位中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 ・検出器の種類について説明する。	-	-	○	・重大事故等が発生した場合の可搬型放射能観測設備による空間放射線量率及び空位中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 ・検出器の種類について説明する。	<代替放射能観測設備への電力供給> ⇒可搬型放射能観測設備への電力供給について説明する。 ・[補足監13]代替放射能観測設備への電力供給について <代替放射能観測設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型放射能観測設備の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監14]代替放射能観測設備の概略寸法及び重量について
			(3)				中性子線用サーベイメータ (SA)						
			(4)				アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)						
	3.5						代替気象観測設備	・代替気象観測設備の構成について説明する。 ・兼用設備について説明する。	-	-	○	・代替気象観測設備の構成について説明する。 ・兼用設備について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
			(1)				可搬型気象観測設備	・可搬型気象観測設備の構成について説明する。 ・可搬型気象観測設備による敷地内の気象条件の測定について説明する。 ・可搬型気象観測設備の観測値のデータ伝送について説明する。	-	-	○	・可搬型気象観測設備の構成について説明する。 ・可搬型気象観測設備による敷地内の気象条件の測定について説明する。 ・可搬型気象観測設備の観測値のデータ伝送について説明する。	<代替気象観測設備への電力供給> ⇒可搬型気象観測設備への電力供給について説明する。 ・[補足監15]代替気象観測設備への電力供給について <代替気象観測設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型気象観測設備の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監16]代替気象観測設備の概略寸法及び重量について
			(2)				可搬型気象観測用発電機	・可搬型気象観測用発電機の容量について説明する。	-	-	○	・可搬型気象観測用発電機の容量について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
	3.6						環境モニタリング用代替電源設備	・環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。 ・兼用設備について説明する。	-	-	○	・環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。 ・兼用設備について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
			(1)				環境モニタリング用可搬型発電機	・可搬型気象観測用発電機の給電対象及び容量について説明する。	-	-	○	・可搬型気象観測用発電機の給電対象及び容量について説明する。	<環境モニタリング設備への電力供給> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタへの電力供給について説明する。 ・[補足監3]環境モニタリング設備への電力供給について
	3.7						放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存	-	-	-	-	-	※補足すべき事項の対象無し
	3.7.1						計測結果の指示又は表示	・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタによる計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果又は観測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・環境管理設備による計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・可搬型放射能観測設備による計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	-	-	○	・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタによる計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果又は観測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・環境管理設備による計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 ・可搬型放射能観測設備による計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
	3.7.2						設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存	・屋内モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・設計基準対象の施設としての気象観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。	-	-	△	・屋内モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・設計基準対象の施設としての気象観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
	3.7.3						重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	・重大事故等対処設備としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・重大事故等対処設備としてのモニタリングポスト及びダストモニタによる計測結果の記録及び保存について説明する。 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果の記録及び保存について説明する。 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備による計測結果の記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 ・可搬型放射能観測設備による計測結果の記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。	-	-	○	・重大事故等対処設備としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・重大事故等対処設備としてのモニタリングポスト及びダストモニタによる計測結果の記録及び保存について説明する。 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果の記録及び保存について説明する。 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備による計測結果の記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 ・可搬型放射能観測設備による計測結果の記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
	3.8						その他	-	-	-	-	-	※補足すべき事項の対象無し
	3.8.1						放射線計測器の保有等について	・重大事故等が発生した場合において、再処理工場周辺のモニタリングの拡充に備えた対応について説明する。	-	-	○	・重大事故等が発生した場合において、再処理工場周辺のモニタリングの拡充に備えた対応について説明する。	※補足すべき事項の対象無し

再処理目次						再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数		補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(D)	(a)	(イ)			1回	2回	
4.						放射線管理施設の計測範囲及び警報動作範囲	-	-	-	※補足すべき事項の対象無し
						・屋内モニタリング設備の計測範囲について説明する。			△	・屋内モニタリング設備の計測範囲について説明する。 ※補足すべき事項の対象無し
						・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。			○	・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 <重大事故等時における、主排気筒ガスモニタの計測範囲> ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・【補足監】放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
						・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。			○	・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。 <重大事故等時における、モニタリングポスト及びダストモニタの計測範囲> ⇒周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・【補足監】放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
						・可搬型ガスモニタの計測範囲について説明する。			○	・可搬型ガスモニタの計測範囲について説明する。 <重大事故等時における、可搬型ガスモニタの計測範囲> ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・【補足監】放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
4.1						放射線管理施設の計測範囲	-	-	○	・可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。 <重大事故等時における、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタの計測範囲> ⇒周辺監視区域における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・【補足監】放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
						・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。			○	・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。 <重大事故等時における、可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲> ⇒建屋周辺における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、重大事故等の対処を行う建屋及び出入管理室を設置する建屋の周辺における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・【補足監】放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
						・放射能観測車の計測範囲について説明する。			○	・放射能観測車の計測範囲について説明する。 <重大事故等時における、放射能観測車の計測範囲の妥当性> ⇒敷地周辺における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、敷地周辺における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・【補足監】放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
						・可搬型放射能観測設備の計測範囲について説明する。			○	・可搬型放射能観測設備の計測範囲について説明する。 <重大事故等時における、可搬型放射能観測設備の計測範囲> ⇒敷地周辺における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、敷地周辺における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・【補足監】放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
4.2						放射線管理施設の警報動作範囲	-	-	○	・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 ・排気モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 ・環境モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 ※補足すべき事項の対象無し

再処理目次					再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数		補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(D)	(a)			(イ)	(イ)以降		1回
VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書										
1.					概要	・本説明書における説明の全体像を示す。	-	-	○	・本説明書における説明の全体像を示す。 ※補足すべき事項の対象無し
2.					基本方針	・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	-	-	○	・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。 ※補足すべき事項の対象無し
3.					施設の詳細設計方針	・放射線管理施設の構成を説明する。	-	-	○	・放射線管理施設の構成を説明する。 ※補足すべき事項の対象無し
	3.1				試料分析関係設備	・試料分析関係設備の構成について説明する ・作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。 ・放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。 ・環境試料の放射能測定について説明する。			○	・試料分析関係設備の構成について説明する ・作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。 ・放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。 ・環境試料の放射能測定について説明する。 ※補足すべき事項の対象無し
		3.1.1			試料の種類及び測定頻度	・重大事故等が発生した場合の試料の測定について説明する。			○	・重大事故等が発生した場合の試料の測定について説明する。 ※補足すべき事項の対象無し
			3.1.2		放出管理分析設備	・放出管理分析設備の構成について説明する。 ・放出管理分析設備による再処理施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。 ・試料分析関係設備による試料の測定について説明する。			○	・放出管理分析設備の構成について説明する。 ・放出管理分析設備による再処理施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。 ・試料分析関係設備による試料の測定について説明する。 <試料分析関係設備への電力供給> ⇒放出管理分析設備への電力供給について説明する。 ・[補足監9]試料分析関係設備への電力供給について
				3.1.3	環境試料測定設備	・環境試料測定設備の構成について説明する。 ・環境試料測定設備による周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 ・環境試料測定設備による試料の測定について説明する。			○	・環境試料測定設備の構成について説明する。 ・環境試料測定設備による周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 ・環境試料測定設備による試料の測定について説明する。 <試料分析関係設備への電力供給> ⇒環境試料測定設備への電力供給について説明する。 ・[補足監10]試料分析関係設備への電力供給について
	3.2				代替試料分析関係設備	・代替試料分析関係設備の構成について説明する。			○	・代替試料分析関係設備の構成について説明する。 ※補足すべき事項の対象無し
		3.2.1			試料の種類及び測定頻度	・重大事故等が発生した場合の試料の測定について説明する。			○	・重大事故等が発生した場合の試料の測定について説明する。 ※補足すべき事項の対象無し
				3.2.2	可搬型試料分析設備	・重大事故等が発生した場合の可搬型試料分析設備による試料の測定について説明する。			○	<代替試料分析関係設備への電力供給> ⇒可搬型試料分析設備への電力供給について説明する。 ・[補足監10]代替試料分析関係設備への電力供給について <代替試料分析関係設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型試料分析設備の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監11]代替試料分析関係設備の概略寸法及び重量について
	3.3				個人管理用設備	・個人管理用設備の構成について説明する。	-	-	△	・個人管理用設備の構成について説明する。 ※補足すべき事項の対象無し
	3.4				出入管理関係設備	・出入管理関係設備の構成について説明する。			△	・出入管理関係設備の構成について説明する。 ※補足すべき事項の対象無し
	3.5				試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録	-	-	-	-	※補足すべき事項の対象無し
		3.5.1			計測結果の指示又は表示	・試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。 ・代替試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。	-	-	○	・試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。 ・代替試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。 ※補足すべき事項の対象無し
			3.5.2		設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存	・設計基準対象の施設としての試料分析関係設備の計測結果の記録及び保存について説明する。	-	-	△	・設計基準対象の施設としての試料分析関係設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ※補足すべき事項の対象無し
				3.5.3	重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	・重大事故等対処設備としての試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 ・代替試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。	-	-	○	・重大事故等対処設備としての試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 ・代替試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 ※補足すべき事項の対象無し
4.					試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。 ・可搬型試料分析設備の計測範囲について説明する。	-	-	○	<重大事故等時における、放出管理分析設備の計測範囲> ⇒重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について  <重大事故等時における、環境試料測定設備の計測範囲> ⇒重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について  <重大事故等時における、可搬型試料分析設備の計測範囲> ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明する。ため、重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明する。ため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について

凡例  
 ・「申請回数」について  
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目  
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
 -：当該申請回数で記載しない項目

## 別紙 4

### 添付書類の発電炉との比較



## 別紙4リスト

令和5年1月5日 RO

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙4-1	放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	1/5	0	
別紙4-2	管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	1/5	0	

## 別紙4－1

放射線管理施設の構成に関する説明  
書並びに計測範囲及び警報動作範囲  
に関する説明書

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (1/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>目 次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>3. <u>放射線管理施設の構成</u></p> <p>3.1 <u>放射線監視設備</u></p> <p>3.1.1 <u>屋内モニタリング設備</u></p> <p>3.1.2 <u>屋外モニタリング設備</u></p> <p>3.1.2.1 <u>排気モニタリング設備</u></p> <p>3.1.2.2 <u>排水モニタリング設備</u></p> <p>3.1.2.3 <u>環境モニタリング設備</u></p> <p>3.1.3 <u>放射線サーベイ機器</u></p>	<p>V-1-7-1 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 <u>設計基準対象施設に関する計測</u></p> <p>2.2 <u>重大事故等対処設備に関する計測</u></p> <p>3. <u>放射線管理用計測装置の構成</u></p> <p>3.1 <u>プロセスモニタリング設備</u></p> <p>3.1.1 <u>原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置</u></p> <p>3.1.2 <u>放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を測定する装置</u></p>	<p>再処理施設の設備階層において設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備の階層を設定していないことから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(2/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>3.2 代替モニタリング設備</u></p> <p><u>3.2.1 代替排気モニタリング設備</u></p> <p><u>3.2.2 代替環境モニタリング設備</u></p> <p><u>3.3 環境管理設備</u></p> <p><u>3.3.1 放射能観測車</u></p> <p><u>3.3.2 気象観測設備</u></p> <p><u>3.4 代替放射能観測設備</u></p> <p><u>3.4.1 可搬型放射能観測設備</u></p> <p><u>3.5 代替気象観測設備</u></p> <p><u>3.6 環境モニタリング用代替電源設備</u></p> <p>3.7 放射線管理施設の計測結果の表示, 記録及び保存</p> <p>3.7.1 計測結果の指示又は表示</p> <p>3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>3.8 その他</p> <p>3.8.1 放射線計測器の保有等について</p>	<p><u>3.2 エリアモニタリング設備</u></p> <p><u>3.2.1 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置</u></p> <p><u>3.2.2 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置</u></p> <p><u>3.3 固定式周辺モニタリング設備</u></p> <p><u>3.4 移動式周辺モニタリング設備</u></p> <p>3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示, 記録及び保存</p> <p>3.5.1 計測結果の指示又は表示</p> <p>3.5.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>3.6 その他</p> <p><u>3.6.1 海上モニタリングについて</u></p> <p>3.6.2 放射線計測器の保有等について</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり, 新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉では, 海上モニタリングを実施するため必要な設備を記載しているのに対し, 再処理施設では再処理施設の立地状況(海に面していない)を踏まえ海上モニタリングを不要としていることから記載が異なるものであり, 新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (3/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>4. 放射線管理施設の計測範囲及び警報動作範囲</p> <p>4.1 放射線管理施設の計測範囲</p> <p>4.2 放射線管理施設の警報動作範囲</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第4条, 第20条, 第21条及び第49条, 「<u>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</u>」(以下「事業指定基準規則」という。)<u>第2条, 第23条, 第24条及び第45条並びにそれらの「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」</u>(以下「<u>事業指定基準規則の解釈</u>」という。)に関わる放射線管理施設の構成, 計測範囲及び警報動作範囲について説明するものである。</p>	<p>4. 放射線管理用計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p> <p>4.1 放射線管理用計測装置の計測範囲</p> <p>4.2 放射線管理用計測装置の警報動作範囲</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第34条, 第47条, 第67条, 第69条, 第73条, 第75条及び第76条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に関わる放射線管理施設のうち放射線管理用計測装置の構成, 計測範囲及び警報動作範囲について説明するものである。</p>	<p>放射線管理施設には「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「再処理の事業指定基準規則」という。)においてのみ要求がある設備を含むため記載したものであり, 新たな論点が生じるものではない</p> <p>事業指定基準規則第24条及び事業指定基準規則の解釈には, 再処理施設における環境モニタリング設備の外部電源喪失時の計測を含んでいる。(P4 から)</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(4/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	併せて、技術基準規則第 21 条及び第 49 条、 <u>事業指定基準規則第 23 条、第 24 条及び第 45 条並びにそれらの事業指定基準規則の解釈</u> に関わる放射線管理施設の計測結果の表示及び記録についても説明する。	併せて、技術基準規則第 34 条及びその解釈に関わる放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録、 <u>保存及び外部電源が喪失した場合の計測</u> についても説明する。	放射線管理施設には「再処理の事業指定基準規則」においてのみ要求がある設備を含むため記載したものであり、新たな論点が生じるものではない  再処理施設において、環境モニタリング設備の外部電源が喪失した場合の計測については、事業指定基準規則第 24 条及びその事業指定基準規則の解釈に含まれるため、P3 に記載している。(P3 へ)  「発電炉の技術基準規則」において記録の保存に係る要求があるのに対し、「再処理の技術基準規則」においては同要求事項がないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(5/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>ただし、技術基準規則第21条及び第49条、事業指定基準規則第23条、第24条及び第45条並びにそれらの事業指定基準規則の解釈に関わる設備のうち、出入管理及び個人管理に係る設備の構成並びに試料の分析に係る設備の構成、計測範囲、計測結果の表示及び記録については、「VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書」に記載する。</u></p> <p>今回は、設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備に関する電源及びデータ伝送系の多様化並びに重大事故等対処設備に関する放射線管理施設について説明する。</p>	<p><u>なお、技術基準規則第34条及びその解釈に関わる放射線管理用計測装置のうち設計基準対象施設としてのみ使用する計測装置の構成、計測範囲及び技術基準規則第47条及びその解釈に関わる放射線管理用計測装置の警報機能に関しては、要求事項に変更がないため、今回の申請において変更は行わない。</u></p> <p>今回は、設計基準対象施設に関する表示、電源、記録の保存及びデータ伝送系の多様化並びに重大事故等対処設備に関する放射線管理用計測装置について説明する。</p>	<p>放射線管理施設のうち、他の説明書に記載した内容を説明しているものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>認可済みの設備に関する記載については、「3.放射線管理施設の構成」にて記載する。</p> <p>設計基準対象の施設に関する「表示」及び「記録の保存」は、「発電炉の技術基準規則」において外部電源喪失時の計測及び記録の保存に係る要求事項が追加されたのに対し、「再処理の技術基準規則」においては同要求事項がないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(6/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	2. 基本方針	<p>2. 基本方針</p> <p><u>2.1 設計基準対象施設に関する計測</u></p> <p><u>周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率を計測するための固定式周辺モニタリング設備は、非常用所内電気設備に接続するとともに、専用の無停電電源装置を有し、電源の供給元の切替時に発生する短時間の停電時においても電源を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>指示値は中央制御室及び緊急時対策所へ表示し、中央制御室及び緊急時対策所建屋までの伝送は多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。)の線量当量率を計測するためのエリアモニタリング設備のうち、原子炉建屋エリアモニタ(燃料取替フロア燃料プール)は、外部電源が喪失した場合でも計測できるよう、非常用所内電気設備から給電できる設計とする。</u></p> <p><u>技術基準規則第 34 条及びその解釈に基づき、計測装置の計測結果は、中央制御室に原則表示し、確実に記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。ただし、断続的な試料の分析を行う場合は、従事者が測定結果を記録し保存できる設計とする。</u></p>	各設備の基本的な設計については、「3. 放射線管理施設の構成」の各設備の説明において記載する。



## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(7/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
		<p><u>2.2 重大事故等対処設備に関する計測</u>  <u>技術基準規則第 67 条及びその解釈に基づき、炉心の著しい損傷が発生した場合に、原子炉格納容器外に水素ガスを排出する場合の排出経路における放射性物質濃度を計測するためのプロセスモニタリング設備を設置し、計測結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする。また、直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>技術基準規則第 69 条及びその解釈に基づき、使用済燃料貯蔵槽の上部の空間線量率を、燃料貯蔵設備に係る重大事故等(注)により変動する可能性がある範囲にわたり計測するためのエリアモニタリング設備を設置し、計測結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする。また、直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>技術基準規則第 73 条及びその解釈に基づき、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)、格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)、耐圧強化ベント系放射線モニタ、フィルタ装置出口放射線モニタ(低レンジ)及びフィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ)を設ける設計とするとともに、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障又は故障が疑われ、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。</u></p>	重大事故等に対処するためのパラメータの計測に用いる設備については、当社では「VI-1-2 計測制御系統施設に関する説明書」に記載するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(8/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
		<p><u>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとする。</u></p> <p><u>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータの計測装置の計測範囲は、設計基準事故時に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉格納容器内の放射線量率、最終ヒートシンクの確保に必要なパラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータによる推定の対応手段等により推定できる設計とする。</u></p> <p><u>また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力(計測可能範囲)の明確化をするとともに、パラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータによる推定の対応手段等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定める設計とする。</u></p>	<p>重大事故等に対処するためのパラメータの計測に用いる設備については、当社では「VI-1-2 計測制御系統施設に関する説明書」に記載するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(9/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
		<p><u>原子炉格納容器内の放射線量率、最終ヒートシンクの確保に必要なパラメータは想定される重大事故等の対応に必要な炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとして、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に原則指示又は表示し、記録及び保存できる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等の対応に必要なパラメータは、緊急時対策支援システム伝送装置に電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録については必要な容量を保存できる設計とする。</u></p> <p><u>技術基準規則第 75 条及びその解釈に基づき、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、移動式周辺モニタリング設備を保管する。</u></p> <p><u>固定式周辺モニタリング設備は、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備から電源供給ができる電源構成とする。</u></p> <p><u>固定式周辺モニタリング設備の機能が喪失した場合にその機能を代替するための計測装置を含む移動式周辺モニタリング設備は、現場にて指示又は表示を行うこととし、測定結果を記録及び保存できる設計とする。</u></p>	<p>重大事故等に対処するためのパラメータの計測に用いる設備については、当社では「VI-1-2 計測制御系統施設に関する説明書」に記載するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>各設備の基本的な設計については、「3. 放射線管理施設の構成」の各設備の説明において記載する。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(10/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>第2章 個別項目</p> <p>6. 放射線管理施設</p> <p>放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。</p> <p>放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。</p> <p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とするとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。</p>	<p><u>放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための放射線監視設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。</u></p> <p><u>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とするとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (11/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p>	<p><u>放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備及び環境管理設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(12/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	<p><u>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。</u></p> <p>なお、試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備については、「VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書」に記載する。</p>		基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(13/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3. <u>放射線管理施設の構成</u>  設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備の放射線管理施設における設備構成及び検出器から測定結果の指示、表示及び記録に至るシステム構成並びに電源構成については、「<u>3.1 放射線監視設備</u>」, 「<u>3.2 代替モニタリング設備</u>」, 「<u>3.3 環境管理設備</u>」, 「<u>3.4 代替放射能観測設備</u>」, 「<u>3.5 代替気象観測設備</u>」及び「<u>3.6 環境モニタリング用代替電源設備</u>」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備の放射線管理施設による計測結果の表示、記録及び保存については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」にてとりまとめる。</p>	<p>3. <u>放射線管理用計測装置の構成</u>  設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の放射線管理用計測装置における検出器から測定値の指示、表示及び記録に至るシステム構成及び電源構成については、「<u>3.1 プロセスモニタリング設備</u>」, 「<u>3.2 エリアモニタリング設備</u>」 「<u>3.3 固定式周辺モニタリング設備</u>」, 「<u>3.4 移動式周辺モニタリング設備</u>」に示す。</p> <p><u>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の放射線管理用計測装置による計測結果の表示、記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」にてとりまとめる。</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>「発電炉の技術基準規則」において、設計基準対象設備の記録の保存に係る要求事項が追加されたのに対し、「再処理の技術基準規則」においては同要求事項がないことから申請内容に変更が生じないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(14/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.1 放射線監視設備 放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。</p> <p>6.1.1 屋内モニタリング設備 再処理施設内の主要箇所放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p>	<p>3.1 放射線監視設備 <u>放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。</u></p> <p>3.1.1 屋内モニタリング設備 <u>再処理施設内の主要箇所放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。</u></p> <p><u>エリアモニタはガンマ線エリアモニタ及び中性子線エリアモニタ、ダストモニタはアルファ線ダストモニタ及びベータ線ダストモニタを設置する設計とする。</u></p> <p><u>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>



再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (15/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</p> <p>臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</p>	<p><u>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>臨界事故が発生する可能性は極めて低いと考えられるが、多数の管理方法の組合せで臨界を防止していることにより、臨界管理上重要な施設としている溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に、従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室周辺にて、臨界の発生を直ちに検知するとともに、従事者に臨界事故の発生を報知するため、臨界警報装置を設ける。</u></p> <p><u>臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>また、非常用所内電源系統に接続できる設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(16/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用する。</p> <p>分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用するが、分析建屋及び六ヶ所保障措置分析所の空気中の放射性物質の捕集に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p><u>分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用する。</u></p> <p><u>分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用するが、分析建屋及び六ヶ所保障措置分析所の空気中の放射性物質の捕集に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>屋内モニタリング設備は、監視対象箇所想定される放射線レベル又は放射能レベルを十分測定できるようにするとともに、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）」を参考にして、事故時には、建屋立入りのための線量当量率の状況が把握できるようにする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(17/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>なお、屋内モニタリング設備に関する設計については、再処理施設内の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための設備に認可を受けたものから構造等に変化はないことから、以下の認可を受けたものと同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 6 年 7 月 22 日付け 6 安（核規）第 220 号にて認可を受けた第 3 回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>平成 10 年 6 月 9 日付け 9 安（核規）第 596 号にて認可を受けた第 6 回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> </ul>		

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(18/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.1.2 屋外モニタリング設備 屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。</p> <p>6.1.2.1 排気モニタリング設備 再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、主排気筒管理建屋に収納する。</p>	<p>3.1.2 屋外モニタリング設備 <u>屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。</u></p> <p>3.1.2.1 排気モニタリング設備 <u>再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、排気サンプリング設備（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）、排気サンプリング設備（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）及び排気サンプリング設備（低レベル廃棄物処理建屋換気筒）並びに冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。</u></p> <p><u>主排気筒ガスモニタは、3台の検出部（主排気筒ガスモニタ（低レンジ）、主排気筒ガスモニタ（中レンジ）及び主排気筒ガスモニタ（高レンジ））から構成し、測定対象の放射性希ガス濃度に応じて使い分ける。</u></p> <p><u>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、主排気筒管理建屋に収納する。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針及び事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>主排気筒ガスモニタの構成を示すための記載であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(19/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>主排気筒管理建屋は、地上1階の建物とする設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。</p>	<p><u>主排気筒管理建屋は、地上1階の建物とする設計とする。</u></p> <p><u>主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。</u></p> <p><u>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (20/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>排気サンプリング設備は、主排気筒、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒、使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒、ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出される排気中の放射性物質を連続的に捕集する設計とする。</p> <p>冷却空気出口シャフトには、冷却空気出口シャフトモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。</p>	<p><u>排気サンプリング設備にはよう素用フィルタ、粒子用フィルタ、炭素-14捕集装置及びトリチウム捕集装置を設け、主排気筒、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒、使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒、ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出される排気中の放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムを連続的に捕集する設計とする。</u></p> <p><u>排気サンプリング設備において捕集した試料は、定期的に回収し、試料分析関係設備にて放射性物質の濃度を測定する。</u></p> <p><u>冷却空気出口シャフトには、冷却空気出口シャフトモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>主排気筒及び北換気筒の放射性物質の環境放出管理に係る放射線監視設備については、特に多重性を考慮する。</u></p> <p><u>主排気筒ガスモニタは、非常用所内電源系統に接続する設計とする。</u></p> <p><u>排気筒モニタの機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</u></p>	<p>基本設計方針及び事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>	

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (21/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトを常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は、重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。</p>	<p><u>運転時及び停止時に再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針（昭和53年9月29日原子力委員会決定）」を参考とした設計とするとともに、計測方法及び試料採取方法を定め、環境に放出される放射性物質の濃度及び量を測定できる設計とする。</u></p> <p><u>設計基準事故時に監視及び測定するための設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）」を参考として、事故時にも放出される放射性物質の量を把握できる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトを常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</u></p> <p><u>排気モニタリング設備は、重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(22/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>なお、排気モニタリング設備のうち、排気サンプリング設備（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）、排気サンプリング設備（ハル・エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）及び排気サンプリング設備（低レベル廃棄物処理建屋換気筒）並びに冷却空気出口シャフトモニタに関する設計については、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための設備に認可を受けたものから構造等に変化はないことから、以下の認可を受けたものに同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年7月22日付け6安（核規）第220号にて認可を受けた第3回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>・平成10年6月9日付け9安（核規）第596号にて認可を受けた第6回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>・平成14年6月20日付け平成14・04・30原第13号にて変更の認可を受けた第6回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> </ul>		



## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(23/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ，排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒），北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備の排気サンプリング設備（主排気筒）は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備の主排気筒ガスモニタ，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ，排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(24/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に十分な台数（排気サンプリング設備については2系列）を有する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気サンプリング設備（主排気筒）の配管の一部は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>排気サンプリング設備（主排気筒）は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (25/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>排気サンプリング設備（主排気筒）は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。</p>			

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (26/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(1) <u>主排気筒ガスモニタ(低レンジ)及び主排気筒ガスモニタ(中レンジ)</u>  <u>主排気筒ガスモニタ(低レンジ)及び主排気筒ガスモニタ(中レンジ)</u>は、設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、プラスチックシンチレータに入射したベータ線により生じた蛍光を光電子増倍管により電気信号に変換及び増幅し、パルス信号として検出する。検出したパルス信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて計数率信号に変換した後、計数率を中央制御室の放射線監視盤において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央制御室の放射線監視盤において警報を発する。</p> <p><u>また、緊急時対策所へも測定結果を伝送し、緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備においても測定結果を指示する。</u></p>	<p>(1) <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)</u>  格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、<u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて線量当量率信号へ変換した後、線量当量率を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</u>  <u>また、緊急時対策支援システム伝送装置にて記録及び保存する。</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>記録の保存については、「発電炉の技術基準規則」において記録の保存に係る要求があるのに対し、「再処理の技術基準規則」においては同要求事項がないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>警報の記載については、警報を発生する機能を有していることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(27/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>重大事故等時における記録及び保存</u>については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.1.2.1-1 主排気筒ガスモニタの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.1.2.1-2 検出器の構造図(主排気筒ガスモニタ)</u>」参照。)</p>	<p>記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.1.1-1 格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.1.1-2 検出器の構造図(格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W))</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.1.1-1 格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.1.1-2 検出器の構造図(格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W))</u></li> </ul>	<p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(28/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(2) <u>主排気筒ガスモニタ(高レンジ)</u>  <u>主排気筒ガスモニタ(高レンジ)</u>は、設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、電離箱からの電気信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて<u>電流値信号に変換した後、中央制御室の放射線監視盤において電流値を指示及び記録するとともに、電流値があらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。</u>  <u>また、緊急時対策所へも測定結果を伝送し、緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備においても測定結果を指示する。</u></p>	<p>(1) <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)</u>  <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)</u>は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて<u>線量当量率信号へ変換した後、線量当量率を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</u>  <u>また、緊急時対策支援システム伝送装置にて記録及び保存する。</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>記録の保存については、「発電炉の技術基準規則」において記録の保存に係る要求があるのに対し、「再処理の技術基準規則」においては同要求事項がないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>警報の記載については、警報を発生する機能を有していることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(29/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>重大事故等時における記録及び保存</u>については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.1.2.1-1 主排気筒ガスモニタの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.1.2.1-2 検出器の構造図(主排気筒ガスモニタ)</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.1.2.1-1 主排気筒ガスモニタの概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.1.2.1-2 検出器の構造図(主排気筒ガスモニタ)</u></li> </ul>	<p>記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.1.1-1 格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.1.1-2 検出器の構造図(格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W))</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.1.1-1 格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.1.1-2 検出器の構造図(格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W))</u></li> </ul>	<p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (30/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(3) <u>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</u>  <u>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</u>は、設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、<u>プラスチックシンチレータに入射したベータ線により生じた蛍光を光電子増倍管により電気信号に変換及び増幅し、パルス信号として検出する。検出したパルス信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて計数率信号に変換した後、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線監視盤において計数率を指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。</u>  <u>緊急時対策所へも測定結果を伝送し、緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備においても測定結果を指示する。</u></p>	<p>(1) <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)</u>  格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、<u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて線量当量率信号へ変換した後、線量当量率を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</u>  <u>また、緊急時対策支援システム伝送装置にて記録及び保存する。</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>記録の保存については、「発電炉の技術基準規則」において記録の保存に係る要求があるのに対し、「再処理の技術基準規則」においては同要求事項がないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>警報を発生する機能を有していることから記載が異なるものであるり、新たな論点が生じるものではない。</p>



## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(31/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>重大事故等時における記録及び保存</u>については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.1.2.1-3 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.1.2.1-4 検出器の構造図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ)</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.1.2.1-3 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.1.2.1-4 検出器の構造図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ)</u></li> </ul>	<p>記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.1.1-1 格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.1.1-2 検出器の構造図(格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W))</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.1.1-1 格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.1.1-2 検出器の構造図(格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W))</u></li> </ul>	<p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (32/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.1.2.2 排水モニタリング設備</p> <p>再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排水モニタリング設備として、排水サンプリング設備を設置し、放出の異常を確認するための排水モニタを設置する設計とする。</p> <p>排水サンプリング設備は、排水をサンプリングする設計とする。</p>	<p>3.1.2.2 排水モニタリング設備</p> <p><u>再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排水モニタリング設備として、排水サンプリング設備を設置し、放出の異常を確認するための排水モニタを設置する設計とする。</u></p> <p><u>排水サンプリング設備は、液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1放出前貯槽又は第2放出前貯槽から排水をサンプリングする設計とする。</u></p> <p><u>排水サンプリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針（昭和53年9月29日原子力委員会決定）」を参考にして計測方法及び試料採取方法を定め、放出される放射性物質の濃度及び量の測定ができる設計とする。</u></p> <p><u>排水モニタの測定値は、中央制御室にて指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。さらに、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても必要な排水モニタの指示及び記録を行い、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針及び事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(33/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>ただし、使用済み燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設からの海洋放出管は、再処理設備本体の運転開始時には第1海洋放出ポンプから導く海洋放出管との合流部で切り離し、以後使用しない設計とすることから、使用済み燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設の海洋放出管に設置されている排水モニタについても再処理設備本体の運転開始後には使用しない設計とする。</u></p> <p>なお、排水モニタリング設備に関する設計については、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための設備に認可を受けたものから構造等に変化はないことから、以下の認可を受けたものに同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成6年7月22日付け6安（核規）第220号にて認可を受けた第3回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>平成10年6月9日付け9安（核規）第596号にて認可を受けた第6回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>平成14年6月20日付け平成14・04・30原第13号にて変更の認可を受けた第6回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> </ul>		<p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (34/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.1.2.3 環境モニタリング設備</p> <p>周辺監視区域境界付近の空間放射線量，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として，モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計を設置する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタについては，設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは，非常用所内電源系統に接続し，電源復旧までの期間，非常用所内電源系統から受電できる設計とする。</p> <p>さらに，モニタリングポスト及びダストモニタは，専用の無停電電源装置を有し，電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は，有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし，測定値は中央制御室で監視，記録を行うことができる設計とする。</p> <p>また，緊急時対策所でも監視することができる設計とする。</p>	<p>3.1.2.3 環境モニタリング設備</p> <p><u>周辺監視区域境界付近の空間放射線量，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として，周辺監視区域境界付近に，モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計を設置する設計とする。</u></p> <p><u>モニタリングポスト及びダストモニタについては，設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。</u></p> <p><u>モニタリングポスト及びダストモニタは，非常用所内電源系統に接続し，電源復旧までの期間，非常用所内電源系統から受電できる設計とする。</u></p> <p><u>さらに，モニタリングポスト及びダストモニタは，専用の無停電電源装置を有し，電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。</u></p> <p><u>モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は，有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし，測定値は中央制御室で監視，記録を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>また，緊急時対策所でも監視することができる設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針及び事業変更許可に基づいた記載としており，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針に基づいた記載としており，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (35/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>モニタリングポスト及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p><u>モニタリングポスト及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</u></p> <p><u>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX 燃料加工施設と共用する。</u></p> <p><u>また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</u></p> <p><u>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (36/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、非常用所内電源系統に加えて、環境モニタリング用代替電源設備である環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p><u>環境モニタリング設備の測定地点、測定範囲、測定方法及び測定頻度は、「六ヶ所再処理施設周辺の環境放射線モニタリング計画について」を参考にして定めるとともに、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）」を参考として、事故時においても周辺監視区域境界の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の状況を把握できるものとする。</u></p> <p><u>重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</u></p> <p><u>環境モニタリング設備は、重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。</u></p> <p><u>環境モニタリング設備は、非常用所内電源系統に加えて、環境モニタリング用代替電源設備である環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。</u></p> <p><u>環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。</u></p>		<p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(37/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><u>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>なお、環境モニタリング設備のうち、積算線量計に関する設計については、周辺監視区域境界付近の空間放射線量を監視するための設備に認可を受けたものから構造等に変化はないことから、以下の認可を受けたものと同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 6 年 7 月 22 日付け 6 安（核規）第 220 号にて認可を受けた第 3 回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>平成 10 年 6 月 9 日付け 9 安（核規）第 596 号にて認可を受けた第 6 回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> </ul>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(38/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>			



再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (39/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>また、当該機能を健全に維持するため、保 修等が可能な設計とする。</p>	<p>(1) <u>モニタリングポスト</u>  <u>モニタリングポストは、設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、2種類の検出器(NaI(Tl)シンチレーション式検出器及び電離箱式検出器)を用いて空間放射線量率を連続測定する。</u>  <u>モニタリングポストは、NaI(Tl)シンチレーション式検出器においてはシンチレータに入射したガンマ線により生じた蛍光を光電子増倍管により電気信号に変換及び増幅してパルス信号として検出し、電離箱式検出器においては電離箱から電気信号を取り出す。取り出した信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて線量率信号に変換する処理を行った後、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の環境監視盤において線量率を表示し、記録するとともに、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。</u>  <u>また、緊急時対策所へも測定結果を伝送し、緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備においても測定結果を指示する。</u></p>	<p>3.4 <u>移動式周辺モニタリング設備</u>  (1) <u>可搬型モニタリング・ポスト</u>  (中略) <u>可搬型モニタリング・ポストは、2種類の検出器を用いて空気吸収線量率を測定する。</u>  3.1 <u>プロセスモニタリング設備</u>  (1) <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)</u>  <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて線量当量率信号へ変換した後、線量当量率を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</u>  <u>また、緊急時対策支援システム伝送装置にて記録及び保存する。</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>記録の保存については、「発電炉の技術基準規則」において記録の保存に係る要求があるのに対し、「再処理の技術基準規則」においては同要求事項がないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>警報の記載については、警報を発生する機能を有していることから記載が異なるものであるり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(40/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>重大事故等時における記録及び保存</u>については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p><u>モニタリングポスト</u>は、設計基準対象の施設として、<u>非常用所内電源系統</u>である第1非常用ディーゼル発電機から <u>460V 非常用モータコントロールセンタ</u>を介した電源供給により、外部電源喪失時においても電源が復旧するまでの間、電源を供給できる設計とし、さらに専用の無停電電源装置(電源容量：約 4 kVA)を有し、電源の供給元の切替時に発生する短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合、全交流動力電源喪失時においても<u>環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機</u>から<u>モニタリングポスト分電盤</u>を介して電源供給ができる設計とする。</p>	<p>記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>3.3 <u>固定式周辺モニタリング設備</u>  <u>周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率を監視、測定及び記録するために設置する固定式周辺モニタリング設備</u>は、設計基準対象施設として、<u>非常用所内電気設備</u>である非常用ディーゼル発電機から <u>120/240V 計装用分電盤 常用</u>を介した電源供給により、外部電源喪失時においても電源が復旧するまでの間、電源を供給できる設計とし、さらに専用の無停電電源装置(電源容量：約 3.0 kVA)を有し、電源の供給元の切替時に発生する短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合、全交流動力電源喪失時においても<u>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備</u>から<u>緊急用計装交流主母線盤</u>を介して電源供給ができる設計とする。</p>	<p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(41/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。</p> <p>(「<u>図 3.1.2.3-1 モニタリングポストの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.1.2.3-3 モニタリングポスト及びダストモニタの概略電源系統図</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.1.2.3-1 モニタリングポストの概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.1.2.3-3 モニタリングポスト及びダストモニタの概略電源系統図</u></li> </ul>	<p>なお、<u>設計基準対象施設として</u>、中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所建屋までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。</p> <p><u>指示値は中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視できる設計とする。計測結果は、中央制御室の記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。</u></p> <p>(「<u>図 3.3-1 固定式周辺モニタリング設備の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.3-2 固定式周辺モニタリング設備の概略電源系統図</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.3-1 固定式周辺モニタリング設備の概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.3-2 固定式周辺モニタリング設備の概略電源系統図</u></li> </ul>	<p>再処理施設においては重大事故等対処設備としても使用することから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>指示及び記録については、P39に記載する。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(42/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(2) <u>ダストモニタ</u>  <u>ダストモニタは、設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、空气中の放射性物質を連続捕集し、2種類の検出器(ZnS(Ag)シンチレーション検出器及びプラスチックシンチレーション検出器)を用いて空气中の放射性物質濃度を測定する。</u>  <u>ダストモニタは、ZnS(Ag)シンチレーション検出器においてはZnS(Ag)シンチレータに入射したアルファ線により、プラスチックシンチレーション検出器においてはプラスチックシンチレータに入射したベータ線により生じた蛍光を、光電子増倍管により電気信号に変換及び増幅し、それぞれパルス信号として検出する。検出したパルス信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて計数率信号に変換する処理を行った後、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の環境監視盤において計数率を表示し、記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。</u>  <u>また、緊急時対策所へも測定結果を伝送し、緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備においても測定結果を指示する。</u></p>	<p>3.4 <u>移動式周辺モニタリング設備</u>                      (1) <u>可搬型モニタリング・ポスト</u>                      (中略) <u>可搬型モニタリング・ポストは、2種類の検出器を用いて空気吸収線量率を測定する。</u>                      3.1 <u>プロセスモニタリング設備</u>                      (1) <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)</u>  <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて線量当量率信号へ変換した後、線量当量率を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</u>  <u>また、緊急時対策支援システム伝送装置にて記録及び保存する。</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>記録の保存については、「発電炉の技術基準規則」において記録の保存に係る要求があるのに対し、「再処理の技術基準規則」においては同要求事項がないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>警報の記載については、警報を発生する機能を有していることから記載が異なるものあり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(43/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>重大事故等時における記録及び保存</u>については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p><u>ダストモニタ</u>は、設計基準対象の施設として、<u>非常用所内電源系統</u>である第1非常用ディーゼル発電機から <u>460V 非常用モータコントロールセンタ</u>を介した給電により、外部電源喪失時においても電源が復旧するまでの間、電源を供給できる設計とし、さらに専用の無停電電源装置(電源容量:約 4 kVA)を有し、電源の供給元の切替時に発生する短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合、全交流動力電源喪失時においても<u>環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機</u>から<u>モニタリングポスト分電盤</u>を介して電源供給ができる設計とする。</p> <p>中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。</p>	<p>記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>3.3 <u>固定式周辺モニタリング設備</u>  <u>周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率を監視、測定及び記録するために設置する固定式周辺モニタリング設備</u>は、設計基準対象施設として、<u>非常用所内電気設備</u>である非常用ディーゼル発電機から <u>120/240V 計装用分電盤 常用</u>を介した電源供給により、外部電源喪失時においても電源が復旧するまでの間、電源を供給できる設計とし、さらに専用の無停電電源装置(電源容量:約 3.0 kVA)を有し、電源の供給元の切替時に発生する短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合、全交流動力電源喪失時においても<u>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備</u>から<u>緊急用計装交流主母線盤</u>を介して電源供給ができる設計とする。</p> <p>なお、<u>設計基準対象施設</u>として、中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所建屋までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。</p>	<p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(44/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(「<u>図 3.1.2.3-2 ダストモニタの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.1.2.3-3 モニタリングポスト及びダストモニタの概略電源系統図</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.1.2.3-2 ダストモニタの概略構成図</u></li> </ul>	<p><u>指示値は中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視できる設計とする。計測結果は、中央制御室の記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。</u></p> <p>(「<u>図 3.3-1 固定式周辺モニタリング設備の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.3-2 固定式周辺モニタリング設備の概略電源系統図</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.3-1 固定式周辺モニタリング設備の概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.3-2 固定式周辺モニタリング設備の概略電源系統図</u></li> </ul>	<p>指示及び記録については、P42に記載する。</p> <p>ダストモニタの概略電源系統図は「3.1.1.2 (1)モニタリングポスト」にて記載する。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(45/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.1.3 放射線サーベイ機器</p> <p>放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器として、アルファ・ベータ線用サーベイメータ、ガンマ線用サーベイメータ、中性子線用サーベイメータ、エアスニファ、ダストサンプラ、ガスモニタ及びダストモニタを設ける設計とする。</p> <p>放射線サーベイ機器のガンマ線用サーベイメータは、廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>共用する放射線サーベイ機器は、仕様及び測定に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>3.1.3 放射線サーベイ機器</p> <p><u>平常時及び事故時の外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を測定、監視するために、放射線サーベイ機器として、アルファ・ベータ線用サーベイメータ、ガンマ線用サーベイメータ、中性子線用サーベイメータ、エアスニファ、ダストサンプラ、ガスモニタ及びダストモニタを設ける設計とする。</u></p> <p><u>また、放射線業務従事者等が頻繁に立ち入る箇所については定期的及び必要の都度、サーベイメータによる外部放射線に係る線量当量率、サンプリング等による空気中の放射性物質の濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面の放射性物質の密度の測定を行い、管理区域入口付近又は管理区域を有する建屋入口付近に表示する設計とする。</u></p> <p><u>放射線サーベイ機器のガンマ線用サーベイメータは、廃棄物管理施設と共用する。</u></p> <p><u>共用する放射線サーベイ機器は、仕様及び測定に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針及び事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(46/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>なお、放射線サーベイ機器のうち、ガンマ線用サーベイメータ以外の設備に関する設計については、再処理施設内の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための設備に認可を受けたものから構造等に変化はないことから、以下の認可を受けたものと同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年7月22日付け6安（核規）第220号にて認可を受けた第3回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>・平成10年6月9日付け9安（核規）第596号にて認可を受けた第6回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> </ul>		



## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(47/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.2 代替モニタリング設備</p> <p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。</p> <p>代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。</p> <p>6.2.1 代替排気モニタリング設備</p> <p>重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部並びに監視測定用運搬車で構成する。</p>	<p>3.2 代替モニタリング設備</p> <p><u>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。</u></p> <p>3.2.1 代替排気モニタリング設備</p> <p><u>重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</u></p> <p><u>代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部並びに監視測定用運搬車で構成する。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (48/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型排気モニタリング設備は、主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定する設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、電気設備の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p>	<p><u>可搬型排気サンプリング設備は、排気サンプリング設備(主排気筒)の接続口又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに設けた接続口に接続し、放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムを連続的に捕集する。捕集した試料は、定期的に回収し、試料分析関係設備又は代替試料分析関係設備にて放射性物質の濃度を連続測定する設計とする。</u></p> <p><u>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(主排気筒)の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング用発電機により電力を受電する設計とする。</u></p> <p><u>また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、電気設備の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型データ表示装置は、充電池を電源とする設計とする。</u></p> <p><u>可搬型排気モニタリング用発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。</u></p>		<p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(49/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備</p>	<p><u>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(50/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>(主排気筒)が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管する場合は主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(主排気筒)が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (51/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、可搬型ガスモニタの保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型排気サンプリング設備の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (52/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p> <p>また、電源喪失により保存した記録が失われないう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。</p>	<p><u>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(53/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型データ表示装置は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(54/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>			



再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(55/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(1) <u>可搬型ガスモニタ</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に、<u>排気モニタリング設備</u>が機能喪失した場合において、<u>排気モニタリング設備</u>を代替し、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定及び記録するための<u>可搬型ガスモニタ</u>は、<u>電離箱式検出器</u>を用いて<u>主排気筒又は北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)</u>から大気中へ放出される放射性希ガスの濃度を連続測定する。</p> <p><u>電離箱式検出器</u>は、電離箱からの電気信号を検出し、測定装置にて放射性物質濃度に変換した後、<u>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置</u>にて測定結果を衛星通信により中央制御室に伝送し、<u>可搬型データ表示装置</u>において測定結果を指示し、電磁的に記録する。</p> <p>なお、測定結果は<u>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置</u>により緊急時対策所へも伝送でき、緊急時対策所の<u>緊急時対策建屋情報把握設備</u>においても測定結果を指示及び電磁的に記録する。</p>	<p>3.4 <u>移動式周辺モニタリング設備</u></p> <p>(1) <u>可搬型モニタリング・ポスト</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に、<u>固定式周辺モニタリング設備</u>が機能喪失した場合の代替及び発電用原子炉施設周囲の空間線量率の監視、測定及び記録するための<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、<u>2種類の検出器</u>を用いて<u>空気吸収線量率</u>を測定する。</p> <p><u>NaI(Tl)シンチレーション</u>は、<u>検出器に入射したγ線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、測定装置にて空気吸収線量率へ変換し表示する。</u></p> <p><u>半導体式は、空間線量率を半導体式を用いて電気信号として検出し、検出した電気信号を測定装置にて空間線量率へ変換し表示する。</u></p> <p>また、表示される測定値は電磁的に記録し、<u>保存する。</u></p> <p>なお、測定値は<u>伝送装置(衛星系回線)</u>により、緊急時対策所へ伝送でき、緊急時対策所にて電磁的に記録し、保存できる設計とする。</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>記録の保存については、「発電炉の技術基準規則」において記録の保存に係る要求があるのに対し、「再処理の技術基準規則」においては同要求事項がないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (56/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>重大事故等時における記録及び保存</u>については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.2.1-1 可搬型ガスモニタの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.2.1-2 検出器の構造図(可搬型ガスモニタ)</u>」参照。)</p> <p>・ <u>図 3.2.1-1 可搬型ガスモニタの概略構成図</u>                  ・ <u>図 3.2.1-2 検出器の構造図(可搬型ガスモニタ)</u></p>	<p>記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.4-1 可搬型モニタリング・ポストの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-2 検出器の構造図(可搬型モニタリング・ポスト)</u>」参照。)</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポストは、緊急時対策所の加圧判断用と一部兼用とし、その使用目的等については、添付書類「V-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書」にて示し、設備の構成及び測定範囲に関する内容については、本資料にて示す。</u></p> <p>・ <u>図 3.4-1 可搬型モニタリング・ポストの概略構成図</u>                  ・ <u>図 3.4-2 検出器の構造図(可搬型モニタリング・ポスト)</u></p>	<p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>緊急時対策所の加圧判断用の設備は、当社では「VI-1-3 制御室及び緊急時対策所に関する説明書」に記載するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(57/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(2) <u>可搬型排気モニタリング用発電機</u></p> <p>重大事故等が発生した場合、<u>可搬型排気モニタリング用発電機は、主排気筒管理建屋において用いる可搬型ガスモニタ、可搬型排気サンプリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置に必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。また、可搬型データ表示装置に用いる充電池並びに代替試料分析関係設備の可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置にも必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。</u></p>	<p>【V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】</p> <p>2.2 <u>可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針</u></p> <p>重大事故等対処設備における<u>可搬型の非常用発電装置のうち可搬型代替低圧電源車は、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替低圧電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時の対応に最低限必要な交流設備に電力を供給できる設計とする。また、可搬型整流器用変圧器、可搬型整流器と組み合わせて使用することにより、重大事故等時の対応に必要な直流設備に電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>窒素供給装置用電源車は、専用の負荷に電力を供給できる出力を有する設計とする。</u></p>	<p>説明する説明書が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (58/139)

再処理施設		発電炉		備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類		
	<p>また、非常用発電装置としての機能の重要性を考慮し、<u>可搬型排気モニタリング用発電機</u>には、「<u>日本電機工業会規格 JEM-1420</u>」を適用する設計とする。</p> <p><u>可搬型排気モニタリング用発電機</u>の内燃機関には、調速装置を設けることで回転数を調整できる設計とするとともに、潤滑油装置を設けることで異常な摩耗、変形及び過熱が生じない設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機の発電機は、電氣的・機械的に十分な性能を持つ絶縁巻線を使用し、耐熱性及び耐湿性を考慮した絶縁処理を施す設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機は、過電流が発生した場合等に電路から自動的に遮断する設計とする。</p>	<p>また、非常用発電装置としての機能の重要性を考慮し、<u>可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車</u>については、<u>火力省令及び電気設備に関する技術基準を定める省令を引用している日本内燃力発電設備協会規格の「可搬形発電設備技術基準(NEGA C 331:2005)」</u>（以下「<u>可搬形発電設備技術基準</u>」という。）を準用する設計とする。</p> <p><u>可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、流入する燃料を自動的に調整する調速装置及び軸受が異常な摩耗、変形及び過熱が生じないよう潤滑油装置を設ける設計とし、回転速度、潤滑油圧力、潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。回転速度が著しく上昇した場合及び冷却水温度が著しく上昇した場合等に自動的に停止する設計とする。また、過回転防止装置は定格回転速度の116 %以下で動作する設計とする。</u></p> <p>可搬型の非常用発電装置の発電機は、電氣的・機械的に十分な性能を持つ絶縁巻線を使用し、耐熱性及び耐湿性を考慮した絶縁処理を施す設計とする。</p> <p><u>電源電圧が著しく低下した場合及び過電流が発生した場合等に電路から自動的に遮断する設計とする。</u></p>	<p>設備及び適用される基準が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備及び適用される基準が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備及び適用される基準が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>	

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(59/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>可搬型排気モニタリング用発電機の強度については、完成品として<u>定格負荷状態において連続運転すること等の確認を実施し、定格負荷状態において十分な強度を有する設計とする。</u></p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機は、出力端子と大地間の絶縁抵抗値を測定し、出力端子と大地間に規定の交流電圧を印加したときこれに耐える設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機の最大所要負荷は、重大事故等発生時に代替排気モニタリング設備で要求される負荷の <u>2.6</u> kW である。負荷リストを表 3.2.1-1 に示す。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、<u>3.1</u> kW の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p>最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p>	<p>可搬型の非常用発電装置の強度については、完成品として<u>一般産業品規格で規定される温度試験等を実施し、定格負荷状態において十分な強度を有する設計とする。</u></p> <p><u>耐圧部分に対する強度については、可搬形発電設備技術基準に関連する事項がないため、「日本電機工業会規格 JEM-1354」で規定される温度試験による強度評価の基本方針、強度評価結果を添付書類「V-3 強度に関する説明書」の別添にて説明する。</u></p> <p>【V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】 3.4 緊急時対策所用発電機 最大所要負荷は、重大事故等発生時に緊急時対策所で要求される負荷の <u>188.8</u> kW である。負荷リストを表 3-9 に示す。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、<u>1380</u> kW の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p>最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p>	<p>設備及び適用される基準が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備及び適用される基準が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (60/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>a. 内燃機関            発電機出力 <u>3.1</u> kW から、内燃機関の出力は次式により <u>5.5</u> kW とする。  <math display="block">P_E \geq P \div \eta = 3.1 \div 0.564 \div 5.5</math> <math display="block">P_E : \text{内燃機関の出力 (kW)}</math> <math display="block">P : \text{発電機の定格出力 (kW)} = 3.1</math> <math display="block">\eta : \text{発電機の効率} = 0.564</math></p> <p>b. 発電機            発電機の容量は、次式により <u>3.1</u> kVA とする。  <math display="block">Q = P \div p f = 3.1 \div 1.0 = 3.1</math> <math display="block">Q : \text{発電機の容量 (kVA)}</math> <math display="block">P : \text{発電機の定格出力 (kW)} = 3.1</math> <math display="block">p f : \text{力率} = 1.0</math></p> <p>・表 3.2.1-1 <u>可搬型排気モニタリング用発電機の負荷リスト</u></p>	<p><u>また、火力省令及び原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準を準用し、「2.1.1 内燃機関」及び「2.1.2 発電機」に記載の設計とする。</u></p> <p>3.4.1 内燃機関            発電機出力 <u>1380</u> kW から、内燃機関の出力は次式により <u>〇〇</u> kW 以上の <u>1450</u> kW とする。  <math display="block">P_E \geq P \div \eta = 1380 \div \text{〇} \div 1450</math> <math display="block">P_E : \text{内燃機関の出力 (kW)}</math> <math display="block">P : \text{発電機の定格出力 (kW)} = 1380</math> <math display="block">\eta : \text{発電機の効率} = \text{〇}</math></p> <p>3.4.2 発電機            発電機の容量は、次式により <u>1725</u> kVA とする。  <math display="block">Q = P \div p f = 1380 \div 0.80 = 1725</math> <math display="block">Q : \text{発電機の容量 (kVA)}</math> <math display="block">P : \text{発電機の定格出力 (kW)} = 1380</math> <math display="block">p f : \text{力率} = 0.80</math></p> <p>・表 3-9 <u>緊急時対策所用発電機の負荷リスト</u></p>	<p>発電炉の添付書類に該当する内容は、本項にて記載していることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (61/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.2.2 代替環境モニタリング設備 重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）、可搬型環境モニタリング用発電機並びに監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。 監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。</p>	<p>3.2.2 代替環境モニタリング設備 <u>重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</u></p> <p><u>代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）、可搬型環境モニタリング用発電機並びに監視測定用運搬車で構成する。</u></p> <p><u>可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</u> <u>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(62/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p>	<p><u>可搬型線量率計及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング用発電機から受電する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型環境モニタリング用発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</u></p> <p><u>ガンマ線用サーベイメータ(SA)、中性子線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)は、乾電池又は充電池を電源とする設計とする。</u></p>		<p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>



再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (63/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は，再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は，再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>	<p><u>可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，MOX燃料加工施設と共用する。</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (64/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 9 台、予備として故障時のバックアップを 9 台の合計 18 台以上を確保する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (65/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>中性子線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(66/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンプラ（S A）の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(67/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(68/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(1) <u>可搬型線量率計</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に、<u>モニタリングポストが機能喪失した場合において、モニタリングポストを代替し、周辺監視区域境界付近の線量の監視、測定及び記録するための可搬型線量率計は、2種類の検出器(NaI(Tl)シンチレーション式検出器及び半導体検出器)を用いて線量率を測定する。</u></p> <p><u>可搬型線量率計は、NaI(Tl)シンチレーション式検出器においてはシンチレータに入射したガンマ線により生じた蛍光を光電子増倍管により電気信号に変換及び増幅し、パルス信号として検出し、半導体検出器においては素子に入射したガンマ線により生じた電気信号を増幅し、パルス信号として検出する。</u></p> <p><u>検出したパルス信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて線量率に変換した後、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置にて測定結果を衛星通信により中央制御室に伝送し、可搬型データ表示装置において測定結果を指示し、電磁的に記録する。</u></p> <p><u>なお、測定結果は可搬型環境モニタリング用データ伝送装置により緊急時対策所へも伝送でき、緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備においても測定結果を指示及び電磁的に記録する。</u></p>	<p>3.4 <u>移動式周辺モニタリング設備</u></p> <p>(1) <u>可搬型モニタリング・ポスト</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に、<u>固定式周辺モニタリング設備が機能喪失した場合の代替及び発電用原子炉施設周囲の空間線量率の監視、測定及び記録するための可搬型モニタリング・ポストは、2種類の検出器を用いて空気吸収線量率を測定する。</u></p> <p>NaI(Tl)シンチレーションは、検出器に入射したγ線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、測定装置にて空気吸収線量率へ変換し表示する。半導体式は、空間線量率を半導体式を用いて電気信号として検出し、検出した電気信号を測定装置にて空間線量率へ変換し表示する。</p> <p>また、表示される測定値は電磁的に記録し、<u>保存する。</u></p> <p>なお、測定値は<u>伝送装置(衛星系回線)</u>により、緊急時対策所へ伝送でき、緊急時対策所にて電磁的に記録し、保存できる設計とする。</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>記録の保存については、「発電炉の技術基準規則」において記録の保存に係る要求があるのに対し、「再処理の技術基準規則」においては同要求事項がないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(69/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>重大事故等時における記録及び保存</u>については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>可搬型線量率計及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング用発電機から受電する設計とする。</p> <p>(「<u>図 3.2.2-1 可搬型線量率計の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.2.2-2 検出器の構造図(可搬型線量率計)</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.2.2-1 可搬型線量率計の概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.2.2-2 検出器の構造図(可搬型線量率計)</u></li> </ul>	<p>記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.4-1 可搬型モニタリング・ポストの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-2 検出器の構造図(可搬型モニタリング・ポスト)</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.4-1 可搬型モニタリング・ポストの概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.4-2 検出器の構造図(可搬型モニタリング・ポスト)</u></li> </ul>	<p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(70/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(2) <u>可搬型ダストモニタ</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に、環境モニタリング設備の<u>ダストモニタ</u>が機能喪失した場合において、<u>ダストモニタ</u>を代替し、<u>周辺監視区域境界付近の空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集し、監視、測定及び記録するための可搬型ダストモニタ</u>は、<u>ZnS(Ag)シンチレータとプラスチックシンチレータを組み合わせた検出器を用いて空気中の放射性物質濃度を測定する。</u></p> <p><u>検出器は、ZnS(Ag)シンチレータに入射したアルファ線及びプラスチックシンチレータに入射したベータ線により生じた蛍光を光電子増倍管により電気信号に変換及び増幅し、パルス信号として検出する。</u></p> <p><u>検出したパルス信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて計数率に変換した後、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置にて測定結果を衛星通信により中央制御室に伝送し、可搬型データ表示装置において測定結果を指示し、電磁的に記録する。</u></p> <p>なお、測定結果は<u>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置</u>により緊急時対策所へも伝送でき、<u>緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備</u>においても測定結果を指示及び電磁的に記録する。</p>	<p>3.4 <u>移動式周辺モニタリング設備</u></p> <p>(1) <u>可搬型モニタリング・ポスト</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に、<u>固定式周辺モニタリング設備</u>が機能喪失した場合の<u>代替及び発電用原子炉施設周囲の空間線量率の監視、測定及び記録するための可搬型モニタリング・ポスト</u>は、<u>2種類の検出器を用いて空気吸収線量率を測定する。</u></p> <p><u>NaI(Tl)シンチレーションは、検出器に入射したγ線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、測定装置にて空気吸収線量率へ変換し表示する。半導体式は、空間線量率を半導体式を用いて電気信号として検出し、検出した電気信号を測定装置にて空間線量率へ変換し表示する。</u></p> <p>また、表示される測定値は電磁的に記録し、<u>保存する。</u></p> <p>なお、測定値は<u>伝送装置(衛星系回線)</u>により、緊急時対策所へ伝送でき、緊急時対策所にて電磁的に記録し、保存できる設計とする。</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>記録の保存については、「発電炉の技術基準規則」において記録の保存に係る要求があるのに対し、「再処理の技術基準規則」においては同要求事項がないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>



再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(71/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>重大事故等時における記録及び保存</u>については、「3.7 重大事故等時における放射線管理用計測装置の計測結果の表示，記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図3.2.2-3 可搬型ダストモニタの概略構成図</u>」及び「<u>図3.2.2-4 検出器の構造図(可搬型ダストモニタ)</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.2.2-3 可搬型ダストモニタの概略構成図</u></li> <li>・<u>図3.2.2-4 検出器の構造図(可搬型ダストモニタ)</u></li> </ul>	<p>記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示，記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.4-1 可搬型モニタリング・ポストの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-2 検出器の構造図(可搬型モニタリング・ポスト)</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.4-1 可搬型モニタリング・ポストの概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.4-2 検出器の構造図(可搬型モニタリング・ポスト)</u></li> </ul>	<p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示，記録及び保存については，要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり，新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(72/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(3) <u>可搬型環境モニタリング用発電機</u></p> <p>重大事故等が発生した場合、<u>可搬型環境モニタリング用発電機</u>は、<u>可搬型線量率計</u>、<u>可搬型ダストモニタ</u>及び<u>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置</u>に必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。</p>	<p>【V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】</p> <p>2.2 <u>可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針</u></p> <p>重大事故等対処設備における<u>可搬型の非常用発電装置のうち可搬型代替低圧電源車</u>は、重大事故等が発生した場合において、<u>炉心の著しい損傷</u>、<u>原子炉格納容器の破損</u>、<u>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替低圧電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時の対応に最低限必要な交流設備に電力を供給できる設計とする。また、可搬型整流器用変圧器、可搬型整流器と組み合わせて使用することにより、重大事故等時の対応に必要な直流設備に電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>室素供給装置用電源車は、専用の負荷に電力を供給できる出力を有する設計とする。</u></p>	<p>説明する説明書が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(73/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>可搬型環境モニタリング用発電機は、「日本電機工業会規格 JEM-1420」を適用し、具体的内容については、「3.2.1(2) 可搬型排気モニタリング用発電機」の記載を可搬型環境モニタリング用発電機に読み替える。</u></p>	<p><u>また、非常用発電装置としての機能の重要性を考慮し、可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車については、火力省令及び電気設備に関する技術基準を定める省令を引用している日本内燃力発電設備協会規格の「可搬形発電設備技術基準(NEGA C 331:2005)」(以下「可搬形発電設備技術基準」という。)を準用する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、流入する燃料を自動的に調整する调速装置及び軸受が異常な摩耗、変形及び過熱が生じないよう潤滑油装置を設ける設計とし、回転速度、潤滑油圧力、潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。回転速度が著しく上昇した場合及び冷却水温度が著しく上昇した場合等に自動的に停止する設計とする。また、過回転防止装置は定格回転速度の116 %以下で動作する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型の非常用発電装置の発電機は、電氣的・機械的に十分な性能を持つ絶縁巻線を使用し、耐熱性及び耐湿性を考慮した絶縁処理を施す設計とする。</u></p> <p><u>電源電圧が著しく低下した場合及び過電流が発生した場合等に電路から自動的に遮断する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型の非常用発電装置の強度については、完成品として一般産業品規格で規定される温度試験等を実施し、定格負荷状態において十分な強度を有する設計とする。</u></p>	<p>設備及び適用される基準が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機の説明において比較する。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(74/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>可搬型環境モニタリング用発電機の最大所要負荷は、重大事故等発生時に代替環境モニタリング設備で要求される負荷の <u>1.3</u> kW である。負荷リストを表 3.2.2-1 に示す。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、<u>3.1</u> kW の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p>最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p>	<p><u>耐圧部分に対する強度については、可搬形発電設備技術基準に関連する事項がないため、「日本電機工業会規格 JEM-1354」で規定される温度試験による強度評価の基本方針、強度評価結果を添付書類「V-3 強度に関する説明書」の別添にて説明する。</u></p> <p>【V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】</p> <p>3.4 緊急時対策所用発電機</p> <p>最大所要負荷は、重大事故等発生時に緊急時対策所で要求される負荷の <u>188.8kW</u> である。負荷リストを表 3-9 に示す。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、<u>1380kW</u> の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p>最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p> <p><u>また、火力省令及び原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準を準用し、「2.1.1 内燃機関」及び「2.1.2 発電機」に記載の設計とする。</u></p>	<p>可搬型排気モニタリング用発電機の説明において比較数する。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉の添付書類に該当する内容は、本項にて記載していることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (75/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>a. 内燃機関                      発電機の出力 <u>3.1</u> kW から、内燃機関の出力は次式により <u>5.5</u> kW とする。  <math display="block">P_E \geq P \div \eta = 3.1 \div 0.564 \div 5.5</math> <math display="block">P_E : \text{内燃機関の出力 (kW)}</math> <math display="block">P : \text{発電機の定格出力 (kW) = 3.1}</math> <math display="block">\eta : \text{発電機の効率} = 0.564</math></p> <p>b. 発電機                      発電機の容量は、次式により <u>3.1</u> kVA とする。  <math display="block">Q = P \div p f = 3.1 \div 1.0 = 3.1</math> <math display="block">Q : \text{発電機の容量 (kVA)}</math> <math display="block">P : \text{発電機の定格出力 (kW) = 3.1}</math> <math display="block">p f : \text{力率} = 1.0</math></p> <p>・表 3.2.2-1 <u>可搬型環境モニタリング用発電機の負荷リスト</u></p>	<p>3.4.1 内燃機関                      発電機の出力 <u>1380</u>kW から、内燃機関の出力は次式により <u>〇〇</u>kW 以上の <u>1450</u>kW とする。  <math display="block">P_E \geq P \div \eta = 1380 \div \text{〇} \div 1450</math> <math display="block">P_E : \text{内燃機関の出力 (kW)}</math> <math display="block">P : \text{発電機の定格出力 (kW) = 1380}</math> <math display="block">\eta : \text{発電機の効率} = \text{〇}</math></p> <p>3.4.2 発電機                      発電機の容量は、次式により <u>1725</u>kVA とする。  <math display="block">Q = P \div p f = 1380 \div 0.80 = 1725</math> <math display="block">Q : \text{発電機の容量 (kVA)}</math> <math display="block">P : \text{発電機の定格出力 (kW) = 1380}</math> <math display="block">p f : \text{力率} = 0.80</math></p> <p>・表 3-9 <u>緊急時対策所用発電機の負荷リスト</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(76/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(3) <u>可搬型建屋周辺モニタリング設備</u></p> <p>a. <u>ガンマ線用サーベイメータ(SA)</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に、<u>環境モニタリング設備が機能喪失した場合において、環境モニタリング設備を代替し、重大事故等の対処を行う建屋(前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)並びに出入管理室を設置する建屋(出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋)の周辺における線量当量率を測定するためのガンマ線用サーベイメータ(SA)は、半導体素子に入射したガンマ線により生じた電気信号を増幅し測定装置にて線量率に変換して指示する。</u></p> <p>測定結果は従事者が記録し、保存する。  <u>重大事故等時における記録及び保存については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(「<u>図 3.2.2-5 ガンマ線用サーベイメータ(SA)の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.2.2-6 検出器の構造図(ガンマ線用サーベイメータ(SA))</u>」参照。)</p> <p>・<u>図 3.2.2-5 ガンマ線用サーベイメータ(SA)の概略構成図</u></p>	<p>(2) <u>β線サーベイ・メータ</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に、<u>空气中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を監視、測定及び記録するためのβ線サーベイ・メータは、β線をGM管で検出し、β線の入射によりGM管内に封入された不活性ガスが電離され、発生した電気信号を測定装置にて計数率に変換して指示する。</u></p> <p>測定結果は従事者が記録し、保存する。          記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.4-3 β線サーベイ・メータの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-4 検出器の構造図(β線サーベイ・メータ)</u>」参照。)</p> <p>・<u>図 3.4-3 β線サーベイ・メータの概略構成図</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(77/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図 3.2.2-6 検出器の構造図(<u>ガンマ線用サーベイメータ(SA)</u>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図 3.4-4 検出器の構造図(<u><math>\beta</math>線サーベイメータ</u>)</li> </ul>	

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (78/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>b. <u>中性子線用サーベイメータ (SA)</u>            重大事故等が発生した場合に、<u>環境モニタリング設備が機能喪失した場合において、環境モニタリング設備を代替し、重大事故等のうち臨界事故の対処を行う建屋(前処理建屋及び精製建屋)の周辺における線量当量率を測定するための中性子線用サーベイメータ (SA)</u>は、<u>He-3 比例計数管式検出器</u>であり、<u>中性子の入射により比例計数管内に封入された He-3 との相互作用により生じた陽子が封入ガスを電離することで発生した電気信号を測定装置にて線量率に変換して指示する。</u>            測定結果は従事者が記録し、保存する。  <u>重大事故等時における記録及び保存については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(「<u>図 3.2.2-7 中性子線用サーベイメータ (SA) の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.2.2-8 検出器の構造図(中性子線用サーベイメータ (SA))</u>」参照。)            ・<u>図 3.2.2-7 中性子線用サーベイメータ (SA) の概略構成図</u>            ・<u>図 3.2.2-8 検出器の構造図(中性子線用サーベイメータ (SA))</u></p>	<p>(2) <u>β 線サーベイ・メータ</u>            重大事故等が発生した場合に、<u>空气中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を監視、測定及び記録するためのβ線サーベイ・メータ</u>は、<u>β線をGM管で検出し、β線の入射によりGM管内に封入された不活性ガスが電離され、発生した電気信号を測定装置にて計数率に変換して指示する。</u>             測定結果は従事者が記録し、保存する。            記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.4-3 β線サーベイ・メータの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-4 検出器の構造図(β線サーベイ・メータ)</u>」参照。)            ・<u>図 3.4-3 β線サーベイ・メータの概略構成図</u>            ・<u>図 3.4-4 検出器の構造図(β線サーベイ・メータ)</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>



再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (79/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>c. <u>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)</u>  <u>重大事故等が発生した場合に、環境モニタリング設備が機能喪失した場合において、環境モニタリング設備を代替し、出入管理室を設置する建屋(出入管理建屋, 低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋)の周辺において空気中の放射性物質の濃度を測定するためのアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) は <u>ZnS(Ag) シンチレータとプラスチックシンチレータを組み合わせた検出器であり、可搬型ダストサンプラ (SA) により捕集した試料を測定し、ZnS(Ag) シンチレータに入射したアルファ線及びプラスチックシンチレータに入射したベータ線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、測定装置にて計数率に変換して指示する。</u></u></p> <p>測定結果は従事者が記録し、保存する。  <u>重大事故等時における記録及び保存については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(「<u>図 3.2.2-9 アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.2.2-10 検出器の構造図(アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA))</u>」参照。)</p>	<p>(4) <u>Z n S シンチレーションサーベイ・メータ</u>  <u>重大事故等が発生した場合に、空气中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を監視、測定及び記録するための Z n S シンチレーションサーベイ・メータは、<u>Z n S (A g) シンチレーションに入射した α 線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、電気信号を測定装置にて計数率に変換し指示する。</u></u></p> <p>測定結果は従事者が記録し、保存する。  <u>記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(「<u>図 3.4-7 Z n S シンチレーションサーベイ・メータの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-8 検出器の構造図 (Z n S シンチレーションサーベイ・メータ)</u>」参照。)</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(80/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図 3.2.2-9 <u>アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)の概略構成図</u></li> <li>・ 図 3.2.2-10 <u>検出器の構造図(アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA))</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図 3.4-7 <u>ZnSシンチレーションサーベイメータの概略構成図</u></li> <li>・ 図 3.4-8 <u>検出器の構造図(ZnSシンチレーションサーベイメータ)</u></li> </ul>	

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(81/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
		<p>(3) <u>Na I シンチレーションサーベイ・メータ</u>  <u>重大事故等が発生した場合に、空气中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を監視、測定及び記録するためのNa I (T1) シンチレーションサーベイ・メータは、Na I (T1) シンチレーションに入射したγ線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、測定装置にて空間線量率に変換して指示する。測定結果は従事者が記録し、保存する。記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(「<u>図 3.4-5 Na I シンチレーションサーベイ・メータの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-6 検出器の構造図(Na I シンチレーションサーベイ・メータ)</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.4-5 Na I シンチレーションサーベイ・メータの概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.4-6 検出器の構造図(Na I シンチレーションサーベイ・メータ)</u></li> </ul>	Na I シンチレーションサーベイ・メータに対応する設備は、P104に記載する。

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(82/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
		<p>(4) <u>Z n Sシンチレーションサーベイ・メータ</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に、空气中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を監視、測定及び記録するためのZ n Sシンチレーションサーベイ・メータは、Z n S(A g)シンチレーションに入射したα線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、電気信号を測定装置にて計数率に変換し指示する。測定結果は従事者が記録し、保存する。</p> <p>記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>・図 3.4-7 <u>Z n Sシンチレーションサーベイ・メータの概略構成図</u></p> <p>・図 3.4-8 <u>検出器の構造図(Z n Sシンチレーションサーベイ・メータ)</u></p>	Z n Sシンチレーションサーベイ・メータに対応する設備は、P79及びP108に記載する。

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(83/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
		<p>(5) <u>電離箱サーベイ・メータ</u>  <u>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)の線量当量率を監視、測定及び記録するための電離箱サーベイ・メータは、線量当量率を電離箱を用いて電流信号として検出し、検出した電気信号を測定装置にて線量当量率へ変換し、指示する。測定結果は従事者が記録し、保存する。記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(「<u>図 3.4-9 電離箱サーベイ・メータの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-10 検出器の構造図(電離箱サーベイ・メータ)</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.4-9 電離箱サーベイ・メータの概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.4-10 検出器の構造図(電離箱サーベイ・メータ)</u></li> </ul>	電離箱サーベイ・メータに対応する設備は、P97 及び P106 に記載する。

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(84/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.3 試料分析関係設備</p> <p>再処理施設の作業環境，設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための試料分析関係設備として，放射能測定設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用），核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。</p> <p>再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための試料分析関係設備として，放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用），放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。</p> <p>周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための試料分析関係設備として，環境試料測定設備の放射能測定装置（ベータ線用），核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。</p> <p>環境試料測定設備のうち，核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は，MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>環境試料測定設備のうち，核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は，MOX 燃料加工施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(85/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(86/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。</p>			



## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(87/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(88/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.4 代替試料分析関係設備</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。</p> <p>可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備（主排気筒）、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(89/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(90/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型試料分析関係設備は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(91/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。			

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (92/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.5 環境管理設備</p> <p>敷地周辺の放射線モニタリングを行うための環境管理設備として、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設ける設計とする。</p> <p>また、敷地内に気象を観測するための環境管理設備として、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）を設置する設計とする。</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p> <p>放射能観測車は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>放射能観測車は、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>3.3 環境管理設備</p> <p><u>敷地周辺の放射線モニタリングを行うための環境管理設備として、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ及び放射能測定器から構成される放射能観測車搭載機器並びに放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設ける設計とする。</u></p> <p><u>また、敷地内に気象を観測するための環境管理設備として、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）及び気象観測設備（温度計）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）及び気象観測設備（温度計）の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。</u></p> <p><u>放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用する。</u></p> <p><u>また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）及び気象観測設備（温度計）は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</u></p> <p><u>放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (93/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>また、気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計，温度計）の一部は，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時において，環境管理設備の放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し，及びその結果を記録できるように，測定値を指示する設計とする。</p> <p>重大事故等時において，環境管理設備の気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録する設計とする。</p> <p>環境管理設備は，重大事故等時において，敷地内の気象条件，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。</p>	<p><u>また，気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）及び気象観測設備（温度計）は，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等時において，環境管理設備の放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し，及びその結果を記録できるように，測定値を指示する設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等時において，環境管理設備の気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録する設計とする。</u></p> <p><u>環境管理設備は，重大事故等時において，敷地内の気象条件，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。</u></p> <p><u>空間放射線量率測定器，中性子線用サーベイメータ，ダストサンプラ，よう素サンプラ及び放射能測定器は，乾電池又は充電池を電源とする設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可に基づいた記載としており，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (94/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>環境管理設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する放射能観測車は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象，人為事象，溢水及び火災により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理等の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><u>環境管理設備は、MOX燃料加工施設と共用する。</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>



## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(95/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1 台を有する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する放射能観測車は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1 台を有する設計とする。</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）は内部発生飛散物の影響を考慮し，再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(96/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p>			

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (97/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3.3.1 <u>放射能観測車</u>                      (1) <u>放射能観測車</u>                      放射能観測車は、設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、敷地周辺をモニタリング対象として空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定するため、空間放射線量率測定器として電離箱式検出器及び NaI(Tl)シンチレーション式検出器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ並びに放射能測定器として ZnS(Ag)シンチレータとプラスチックシンチレータを組み合わせた検出器及び NaI(Tl)シンチレーション式検出器を搭載する。</p> <p>電離箱式検出器は、線量率を、電離箱を用いて電流信号として検出し、検出した電気信号を測定装置にて線量率に変換し、指示する。</p> <p>シンチレーション式検出器は、ZnS(Ag)シンチレータとプラスチックシンチレータを組み合わせた検出器及び NaI(Tl)シンチレーション検出器であり、ダストサンプラ及びよう素サンプラで捕集した空気中の粒子状放射性物質及び放射性よう素並びに線量率を測定し、シンチレータに入射したアルファ線、ベータ線及びガンマ線により生じた蛍光を光電子増倍管により電気信号に変換及び増幅した後、測定装置にて計数率又は線量率に変換して指示する。</p>	<p>3.1 プロセスモニタリング設備                      (1) <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)</u>                      格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて線量当量率信号へ変換した後、線量当量率を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p> <p>3.4 <u>移動式周辺モニタリング設備</u>                      (5) <u>電離箱サーベイ・メータ</u>                      (中略)電離箱サーベイ・メータは、線量当量率を電離箱を用いて電流信号として検出し、検出した電気信号を測定装置にて線量当量率へ変換し、指示する。</p> <p>(3) <u>NaIシンチレーションサーベイ・メータ</u>                      (中略)NaI(Tl)シンチレーションに入射したγ線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、測定装置にて空間線量率に変換して指示する。</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>測定する試料についての記載であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 (98/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>中性子線用サーベイメータは、中性子をHe-3 比例計数管で検出し、中性子の入射により比例計数管内に封入された He-3 との相互作用により生じた陽子が封入ガスを電離することで発生した電気信号を測定装置にて線量率に変換して指示する。</u></p> <p><u>測定結果は従事者が記録し、保存する。</u> <u>重大事故等時における記録及び保存については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(「<u>図3.3.1-1 放射能観測車の概略構成図</u>」及び「<u>図3.3.1-2 検出器の構造図(放射能観測車)</u>」参照。)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.3.1-1 放射能観測車の概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.3.1-2 検出器の構造図(放射能観測車)</u></li> </ul> </p>	<p><u>測定結果は従事者が記録し、保存する。</u> <u>記録及び保存については、「3.5 放射線管用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(「<u>図 3.4-3 β 線サーベイ・メータの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-4 検出器の構造図(β 線サーベイ・メータ)</u>」参照。)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.4-3 β 線サーベイ・メータの概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.4-4 検出器の構造図(β 線サーベイ・メータ)</u></li> </ul> </p>	<p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(99/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3.3.2 <u>気象観測設備</u></p> <p>(1) <u>気象観測設備</u>  <u>気象観測設備は、設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、敷地内の気象条件をモニタリング対象として敷地周辺の公衆の線量評価に資するため、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量、雨量及び温度を観測する。気象観測設備は、各測器からの電気信号を演算装置にて風向、風速、日射量、放射収支量、雨量及び温度へ変換した後、観測値を中央制御室の気象盤において指示及び記録するとともに、緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備においても指示する設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等時における記録及び保存については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(「<u>図 3.3.2-1 気象観測設備の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.3.2-2 測器の構造図(気象観測設備)</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>図 3.3.2-1 気象観測設備の概略構成図</u></li> <li>・ <u>図 3.3.2-2 測器の構造図(気象観測設備)</u></li> </ul>	<p>3.1.1 <u>原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置</u></p> <p>(1) <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)</u>  <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で増幅し、演算装置にて線量当量率信号へ変換した後、線量当量率を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</u>  <u>また、緊急時対策支援システム伝送装置にて記録及び保存する。</u></p> <p>記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.1.1-1 格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.1.1-2 検出器の構造図(格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W))</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>図 3.1.1-1 格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の概略構成図</u></li> <li>・ <u>図 3.1.1-2 検出器の構造図(格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W))</u></li> </ul>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(100/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.6 代替放射能観測設備</p> <p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)、ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)、中性子線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)で構成する。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p>	<p>3.4 代替放射能観測設備</p> <p><u>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</u></p> <p><u>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)、ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)、中性子線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)で構成する。</u></p> <p><u>可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</u></p> <p><u>ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)は、乾電池又は充電池を電源とする設計とする。</u></p> <p><u>ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)は、乾電池又は充電池を電源とする設計とする。</u></p> <p><u>中性子線用サーベイメータ(SA)は、乾電池又は充電池を電源とする設計とする。</u></p> <p><u>アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)は、乾電池又は充電池を電源とする設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(101/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型放射能観測設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用するガンマ線用サーベイメータ (Na I (T1) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><u>可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用するガンマ線用サーベイメータ (Na I (T1) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p>		

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(102/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型放射能観測設備は、共通要因によって放射能観測車と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射能観測車が設置される環境管理建屋近傍から 100m以上の隔離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、ガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>			



再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(103/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(104/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3.4.1 可搬型放射能観測設備</p> <p>(1) <u>ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に、放射能観測車が機能喪失した場合において、放射能観測車を代替し、敷地周辺の空間放射線量率を迅速に測定するためのガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)</u>は、NaI(Tl)シンチレータに入射したガンマ線により発生した蛍光を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、測定装置にて線量率に変換して指示する。</p> <p>また、空気中の放射性よう素の濃度を測定するために、<u>可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)により捕集した放射性よう素を測定し、NaI(Tl)シンチレータに入射したガンマ線により発生した蛍光を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、測定装置にて計数率に変換して指示する。</u></p> <p>測定結果は従事者が記録し、保存する。  <u>重大事故等時における記録及び保存については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p>	<p>(3) <u>NaIシンチレーションサーベイメータ</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に、空气中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を監視、測定及び記録するためのNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</u>は、NaI(Tl)シンチレーションに入射したγ線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、測定装置にて空間線量率に変換して指示する。</p> <p>測定結果は従事者が記録し、保存する。  記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p>	<p>測定する試料についての記載であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(105/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(「<u>図 3.4.1-1 ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4.1-2 検出器の構造図(ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA))</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.4.1-1 ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)の概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.4.1-2 検出器の構造図(ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA))</u></li> </ul>	<p>(「<u>図 3.4-5 NaIシンチレーションサーベイ・メータの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-6 検出器の構造図(NaIシンチレーションサーベイ・メータ)</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.4-5 NaIシンチレーションサーベイ・メータの概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.4-6 検出器の構造図(NaIシンチレーションサーベイ・メータ)</u></li> </ul>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(106/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(2) <u>ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)</u>            重大事故等が発生した場合に、<u>放射能観測車が機能喪失した場合において、放射能観測車を代替し、敷地周辺の空間放射線量率を迅速に測定するためのガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)</u>は、線量当量率を電離箱を用いて電流信号として検出し、検出した電気信号を測定装置にて線量当量率へ変換し、指示する。            測定結果は従事者が記録し、保存する。  <u>重大事故等時における記録及び保存については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(「<u>図 3.4.1-3 ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4.1-4 検出器の構造図(ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA))</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.4.1-3 ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)の概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.4.1-4 検出器の構造図(ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA))</u></li> </ul>	<p>(5) <u>電離箱サーベイ・メータ</u>            重大事故等が発生した場合に、<u>発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)の線量当量率を監視、測定及び記録するための電離箱サーベイ・メータ</u>は、線量当量率を電離箱を用いて電流信号として検出し、検出した電気信号を測定装置にて線量当量率へ変換し、指示する。            測定結果は従事者が記録し、保存する。            記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.4-9 電離箱サーベイ・メータの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-10 検出器の構造図(電離箱サーベイ・メータ)</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.4-9 電離箱サーベイ・メータの概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.4-10 検出器の構造図(電離箱サーベイ・メータ)</u></li> </ul>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(107/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(3) <u>中性子線用サーベイメータ(SA)</u>            重大事故等が発生した場合に、<u>放射能観測車が機能喪失した場合において、放射能観測車を代替し、敷地周辺の空間放射線量率を迅速に測定するための中性子線用サーベイメータ(SA)は、中性子を He-3 比例計数管で検出し、中性子の入射により比例計数管内に封入された He-3 との相互作用により生じた陽子が封入ガスを電離することで発生した電気信号を測定装置にて線量率に変換して指示する。</u>            測定結果は従事者が記録し、保存する。  <u>重大事故等時における記録及び保存については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(「<u>図 3.4.1-5 中性子線用サーベイメータ(SA)の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4.1-6 検出器の構造図(中性子線用サーベイメータ(SA))</u>」参照。)            ・<u>図 3.4.1-5 中性子線用サーベイメータ(SA)の概略構成図</u>            ・<u>図 3.4.1-6 検出器の構造図(中性子線用サーベイメータ(SA))</u></p>	<p>(2) <u>β線サーベイ・メータ</u>            重大事故等が発生した場合に、<u>空气中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を監視、測定及び記録するためのβ線サーベイ・メータは、β線をGM管で検出し、β線の入射によりGM管内に封入された不活性ガスが電離され、発生した電気信号を測定装置にて計数率に変換して指示する。</u>             測定結果は従事者が記録し、保存する。            記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.4-3 β線サーベイ・メータの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-4 検出器の構造図(β線サーベイ・メータ)</u>」参照。)            ・<u>図 3.4-3 β線サーベイ・メータの概略構成図</u>            ・<u>図 3.4-4 検出器の構造図(β線サーベイ・メータ)</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(108/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(4) <u>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)</u>            重大事故等が発生した場合に、<u>放射能観測車が機能喪失した場合において、放射能観測車を代替し、敷地周辺の空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するためのアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) は、ZnS (Ag) シンチレータとプラスチックシンチレータを組み合わせた検出器であり、可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) により捕集した空気中の粒子状放射性物質を測定し、ZnS (Ag) シンチレータに入射したアルファ線及びプラスチックシンチレータに入射したベータ線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、測定装置にて計数率に変換して指示する。</u>            測定結果は従事者が記録し、保存する。  <u>重大事故等時における記録及び保存については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(「<u>図 3.4.1-7 アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4.1-8 検出器の構造図 (アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA))</u>」参照。)            ・<u>図 3.4.1-7 アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の概略構成図</u>            ・<u>図 3.4.1-8 検出器の構造図 (アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA))</u></p>	<p>(4) <u>Z n S シンチレーションサーベイ・メータ</u>            重大事故等が発生した場合に、<u>空气中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を監視、測定及び記録するための Z n S シンチレーションサーベイ・メータは、Z n S (A g) シンチレーションに入射した α 線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、電気信号を測定装置にて計数率に変換し指示する。</u>             測定結果は従事者が記録し、保存する。            記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.4-7 Z n S シンチレーションサーベイ・メータの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-8 検出器の構造図 (Z n S シンチレーションサーベイ・メータ)</u>」参照。)            ・<u>図 3.4-7 Z n S シンチレーションサーベイ・メータの概略構成図</u>            ・<u>図 3.4-8 検出器の構造図 (Z n S シンチレーションサーベイ・メータ)</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(109/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.7 代替気象観測設備</p> <p>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型気象観測用発電機、可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>3.5 代替気象観測設備</p> <p><u>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</u></p> <p><u>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型気象観測用発電機、可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。</u></p> <p><u>可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</u></p> <p><u>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測用発電機から受電する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型気象観測用発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(110/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>	<p><u>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p>		



## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(111/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向及び風速を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(112/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替気象観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(113/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>			

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(114/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(1) <u>可搬型気象観測設備</u>            重大事故等が発生した場合に、<u>気象観測設備が機能喪失した場合において、気象観測設備を代替し、敷地内の気象条件を観測及び記録するための可搬型気象観測設備は、測定項目に応じた測器を用いて気象条件を観測する。</u>  <u>可搬型気象観測設備は、各測器からの電気信号を演算装置にて風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量に変換した後、可搬型気象観測用データ伝送装置にて観測結果を衛星通信により中央制御室へ伝送し、可搬型データ表示装置において観測結果を指示し、電磁的に記録する。</u></p> <p>なお、<u>観測結果は可搬型気象観測用データ伝送装置により緊急時対策所へも伝送でき、緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備においても観測結果を指示及び記録する。</u></p>	<p>(1) <u>可搬型モニタリング・ポスト</u>            重大事故等が発生した場合に、<u>固定式周辺モニタリング設備が機能喪失した場合の代替及び発電用原子炉施設周囲の空間線量率の監視、測定及び記録するための可搬型モニタリング・ポストは、2種類の検出器を用いて空気吸収線量率を測定する。</u>  <u>NaI(Tl)シンチレーションは、検出器に入射したγ線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、増幅した後、測定装置にて空気吸収線量率へ変換し表示する。</u>  <u>半導体式は、空間線量率を半導体式を用いて電気信号として検出し、検出した電気信号を測定装置にて空間線量率へ変換し表示する。</u>            また、表示される測定値は電磁的に記録し、<u>保存する。</u>            なお、測定値は<u>伝送装置(衛星系回線)</u>により、緊急時対策所へ伝送でき、緊急時対策所にて電磁的に記録し、保存できる設計とする。</p>	<p>記録の保存については、「発電炉の技術基準規則」において記録の保存に係る要求があるのに対し、「再処理の技術基準規則」においては同要求事項がないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(115/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>重大事故等時における記録及び保存</u>については、「3.7 放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.5-1 可搬型気象観測設備の概略構成図</u>」及び「<u>図 3.5-2 可搬型気象観測設備の測器の構造図</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.5-1 可搬型気象観測設備の概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.5-2 可搬型気象観測設備の測器の構造図</u></li> </ul>	<p>記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(「<u>図 3.4-1 可搬型モニタリング・ポストの概略構成図</u>」及び「<u>図 3.4-2 検出器の構造図(可搬型モニタリング・ポスト)</u>」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 3.4-1 可搬型モニタリング・ポストの概略構成図</u></li> <li>・<u>図 3.4-2 検出器の構造図(可搬型モニタリング・ポスト)</u></li> </ul>	<p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(116/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(2) <u>可搬型気象観測用発電機</u></p> <p>重大事故等が発生した場合、可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電する。可搬型気象観測用発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。</p>	<p>【V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】</p> <p>2.2 <u>可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針</u></p> <p>重大事故等対処設備における<u>可搬型の非常用発電装置のうち可搬型代替低圧電源車は、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替低圧電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時の対応に最低限必要な交流設備に電力を供給できる設計とする。また、可搬型整流器用変圧器、可搬型整流器と組み合わせて使用することにより、重大事故等時の対応に必要な直流設備に電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>窒素供給装置用電源車は、専用の負荷に電力を供給できる出力を有する設計とする。</u></p>	<p>説明する説明書が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(117/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>可搬型気象観測用発電機は、「日本電機工業会規格 JEM-1420」を適用し、具体的内容については、「3.2.1(2) 可搬型排気モニタリング用発電機」の記載を可搬型気象観測用発電機に読み替える。</u></p>	<p><u>また、非常用発電装置としての機能の重要性を考慮し、可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車については、火力省令及び電気設備に関する技術基準を定める省令を引用している日本内燃力発電設備協会規格の「可搬形発電設備技術基準(NEGA C 331:2005)」(以下「可搬形発電設備技術基準」という。)を準用する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、流入する燃料を自動的に調整する调速装置及び軸受が異常な摩耗、変形及び過熱が生じないよう潤滑油装置を設ける設計とし、回転速度、潤滑油圧力、潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。回転速度が著しく上昇した場合及び冷却水温度が著しく上昇した場合等に自動的に停止する設計とする。また、過回転防止装置は定格回転速度の116%以下で動作する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型の非常用発電装置の発電機は、電氣的・機械的に十分な性能を持つ絶縁巻線を使用し、耐熱性及び耐湿性を考慮した絶縁処理を施す設計とする。</u></p> <p><u>電源電圧が著しく低下した場合及び過電流が発生した場合等に電路から自動的に遮断する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型の非常用発電装置の強度については、完成品として一般産業品規格で規定される温度試験等を実施し、定格負荷状態において十分な強度を有する設計とする。</u></p>	<p>設備及び適用される基準が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機の説明において比較する。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(118/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>可搬型気象観測用発電機の最大所要負荷は、重大事故等発生時に代替気象観測設備で要求される負荷の <u>0.9</u> kW である。負荷リストを表 3.5-1 に示す。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、<u>3.1</u> kW の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p>最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p>	<p><u>耐圧部分に対する強度については、可搬形発電設備技術基準に関連する事項がないため、「日本電機工業会規格 JEM-1354」で規定される温度試験による強度評価の基本方針、強度評価結果を添付書類「V-3 強度に関する説明書」の別添にて説明する。</u></p> <p>【V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】</p> <p>3.4 緊急時対策所用発電機</p> <p>最大所要負荷は、重大事故等発生時に緊急時対策所で要求される負荷の <u>188.8</u> kW である。負荷リストを表 3-9 に示す。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、<u>1380</u> kW の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p>最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p> <p><u>また、火力省令及び原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準を準用し、「2.1.1 内燃機関」及び「2.1.2 発電機」に記載の設計とする。</u></p>	<p>可搬型排気モニタリング用発電機の説明において比較数する。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉の添付書類に該当する内容は、本項にて記載していることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>



再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(119/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>a. 内燃機関                      発電機の出力 <u>3.1</u> kW から、内燃機関の出力は次式により <u>5.5</u> kW とする。  <math display="block">P_E \geq P \div \eta = 3.1 \div 0.564 \div 5.5</math> <math display="block">P_E : \text{内燃機関の出力 (kW)}</math> <math display="block">P : \text{発電機の定格出力 (kW)} = 3.1</math> <math display="block">\eta : \text{発電機の効率} = 0.564</math></p> <p>b. 発電機                      発電機の容量は、次式により <u>3.1</u> kVA とする。  <math display="block">Q = P \div p f = 3.1 \div 1.0 = 3.1</math> <math display="block">Q : \text{発電機の容量 (kVA)}</math> <math display="block">P : \text{発電機の定格出力 (kW)} = 3.1</math> <math display="block">p f : \text{力率} = 1.0</math></p> <p>・表 3.5-1 <u>可搬型気象観測用発電機</u>の負荷リスト</p>	<p>3.4.1 内燃機関                      発電機の出力 <u>1380</u>kW から、内燃機関の出力は次式により <u>〇〇</u>kW 以上の <u>1450</u>kW とする。  <math display="block">P_E \geq P \div \eta = 1380 \div \text{〇} \div 1450</math> <math display="block">P_E : \text{内燃機関の出力 (kW)}</math> <math display="block">P : \text{発電機の定格出力 (kW)} = 1380</math> <math display="block">\eta : \text{発電機の効率} = \text{〇}</math></p> <p>3.4.2 発電機                      発電機の容量は、次式により <u>1725</u>kVA とする。  <math display="block">Q = P \div p f = 1380 \div 0.80 = 1725</math> <math display="block">Q : \text{発電機の容量 (kVA)}</math> <math display="block">P : \text{発電機の定格出力 (kW)} = 1380</math> <math display="block">p f : \text{力率} = 0.80</math></p> <p>・表 3-9 <u>緊急時対策所用発電機</u>の負荷リスト</p>	

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(120/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.8 環境モニタリング用代替電源設備 重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>3.6 環境モニタリング用代替電源設備 <u>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</u></p> <p><u>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。</u></p> <p><u>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</u></p> <p><u>環境モニタリング用可搬型発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。</u></p> <p><u>環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(121/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(122/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>			

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(123/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(1) <u>環境モニタリング用可搬型発電機</u></p> <p>重大事故等が発生した場合、<u>環境モニタリング用可搬型発電機は、モニタリングポスト及びダストモニタに必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。</u></p>	<p>【V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】 2.2 <u>可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針</u></p> <p>重大事故等対処設備における<u>可搬型の非常用発電装置のうち可搬型代替低圧電源車は、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替低圧電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時の対応に最低限必要な交流設備に電力を供給できる設計とする。また、可搬型整流器用変圧器、可搬型整流器と組み合わせて使用することにより、重大事故等時の対応に必要な直流設備に電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>窒素供給装置用電源車は、専用の負荷に電力を供給できる出力を有する設計とする。</u></p>	<p>説明する説明書が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(124/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>環境モニタリング用可搬型発電機は、「日本電機工業会規格 JEM-1420」を適用し、具体的内容については、「3.2.1(2) 可搬型排気モニタリング用発電機」の記載を環境モニタリング用可搬型発電機に読み替える。</u></p>	<p><u>また、非常用発電装置としての機能の重要性を考慮し、可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車については、火力省令及び電気設備に関する技術基準を定める省令を引用している日本内燃力発電設備協会規格の「可搬形発電設備技術基準(NEGA C 331:2005)」(以下「可搬形発電設備技術基準」という。)を準用する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、流入する燃料を自動的に調整する调速装置及び軸受が異常な摩耗、変形及び過熱が生じないよう潤滑油装置を設ける設計とし、回転速度、潤滑油圧力、潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。回転速度が著しく上昇した場合及び冷却水温度が著しく上昇した場合等に自動的に停止する設計とする。また、過回転防止装置は定格回転速度の116 %以下で動作する設計とする。</u></p> <p>可搬型の非常用発電装置の発電機は、電氣的・機械的に十分な性能を持つ絶縁巻線を使用し、耐熱性及び耐湿性を考慮した絶縁処理を施す設計とする。</p> <p><u>電源電圧が著しく低下した場合及び過電流が発生した場合等に電路から自動的に遮断する設計とする。</u></p>	<p>設備及び適用される基準が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機の説明において比較する。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(125/139)

再処理施設	発電炉	備考	
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>最大所要負荷は、重大事故等発生時に環境モニタリング設備で要求される負荷の <u>4.5 kW</u> である。負荷リストを表 3.6-1 に示す。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、<u>5.2 kW</u> の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p>最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p>	<p><u>可搬型の非常用発電装置の強度については、完成品として一般産業品規格で規定される温度試験等を実施し、定格負荷状態において十分な強度を有する設計とする。</u></p> <p><u>耐圧部分に対する強度については、可搬形発電設備技術基準に関連する事項がないため、「日本電機工業会規格 JEM-1354」で規定される温度試験による強度評価の基本方針、強度評価結果を添付書類「V-3 強度に関する説明書」の別添にて説明する。</u></p> <p>【V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】</p> <p>3.4 緊急時対策所用発電機</p> <p>最大所要負荷は、重大事故等発生時に緊急時対策所で要求される負荷の <u>188.8kW</u> である。負荷リストを表 3-9 に示す。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、<u>1380kW</u> の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p>最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p> <p><u>また、火力省令及び原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準を準用し、「2.1.1 内燃機関」及び「2.1.2 発電機」に記載の設計とする。</u></p>	<p>可搬型排気モニタリング用発電機の説明において比較する。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉の添付書類に該当する内容は、本項にて記載していることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(126/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>a. 内燃機関            発電機の出力 <u>5.2</u> kW から、内燃機関の出力は <u>6.8</u> kW とする。  <math display="block">P_E \geq P \div \eta = 5.2 \div 0.765 \div 6.8</math> <u><math>P_E</math> : 内燃機関の出力(kW)</u>  <u><math>P</math> : 発電機の定格出力(kW) = 5.2</u>  <u><math>\eta</math> : 発電機の効率 = 0.765</u></p> <p>b. 発電機            発電機の容量は、次式により <u>6.5</u> kVA とする。  <math display="block">Q = P \div p f = 5.2 \div 0.8 = 6.5</math> <u><math>Q</math> : 発電機の容量(kVA)</u>  <u><math>P</math> : 発電機の定格出力(kW) = 5.2</u>  <u><math>p f</math> : 力率 = 0.8(遅れ)</u></p> <p>・表3.6-1 <u>環境モニタリング用可搬型発電機の負荷リスト</u></p>	<p>3.4.1 内燃機関            発電機の出力 <u>1380</u>kW から、内燃機関の出力は次式により <u>〇〇</u>kW 以上の <u>1450</u>kW とする。  <math display="block">P_E \geq P \div \eta = 1380 \div \text{〇} \div 1450</math> <u><math>P_E</math> : 内燃機関の出力(kW)</u>  <u><math>P</math> : 発電機の定格出力(kW) = 1380</u>  <u><math>\eta</math> : 発電機の効率 = 〇</u></p> <p>3.4.2 発電機            発電機の容量は、次式により <u>1725</u>kVA とする。  <math display="block">Q = P \div p f = 1380 \div 0.80 = 1725</math> <u><math>Q</math> : 発電機の容量(kVA)</u>  <u><math>P</math> : 発電機の定格出力(kW) = 1380</u>  <u><math>p f</math> : 力率 = 0.80</u></p> <p>・表 3-9 <u>緊急時対策所用発電機の負荷リスト</u></p>	



## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(127/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.9 個人管理用設備</p> <p>放射線業務従事者等の線量評価のための個人管理用設備として、個人線量計を配備し、及びホールボディカウンタを設置する設計とする。</p> <p>個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>6.10 出入管理関係設備</p> <p>放射線業務従事者等の管理区域の出入管理のための出入管理設備並びに汚染管理及び除染のための汚染管理設備を設置する設計とする。</p> <p>再処理施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。</p> <p>出入管理設備の一部は、廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>			

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(128/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3.7 <u>放射線管理施設の計測結果の表示, 記録及び保存</u></p> <p>3.7.1 計測結果の指示又は表示</p> <p>重大事故等時において, <u>排気モニタリング設備の主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ, 環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタ並びに環境管理設備の気象観測設備</u>の計測結果は, <u>中央制御室及び緊急時対策所に指示し, 中央制御室にて記録する設計とする。</u></p> <p><u>代替排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ, 代替環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測設備の計測結果は, 中央制御室及び緊急時対策所にて指示及び記録する設計とする。</u></p> <p><u>代替環境モニタリング設備の可搬型建屋周辺モニタリング設備, 放射能観測車, 代替放射能観測設備及び代替気象観測設備の可搬型風向風速計</u>については, <u>現場にて指示及び記録する設計とする。</u></p> <p>「表3.7.1-1 <u>重大事故等時における放射線管理施設の計測結果の指示, 表示及び記録</u>」に放射線管理施設の計測結果の指示, 表示及び記録場所を示す。</p>	<p>3.5 <u>放射線管理用計測装置の計測結果の表示, 記録及び保存</u></p> <p>3.5.1 計測結果の指示又は表示</p> <p><u>プロセスモニタリング設備, エリアモニタリング設備</u>の計測結果は, <u>中央制御室あるいは緊急時対策所に指示又は表示し, 記録する設計とする。</u></p> <p><u>移動式周辺モニタリング設備</u>については, <u>現場にて指示又は表示し, 記録する設計とする。</u></p> <p>「表3.5.1-1 <u>放射線管理用計測装置の計測結果の指示, 表示及び記録</u>」に放射線管理用計測装置の計測結果の指示, 表示及び記録場所を示す。</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり, 新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示, 記録及び保存については, 要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり, 新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(129/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
		<p><u>3.5.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存</u>  <u>技術基準規則第34 条第4 項及びその解釈に関わる計測結果は、原則、確実に記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。</u>  <u>一次冷却材の放射性物質の濃度、排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度、排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度については、断続的な試料の分析を行い、従事者が測定結果を記録し、保存できる設計とする。</u>  <u>記録を保存する計測項目と計測装置等を「表3.5.2-1 記録を保存する計測項目と計測装置等」に示す。</u></p>	再処理施設において、設計基準対象の施設の計測結果の記録及び保存に係る変更がないことから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(130/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>重大事故時における各計測装置の計測結果は、計測装置に応じた記録方法により記録する設計とする。</p>	<p>3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>重大事故等時における各計測装置の計測結果は、計測装置に応じた記録方法により記録し、保存できる設計とする。</p> <p><u>格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)、格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)、フィルタ装置出口放射線モニタ(低レンジ)、フィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ)、耐圧強化ベント系放射線モニタ、使用済燃料プールエリア放射線モニタ(低レンジ)及び使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ)の計測結果は、緊急時対策支援システム伝送装置に電磁的に記録、保存し、全交流動力電源喪失時においても保存した記録が失われないとともに、帳票として出力し保存できる設計とする。</u></p> <p><u>また、その計測結果は、プラント状態の推移を把握するためにデータ収集周期は1分とするとともに記録の保存容量は計測結果を取り出すことで継続的なデータを得ることができるよう、14日以上保存できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所エリアモニタの計測結果は記録装置にて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</u></p>	<p>重大事故等に対処するためのパラメータの計測に用いる設備については、当社では「VI-1-2 計測制御系統施設に関する説明書」に記載するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>緊急時対策所における放射線の計測に用いる設備については、当社では「VI-1-3 制御室及び緊急時対策所に関する説明書」に記載するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(131/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>排気モニタリング設備の主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</u>の計測結果は、再処理施設から放出される放射性物質の放出量を適切に把握するためにデータ収集周期を1分以下とし、<u>中央制御室の放射線監視盤</u>の記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。</p> <p><u>代替排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ</u>の計測結果は、再処理施設から放出される放射性物質の放出量を適切に把握するためにデータ収集周期を約1分とする。</p> <p>計測結果は<u>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置(衛星系回線)</u>により<u>中央制御室及び緊急時対策所に</u>伝送でき、記録の保存容量は外部支援を受けるまでの期間、記録できるように7日間以上、<u>中央制御室の可搬型データ表示装置及び緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備</u>にて電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p>	<p>3.5.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>技術基準規則第34 条第4 項及びその解釈に関わる計測結果は、原則、確実に記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>による計測結果は、プラント状態を適切に把握するためにデータ収集周期を1 分とする。記録の保存容量は外部支援を受けるまでの期間、記録できるように7日間以上<u>可搬型モニタリング・ポストの記録装置</u>に電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、計測結果は伝送装置(衛星系回線)により、緊急時対策所へ伝送でき、緊急時対策所にて電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>再処理施設においては、重大事故時の計測結果を中央制御室にも伝送することから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(132/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタ</u>の計測結果は、周辺監視区域境界付近での線量及び空気中の放射性物質濃度を適切に把握するためにデータ収集周期を1分以下とし、<u>中央制御室の環境監視盤</u>の記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。</p> <p><u>代替環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ</u>の計測結果は、周辺監視区域境界付近での線量及び空気中の放射性物質濃度を適切に把握するためにデータ収集周期を約1分とする。</p> <p>計測結果は<u>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置(衛星系回線)</u>により<u>中央制御室</u>及び緊急時対策所に伝送でき、記録の保存容量は外部支援を受けるまでの期間、記録できるように7日間以上、<u>中央制御室の可搬型データ表示装置</u>及び緊急時対策所の<u>緊急時対策建屋情報把握設備</u>にて電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p>	<p>3.5.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>技術基準規則第34 条第4 項及びその解釈に関わる計測結果は、原則、確実に記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>による計測結果は、プラント状態を適切に把握するためにデータ収集周期を1 分とする。記録の保存容量は外部支援を受けるまでの期間、記録できるように7日間以上<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>の記録装置に電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、計測結果は伝送装置(衛星系回線)により、緊急時対策所へ伝送でき、緊急時対策所にて電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>再処理施設においては、重大事故時の計測結果を中央制御室にも伝送することから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(133/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>気象観測設備</u>の観測結果は、敷地内の気象条件を適切に把握するためにデータ収集周期を1分以下とし、<u>中央制御室の気象盤</u>の記録計にて記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。</p> <p><u>代替気象観測設備</u>の観測結果は、気象条件を適切に把握するためにデータ収集周期を約1分とする。</p> <p>計測結果は<u>可搬型気象観測用データ伝送装置(衛星系回線)</u>により<u>中央制御室及び緊急時対策所に</u>伝送でき、記録の保存容量は外部支援を受けるまでの期間、記録できるように7日間以上、<u>中央制御室の可搬型データ表示装置及び緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備</u>にて電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p> <p><u>可搬型建屋周辺モニタリング設備、放射能観測車、代替放射能観測設備及び代替気象観測設備の可搬型風向風速計</u>による計測結果は、従事者が測定結果を記録し、保存できる設計とする。</p> <p><u>放射線管理施設の計測結果の指示、表示及び記録を「表3.7.1-1 重大事故等時における放射線管理施設の計測結果の指示、表示及び記録」に、記録を保存する計測項目と計測装置等を「表3.7.3-1 記録を保存する計測項目と計測装置等」に示す。</u></p>	<p>3.5.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>技術基準規則第34条第4項及びその解釈に関わる計測結果は、原則、確実に記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>による計測結果は、プラント状態を適切に把握するためにデータ収集周期を1分とする。記録の保存容量は外部支援を受けるまでの期間、記録できるように7日間以上<u>可搬型モニタリング・ポストの記録装置</u>に電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、計測結果は伝送装置(衛星系回線)により、緊急時対策所へ伝送でき、緊急時対策所にて電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p> <p><u>β線サーベイ・メータ、NaIシンチレーションサーベイ・メータ、ZnSシンチレーションサーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータ</u>による測定は、従事者が測定結果を記録し、保存できる設計とする。</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>再処理施設においては、重大事故時の計測結果を中央制御室にも伝送することから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>表の呼び込みを記載するものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(134/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>表3.7.1-1 <u>重大事故等時における放射線管理施設の計測結果の指示、表示及び記録</u></li> <li>表3.7.3-1 記録を保存する計測項目と計測装置等</li> </ul> <p><u>試料の分析に係る関わるその他の計測項目については、「VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書」に示す。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表3.5.1-1 <u>放射線管理用計測装置の計測結果の指示、表示及び記録</u></li> <li>表3.5.2-1 記録を保存する計測項目と計測装置等</li> </ul> <p><u>技術基準規則第34 条第4 項及びその解釈に関わるその他の計測項目については、添付書類「V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書」及び添付書類「V-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。</u></p>	<p>設計基準対象の施設としての計測結果の表示、記録及び保存については、要求事項に変更がないことから重大事故等時に限定するために記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>異なる添付書類を呼び込むための記載であり、新たな論点が生じるものではない。</p>



## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(135/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3.8 その他</p> <p>3.8.1 放射線計測器の保有等について 重大事故等が発生した場合、発電所及びその周辺のモニタリングを拡充する場合に備えて、放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する計測器を重大事故等対処設備以外にも保有しておくとともに、他の機関とも適切な連携を構築する。</p>	<p>3.6 その他</p> <p>3.6.1 <u>海上モニタリングについて</u> <u>「3.4 移動式周辺モニタリング設備」の設備にて、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺における放射性物質の濃度及び線量当量率を測定する際、周辺海域においても測定するために、小型船舶を保管する。小型船舶の保管場所は「図3.6.1-1 小型船舶の保管場所」に示すとおりとする。</u></p> <p>3.6.2 放射線計測器の保有等について 重大事故等が発生した場合、発電所及びその周辺(<u>発電所の周辺海域を含む。</u>)のモニタリングを拡充する場合に備えて、放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する計測器を重大事故等対処設備以外にも保有しておくとともに、他の機関とも適切な連携を構築する。 ・<u>図3.6.1-1 小型船舶の保管場所</u></p>	<p>発電炉では、海上モニタリングを実施するため必要な設備を記載しているのに対し、再処理施設では再処理施設の立地状況(海に面していない)を踏まえ海上モニタリングを不要としていることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(136/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>4. <u>放射線管理施設の計測範囲及び警報動作範囲</u></p> <p>4.1 <u>放射線管理施設の計測範囲</u>  <u>放射線管理施設のうち、放射線を計測する設備の計測範囲は、バックグラウンドレベル並びに重大事故等時において想定される線量率又は放出が想定される放射性物質の濃度を包絡し、監視上必要な線量当量率及び放射性物質濃度を考慮し、設定する。</u>  <u>監視上必要な線量当量率及び放射性物質濃度の考慮として、以下に示すものが挙げられる。</u>  <u>監視上必要な線量当量率及び放射性物質濃度の考慮として、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」(昭和56年7月23日原子力安全委員会決定、以下「事故時放射線計測指針」という。)にて測定上限値の要求があるものについては、これを満足する設計とする。</u></p> <p><u>また、放射線管理施設のうち、気象を観測する設備の計測範囲は、通常想定される変動範囲を包絡し、大気安定度が算出できるように考慮し、設定する。</u>  <u>代替気象観測設備の計測範囲は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定)及び「地上気象観測指針」(2002年、気象庁)において要求があるものについては、これを満足する設計とする。</u></p> <p>計測対象の監視範囲が広い場合には、複数のものによりオーバーラップさせて計測が可能となるように設計する。</p>	<p>4. <u>放射線管理用計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</u></p> <p>4.1 <u>放射線管理用計測装置の計測範囲</u>  <u>放射線管理用計測装置の計測範囲は、バックグラウンドレベルを包絡し、監視上必要な線量当量率を考慮し、設定する。</u></p> <p>監視上必要な線量当量率の考慮として、以下に示すものが挙げられる。</p> <p>「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」(昭和56年7月23日原子力安全委員会決定、以下「事故時放射線計測指針」という。)にて測定上限値の要求があるものについては、これを満足する設計とする。</p> <p>計測対象の監視範囲が広い場合には、複数のものによりオーバーラップさせて計測が可能となるように設計する。</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>気象観測設備の計測範囲を説明するための記載であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(137/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>放射線管理施設の計測範囲を「表4.1-1 <u>放射線管理施設の計測範囲</u>」に示す。</p> <p>なお、放射線管理施設のうち、屋内モニタリング設備及び排気モニタリング設備の冷却空気出口シャフトモニタの計測範囲に関する設計については、再処理施設内の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための設備及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための設備に認可を受けたものから計測範囲に変化はないことから、以下の認可を受けたものに同じである。</p>	<p>各放射線管理用計測装置の計測範囲を「表4.1-1 <u>放射線管理用計測装置の計測範囲</u>」に示す。</p> <p><u>重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉格納容器内の放射線量率及び最終ヒートシンクの確保に必要なパラメータを計測することが困難となった場合の対応におけるパラメータの推定手段及び推定方法については、添付書類「V-1-1-6安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す。重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力(計測可能範囲)、パラメータの計測が困難となった場合のパラメータの推定の対応手段等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に明確にし、確実に運用及び遵守できるよう手順として定めて管理する。</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>重大事故等に対処するためのパラメータの計測に用いる設備については、当社では「VI-1-2 計測制御系統施設に関する説明書」に記載するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(138/139)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年7月22日付け6安(核規)第220号にて認可を受けた第3回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>・平成10年6月9日付け9安(核規)第596号にて認可を受けた第6回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>・平成14年6月20日付け平成14・04・30原第13号にて変更の認可を受けた第6回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>・表4.1-1 <u>放射線管理施設</u>の計測範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表4.1-1 <u>放射線管理用計測装置</u>の計測範囲</li> </ul>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】(139/139)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>4.2 <u>放射線管理施設の警報動作範囲</u> 重大事故等対処設備については、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり計測する設計としていること及び技術基準規則、事業指定基準規則及びその解釈の要求に該当しないことから警報装置を設ける必要はない。</p> <p><u>ただし、重大事故等時において、主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタは、放射能レベルが通常時において設定する値を超えたときは、中央制御室の放射線監視盤において警報を発する。</u> <u>また、重大事故等時において、モニタリングポスト及びダストモニタは、空間放射線量率又は放射能レベルが通常時において設定する値を超えたときは、中央制御室の環境監視盤において警報を発する。</u></p>	<p>4.2 <u>放射線管理用計測装置の警報動作範囲</u> 重大事故等対処設備については、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり計測する設計としていること及び技術基準規則の要求に該当しないことから警報装置を設ける必要はない。</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>再処理施設においては、技術基準規則において警報に係る要求は無いものの、左記の設備を重大事故等対処設備として用いた場合には警報を発する機能を有することから記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 別紙4－2

管理区域の出入管理関係設備並びに  
試料分析関係設備及び代替試料分析  
関係設備に関する説明書

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(1/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備並びに<u>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書</u></p> <p>1. 概要 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.1 <u>試料分析関係設備</u> 3.1.1 <u>試料の種類及び測定頻度</u> 3.1.2 <u>放出管理分析設備</u> 3.1.3 <u>環境試料測定設備</u> 3.2 <u>代替試料分析関係設備</u> 3.2.1 <u>試料の種類及び測定頻度</u> 3.2.2 <u>可搬型試料分析設備</u> 3.3 <u>個人管理用設備</u> 3.4 <u>出入管理関係設備</u> 3.5 <u>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録</u> 3.5.1 <u>計測結果の指示又は表示</u> 3.5.2 <u>設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存</u> 3.5.3 <u>重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存</u> 4. <u>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲</u></p>	<p>V-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び<u>環境試料分析装置</u>に関する説明書</p> <p>1. 概要 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.1 <u>出入管理設備</u> 3.1.1 <u>中央制御室チェンジングエリア</u> 3.1.2 <u>緊急時対策所チェンジングエリア</u> 3.2 <u>可搬型放射能測定装置等及び環境試料分析装置</u> 3.2.1 <u>環境試料の種類及び測定頻度</u> 3.2.2 <u>可搬型放射能測定装置等</u> 3.2.3 <u>環境試料分析装置</u></p>	<p>再処理の設備構成に合わせた章立てにしたことによる記載の差異であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示又は表示、記録並びに計測範囲は、本説明書の説明対象であるため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(2/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 21 条及び第 49 条並びに<u>事業指定基準規則</u>第 23 条、第 24 条及び第 45 条に関わる放射線管理施設のうち、<u>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備</u>について説明するものである。</p> <p>また、「<u>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</u>」（以下「<u>事業指定基準規則</u>」という。）第 23 条に関わる放射線管理施設のうち、<u>出入管理関係設備及び個人管理用設備</u>についても説明する。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>（以下「<u>技術基準規則</u>」という。）」第 8 条、第 74 条及び第 76 条並びにそれらの「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u>」（以下「<u>解釈</u>」という。）に関わる放射線管理施設のうち、<u>管理区域、中央制御室及び緊急時対策所建屋の出入管理設備</u>について説明するものである。</p> <p>また、<u>技術基準規則</u>第 75 条及びその<u>解釈並びに設置（変更）許可を受けた放出管理目標値の管理状況の確認に関わる環境試料分析装置</u>について説明する。</p>	<p>再処理施設においては、重大事故時における放出管理を試料分析関係設備又は代替試料分析関係設備にて実施するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>放射線管理施設には「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「再処理の事業指定基準規則」という。）においてのみ要求がある設備を含むため記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社では、個人管理用設備を設けることを基本設計方針に明記していることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>



## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(3/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>今回は、重大事故等時に使用する試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備について説明する。</p>	<p><u>併せて環境試料の放射能測定に用いる可搬型放射能測定装置等についても説明する。</u></p> <p><u>なお、設計基準対象施設として使用する出入管理設備、環境試料分析装置に関しては、要求事項に変更がないため、今回の申請において変更は行わない。</u></p> <p>今回は、重大事故等時に使用する<u>出入管理設備</u>、<u>可搬型放射能測定装置等</u>及び<u>環境試料分析装置</u>について説明する。</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>認可済みの設備に関する記載については、「3.放射線管理施設の構成」にて記載する。</p> <p>重大事故等時に使用する中央制御室及び緊急時対策所の出入管理については、当社では「VI-1-3 制御室及び緊急時対策所に関する説明書」に記載するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(4/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	2. 基本方針	<p>2. 基本方針</p> <p><u>技術基準規則第 74 条及び第 76 条並びにそれらの解釈に基づき、重大事故等が発生し中央制御室及び緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室及び緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体汚染検査及び作業服の着替え等を行う区画を含む出入管理設備を設置する。</u></p> <p><u>技術基準規則第 75 条及びその解釈に基づき、重大事故等が発生した場合において、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において発電所から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、可搬型放射能測定装置等及び環境試料分析装置を配備する。</u></p>	各設備の基本的な設計については、「3. 放射線管理施設の構成」の各設備の説明において記載する。

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(5/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>第2章 個別項目</p> <p>6. 放射線管理施設</p> <p>放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。</p> <p>放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。</p> <p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とするとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。</p>	<p><u>放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。</u></p> <p><u>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とするとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(6/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p>	<p><u>放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p>		<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(7/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。  なお、放射線監視設備、代替モニタリング設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備については、「VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に記載する。		

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(8/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	3. 施設の詳細設計方針	<p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 出入管理設備</p> <p>3.1.1 中央制御室チェンジングエリア</p> <p><u>中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染持ち込みを防止するため、原子炉建屋付属棟内、かつ中央制御室バウンダリに隣接した場所にチェンジングエリアを設置する。中央制御室チェンジングエリアの設置場所及び配置を図 3-1「中央制御室チェンジングエリア設置場所及び配置」に示す。チェンジングエリア内は、防護具の脱衣エリア、放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア及び運転員等に放射性物質による汚染が確認された場合にクリーンウエスによる拭取りや簡易シャワーで除染を行う除染エリア、中央制御室への出入口であるクリーンエリアで構成される。なお、除染で発生した汚染水は、必要に応じて吸水シートへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</u></p> <p><u>チェンジングエリアはチェンジングエリア用資機材で区画し、GM汚染サーベイメータ、除染用資機材、可搬型照明（SA）を配備し、チェンジングエリア用資機材、防護具、GM汚染サーベイメータ、除染用資機材、可搬型照明（SA）は、迅速な対応を行うために原子炉建屋付属棟内に保管する。</u></p> <p><u>可搬型照明（SA）の電源、照度については、添付書類「V-1-1-13 非常用照明に関する説明書」に示す。</u></p>	<p>重大事故等時に使用する出入管理設備については、当社では「VI-1-3 制御室及び緊急時対策所に関する説明書」に記載するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(9/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
		<p><u>3.1.2 緊急時対策所チェンジングエリア</u>  <u>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、緊急時対策所建屋入口にチェンジングエリアを設置する。緊急時対策所チェンジングエリアの設置場所及び配置を図 3-2「緊急時対策所チェンジングエリア設置場所及び配置」に示す。</u>  <u>チェンジングエリア内は、防護具の脱衣エリア、放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア及び要員等に放射性物質による汚染が確認された場合にクリーンウエスによる拭取りや簡易シャワーで除染を行う除染エリアで構成される。なお、除染で発生した汚染水は、必要に応じて吸水シートへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</u></p> <p><u>チェンジングエリアはチェンジングエリア用資機材で区画し、除染用資機材、GM汚染サーベイメータを配備し、チェンジングエリア用資機材、防護具、除染用資機材、GM汚染サーベイメータは、迅速な対応を行うために緊急時対策所建屋内に保管する。</u></p>	重大事故等時に使用する出入管理設備については、当社では「VI-1-3 制御室及び緊急時対策所に関する説明書」に記載するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(10/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.1 放射線監視設備 放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。</p> <p>6.1.1 屋内モニタリング設備 再処理施設内の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</p>			



## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(11/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</p> <p>分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用する。</p> <p>分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用するが、分析建屋及び六ヶ所保障措置分析所の空気中の放射性物質の捕集に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>6.1.2 屋外モニタリング設備 屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。</p> <p>6.1.2.1 排気モニタリング設備 再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、主排気筒管理建屋に収納する。</p> <p>主排気筒管理建屋は、地上1階の建物とする設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(12/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。</p> <p>排気サンプリング設備は、主排気筒、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒、使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒、ハル・エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出される排気中の放射性物質を連続的に捕集する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(13/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>冷却空気出口シャフトには、冷却空気出口シャフトモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。</p> <p>重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトを常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は、重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(14/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ，排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒），北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備の排気サンプリング設備（主排気筒）は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備の主排気筒ガスモニタ，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ，排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(15/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に十分な台数（排気サンプリング設備については2系列）を有する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気サンプリング設備（主排気筒）の配管の一部は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>排気サンプリング設備（主排気筒）は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(16/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>排気サンプリング設備（主排気筒）は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。</p> <p>6.1.2.2 排水モニタリング設備</p> <p>再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排水モニタリング設備として、排水サンプリング設備を設置し、放出の異常を確認するための排水モニタを設置する設計とする。</p> <p>排水サンプリング設備は、排水をサンプリングする設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(17/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.1.2.3 環境モニタリング設備</p> <p>周辺監視区域境界付近の空間放射線量，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として，モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計を設置する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタについては，設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは，非常用所内電源系統に接続し，電源復旧までの期間，非常用所内電源系統から受電できる設計とする。</p> <p>さらに，モニタリングポスト及びダストモニタは，専用の無停電電源装置を有し，電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は，有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし，測定値は中央制御室で監視，記録を行うことができる設計とする。</p> <p>また，緊急時対策所でも監視することができる設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(18/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>モニタリングポスト及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>			



## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(19/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、非常用所内電源システムに加えて、環境モニタリング用代替電源設備である環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(20/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(21/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>6.1.3 放射線サーベイ機器 放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器として、アルファ・ベータ線用サーベイメータ、ガンマ線用サーベイメータ、中性子線用サーベイメータ、エアスニファ、ダストサンブラ、ガスモニタ及びダストモニタを設ける設計とする。</p> <p>放射線サーベイ機器のガンマ線サーベイメータは、廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>共用する放射線サーベイ機器は、仕様及び測定に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>6.2 代替モニタリング設備 重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。</p> <p>代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(22/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.2.1 代替排気モニタリング設備</p> <p>重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部並びに監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定する設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、電気設備の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(23/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(24/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は，共通要因によって主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管する場合は主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(25/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、可搬型ガスモニタの保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型排気サンプリング設備の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(26/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p> <p>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。</p>			



## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(27/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(28/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型データ表示装置は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(29/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p> <p>6.2.2 代替環境モニタリング設備</p> <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）、可搬型環境モニタリング用発電機並びに監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(30/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、再</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(31/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(32/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>中性子線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(33/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンプラ（S A）の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(34/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>			



## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(35/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.3 試料分析関係設備</p> <p>再処理施設の作業環境，設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための試料分析関係設備として，放射能測定設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用），核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。</p> <p>再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための試料分析関係設備として，放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用），放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。</p> <p>周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための試料分析関係設備として，環境試料測定設備の放射能測定装置（ベータ線用），核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。</p> <p>環境試料測定設備のうち，核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は，MOX 燃料加工施設と共用する。</p>	<p>3.1 試料分析関係設備</p> <p><u>再処理施設の作業環境，設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための放射能測定設備として，放射能測定装置（アルファ・ベータ線用），核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための放出管理分析設備として，放射能測定装置（アルファ・ベータ線用），放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための環境試料測定設備として，放射能測定装置（ベータ線用），核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>環境試料測定設備のうち，核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は，MOX 燃料加工施設と共用する。</u></p>	<p>3.2 可搬型放射能測定装置等及び環境試料分析装置</p>	<p>基本設計方針に基づいた記載としており，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(36/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>環境試料測定設備のうち、核種分析装置(アルファ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)は、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。</p>	<p><u>環境試料測定設備のうち、核種分析装置(アルファ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)は、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p>重大事故等時において、<u>試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)並びに環境試料測定設備の核種分析装置(ガンマ線用)を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。</u></p>	<p>重大事故等が発生した場合に<u>発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電所から放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、可搬型放射能測定装置等及び環境試料分析装置を配備する。</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉では、海上モニタリングを実施するため必要な設備を記載しているのに対し、再処理施設では再処理施設の立地状況(海に面していない)を踏まえ海上モニタリングを不要としていることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(37/75)

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><u>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</u></p> <p><u>環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX 燃料加工施設と共用する。</u></p> <p><u>MOX 燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>放出管理分析設備は分析建屋に、環境試料測定設備は環境管理建屋に設置する。</p> <p>（図 3-1「<u>放出管理分析設備、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の保管場所</u>」参照。）</p>	<p><u>可搬型放射能測定装置等及び環境試料分析装置は、重大事故等時に迅速に対応するために緊急時対策所建屋又は可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側、西側）に保管する。</u> （図 3-3「<u>可搬型放射能測定装置等及び環境試料分析装置の保管場所</u>」参照。）</p>	<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(38/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>なお、試料分析関係設備のうち、放射能測定設備並びに放出管理分析設備及び環境試料測定設備の設計基準対象の施設の設計については、空気中の放射性物質の濃度等を測定する設備に、認可を受けたものから構造等に変化はないことから、以下の認可を受けたものに同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年7月22日付け6安（核規）第220号にて認可を受けた第3回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>・平成10年6月9日付け9安（核規）第596号にて認可を受けた第6回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> </ul>		

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 (39/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3.1.1 試料の種類及び測定頻度 採取する試料の種類及び測定頻度は表 3-1「試料の種類及び測定頻度」に示すとおりとする。</p> <p>3.1.2 放出管理分析設備 放出管理分析設備は、<u>排気中の放射性物質の濃度を測定するために、放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)</u>、<u>放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)</u>及び<u>核種分析装置(ガンマ線用)</u>を設置する。</p> <p><u>排気中の放射性物質の濃度を測定するために、排気サンプリング設備(主排気筒)</u>、<u>排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)</u>又は<u>可搬型排気サンプリング設備により排気中の放射性物質を採取した後、放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)にてα線及びβ線、放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)にて低エネルギーβ線(トリチウム及び炭素-14)、核種分析装置(ガンマ線用)にてγ線を監視・測定する。</u></p> <p>また、測定結果を記録用紙に記録し、保存する。</p>	<p>3.2.1 <u>環境試料の種類及び測定頻度</u> 採取する<u>環境試料の種類及び測定頻度</u>は表 3-1「<u>環境試料の種類及び測定頻度</u>」に示すとおりとする。</p> <p>3.2.2 <u>可搬型放射能測定装置等</u> <u>可搬型放射能測定装置等</u>は、<u>環境試料の放射性物質の濃度を測定するために可搬型放射能測定装置等を配備する。</u></p> <p><u>空気中の放射性物質の濃度を測定するために、可搬型ダスト・よう素サンプラ(個数 2(予備 1))により環境試料を採取した後、NaIシンチレーションサーベイ・メータにてγ線、β線サーベイ・メータにてβ線、ZnSシンチレーションサーベイ・メータにてα線を監視・測定する。</u></p> <p>また、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p>	<p>当社では、環境試料のみではなく放出点において採取した試料も測定するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>個数については「VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の「VI-1-1-3-6 放射線管理施設」に記載することから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。(以下同様)</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(40/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>上記の<u>放出管理分析設備の種類及び使用目的</u>を表 3-2「<u>放出管理分析設備、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の種類及び使用目的</u>」に示す。</p>	<p><u>海水、排水に含まれる放射性物質の濃度を測定するために、採取用資機材により海水、排水を採取した後、Na Iシンチレーションサーベイ・メータにてγ線、β線サーベイ・メータにてβ線、ZnSシンチレーションサーベイ・メータにてα線を監視・測定する。また、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</u></p> <p><u>なお、周辺海域においては小型船舶を使用する。</u></p> <p><u>土壌に含まれる放射性物質の濃度を測定するために、土壌を採取した後、Na Iシンチレーションサーベイ・メータにてγ線、β線サーベイ・メータにてβ線、ZnSシンチレーションサーベイ・メータにてα線を監視・測定する。また、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</u></p> <p>上記の<u>可搬型放射能測定装置等の種類及び使用目的</u>を表 3-2「<u>可搬型放射能測定装置等の種類及び使用目的</u>」に示す。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置の計測範囲及び測定結果の記録については、添付書類「V-1-7-1放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>計測範囲及び測定結果の記録については、P71～P73に記載する。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(41/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3.1.3 <u>環境試料測定設備</u>  <u>環境試料測定設備は、周辺監視区域境界付近の空気中の粒子状放射性物質濃度を測定するために、核種分析装置（ガンマ線用）を設置する。</u></p> <p>空気中の<u>粒子状放射性物質の濃度を測定するために、環境モニタリング設備のダストモニタ又は代替モニタリング設備の代替環境モニタリング設備の可搬型ダストモニタにより試料を採取した後、核種分析装置（ガンマ線用）にてγ線を監視・測定する。</u></p> <p>また、測定結果を記録用紙に記録し、保存する。</p> <p><u>再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定するために、採取用資機材により水及び土壌を採取した後、核種分析装置（ガンマ線用）にてγ線を監視・測定する。</u></p> <p>また、測定結果を記録用紙に記録し、保存する。</p>	<p>3.2.2 <u>可搬型放射能測定装置等</u>  <u>可搬型放射能測定装置等は、環境試料の放射性物質の濃度を測定するために可搬型放射能測定装置等を配備する。</u></p> <p>空気中の放射性物質の濃度を測定するために、可搬型ダスト・よう素サンプラ（<u>個数 2（予備 1）</u>）により<u>環境試料を採取した後、Na I シンチレーションサーベイ・メータにてγ線、β線サーベイ・メータにてβ線、Zn S シンチレーションサーベイ・メータにてα線を監視・測定する。</u></p> <p>また、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p><u>海水、排水に含まれる放射性物質の濃度を測定するために、採取用資機材により海水、排水を採取した後、Na I シンチレーションサーベイ・メータにてγ線、β線サーベイ・メータにてβ線、Zn S シンチレーションサーベイ・メータにてα線を監視・測定する。</u></p> <p>また、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(42/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>上記の<u>環境試料分析設備</u>の種類及び使用目的を表 3-2「<u>放出管理分析設備，環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備</u>の種類及び使用目的」に示す。</p>	<p><u>なお，周辺海域においては小型船舶を使用する。</u></p> <p><u>土壤に含まれる放射性物質の濃度を測定するために，土壤を採取した後，Na Iシンチレーションサーベイ・メータにてγ線，β線サーベイ・メータにてβ線，ZnSシンチレーションサーベイ・メータにてα線を監視・測定する。また，測定結果をサンプリング記録用紙に記録し，保存する。</u></p> <p>上記の<u>可搬型放射能測定装置等</u>の種類及び使用目的を表 3-2「<u>可搬型放射能測定装置等</u>の種類及び使用目的」に示す。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置の計測範囲及び測定結果の記録については，添付書類「V-1-7-1放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。</u></p>	<p>発電炉では，海上モニタリングを実施するため必要な設備を記載しているのに対し，再処理施設では再処理施設の立地状況（海に面していない）を踏まえ海上モニタリングを不要としていることから記載が異なるものであり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>土壤に含まれる放射性物質の濃度については，P40 にて記載している。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>計測範囲及び測定結果の記録については，P71～P73 に記載する。</p>



## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(43/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、安全機能を有する施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(44/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(45/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.4 代替試料分析関係設備</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。</p> <p>可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備（主排気筒）、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p>	<p>3.2 <u>代替試料分析関係設備</u></p> <p><u>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</u></p> <p><u>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。</u></p> <p><u>可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備（主排気筒）、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、環境モニタリング設備のダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</u></p>	<p>3.2 <u>可搬型放射能測定装置等及び環境試料分析装置</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において発電所から放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、可搬型放射能測定装置等及び環境試料分析装置を配備する。</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(46/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><u>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型放射能測定装置の電源は、乾電池又は充電機を使用する設計とする。また、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置は、可搬型排気モニタリング用発電機から受電する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設と共用する。</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>可搬型試料分析設備は、重大事故等時に迅速に対応するために主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管する。</u> (図3-1「放出管理分析設備、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の保管場所」参照。)</p>	<p>可搬型放射能測定装置等及び環境試料分析装置は、重大事故等時に迅速に対応するために緊急時対策所建屋又は可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側，西側）に保管する。 (図 3-3「可搬型放射能測定装置等及び環境試料分析装置の保管場所」参照。)</p>	<p>基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(47/75)

再処理施設	発電炉	備考	
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3.2.1 試料の種類及び測定頻度 採取する試料の種類及び測定頻度は表 3-1「試料の種類及び測定頻度」に示すとおりとする。</p> <p>3.2.2 <u>可搬型試料分析設備</u> <u>可搬型試料分析設備は、排気中及び環境試料の放射性物質の濃度を測定するために、可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置を設ける。</u></p> <p><u>排気中の放射性物質の濃度を測定するために、排気サンプリング設備（主排気筒）、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）又は可搬型排気サンプリング設備により排気中の放射性物質を採取した後、可搬型放射能測定装置にてα線及びβ線、可搬型トリチウム測定装置にて低エネルギーβ線（トリチウム及び炭素-14）、可搬型核種分析装置にてγ線を監視・測定する。</u></p> <p>また、測定結果を記録用紙に記録し、保存する。</p>	<p>3.2.1 <u>環境試料の種類及び測定頻度</u> 採取する<u>環境試料の種類及び測定頻度は表 3-1「環境試料の種類及び測定頻度」に示すとおりとする。</u></p> <p>3.2.2 <u>可搬型放射能測定装置等</u> <u>可搬型放射能測定装置等は、環境試料の放射性物質の濃度を測定するために可搬型放射能測定装置等を配備する。</u></p> <p><u>空気中の放射性物質の濃度を測定するために、可搬型ダスト・よう素サンプラ（個数 2（予備 1））により環境試料を採取した後、Na I シンチレーションサーベイ・メータにてγ線、β線サーベイ・メータにてβ線、Zn S シンチレーションサーベイ・メータにてα線を監視・測定する。</u></p> <p>また、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p>	<p>当社では、環境試料のみではなく放出点において採取した試料も測定するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(48/75)

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類
	<p><u>空気中の放射性物質の濃度を測定するために、環境モニタリング設備のダストモニタ及び代替モニタリング設備の代替環境モニタリング設備の可搬型ダストモニタにより試料を採取した後、可搬型放射能測定装置にてα線及びβ線、可搬型核種分析装置にてγ線を監視・測定する。</u></p> <p><u>再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定するために、採取用資機材により水及び土壌を採取した後、可搬型核種分析装置にてγ線を監視・測定する。</u></p> <p>また、測定結果を記録用紙に記録し、保存する。</p>	<p><u>海水、排水に含まれる放射性物質の濃度を測定するために、採取用資機材により海水、排水を採取した後、NaIシンチレーションサーベイ・メータにてγ線、β線サーベイ・メータにてβ線、ZnSシンチレーションサーベイ・メータにてα線を監視・測定する。</u></p> <p>また、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p><u>なお、周辺海域においては小型船舶を使用する。</u></p> <p>発電炉では、海上モニタリングを実施するため必要な設備を記載しているのに対し、再処理施設では再処理施設の立地状況（海に面していない）を踏まえ海上モニタリングを不要としていることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(49/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>上記の可搬型試料分析設備の種類及び使用目的を表 3-2「放出管理分析設備，環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の種類及び使用目的」に示す。</p>	<p><u>土壤に含まれる放射性物質の濃度を測定するために，土壤を採取した後，Na Iシンチレーションサーベイ・メータにてγ線，β線サーベイ・メータにてβ線，ZnSシンチレーションサーベイ・メータにてα線を監視・測定する。また，測定結果をサンプリング記録用紙に記録し，保存する。</u></p> <p>上記の可搬型放射能測定装置等の種類及び使用目的を表 3-2「可搬型放射能測定装置等の種類及び使用目的」に示す。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置の計測範囲及び測定結果の記録については，添付書類「V-1-7-1放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。</u></p> <p><u>3.2.3 環境試料分析装置</u>  <u>海水，排水に含まれる放射性物質濃度測定の前処理を行うための環境試料分析装置の種類及び使用目的は表 3-3「環境試料分析装置の種類及び使用目的」に示す。</u></p>	<p>土壤に含まれる放射性物質の濃度については，P47にて記載している。</p> <p>計測範囲及び測定結果の記録については，P71～P73に記載する。</p> <p>当社では，重大事故時において海水及び排水を測定していないことから記載が異なるものであり，新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(50/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図 3-1 <u>放出管理分析設備，環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の保管場所</u></li> <li>・ 表 3-1 試料の種類及び測定頻度</li> <li>・ 表 3-2 <u>放出管理分析設備，環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の種類及び使用目的</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図 3-1 <u>中央制御室チェンジングエリア設置場所及び配置</u></li> <li>・ 図 3-2 <u>緊急時対策所チェンジングエリア設置場所及び配置</u></li> <li>・ 図 3-3 <u>可搬型放射能測定装置等及び環境試料分析装置の保管場所</u></li> <li>・ 表 3-1 <u>環境試料の種類及び測定頻度</u></li> <li>・ 表 3-2 <u>可搬型放射能測定装置等の種類及び使用目的</u></li> <li>・ 表 3-3 <u>環境試料分析装置の種類及び使用目的</u></li> </ul>	<p>重大事故等時に使用する出入管理設備については、当社では「VI-1-3 制御室及び緊急時対策所に関する説明書」に記載するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社では、環境試料のみではなく放出点において採取した試料も測定するため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>



## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(51/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>可搬型試料分析設備は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(52/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型試料分析関係設備は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(53/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.5 環境管理設備</p> <p>敷地周辺の放射線モニタリングを行うための環境管理設備として、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプリャ、よう素サンプリャ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設ける設計とする。</p> <p>また、敷地内に気象を観測するための環境管理設備として、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）を設置する設計とする。</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p> <p>放射能観測車は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>放射能観測車は、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(54/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>また、気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計，温度計）の一部は，MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時において，環境管理設備の放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し，及びその結果を記録できるように，測定値を指示する設計とする。</p> <p>重大事故等時において，環境管理設備の気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録する設計とする。</p> <p>環境管理設備は，重大事故等時において，敷地内の気象条件，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。</p> <p>環境管理設備は，MOX 燃料加工施設と共用する。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(55/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する放射能観測車は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象，人為事象，溢水及び火災により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理等の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(56/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1 台を有する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する放射能観測車は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，十分な台数を有する設計とする。</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）は内部発生飛散物の影響を考慮し，再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境管理設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(57/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.6 代替放射能観測設備</p> <p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)、ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)、中性子線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)で構成する。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用するガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)、ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)、中性子線用サーベイメータ(SA)及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(58/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンプラ (S A) は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、共通要因によって放射能観測車と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射能観測車が設置される環境管理建屋近傍から 100m 以上の隔離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、ガンマ線用サーベイメータ (N a I (T l) シンチレーション) (S A)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (S A)、中性子線用サーベイメータ (S A) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (S A) の保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時のバックアップを 1 台の合計 2 台以上を確保する設計とする。</p>			



## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(59/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(60/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.7 代替気象観測設備</p> <p>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型気象観測用発電機、可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(61/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 2 台の合計 3 台以上を確保する設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(62/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向及び風速を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替気象観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(63/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(64/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.8 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>			

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(65/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p>			

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(66/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>			



## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(67/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.9 個人管理用設備</p> <p>放射線業務従事者等の線量評価のための個人管理用設備として、個人線量計を配備し、及びホールボディカウンタを設置する設計とする。</p> <p>個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>3.3 個人管理用設備</p> <p><u>放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計を配備し、ホールボディカウンタを設置する設計とする。</u></p> <p><u>個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</u></p> <p><u>個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p>なお、個人管理用設備に関する設計については、放射線業務従事者等の線量評価のための設備に認可を受けたものから構造等に変化はないことから、以下の認可を受けたものと同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成6年7月22日付け6安（核規）第220号にて認可を受けた第3回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>平成10年6月9日付け9安（核規）第596号にて認可を受けた第6回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> </ul>		

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(68/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>6.10 出入管理関係設備</p> <p>放射線業務従事者等の管理区域の出入管理のための出入管理設備並びに汚染管理及び除染のための汚染管理設備を設置する設計とする。</p> <p>再処理施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。</p> <p>出入管理設備の一部は、廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>3.4 出入管理関係設備</p> <p><u>放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理関係設備として、出入管理設備及び汚染管理設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>再処理施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。</u></p> <p><u>出入管理設備の一部は、廃棄物管理施設と共用する。</u></p> <p><u>出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p>なお、出入管理設備及び汚染管理設備に関する設計については、放射線業務従事者等の線量管理のための設備に認可を受けたものから構造等に変化はないことから、以下の認可を受けたものに同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成6年7月22日付け6安（核規）第220号にて認可を受けた第3回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> </ul>		

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(69/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 10 年 6 月 9 日付け 9 安 (核規) 第 596 号にて認可を受けた第 6 回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> </ul>		

再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(70/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3.5 <u>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備</u>の指示，表示及び記録</p> <p>3.5.1 計測結果の指示又は表示</p> <p><u>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備</u>の計測結果は，現場にて指示し，記録する設計とする。</p> <p>表 3-3「<u>放出管理分析設備，環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備</u>の計測結果の指示，表示及び記録」に<u>放出管理分析設備，環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備</u>の計測結果の指示，表示及び記録場所を示す。</p>	<p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p> <p>3.5 <u>放射線管理用計測装置</u>の計測結果の表示，記録及び保存</p> <p>3.5.1 計測結果の指示又は表示 <u>プロセスモニタリング設備，エリアモニタリング設備の計測結果は，中央制御室あるいは緊急時対策所に指示又は表示し，記録する設計とする。</u></p> <p><u>移動式周辺モニタリング設備</u>については，現場にて指示又は表示し，記録する設計とする。</p> <p>「表 3.5.1-1 <u>放射線管理用計測装置</u>の計測結果の指示，表示及び記録」に<u>放射線管理用計測装置</u>の計測結果の指示，表示及び記録場所を示す。</p>	<p>説明する説明書が異なることから記載が異なるものであり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>プロセスモニタリング設備，エリアモニタリング設備の計測結果に対応する内容については，「VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に記載する。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり，新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(71/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>なお、設計基準対象の施設として用いる試料分析関係設備に関する設計については、試料の放射能測定等を行うための設備に認可を受けたものから計測結果の指示に変化はないことから、以下の認可を受けたものに同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成6年7月22日付け6安（核規）第220号にて認可を受けた第3回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>平成10年6月9日付け9安（核規）第596号にて認可を受けた第6回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> </ul>		

## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(72/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>試料分析関係設備のうち、放射能測定設備並びに放出管理分析設備及び環境試料測定設備の設計基準対象の施設に関する設計については、空気中の放射性物質の濃度等を測定する設備に、認可を受けたものから構造等に変化はないことから、以下の認可を受けたものに同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成6年7月22日付け6安（核規）第220号にて認可を受けた第3回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> <li>平成10年6月9日付け9安（核規）第596号にて認可を受けた第6回申請の設工認申請書の「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の「添付-12 放射線管理に係る考え方」</li> </ul>		

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(73/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 重大事故等時における各計測装置の測定結果は、計測装置に応じた記録方法により記録する設計とする。</p> <p><u>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）、環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）並びに代替試料分析関係設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置</u>による測定は、従事者が測定結果を記録し、保存できる設計とする。</p> <p><u>記録を保存する計測項目と計測装置等を表3-4「記録を保存する計測項目と計測装置等」に示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表 3-3 <u>放出管理分析設備、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備</u>の計測結果の指示、表示及び記録</li> <li>表 3-4 記録を保存する計測項目と計測装置等</li> </ul>	<p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 重大事故等時における各計測装置の計測結果は、計測装置に応じた記録方法により記録し、保存できる設計とする。 (中略)</p> <p><u>β線サーベイ・メータ、Na I シンチレーションサーベイ・メータ、ZnS シンチレーションサーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータ</u>による測定は、従事者が測定結果を記録し、保存できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表 3.5.1-1 <u>放射線管理用計測装置</u>の計測結果の指示、表示及び記録</li> <li>表 3.5.2-1 記録を保存する計測項目と計測装置等</li> </ul>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>図の呼び込みのための記載であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 再処理施設－発電炉 記載比較

## 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(74/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>4. <u>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲</u></p> <p><u>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲は、バックグラウンドレベル及び重大事故等時において想定される放射性物質の濃度を包絡し、監視上必要な放射性物質の濃度を考慮し、設定する。</u></p>	<p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p> <p>4. <u>放射線管理用計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</u></p> <p>4.1 放射線管理用計測装置の計測範囲</p> <p><u>放射線管理用計測装置の計測範囲は、バックグラウンドレベルを包絡し、監視上必要な線量当量率を考慮し、設定する。</u></p> <p><u>監視上必要な線量当量率の考慮として、以下に示すものが挙げられる。</u>  <u>「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」(昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定、以下「事故時放射線計測指針」という。)にて測定上限値の要求があるものについては、これを満足する設計とする。</u></p>	<p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備は警報を発する機能を有していないため記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備は線量を測定するものではないことから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>測定対象が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>



## 再処理施設－発電炉 記載比較

【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】(75/75)

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p><u>また、核種分析装置（ガンマ線用）及び可搬型核種分析装置の計測範囲については、再処理施設から放出される主要な放射性核種が放出する放射線のエネルギーを考慮し、設定する。</u></p> <p><u>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲を表 4-1「放出管理分析設備、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の計測範囲」に示す。</u></p> <p>・表 4-1 <u>放出管理分析設備、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の計測範囲</u></p>	<p><u>各放射線管理用計測装置の計測範囲を「表 4.1-1 放射線管理用計測装置の計測範囲」に示す。</u></p> <p>・表 4.1-1 <u>放射線管理用計測装置の計測範囲</u></p>	<p>核種の分析においては、測定するエネルギー範囲を考慮する必要があることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備が異なることから記載が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 別紙 5

### 補足説明すべき項目の抽出

補足説明すべき項目の抽出  
(第21条 放射線管理施設, 第49条 監視測定設備)

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
1	第2章 個別項目 6. 放射線管理施設	—	—	—
2	放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、 「2. 地盤」、 「3. 自然現象等」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、 「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。	—	—	—
3	放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書  VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。  【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。	※補足すべき事項の対象無し
4	また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とするとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書  VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・屋内モニタリング設備による測定結果の表示について説明する。  【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
5	放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書  VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。 ・放射線監視設備及び環境管理設備による測定結果の表示について説明する。  【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。 ・試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
6	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書  VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。  【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	※補足すべき事項の対象無し
7	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	※補足すべき事項の対象無し
8	放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	※補足すべき事項の対象無し

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
9	放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	<p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書</p>	<p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p> <p>【2. 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。</li> </ul> <p>【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】</p> <p>【2. 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象無し
10	6.1 放射線監視設備	—	—	—
11	放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1 放射線監視設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線監視設備の構成について説明する。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象無し
12	6.1.1 屋内モニタリング設備	—	—	—
13	再処理施設内の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.1 屋内モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の構成について説明する。</li> <li>・屋内モニタリング設備の配置について説明する。</li> </ul> <p>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の計測範囲について説明する。</li> </ul> <p>・屋内モニタリング設備の構成、配置及び計測範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>	※補足すべき事項の対象無し
14	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.1 屋内モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> </ul> <p>【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。</li> </ul> <p>・屋内モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>	※補足すべき事項の対象無し
15	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.1 屋内モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>・屋内モニタリング設備の系統構成及び計測結果の指示又は表示については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>	※補足すべき事項の対象無し
16	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.1 屋内モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> </ul> <p>【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。</li> </ul> <p>・屋内モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>	※補足すべき事項の対象無し
17	臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.1 屋内モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。</li> </ul> <p>【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。</li> </ul> <p>・屋内モニタリング設備の系統構成及び警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>	※補足すべき事項の対象無し

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
18	分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・分析建屋のダストモニタの一部は六ヶ所保障措置分析所と共用するが、両施設で必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。
19	分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用するが、分析建屋及び六ヶ所保障措置分析所の空気中の放射性物質の捕集に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・分析建屋のダストモニタの一部は六ヶ所保障措置分析所と共用するが、両施設で必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。
20	6.1.2 屋外モニタリング設備	—	—	—
21	屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2 屋外モニタリング設備】 ・屋外モニタリング設備の構成について説明する。  ・屋外モニタリング設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
22	6.1.2.1 排気モニタリング設備	—	—	—
23	再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の構成について説明する。 ・排気モニタリング設備の配置について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。  ・排気モニタリング設備の構成、配置及び計測範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
24	主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、主排気筒管理建屋に収納する。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。  ・排気モニタリング設備の配置については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
25	主排気筒管理建屋は、地上1階の建物とする設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・主排気筒管理建屋の構造（階数）を説明する。  ・主排気筒管理建屋の構造については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
26	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・排気モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。  ・排気モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
27	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。  ・排気モニタリング設備の系統構成並びに計測結果の指示又は表示については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し

補足説明すべき項目の抽出  
(第21条 放射線管理施設, 第49条 監視測定設備)

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
28	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.2.1 排気モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> </ul> <p>【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。</li> </ul> <p>・排気モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>	※補足すべき事項の対象無し
29	排気サンプリング設備は、主排気筒、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒、使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒、ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出される排気中の放射性物質を連続的に捕集する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.2.1 排気モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放出管理のための放射性物質の捕集及び測定について説明する。</li> </ul> <p>・放出管理のための放射性物質の捕集及び測定については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>	※補足すべき事項の対象無し
30	冷却空気出口シャフトには、冷却空気出口シャフトモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.2.1 排気モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタリング設備の系統構成について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象の施設としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> </ul> <p>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。</li> </ul> <p>【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。</li> </ul> <p>・排気モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存、計測範囲並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>	※補足すべき事項の対象無し
31	重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒設備のダクトを常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.2.1 排気モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等時における排気モニタリング設備の構成について説明する。</li> <li>・重大事故等時において再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の測定について説明する。</li> </ul> <p>【3.1.2.1(1)主排気筒ガスモニタ(低レンジ・中レンジ)】</p> <p>【3.1.2.1(2)主排気筒ガスモニタ(高レンジ)】</p> <p>【3.1.2.1(3)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検出器の種類について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備としての排気モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> </ul> <p>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。</li> </ul>	<p>&lt;重大事故等時における、主排気筒ガスモニタの計測範囲&gt; ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</p> <p>&lt;排気モニタリング設備の設備構成&gt; ⇒排気モニタリング設備の設備構成について説明する。 ・[補足監2]放射線管理施設の設備構成について</p> <p>&lt;排気モニタリング設備の配置&gt; ⇒主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気モニタリング設備（主排気筒）及び排気モニタリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の配置について説明する。 ・[補足監3]放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について</p> <p>&lt;排気モニタリング設備への電力供給&gt; ⇒主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気モニタリング設備（主排気筒）及び排気モニタリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）への電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について</p> <p>&lt;排気モニタリング設備の警報動作範囲&gt; ⇒主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの警報設定値を示す。 ・[補足監5]放射線管理施設の警報動作範囲について</p> <p>&lt;排気モニタリング設備の記録及び保存&gt; ⇒主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの計測結果の記録及び保存について説明する。 ・[補足監9]放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について</p>

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
32	排気モニタリング設備は、重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.1 排気モニタリング設備】 ・重大事故等時における排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
33	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(1)多様性、位置的分散】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
34	排気モニタリング設備の排気サンプリング設備（主排気筒）は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
35	排気モニタリング設備の主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
36	排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に十分な台数（排気サンプリング設備については2系列）を有する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 「36条 重大事故等対処設備」にて定める。  【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 ＜重大事故等時における、主排気筒ガスモニタの計測範囲＞ ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
37	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気サンプリング設備（主排気筒）の配管の一部は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
38	主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
39	排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
40	排気サンプリング設備（主排気筒）は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
41	排気サンプリング設備（主排気筒）は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
42	排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
43	また, 当該機能を健全に維持するため, 保守等が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
44	排気モニタリング設備は, 各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
45	6.1.2.2 排水モニタリング設備	—	—	—
46	再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排水モニタリング設備として, 排水サンプリング設備を設置し, 放出の異常を確認するための排水モニタを設置する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.2 排水モニタリング設備】 ・排水モニタリング設備の構成について説明する。  ・排水モニタリング設備の構成については, 既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
47	排水サンプリング設備は, 排水をサンプリングする設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.2 排水モニタリング設備】 ・放出管理のための排水のサンプリングについて説明する。  ・排水のサンプリングについては, 既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
48	6.1.2.3 環境モニタリング設備	—	—	—
49	周辺監視区域境界付近の空間放射線量, 空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として, モニタリングポスト, ダストモニタ及び積算線量計を設置する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・環境モニタリング設備の配置について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。  ・環境モニタリング設備の構成, 配置及び計測範囲については, 既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
50	モニタリングポスト及びダストモニタについては, 設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング設備の系統構成について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・環境モニタリング設備の系統構成, 計測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については, 既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
51	モニタリングポスト及びダストモニタは, 非常用所内電源系統に接続し, 電源復旧までの期間, 非常用所内電源系統から受電できる設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタは, 電源復旧までの期間の電源を確保するため, 非常用所内電源系統に接続する設計とすることを説明する。 【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの電源系統について説明する。	<環境モニタリング設備への電力供給> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタへの電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について
52	さらに, モニタリングポスト及びダストモニタは, 専用の無停電電源装置を有し, 電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・専用の無停電電源装置を有し, 電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から電源を受電できる設計とすることを説明する。 【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。	<無停電電源装置の仕様等> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について, その仕様等を説明する。 ・[補足監6]無停電電源装置の仕様等について
53	モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は, 有線及び無線(衛星回線を含む。)により多様性を有する設計とし, 測定値は中央制御室で監視, 記録を行うことができる設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.2.3 環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送を, 有線及び無線(衛星回線を含む。)により多様性を有する設計とすることを説明する。 【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。	<モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の多様化> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の経路を示す。 ・[補足監7]モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の多様化について



基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
54	また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送を、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とすることを説明する。</li> </ul> <p>【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】</p> <p>【3.1.2.3(2)ダストモニタ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul>	<p>&lt;モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の多様化&gt;</p> <p>⇒モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の経路を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監7]モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の多様化について</li> </ul>
55	モニタリングポスト及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。</li> </ul> <p>【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト及びダストモニタの警報動作範囲について説明する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境モニタリング設備の系統構成及び警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</li> </ul>	※補足すべき事項の対象無し
56	また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発信する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象の施設としての環境モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> </ul> <p>【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト及びダストモニタの警報動作範囲について説明する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境モニタリング設備の系統構成、計測結果の指示又は表示、計測結果の記録及び保存並びに警報動作範囲については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</li> </ul>	※補足すべき事項の対象無し
57	モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX燃料加工施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】</p> <p>【1.8.6 放射線管理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○悪影響防止</li> <li>○共用</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト及びダストモニタはMOX燃料加工施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</li> </ul>	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。
58	また、積算線量計は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】</p> <p>【1.8.6 放射線管理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○悪影響防止</li> <li>○共用</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積算線量計は廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</li> </ul>	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。
59	モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】</p> <p>【1.8.6 放射線管理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○悪影響防止</li> <li>○共用</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト及びダストモニタはMOX燃料加工施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</li> </ul>	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。
60	また、積算線量計は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】</p> <p>【1.8.6 放射線管理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○悪影響防止</li> <li>○共用</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積算線量計は廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</li> </ul>	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。

基本設計方針		添付書類	添付書類	補足すべき事項
61	重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p> <p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等時における環境モニタリング設備の構成について説明する。</li> <li>・重大事故等時における周辺監視区域の線量の測定について説明する。</li> <li>・重大事故等時において再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。</li> </ul> <p>【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】</p> <p>【3.1.2.3(2)ダストモニタ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検出器の種類について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備としての環境モニタリング設備による計測結果の記録及び保存について説明する。</li> </ul> <p>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。</li> </ul>	<p>&lt;重大事故等時における、モニタリングポスト及びダストモニタの計測範囲&gt;</p> <p>⇒周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</li> </ul> <p>&lt;環境モニタリング設備の設備構成&gt;</p> <p>⇒環境モニタリング設備の設備構成について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監2：放射線管理施設の設備構成について]</li> </ul> <p>&lt;環境モニタリング設備の配置&gt;</p> <p>⇒モニタリングポスト及びダストモニタの配置について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監3：放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について]</li> </ul> <p>&lt;環境モニタリング設備への電力供給&gt;</p> <p>⇒モニタリングポスト及びダストモニタへの電力供給について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について</li> </ul> <p>&lt;環境モニタリング設備の警報動作範囲&gt;</p> <p>⇒モニタリングポスト及びダストモニタの警報設定値を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監5]放射線管理施設の警報動作範囲について</li> </ul> <p>&lt;環境モニタリング設備の記録及び保存&gt;</p> <p>⇒モニタリングポスト及びダストモニタの計測結果の記録及び保存について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監9]放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について</li> </ul>
62	環境モニタリング設備は、重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等時における環境モニタリング設備のモニタリング対象を説明する。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象無し
63	環境モニタリング設備は、非常用所内電源系統に加えて、環境モニタリング用代替電源設備である環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.1.2.3 環境モニタリング設備】</p> <p>【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】</p> <p>【3.1.2.3(2)ダストモニタ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境モニタリング用可搬型発電機から給電できる設計であることを説明する。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象無し
64	環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</li> </ul>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
65	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p>	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</li> </ul> <p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</li> </ul>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
66	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(1)多様性、位置的分散】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。</li> </ul>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
67	環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。</li> </ul>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
68	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 「36条 重大事故等対処設備」にて定める。  【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 ＜重大事故等時における、モニタリングポスト及びダストモニタの計測範囲＞ ⇒周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
69	環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
70	環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
71	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
72	6.1.3 放射線サーベイ機器	—	—	—
73	放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器として、アルファ・ベータ線用サーベイメータ、ガンマ線用サーベイメータ、中性子線用サーベイメータ、エアスニファ、ダストサンブラ、ガスモニタ及びダストモニタを設ける設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.1.3 放射線サーベイ機器】 ・放射線サーベイ機器の構成について説明する。 ・外部放射線に係る線量当量率、線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について説明する。  ・放射線サーベイ機器の構成及び線量当量率等の測定については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
74	放射線サーベイ機器のガンマ線サーベイメータは、廃棄物管理施設と共用する。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・ガンマ線サーベイメータは廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象無し
75	共用する放射線サーベイ機器は、仕様及び測定に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・ガンマ線サーベイメータは廃棄物管理施設と共用するが、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象無し
76	6.2 代替モニタリング設備	—	—	—
77	重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.2 代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
78	代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.2 代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。	※補足すべき事項の対象無し

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
79	6.2.1 代替排気モニタリング設備	—	—	—
80	重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	<p>VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>VI-2-3 系統図</p> <p>VI-2-4 配置図</p>	<p>【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。</p> <p>【VI-2-3 系統図】 ・可搬型排気モニタリング設備の接続に関する系統図</p> <p>【VI-2-4 配置図】 ・代替排気モニタリング設備の取付箇所及び保管場所</p>	<p>&lt;代替排気モニタリング設備の保管場所及び配置位置&gt; ⇒代替排気モニタリング設備の保管場所及び配置位置を示す。 ・[補足監3]放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について</p>
81	代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部並びに監視測定用運搬車で構成する。	<p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>VI-2-5 構造図</p>	<p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。</p> <p>【VI-2-5 構造図】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の構造</p>	<p>&lt;代替排気モニタリング設備の設備構成&gt; ⇒代替排気モニタリング設備の設備構成について説明する。 ・[補足監2]放射線管理施設の設備構成について</p>
82	可搬型排気モニタリング設備は、主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定する設計とする。	<p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・重大事故等時における放射性希ガスの測定について説明する。 ・重大事故等時において再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集について説明する。 【3.2.1(1)可搬型ガスモニタ】 ・検出器の種類について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。</p>	<p>&lt;重大事故等時における、可搬型ガスモニタの計測範囲&gt; ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</p> <p>&lt;代替排気モニタリング設備への電力供給&gt; ⇒可搬型ガスモニタへの電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について</p> <p>&lt;代替排気モニタリング設備の概略寸法及び重量&gt; ⇒可搬型ガスモニタの概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監8]放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について</p>
83	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、電気設備の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。	<p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備の給電について説明する。</p>	<p>&lt;代替排気モニタリング設備への電力供給&gt; ⇒可搬型ガスモニタへの電力供給について説明する。 ・[補足監4]代替排気モニタリング設備への電力供給について</p>
84	可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p>	<p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
85	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p>	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p> <p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>	<p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
86	MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p>	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p> <p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>	<p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
87	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(1)多様性, 位置的分散】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
88	主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備, 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置, 可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は, 共通要因によって主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(主排気筒)と同時にその機能が損なわれるおそれがないように, 故障時のバックアップを含めて必要な数量を主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(主排気筒)が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに, 主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(1)多様性, 位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
89	主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管する場合は主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(主排気筒)が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(1)多様性, 位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
90	北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は, 共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)と同時にその機能が損なわれるおそれがないように, 故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(1)多様性, 位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
91	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは, 弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
92	可搬型排気モニタリング設備は, 再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視, 測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに, 可搬型ガスモニタの保有数は, 必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし, 可搬型排気サンプリング設備の保有数は, 必要数として2台, 予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 「36条 重大事故等対処設備」にて定める。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 ＜重大事故等時における, 可搬型ガスモニタの計測範囲＞ ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため, 重大事故等が発生した場合に想定される, 主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し, 計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
93	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は, 可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに, 保有数は, 必要数として2台, 予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.1(1)可搬型ガスモニタ】 ・可搬型ガスモニタの測定値のデータ伝送について説明する。	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 「36条 重大事故等対処設備」にて定める。 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 ※補足すべき事項の対象無し 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 ※補足すべき事項の対象無し
94	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は, 可搬型排気モニタリング設備, 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置, 可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに, 保有数は, 必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.1(3)可搬型排気モニタリング用発電機】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の給電対象及び容量について説明する。	＜代替排気モニタリング設備の概略寸法及び重量＞ ⇒可搬型排気モニタリング用発電機の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監8]放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について

基本設計方針	添付書類	補足すべき事項	
95 可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果又は観測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
96 また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果の記録及び保存について説明する。	<代替排気モニタリング設備、代替環境モニタリング設備及び代替気象観測設備の記録及び保存> ⇒可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・[補足監9]放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
97 可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.2.1 代替排気モニタリング設備】 ・兼用設備について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型ガスモニタ、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ並びに可搬型気象観測設備による計測結果又は観測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
98 MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
99 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
100 可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
101 可搬型データ表示装置は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
102 可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
103 可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
104 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
105 可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
106	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
107	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
108	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
109	6.2.2 代替環境モニタリング設備	—	—	—
110	重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書  VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書  VI-2-4 配置図	【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。  【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。  【VI-2-4 配置図】 ・代替環境モニタリング設備の保管場所	<代替環境モニタリング設備の保管場所及び配置位置> ⇒代替環境モニタリング設備の保管場所及び配置位置を示す。 ・[補足監3]放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について
111	代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）、可搬型環境モニタリング用発電機並びに監視測定用運搬車で構成する。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書  VI-2-5 構造図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。  【VI-2-5 構造図】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の構造	<代替環境モニタリング設備の設備構成> ⇒代替環境モニタリング設備の設備構成について説明する。 ・[補足監2]放射線管理施設の設備構成について
112	可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・兼用設備について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
113	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・兼用設備について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
114	可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.2.2 代替環境モニタリング設備】 ・重大事故等時における空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等時における周辺監視区域の線量の測定について説明する。 【3.2.2(1)可搬型線量率計】 【3.2.2(2)可搬型ダストモニタ】 ・検出器の種類について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。	<重大事故等時における、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタの計測範囲> ⇒周辺監視区域における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について  <代替環境モニタリング設備への電力供給> ⇒可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタへの電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について  <代替環境モニタリング設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタの概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監8]放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
115	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	<p>【3.2.2 代替環境モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型建屋周辺モニタリング設備による計測について説明する。</li> </ul> <p>【3.2.2(4)可搬型建屋周辺モニタリング設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検出器の種類について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> </ul> <p>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。</li> </ul> <p>＜重大事故等時における、可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲＞ ⇒周辺監視区域における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、重大事故等の対処を行う建屋及び出入管理室を設置する建屋の周辺における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</p> <p>＜代替環境モニタリング設備への電力供給＞ ⇒可搬型建屋周辺モニタリング設備への電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について</p> <p>＜代替環境モニタリング設備の概略寸法及び重量＞ ⇒可搬型建屋周辺モニタリング設備の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監8]放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について</p> <p>＜代替環境モニタリング設備の記録及び保存＞ ⇒可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・[補足監9]放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について</p>
116	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</li> </ul> <p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
117	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</li> </ul> <p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</li> </ul> <p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
118	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(1)多様性、位置的分散】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。</li> </ul> <p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
119	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(1)多様性、位置的分散】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。</li> </ul> <p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
120	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</li> </ul> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p> <p>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。</li> </ul> <p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>【36条 重大事故等対処設備】</p> <p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p> <p>＜重大事故等時における、可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタの計測範囲＞ ⇒周辺監視区域における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</p>



基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
121	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p> <p>VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.2(1)可搬型線量率計】 【3.2.2(2)可搬型ダストモニタ】 ・可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタの測定値のデータ伝送について説明する。</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p> <p>【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 ※補足すべき事項の対象無し</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 ※補足すべき事項の対象無し</p>
122	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.2.2(3)可搬型環境モニタリング用発電機】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の給電対象及び容量について説明する。</p>	<p>&lt;代替環境モニタリング設備の概略寸法及び重量&gt; ⇒可搬型環境モニタリング用発電機の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監8]放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について</p>
123	ガンマ線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 &lt;重大事故等時における、可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲&gt; ⇒建屋周辺における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、重大事故等の対処を行う建屋及び出入管理室を設置する建屋の周辺における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</p>
124	中性子線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 &lt;重大事故等時における、可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲&gt; ⇒建屋周辺における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、重大事故等の対処を行う建屋及び出入管理室を設置する建屋の周辺における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</p>
125	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンプラ（SA）の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 &lt;重大事故等時における、可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲&gt; ⇒建屋周辺における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、重大事故等の対処を行う建屋及び出入管理室を設置する建屋の周辺における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</p>
126	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。</p>	<p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
127	可搬型環境モニタリング設備, 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置, 可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は, 外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋, 第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し, 風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
128	可搬型建屋周辺モニタリング設備は, 溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し, 影響を受けない高さへの保管, 被水防護及び被液防護する設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
129	可搬型環境モニタリング設備, 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置, 可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は, 内部発生飛散物の影響を考慮し, 制御建屋, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋, 第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより, 重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
130	可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 校正, 機能の確認, 性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
131	また, 当該機能を健全に維持するため, 保守等が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
132	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 機能の確認, 性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
133	また, 当該機能を健全に維持するため, 取替え等が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
134	6.3 試料分析関係設備	—	—	—
135	再処理施設の作業環境, 設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための試料分析関係設備として, 放射能測定設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用), 核種分析装置(アルファ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)を設置する設計とする。	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【3.1 試料分析関係設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての試料分析関係設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・試料分析関係設備の構成, 作業環境の放射線管理用試料の放射能測定, 計測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については, 既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
136	再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための試料分析関係設備として, 放出管理分析設備の放射能測定装置(アルファ・ベータ線用), 放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)及び核種分析装置(ガンマ線用)を設置する設計とする。	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【3.1 試料分析関係設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての試料分析関係設備の計測結果の記録及び保存について説明する。  ・試料分析関係設備の構成, 作業環境の放射線管理用試料の放射能測定, 計測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については, 既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項	
137	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための試料分析関係設備として、環境試料測定設備の放射能測定装置（ベータ線用）、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	<p>【3.1 試料分析関係設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試料分析関係設備の構成について説明する</li> <li>・環境試料の放射能測定について説明する。</li> </ul> <p>【3.5.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>【3.5.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象の施設としての試料分析関係設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</li> </ul> <p>・試料分析関係設備の構成、作業環境の放射線管理用試料の放射能測定、計測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし</p>	※補足すべき事項の対象無し
138	環境試料測定設備のうち、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX燃料加工施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】</p> <p>【1.8.6 放射線管理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○悪影響防止</li> <li>○共用</li> <li>・環境試料測定設備の一部はMOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</li> </ul>	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。
139	環境試料測定設備のうち、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】</p> <p>【1.8.6 放射線管理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○悪影響防止</li> <li>○共用</li> <li>・環境試料測定設備の一部はMOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</li> </ul>	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。
140	重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	<p>VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書</p> <p>VI-2-4 配置図</p>	<p>【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】</p> <p>【3.1 試料分析関係設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等時における試料分析関係設備の構成について説明する。</li> </ul> <p>【3.1.2 放出管理分析設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放出管理分析設備の構成について説明する。</li> <li>・放出管理分析設備による再処理施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。</li> </ul> <p>【3.1.3 環境試料測定設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境試料測定設備の構成について説明する。</li> <li>・環境試料測定設備による周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度の測定について説明する。</li> </ul> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</li> </ul> <p>【VI-2-4 配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試料分析関係設備の配置</li> </ul>	<p>&lt;重大事故等時における、試料分析関係設備の計測範囲&gt;</p> <p>⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。</p> <p>⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</li> </ul> <p>&lt;試料分析関係設備の設備構成&gt;</p> <p>⇒試料分析関係設備の設備構成について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監2]放射線管理施設の設備構成について</li> </ul> <p>&lt;試料分析関係設備の配置&gt;</p> <p>⇒試料分析関係設備の配置について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監3]放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について</li> </ul> <p>&lt;試料分析関係設備への電力供給&gt;</p> <p>⇒試料分析関係設備への電力供給について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監4]試料分析関係設備への電力供給について</li> </ul>
141	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	<p>【3.1 試料分析関係設備】</p> <p>【3.1.1 試料の種類及び測定頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等時における試料の測定について説明する。</li> </ul> <p>【3.1.2 放出管理分析設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試料分析関係設備による試料の測定について説明する。</li> </ul> <p>【3.1.3 環境試料測定設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境試料測定設備による試料の測定について説明する。</li> </ul> <p>【3.5.1 計測結果の指示又は表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試料分析関係設備の測定値の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。</li> </ul> <p>【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備としての試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。</li> </ul> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</li> </ul>	<p>&lt;重大事故等時における、試料分析関係設備の計測範囲&gt;</p> <p>⇒重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。</p> <p>⇒重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</li> </ul> <p>&lt;試料分析関係設備の記録及び保存&gt;</p> <p>⇒放出管理分析設備及び環境試料測定設備の計測結果の記録及び保存について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[補足監9]放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について</li> </ul>
142	環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX燃料加工施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</li> </ul>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項	
143	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
144	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(1)多様性, 位置的分散】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
145	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
146	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	<重大事故等時における、試料分析関係設備の計測範囲> ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
147	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	<重大事故等時における、試料分析関係設備の計測範囲> ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
148	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
149	放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
150	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
151	6.4 代替試料分析関係設備	—	—	—
152	重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 VI-2-4 配置図	【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【3.2 代替試料分析関係設備】 ・代替試料分析設備の構成について説明する。 【VI-2-4 配置図】 ・代替試料分析関係設備の保管場所	<代替試料分析関係設備の保管場所及び配置位置> ⇒代替試料分析関係設備の保管場所及び配置位置を示す。 ・[補足監3]放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について
153	代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【3.2 代替試料分析関係設備】 ・可搬型試料分析設備の構成について説明する。	<代替試料分析関係設備の設備構成> ⇒代替試料分析関係設備の設備構成について説明する。 ・[補足監2]放射線管理施設の設備構成について
154	可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備（主排気筒）、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【3.2 代替試料分析関係設備】 【3.2.1 試料の種類及び測定頻度】 ・重大事故等時において測定する試料の種類及び測定頻度について説明する。 【3.2.2 可搬型試料分析設備】 ・重大事故等時における可搬型試料分析設備による試料の測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。 【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	<重大事故等時における、代替試料分析関係設備の計測範囲> ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について  <代替試料分析関係設備への電力供給> ⇒可搬型試料分析設備への電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について  <代替試料分析関係設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型試料分析設備の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監8]放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について  <代替試料分析関係設備の記録及び保存> ⇒可搬型試料分析設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・[補足監9]放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
155	可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【3.2 代替試料分析関係設備】 【3.2.1 試料の種類及び測定頻度】 ・重大事故等時において測定する試料の種類及び測定頻度について説明する。 【3.2.2 可搬型試料分析設備】 ・重大事故等時における可搬型試料分析設備による試料の測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。 【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	<重大事故等時における、可搬型試料分析設備の計測範囲> ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について  <代替試料分析関係設備への電力供給> ⇒可搬型試料分析設備への電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について  <代替試料分析関係設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型試料分析設備の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監8]放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について  <代替試料分析関係設備の記録及び保存> ⇒可搬型試料分析設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・[補足監9]放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
156	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	<p>【3.2 代替試料分析関係設備】 【3.2.1 試料の種類及び測定頻度】 ・重大事故等時において測定する試料の種類及び測定頻度について説明する。 【3.2.2 可搬型試料分析設備】 ・重大事故等時における可搬型試料分析設備による試料の測定について説明する。 【3.5.1 計測結果の指示又は表示】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の指示及び表示について説明する。 【3.5.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・代替試料分析関係設備による計測結果の記録について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p> <p>&lt;重大事故等時における、可搬型試料分析設備の計測範囲&gt; ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</p> <p>&lt;代替試料分析関係設備への電力供給&gt; ⇒可搬型試料分析設備への電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について</p> <p>&lt;代替試料分析関係設備の概略寸法及び重量&gt; ⇒可搬型試料分析設備の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監8]放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について</p> <p>&lt;代替試料分析関係設備の記録及び保存&gt; ⇒可搬型試料分析設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・[補足監9]放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について</p>
157	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p> <p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
158	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p> <p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
159	可搬型試料分析設備は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(1)多様性, 位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散等について説明する。</p> <p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
160	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p> <p>&lt;重大事故等時における、可搬型試料分析設備の計測範囲&gt; ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</p>
161	可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p> <p>&lt;重大事故等時における、可搬型試料分析設備の計測範囲&gt; ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、主排気筒からの放射性物質の放出量を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</p>

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項	
162	MOX燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書】 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・代替試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	<重大事故等時における、可搬型試料分析設備の計測範囲> ⇒再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、周辺監視区域境界付近における空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
163	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型試料分析関係設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
164	可搬型試料分析設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
165	可搬型試料分析設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
166	可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
167	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
168	6.5 環境管理設備	-	-	-
169	敷地周辺の放射線モニタリングを行うための環境管理設備として、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設ける設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.3 環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。 ・環境管理設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
170	また、敷地内に気象を観測するための環境管理設備として、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）を設置する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.3 環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。 ・環境管理設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
171	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.3 環境管理設備】 ・気象観測設備による気象観測について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境管理設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.2 設計基準対象の施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象の施設としての気象観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・気象観測設備による気象観測及び観測結果の指示又は表示並びに計測結果の記録及び保存については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
172	放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・放射能観測車はMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
173	また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・気象観測設備の一部はMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。
174	放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・放射能観測車はMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。
175	また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・気象観測設備の一部はMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	「16条 安全機能を有する施設」にて定める。
176	重大事故等時において、環境管理設備の放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-2-4 配置図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.3 環境管理設備】 ・重大事故等時における環境管理設備の構成について説明する。 ・放射能観測車の搭載機器について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の敷地周辺における空間放射線量率及び空位中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 【3.3.1(1)放射能観測車】 ・検出器の種類について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境管理設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての環境管理設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・放射能観測車の計測範囲について説明する。	<重大事故等時における、放射能観測車の計測範囲の妥当性> ⇒敷地周辺における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、敷地周辺における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について  <環境管理設備の設備構成> ⇒環境管理設備の設備構成について説明する。 ・[補足監2]放射線管理施設の設備構成について  <環境管理設備の保管場所> ⇒放射能観測車の保管場所を示す。 ・[補足監3]放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について  <環境管理設備への電力供給> ⇒放射能観測車の搭載機器並びにダストサンプラ及びびよう素サンプラへの電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について  <環境管理設備の記録及び保存> ⇒放射能観測車の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・[補足監9]放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
177	重大事故等時において、環境管理設備の気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.3 環境管理設備】 ・重大事故等時における環境管理設備の構成について説明する。 ・気象観測設備の観測項目について説明する。 ・重大事故等時における気象観測について説明する。 【3.3.2(1)気象観測設備】 ・気象観測のための測器について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・環境管理設備による計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備としての環境管理設備の計測結果の記録及び保存について説明する。	<環境管理設備の設備構成> ⇒環境管理設備の設備構成について説明する。 ・[補足監2]放射線管理施設の設備構成について  <環境管理設備の配置> ⇒気象観測設備の配置図を示す。 ・[補足監3]放射線管理施設の配置、保管場所及び配置位置について  <環境管理設備への電力供給> ⇒気象観測設備への電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について  <環境管理設備の記録及び保存> ⇒気象観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・[補足監9]放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
178	環境管理設備は、重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.3 環境管理設備】 ・重大事故等時における放射能観測車のモニタリング対象について説明する。 ・重大事故等時における気象観測設備のモニタリング対象について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
179	環境管理設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。



基本設計方針	添付書類	補足すべき事項		
180	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p>	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <p>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p> <p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <p>・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
181	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p>	<p>【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】</p> <p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <p>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p> <p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <p>・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
182	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象, 人為事象, 溢水及び火災により機能が損なわれる場合, 代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】</p> <p>【(1)多様性, 位置的分散】</p> <p>・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。</p>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
183	気象観測設備（風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <p>・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。</p>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
184	屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることによって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】</p> <p>【(2)悪影響防止】</p> <p>・重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。</p>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
185	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計）は、敷地内において風向, 風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p>	<p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <p>・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
186	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <p>・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p> <p>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】</p> <p>・放射能観測車の計測範囲について説明する。</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】</p> <p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p> <p>＜重大事故等時における、放射能観測車の計測範囲＞</p> <p>⇒敷地周辺における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、敷地周辺における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。</p> <p>・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について</p>
187	屋外に保管する放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止, 固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.4 環境条件等】</p> <p>・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。</p>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
188	気象観測設備（風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計）は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】</p> <p>【2.4 環境条件等】</p> <p>・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。</p>	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
189	環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
190	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
191	6.6 代替放射能観測設備	—	—	—
192	重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-2-4 配置図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.4 代替放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。 【VI-2-4 配置図】 ・代替放射能観測設備の保管場所	<代替放射能観測設備の保管場所及び配置位置> ⇒代替放射能観測設備の保管場所及び配置位置を示す。 ・[補足監3]放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について
193	代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) で構成する。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.4 代替放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。	<代替放射能観測設備の設備構成> ⇒代替放射能観測設備の設備構成について説明する。 ・[補足監2]放射線管理施設の設備構成について
194	可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.4.1 可搬型放射能観測設備】 ・重大事故等が発生した場合の可搬型放射能観測設備による空間放射線量率及び空位中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 【3.4.1(1)ガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA)】 【3.4.1(2)ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)】 【3.4.1(3)中性子線用サーベイメータ (SA)】 【3.4.1(4)アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)】 ・検出器の種類について説明する。 【3.7.1 計測結果の指示又は表示】 ・可搬型放射能観測設備の計測結果の指示又は表示に係る場所及び方法について説明する。 【3.7.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・可搬型放射能観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型放射能観測設備の計測範囲について説明する。	<重大事故等時における、可搬型放射能観測設備の計測範囲> ⇒敷地周辺における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、敷地周辺における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について  <代替放射能観測設備への電力供給> ⇒可搬型放射能観測設備への電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について  <代替放射能観測設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型放射能観測設備の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監8]放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について  <代替放射能観測設備の記録及び保存> ⇒可搬型放射能観測設備の計測結果の記録及び保存について説明する。 ・[補足監9]放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
195	可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
196	MOX燃料加工施設と共用するガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
197	MOX燃料加工施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
198	可搬型放射能観測設備は、共通要因によって放射能観測車と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射能観測車が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(1)多様性, 位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
199	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型放射能観測設備の計測範囲について説明する。	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 「36条 重大事故等対処設備」にて定める。 【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 <重大事故等時における、可搬型放射能観測設備の計測範囲> ⇒敷地周辺における線量及び空気中の放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有することを説明するため、重大事故等が発生した場合に想定される、敷地周辺における空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を算出し、計測範囲の範囲内であることを説明する。 ・[補足監1]放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
200	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
201	可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
202	可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
203	可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
204	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
205	6.7 代替気象観測設備	—	—	—
206	重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-2-4 配置図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.5 代替気象観測設備】 ・代替気象観測設備の構成について説明する。 【VI-2-4 配置図】 ・代替気象観測設備の保管場所	<代替気象観測設備の保管場所及び配置位置> ⇒代替気象観測設備の保管場所及び配置位置を示す。 ・[補足監3]放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について

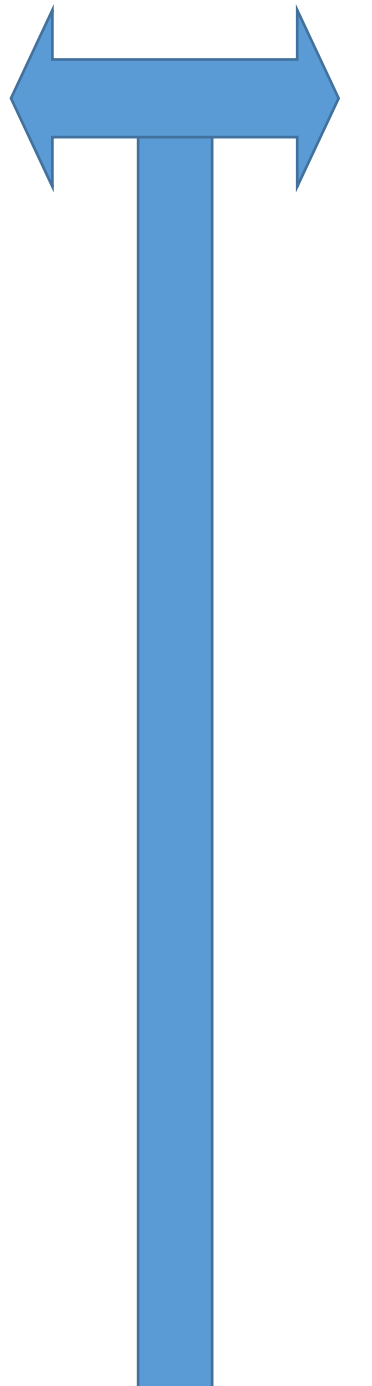
基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
207	代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型気象観測用発電機、可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書  VI-2-5 構造図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.5 代替気象観測設備】 ・代替気象観測設備の構成について説明する。 ・可搬型気象観測設備による敷地内の気象条件の測定について説明する。 【3.5(1)可搬型気象観測設備】 ・気象観測のための測器について説明する。  【VI-2-5 構造図】 ・可搬型気象観測用発電機の構造	<代替気象観測設備の設備構成> ⇒代替気象観測設備の設備構成について説明する。 ・[補足監2]放射線管理施設の設備構成について  <代替気象観測設備への電力供給> ⇒可搬型気象観測設備への電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について  <代替気象観測設備の概略寸法及び重量> ⇒可搬型気象観測設備の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監8]放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について
208	可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.5 代替気象観測設備】 ・兼用設備について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
209	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.5 代替気象観測設備】 ・兼用設備について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
210	可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
211	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書  VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。  【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
212	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書  VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。  【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
213	可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(1)多様性, 位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
214	可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(1)多様性, 位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
215	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項	
216	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p> <p>VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 ・緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.5(1)可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の観測値のデータ伝送について説明する。</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p> <p>【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 ※補足すべき事項の対象無し</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 ※補足すべき事項の対象無し</p>
217	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p> <p>VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p> <p>【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.5(2)可搬型気象観測用発電機】 ・可搬型気象観測用発電機の給電対象及び容量について説明する。</p>	<p>&lt;代替気象観測設備の概略寸法及び重量&gt; ⇒可搬型気象観測用発電機の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監8]放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について</p>
218	可搬型風向風速計は、敷地内において風向及び風速を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設</p>	<p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>	<p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
219	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替気象観測設備は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。</p>	<p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
220	代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。</p>	<p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
221	代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。</p>	<p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
222	可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。</p>	<p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
223	また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。</p>	<p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
224	可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。</p>	<p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>
225	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。</p>	<p>「36条 重大事故等対処設備」にて定める。</p>

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
226	6.8 環境モニタリング用代替電源設備	—	—	—
227	重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.6 環境モニタリング用代替電源設備】 ・環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。  【VI-2-3 系統図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機と環境モニタリング設備の接続（単線結線図）  【VI-2-4 配置図】 ・環境モニタリング用代替電源設備の保管場所	<環境モニタリング用代替電源設備の保管場所及び配置位置> ⇒環境モニタリング用代替電源設備の保管場所及び配置位置を示す。 ・[補足監3]放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について  <環境モニタリング設備への電力供給> ⇒モニタリングポスト及びダストモニタへの電力供給について説明する。 ・[補足監4]放射線管理施設への電力供給について
228	環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-2-5 構造図	【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.6 環境モニタリング用代替電源設備】 ・環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。  【VI-2-5 構造図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の構造	<環境モニタリング用代替電源設備の設備構成> ⇒環境モニタリング用代替電源設備の設備構成について説明する。 ・[補足監2]放射線管理施設の設備構成について
229	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.6 環境モニタリング用代替電源設備】 ・兼用設備について説明する。	※補足すべき事項の対象無し
230	環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
231	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(2)悪影響防止】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。  【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
232	環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.3 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 【(1)多様性, 位置的分散】 ・重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
233	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7 放射線管理施設 VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【VI-1-1-3-7 放射線管理施設】 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。  【VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.6(1)環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の給電対象及び容量について説明する。	<環境モニタリング用代替電源設備の概略寸法及び重量> ⇒環境モニタリング用可搬型発電機の概略寸法及び重量について説明する。 ・[補足監8]放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について
234	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
235	環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
236	環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.4 環境条件等】 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
237	環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
238	環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
239	また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 重大事故等対処設備】 【2.5 操作性及び試験・検査性】 【(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	「36条 重大事故等対処設備」にて定める。
240	6.9 個人管理用設備	—	—	—
241	放射線業務従事者等の線量評価のための個人管理用設備として、個人線量計を配備し、及びホールボディカウンタを設置する設計とする。	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【3.3 個人管理用設備】 ・個人管理用設備の構成について説明する。  ・個人管理用設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
242	個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象無し
243	個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象無し
244	6.10 出入管理関係設備	—	—	—
245	放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理関係設備として、出入管理設備及び汚染管理設備を設置する設計とする。	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【3.4 出入管理関係設備】 ・出入管理関係設備の構成について説明する。  ・出入管理関係設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
246	再処理施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。	VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【3.4 出入管理関係設備】 ・出入管理関係設備の構成について説明する。  ・出入管理関係設備の構成については、既設工認添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	※補足すべき事項の対象無し
247	出入管理設備の一部は、廃棄物管理施設と共用する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象無し
248	出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮】 【1.8.6 放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象無し

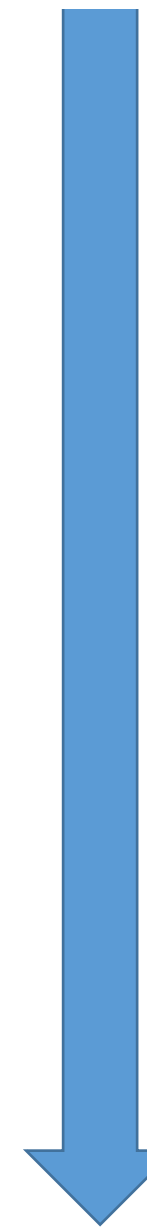
基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目			
VI-1-7-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【2.1.1.1 主排気筒ガスモニタ】 【2.1.1.2 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ】	<排気モニタリング設備の設備構成>	[補足監2] 放射線管理施設の設備構成について
		<排気モニタリング設備の配置>	[補足監3] 放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について
		<排気モニタリング設備への電力供給>	[補足監4] 放射線管理施設への電力供給について
	【2.1.2.1 モニタリングポスト】 【2.1.2.2 ダストモニタ】	<環境モニタリング設備の設備構成>	[補足監2] 放射線管理施設の設備構成について
		<環境モニタリング設備の配置>	[補足監3] 放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について
		<環境モニタリング設備の警報動作範囲>	[補足監5] 放射線管理施設の警報動作範囲について
	【2.1.2.3 モニタリングポスト及びダストモニタの電源】	<環境モニタリング設備への電力供給>	[補足監4] 放射線管理施設への電力供給について
		<無停電電源装置の仕様等>	[補足監6] 無停電電源装置の仕様等について
	【2.1.2.4 モニタリングポスト及びダストモニタの伝送】	<モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の多様化>	[補足監7] モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の多様化について
		<代替排気モニタリング設備の設備構成>	[補足監2] 放射線管理施設の設備構成について
	【3.1.1 可搬型ガスモニタ】 【3.1.2 可搬型排気モニタリング用発電機】	<代替排気モニタリング設備の保管場所及び配置位置>	[補足監3] 放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について
		<代替排気モニタリング設備への電力供給>	[補足監4] 放射線管理施設への電力供給について
		<代替排気モニタリング設備の概略寸法及び重量>	[補足監8] 放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について
	【3.2.1 可搬型線量率計】 【3.2.2 可搬型ダストモニタ】 【3.2.3 可搬型環境モニタリング用発電機】 【3.2.4 可搬型建屋周辺モニタリング設備】	<代替環境モニタリング設備の設備構成>	[補足監2] 放射線管理施設の設備構成について
		<代替環境モニタリング設備の保管場所及び配置位置>	[補足監3] 放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について
		<代替環境モニタリング設備への電力供給>	[補足監4] 放射線管理施設への電力供給について
		<代替環境モニタリング設備の概略寸法及び重量>	[補足監8] 放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について
	【4.1 放射能観測車】 【4.2 気象観測設備】	<環境管理設備の設備構成>	[補足監2] 放射線管理施設の設備構成について
		<環境管理設備の保管場所>	[補足監3] 放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について
		<環境管理設備の配置>	[補足監4] 放射線管理施設への電力供給について
	【5.1 可搬型放射能観測設備】	<代替放射能観測設備の設備構成>	[補足監2] 放射線管理施設の設備構成について
		<代替放射能観測設備の保管場所及び配置位置>	[補足監3] 放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について
		<代替放射能観測設備への電力供給>	[補足監4] 放射線管理施設への電力供給について
		<代替放射能観測設備の概略寸法及び重量>	[補足監8] 放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について
	【6.1 可搬型気象観測設備】 【6.2 可搬型気象観測用発電機】	<代替気象観測設備の設備構成>	[補足監2] 放射線管理施設の設備構成について
		<代替気象観測設備の保管場所及び配置位置>	[補足監3] 放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について
		<代替気象観測設備への電力供給>	[補足監4] 放射線管理施設への電力供給について
	【7.1 環境モニタリング用代替電源設備】	<代替気象観測設備の概略寸法及び重量>	[補足監8] 放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について
<環境モニタリング用代替電源設備の設備構成>		[補足監2] 放射線管理施設の設備構成について	
<環境モニタリング用代替電源設備の保管場所及び配置位置>		[補足監3] 放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について	
<環境モニタリング設備への電力供給>		[補足監4] 放射線管理施設への電力供給について	
【8.1 放射線管理施設の計測結果の記録の保存】	<環境モニタリング用代替電源設備の概略寸法及び重量>	[補足監8] 放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	
	<排気モニタリング設備の記録及び保存>	[補足監9] 放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について	
	<環境モニタリング設備の記録及び保存>		
	<代替排気モニタリング設備, 代替環境モニタリング設備及び代替気象観測設備の記録及び保存>		
<環境管理設備の記録及び保存>			
【9. 放射線管理施設の計測範囲】	<代替放射能観測設備の記録及び保存>	[補足監1] 放射線管理施設の計測範囲の妥当性について	
	<重大事故等時における, 主排気筒ガスモニタの計測範囲>		
	<重大事故等時における, モニタリングポスト及びダストモニタの計測範囲>		
	<重大事故等時における, 可搬型ガスモニタの計測範囲>		
	<重大事故等時における, 可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタの計測範囲>		
	<重大事故等時における, 可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲>		



発電炉の補足説明資料の説明項目	展開要否	理由
1.1 格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W), (S/C) 1.2 フィルタ装置出口放射線モニタ (低レンジ), (高レンジ) 1.3 耐圧強化ベント系放射線モニタ	○	
3.1.1 モニタリング・ポストの配置, 計測範囲及び警報動作範囲	○	
3.1.2 モニタリング・ポストの電源	○	
3.1.3 モニタリング・ポストの伝送	○	
4.1.1 モニタリング・ポストの代替測定装置	○	
4.2 可搬型放射能測定装置等	○	
5.2 重大事故等対処設備	○	
4.1.3 可搬型モニタリング・ポストの計測範囲	○	



VI-1-7-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【3.1.1 放出管理分析設備】 【3.1.2 環境試料測定設備】	<試料分析関係設備の設備構成>	[補足監2]	放射線管理施設の設備構成について
		<試料分析関係設備の配置>	[補足監3]	放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について
		<試料分析関係設備への電力供給>	[補足監4]	放射線管理施設への電力供給について
	【3.2.1 可搬型試料分析設備】	<試料分析関係設備の記録及び保存>	[補足監9]	放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
		<代替試料分析関係設備の設備構成>	[補足監2]	放射線管理施設の設備構成について
		<代替試料分析関係設備の保管場所及び配置位置>	[補足監3]	放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について
		<代替試料分析関係設備への電力供給>	[補足監4]	放射線管理施設への電力供給について
		<代替試料分析関係設備の概略寸法及び重量>	[補足監8]	放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について
	【4.1 放射線管理施設の計測範囲】	<代替試料分析関係設備の記録及び保存>	[補足監9]	放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について
		<重大事故等時における、放出管理分析設備の計測範囲>	[補足監1]	放射線管理施設の計測範囲の妥当性について
		<重大事故等時における、環境試料測定設備の計測範囲>		
	<重大事故等時における、可搬型試料分析設備の計測範囲>			



基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加で補足すべき事項はない。

【補足-260-2】管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置について	2.1 可搬型放射能測定装置等	○	
	2.2 環境放射能測定装置	○	
補足-260-1【放射線管理用計測装置の構成並びに計測範囲及び警報動作範囲について】	1. プロセスモニタリング設備 2. エリアモニタリング設備 2.1 緊急時対策所エリアモニタ		
	2.1.1 緊急時対策所加圧設備に係る判断基準の検討について	—	「重大事故等時における緊急時対策所エリアモニタを用いた測定及び緊急時対策所加圧設備に係る判断基準」について補足するものであり、再処理施設の技術基準規則第五十条の補足説明資料にて説明するため
	2.1.2 緊急時対策所エリアモニタの設備の概要	—	
	2.2 使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）及び使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）		
	2.2.1 想定事故	—	「重大事故等時における使用済燃料プールエリア放射線モニタを用いた浅慮率の測定」について補足するものであり、再処理施設の技術基準規則第四十七条の補足説明資料にて説明するため
	2.2.2 有効性評価における水位及び線量率について	—	
	2.2.3 使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他要因により当該使用済燃料貯蔵槽内の水位が異常に低下する事故における線量率	—	
	3. 固定式周辺モニタリング設備 3.1 モニタリング・ポスト		
	4. 移動式周辺モニタリング設備 4.1 可搬型モニタリング・ポスト		
	4.1.2 放射能放出率の算出	—	「重大事故時において可搬型モニタリングポストを用いた放射能放出率の評価」について補足するものであり、発電炉特有である。
	5. 計測結果の記録の保存 5.1 設計基準対象施設	—	再処理施設の技術基準規則において、計測結果の記録の保存が要求されていないため。
	【補足-260-2】管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置について	1.1 中央制御室チェンジングエリア	—
1.2 緊急時対策所チェンジングエリア		—	「重大事故等時における緊急時対策所チェンジングエリアの設定」について補足するものであり、再処理施設の技術基準規則第五十条の補足説明資料にて説明するため

補足説明すべき項目の抽出  
(第21条 放射線管理施設, 第49条 監視測定設備)

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回次			
				1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要
補足-260-1 放射線管理用計測装置の構成並びに計測範囲及び警報動作範囲について	放射線管理施設の構成並びに計測範囲及び警報動作範囲について						
1. プロセスモニタリング設備	1. 概要 2. 放射線監視設備						
	2.1 屋外モニタリング設備						
	2.1.1 排気モニタリング設備						
1.1 格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W), (S/C)	2.1.1.1 主排気筒ガスモニタ	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の警報動作範囲について	[補足監2] [補足監3]  [補足監4] [補足監5]			○	・主排気筒ガスモニタの設備構成 ・主排気筒ガスモニタの配置図 ・主排気筒ガスモニタの電源構成図 ・主排気筒ガスモニタの警報設定値
1.2 フィルタ装置出口放射線モニタ(低レンジ), (高レンジ)	2.1.1.2 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の警報動作範囲について	[補足監2] [補足監3]  [補足監4] [補足監5]			○	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの設備構成 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの配置図 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの電源構成図 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの警報設定値
1.3 耐圧強化ベント系放射線モニタ	—	—	—	—	—	—	—
2. エリアモニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—
2.1 緊急時対策所エリアモニタ	—	—	—	—	—	—	—
2.1.1 緊急時対策所加圧設備に係る判断基準の検討について	—	—	—	—	—	—	—
2.1.2 緊急時対策所エリアモニタの設備の概要	—	—	—	—	—	—	—
2.2 使用済燃料プールエリア放射線モニタ(低レンジ)及び使用済燃料プールエリア	—	—	—	—	—	—	—
2.2.1 想定事故	—	—	—	—	—	—	—
2.2.2 有効性評価における推移及び線量率について	—	—	—	—	—	—	—
2.2.3 使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他要因により当該使用済燃料貯蔵槽内の水位が以上に低下する事故における線量率	—	—	—	—	—	—	—
3. 固定式周辺モニタリング設備	2.1.2 環境モニタリング設備	—	—	—	—	—	—
3.1 モニタリングポスト	2.1.2.1 モニタリングポスト	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設の警報動作範囲について	[補足監2] [補足監3]  [補足監5]			○	・モニタリングポストの設備構成 ・モニタリングポストの配置図 ・モニタリングポストの警報設定値
3.1.1 モニタリングポストの配置、計測範囲及び警報動作範囲	2.1.2.2 ダストモニタ	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設の警報動作範囲について	[補足監2] [補足監3]  [補足監5]			○	・ダストモニタの設備構成 ・ダストモニタの配置図 ・ダストモニタの警報設定値
3.1.2 モニタリングポストの電源	2.1.2.3 モニタリングポスト及びダストモニタの電源	・放射線管理施設への電力供給について ・無停電電源装置の仕様等について	[補足監4] [補足監6]			○	・モニタリングポスト及びダストモニタの電源構成図 ・無停電電源装置の仕様等
3.1.3 モニタリングポストの伝送	2.1.2.4 モニタリングポスト及びダストモニタの伝送	・モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送の多様化について	[補足監7]			○	・モニタリングポスト及びダストモニタの伝送概略図
	3. 代替排モニタリング設備	—	—	—	—	—	—
	3.1 代替排気モニタリング設備	—	—	—	—	—	—
	3.1.1 可搬型ガスモニタ	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	[補足監2] [補足監3]  [補足監4] [補足監8]			○	・可搬型ガスモニタの設備構成 ・可搬型ガスモニタの保管場所及び配置位置 ・可搬型ガスモニタへの給電方法 ・可搬型ガスモニタの概略寸法及び重量
	3.1.2 可搬型排気モニタリング用発電機	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	[補足監2] [補足監3]  [補足監4] [補足監8]				・可搬型排気モニタリング用発電機の設備構成 ・可搬型排気モニタリング用発電機の保管場所及び配置位置 ・可搬型排気モニタリング用発電機の給電対象 ・可搬型排気モニタリング用発電機の概略寸法及び重量

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回数			
				1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要
4. 移動式周辺モニタリング設備	3.2 代替環境モニタリング設備	—	—	—	—	—	—
4.1 可搬型モニタリング・ポスト	3.2.1 可搬型線量率計	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	[補足監2] [補足監3] [補足監4] [補足監8]	—	—	○	・可搬型線量率計の設備構成 ・可搬型線量率計の保管場所及び配置位置 ・可搬型線量率計への給電方法 ・可搬型線量率計の概略寸法及び重量
4.1.1 モニタリング・ポストの代替測定装置	3.2.2 可搬型ダストモニタ	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	[補足監2] [補足監3] [補足監4] [補足監8]	—	—	○	・可搬型ダストモニタの設備構成 ・可搬型ダストモニタの保管場所及び配置位置 ・可搬型ダストモニタへの給電方法 ・可搬型ダストモニタの概略寸法及び重量
	3.2.3 可搬型環境モニタリング用発電機	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	[補足監2] [補足監3] [補足監4] [補足監8]	—	—	○	・可搬型環境モニタリング用発電機の設備構成 ・可搬型環境モニタリング用発電機の保管場所及び配置位置 ・可搬型環境モニタリング用発電機の給電対象 ・可搬型環境モニタリング用発電機の概略寸法及び重量
	3.2.4 可搬型建屋周辺モニタリング設備	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	[補足監2] [補足監3] [補足監4] [補足監8]	—	—	○	・可搬型建屋周辺モニタリング設備の設備構成 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の保管場所及び配置位置 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備への給電方法 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備の概略寸法及び重量
4.2 可搬型放射能測定装置等	4. 環境管理設備	—	—	—	—	—	—
	4.1 放射能観測車	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について	[補足監2] [補足監3] [補足監4]	—	—	○	・放射能観測車の設備構成 ・放射能観測車の保管場所 ・放射能観測車への給電方法
	4.2 気象観測設備	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について	[補足監2] [補足監3] [補足監4]	—	—	○	・気象観測設備の設備構成 ・気象観測設備の配置図 ・気象観測設備の電源構成図
	5. 代替放射能観測設備	—	—	—	—	—	—
	5.1 可搬型放射能観測設備	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	[補足監2] [補足監3] [補足監4] [補足監8]	—	—	○	・可搬型放射能観測設備の設備構成 ・可搬型放射能観測設備の保管場所及び配置位置 ・可搬型放射能観測設備への給電方法 ・可搬型放射能観測設備の概略寸法及び重量
	6. 代替気象観測設備	—	—	—	—	—	—
	6.1 可搬型気象観測設備	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	[補足監2] [補足監3] [補足監4] [補足監8]	—	—	○	・可搬型気象観測設備の設備構成 ・可搬型気象観測設備の保管場所及び配置位置 ・可搬型気象観測設備への給電方法 ・可搬型気象観測設備の概略寸法及び重量
	6.2 可搬型気象観測用発電機	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	[補足監2] [補足監3] [補足監4] [補足監8]	—	—	○	・可搬型気象観測用発電機の設備構成 ・可搬型気象観測用発電機の保管場所及び配置位置 ・可搬型気象観測用発電機の給電対象 ・可搬型気象観測用発電機の概略寸法及び重量
	7. 環境モニタリング用代替電源設備	—	—	—	—	—	—
	7.1 環境モニタリング用可搬型発電機	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	[補足監2] [補足監3] [補足監4] [補足監8]	—	—	○	・環境モニタリング用可搬型発電機の設備構成 ・環境モニタリング用可搬型発電機の保管場所及び配置位置 ・環境モニタリング用可搬型発電機の給電対象 ・環境モニタリング用可搬型発電機の概略寸法及び重量
5. 計測結果の記録の保存	8. 放射線管理施設の計測結果の記録の保存	—	—	—	—	—	—
5.1 設計基準対象施設							
5.2 重大事故等対処設備	8.1 重大事故等対処設備	・放射線管理施設の計測結果の記録及び保存について	[補足監9]	—	—	○	・計測結果の記録の保存について
	9. 計測範囲の妥当性確認について	・放射線管理施設の計測範囲の妥当性について	[補足監1]	—	—	○	・放射線管理施設の計測範囲の妥当性について

補足説明すべき項目の抽出  
(第21条 放射線管理施設, 第49条 監視測定設備)

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回数			
				1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要
補足-260-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置について	補足-〇〇〇-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備について						
1. 出入管理設備	—	—	—	—	—	—	—
1.1 中央制御室チェンジングエリア	—	—	—	—	—	—	—
1.2 緊急時対策所チェンジングエリア	—	—	—	—	—	—	—
2. 環境試料分析装置及び環境放射	3. 試料分析関係設備	—	—	—	—	—	—
	3.1 放出管理分析設備	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について	[補足監2] [補足監3]	—	—	○	・放出管理分析設備の設備構成 ・放出管理分析設備の配置図 ・放出管理分析設備の電源構成図 ・放出管理分析設備の警報設定値
	3.2 環境試料測定設備	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について	[補足監2] [補足監3]	—	—	○	・環境試料測定設備の設備構成 ・環境試料測定設備の配置図 ・環境試料測定設備の電源構成図 ・環境試料測定設備の警報設定値
2.1 可搬型放射能測定装置等	4. 代替試料分析関係設備	—	—	—	—	—	—
2.2 環境放射能測定装置	4.1 可搬型試料分析設備	・放射線管理施設の設備構成について ・放射線管理施設の配置, 保管場所及び配置位置について ・放射線管理施設への電力供給について ・放射線管理施設の可搬型重大事故等対処設備の概略寸法及び重量について	[補足監2] [補足監3] [補足監4] [補足監8]	—	—	○	・可搬型試料分析設備の設備構成 ・可搬型試料分析設備の保管場所及び配置位置 ・可搬型試料分析設備の給電対象 ・可搬型試料分析設備の概略寸法及び重量

凡例

- ・「申請回数」について
- : 当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
- △: 当該申請回数以前から記載しており, 記載内容に変更がない項目
- : 当該申請回数で記載しない項目

## 別紙 6

# 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 個別項目 6. 放射線管理施設</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【凡例】</b></p> <p><span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> : 既設工認に記載されている内容と同様</p> <p><span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> : 既設工認に記載されている内容と全く同じではないが、既設工認の記載を詳細展開した内容であり、設計上実施していたもの</p> <p><span style="border: 1px solid purple; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> : その他既設工認に記載されていないが、従前より設計上考慮して実施していたもの</p> <p><span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> : 既認可等のエビデンス</p> </div>	<p>第2章 個別項目 6. 放射線管理施設</p> <p>放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。</p>
<p style="text-align: right;">既設工認 本文 (第6, 9回)</p> <p>放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。</p>	<p>放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。</p>
<p style="text-align: right;">既設工認 本文 (第3, 6回) 既設工認 添付書類VI (第6回)</p> <p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とするとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とするとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。</p>
<p style="text-align: right;">既設工認 添付書類VI (第1回) 既設工認 本文 (第1, 8, 9回, モニタリングポスト更新等)</p> <p>放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。</p>	<p>放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。</p>

放管⑤-1  
放管⑤-2  
放管⑤-3  
放管⑨-3

放管③-6  
放管⑤-4  
放管⑥-1

放管①-1  
放管②-1  
放管②-2  
放管②-3  
放管⑦-1  
放管⑦-2  
放管⑨-1  
放管⑩-1

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>6.1 放射線監視設備</p>	<p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。</p> <p>6.1 放射線監視設備</p>
<p>放管⑦-1</p> <p>放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。</p>	<p>既設工認 本文（第8回）</p> <p>変更なし</p>
<p>6.1.1 屋内モニタリング設備</p>	<p>6.1.1 屋内モニタリング設備</p>
<p>放管⑦-29 放管⑦-30 放管⑦-31 放管⑦-32 放管⑦-35</p> <p>再処理施設内の主要箇所放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。</p>	<p>既設工認 本文（第8回）</p> <p>再処理施設内の主要箇所放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。</p>
<p>放管⑦-8 放管⑦-9 放管⑦-10 放管⑦-11</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</p>	<p>既設工認 本文（第8回）</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</p>
<p>放管⑦-5</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p>	<p>既設工認 本文（第8回）</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

	変 更 前	変 更 後
放管③-8 放管③-9	<p style="text-align: right;">既設工認 本文 (第3回)</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</p>	<p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</p>
放管⑦-12	<p style="text-align: right;">既設工認 本文 (第8回)</p> <p>臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</p>	<p>臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</p>
放管⑦-26	<p style="text-align: right;">既設工認 本文 (第8回)</p> <p>分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用する。</p>	<p>分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用する。</p>
	<p>6.1.2 屋外モニタリング設備</p>	<p>6.1.2 屋外モニタリング設備</p>
放管③-10 放管③-12 放管⑦-1 放管⑨-1	<p style="text-align: right;">既設工認 本文 (第3, 8, 9回)</p> <p>屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。</p>	<p>変更なし</p>
	<p>6.1.2.1 排気モニタリング設備</p>	<p>6.1.2.1 排気モニタリング設備</p>
放管③-10 放管③-12 放管⑨-11 放管⑨-14 放管⑨-15	<p style="text-align: right;">既設工認 本文 (第3, 9回)</p> <p>再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。</p>	<p>再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。</p>
放管⑨-11 放管⑨-12 放管⑨-13	<p style="text-align: right;">既設工認 本文 (第9回)</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、主排気筒管理建屋に収納する。</p>	<p>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、主排気筒管理建屋に収納する。</p>



変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前		変 更 後
放管⑭-1	既設工認 本文 (第 9 回) 主排気筒管理建屋は，地上 1 階の建物とする設計とする。	主排気筒管理建屋は，地上 1 階の建物とする設計とする。
放管⑨-16 放管⑨-17 放管⑨-18	既設工認 本文 (第 9 回) 主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は，中央制御室において指示及び記録するとともに，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，中央制御室において警報を発する設計とする。	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は，中央制御室において指示及び記録するとともに，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，中央制御室において警報を発する設計とする。
放管⑨-5	既設工認 本文 (第 9 回) 主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は，緊急時対策所においても指示する設計とする。	主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は，緊急時対策所においても指示する設計とする。
放管③-16	既設工認 本文 (第 9 回) また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。	また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。
放管③-12 放管③-16 放管⑥-5 放管⑨-14 放管⑰-6	既設工認 本文 (第 3, 9, f 3 回) 既設工認 添付書類VI (第 6 回) 排気サンプリング設備は，主排気筒，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒，使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒，ハル・エンドピース及び第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出される排気中の放射性物質を連続的に捕集する設計とする。	排気サンプリング設備は，主排気筒，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒，使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒，ハル・エンドピース及び第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出される排気中の放射性物質を連続的に捕集する設計とする。
放管⑥-8	既設工認 添付書類VI (第 6 回) 冷却空気出口シャフトには，冷却空気出口シャフトモニタを設け，排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は，中央制御室において指示及び記録するとともに，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，中央制御室において警報を発する設計とする。	冷却空気出口シャフトには，冷却空気出口シャフトモニタを設け，排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は，中央制御室において指示及び記録するとともに，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，中央制御室において警報を発する設計とする。
		重大事故等時において，排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ，排気サンプリング設備（主排気筒），使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒），北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトを常設重大事故等対処設備として位置付け，再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録する設計とする。

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>排気モニタリング設備は、重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備の排気サンプリング設備（主排気筒）は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備の主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に十分な台数（排気サンプリング設備については2系列）を有する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気サンプリング設備（主排気筒）の配管の一部は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>排気サンプリング設備（主排気筒）は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>排気サンプリング設備（主排気筒）は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>6.1.2.2 排水モニタリング設備</p>	<p>排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。 また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。 排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。</p> <p>6.1.2.2 排水モニタリング設備</p>
<p>放管③-27 放管④-6 放管⑥-6 放管⑥-10 放管⑦-15</p> <p>再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排水モニタリング設備として、排水サンプリング設備を設置し、放出の異常を確認するための排水モニタを設置する設計とする。</p>	<p>既設工認 添付書類VI (第3, 6回) 既設工認 本文 (第3, 8回)</p> <p>変更なし</p>
<p>放管③-27 放管④-6 放管⑥-6 放管⑦-15</p> <p>排水サンプリング設備は、排水をサンプリングする設計とする。</p>	<p>既設工認 添付書類VI (第3, 6回) 既設工認 本文 (第3, 8回)</p>
<p>6.1.2.3 環境モニタリング設備</p>	<p>6.1.2.3 環境モニタリング設備</p>
<p>放管②-2 放管②-3</p> <p>周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計を設置する設計とする。</p>	<p>既設工認 添付書類VI (第3, 6回) 既設工認 本文 (第8回)</p> <p>周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計を設置する設計とする。</p>
<p>放管⑦-5 放管⑦-17 放管⑦-18 放管⑳-3 放管⑳-4 放管⑳-5</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。</p>	<p>既設工認 本文 (第8回, モニタリングポスト更新等)</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前		変更後
放管①-6	<p>既設工認 本文（第1回）</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。</p>	<p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。</p>
	<p>非常用電源系統への接続は新規要求事項だが、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）」を参考として実施していたことから変更前に記載。</p>	<p>さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。</p>
放管⑦-17 放管⑦-18	<p>既設工認 本文（第8回）</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。</p>	<p>モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。</p>
	<p>伝送の多様化は新規要求のため既設工認に記載はないが、緊急時対策所に対し地震等による通信経路の多様化を自主対策として実施していたことから変更前に記載。</p>	
放管⑮-1	<p>既設工認 本文（1項変更 緊急時対策所のデータ収集装置追加）</p> <p>また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。</p>	<p>また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。</p>
	<p>伝送の多様化は新規要求のため既設工認に記載はないが、緊急時対策所に対し地震等による通信経路の多様化を自主対策として実施していたことから変更前に記載。</p>	
放管⑦-17 放管⑦-18 放管⑳-4 放管⑳-5	<p>既設工認 本文（第8回、モニタリングポスト更新等）</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p>	<p>モニタリングポスト及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

放管⑳-4  
放管⑳-5

変 更 前	変 更 後
<p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</p>	<p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX 燃料加工施設と共用する。</p>
<p>また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p>	<p>また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p>
<p>既設工認に記載はないが、廃棄物管理施設と再処理施設の周辺監視区域は共通であり、積算線量計を共用していることから変更前に記載。</p>	<p>MOX 燃料加工施設との共用は新規内容であることから変更後にも記載。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、重大事故等時において、再処理施設及び MOX 燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、非常用所内電源系統に加えて、環境モニタリング用代替電源設備である環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>6.1.3 放射線サーベイ機器</p>	<p>環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>6.1.3 放射線サーベイ機器</p>
<p>放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器として、アルファ・ベータ線用サーベイメータ、ガンマ線用サーベイメータ、中性子線用サーベイメータ、エアスニファ、ダストサンプラ、ガスモニタ及びダストモニタを設ける設計とする。</p>	<p>放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器として、アルファ・ベータ線用サーベイメータ、ガンマ線用サーベイメータ、中性子線用サーベイメータ、エアスニファ、ダストサンプラ、ガスモニタ及びダストモニタを設ける設計とする。</p> <p>放射線サーベイ機器のガンマ線用サーベイメータは、廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>共用する放射線サーベイ機器は、仕様及び測定に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>6.2 代替モニタリング設備</p> <p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。</p> <p>代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。</p> <p>6.2.1 代替排気モニタリング設備</p> <p>重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部並びに監視測定用運搬車で構成する。</p>

放管⑤-1  
放管⑤-17  
放管⑥-4  
放管⑥-11  
放管⑥-12

既設工認 本文（第6回）  
既設工認 添付書類VI（第6回）

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>可搬型排気モニタリング設備は、主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定する設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、電気設備の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管する場合は主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>

## 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、可搬型ガスモニタの保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型排気サンプリング設備の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p> <p>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>



変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
	<p>可搬型データ表示装置は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p> <p>6.2.2 代替環境モニタリング設備</p> <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）、可搬型環境モニタリング用発電機並びに監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、</p>

## 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（S A）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>中性子線用サーベイメータ（S A）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンプラ（S A）の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前		変 更 後	
放管⑤-3 放管⑤-15	6.3 試料分析関係設備	6.3 試料分析関係設備	
	既設工認 本文 (第 6 回)		
	再処理施設の作業環境，設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための試料分析関係設備として，放射能測定設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用），核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。		再処理施設の作業環境，設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための試料分析関係設備として，放射能測定設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用），核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。
放管⑦-2 放管⑦-22	既設工認 本文 (第 8 回)		
	再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための試料分析関係設備として，放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用），放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。		再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための試料分析関係設備として，放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用），放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。
放管②-1	既設工認 添付書類VI (第 1 回)		
	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための試料分析関係設備として，環境試料測定設備の放射能測定装置（ベータ線用），核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。		周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための試料分析関係設備として，環境試料測定設備の放射能測定装置（ベータ線用），核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。
		環境試料測定設備のうち，核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は，MOX燃料加工施設と共用する。	
		環境試料測定設備のうち，核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は，MOX燃料加工施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	
		重大事故等時において，試料分析関係設備のうち，放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用），放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）を常設重大事故等対処設備として位置付け，再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空气中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	
		放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用），放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は，	

## 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p>

## 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>6.4 代替試料分析関係設備</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。</p> <p>可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気サンプリング設備（主排気筒）、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型試料分析関係設備は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>6.5 環境管理設備</p>	<p>く設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>6.5 環境管理設備</p>
<p>放管②-4 放管③-2</p> <p>既設工認 本文（第3回） 既設工認 添付書類VI（第1回）</p> <p>敷地周辺の放射線モニタリングを行うための環境管理設備として、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設ける設計とする。</p>	<p>敷地周辺の放射線モニタリングを行うための環境管理設備として、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設ける設計とする。</p>
<p>放管②-4 放管③-2 放管③-26</p> <p>既設工認 本文（第3回） 既設工認 添付書類VI（第1回）</p> <p>また、敷地内に気象を観測するための環境管理設備として、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）を設置する設計とする。</p>	<p>また、敷地内に気象を観測するための環境管理設備として、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）を設置する設計とする。</p>
<p>放管③-19</p> <p>既設工認 本文（第3回）</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p>	<p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p>
<p>また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p>	<p>放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p>
<p>既設工認に記載はないが、廃棄物管理施設と再処理施設の周辺監視区域は共通であり、気象観測設備の一部を共用していることから変更前に記載。</p>	<p>MOX燃料加工施設との共用は新規内容であることから変更後にも記載。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>放射能観測車は、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時において、環境管理設備の放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>重大事故等時において、環境管理設備の気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。</p> <p>環境管理設備は、重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。</p> <p>環境管理設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する放射能観測車は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理等の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1 台を有する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとも</p>



変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>に、1台を有する設計とする。</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>6.6 代替放射能観測設備</p> <p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）で構成する。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用するガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、共通要因によって放射能観測車と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射能観測車が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>(S A), 中性子線用サーベイメータ (S A) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) の保有数は, 必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし, 可搬型ダスト・よう素サンプラ (S A) の保有数は, 必要数として 1 台, 予備として故障時のバックアップを 1 台の合計 2 台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は, 「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は, 外部からの衝撃による損傷を防止できる第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所に保管し, 風 (台風) 等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は, 内部発生飛散物の影響を考慮し, 第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより, 重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 校正, 機能の確認, 性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また, 当該機能を健全に維持するため, 保守等が可能な設計とする。</p> <p>6.7 代替気象観測設備</p> <p>重大事故等時において, 気象観測設備が機能喪失した場合に, その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は, 可搬型気象観測設備, 可搬型気象観測用データ伝送装置, 可搬型データ表示装置, 可搬型気象観測用発電機, 可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備, 可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は, MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は, 再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し, 十分な台数を確保することで, 共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は, 再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し, 十分な容量及び台数を確保することで, 共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備, 可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は, 共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように, 故障時のバックアップを含めて必要な数量を, 気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から 100m 以上の離隔距離</p>

## 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 2 台の合計 3 台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時のバックアップを 1 台の合計 2 台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向及び風速を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 2 台の合計 3 台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替気象観測設備は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>

## 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
	<p>6.8 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「9. 2 重大事故等対処設備」の「9. 2. 7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>6.9 個人管理用設備</p> <p>放射線業務従事者等の線量評価のための個人管理用設備として、個人線量計を配備し、及びホールボディカウンタを設置する設計とする。</p>	<p>6.9 個人管理用設備</p> <p>放射線業務従事者等の線量評価のための個人管理用設備として、個人線量計を配備し、及びホールボディカウンタを設置する設計とする。</p>
<p>個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p>	<p>個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p>
<p>既設工認に記載はないが、北換気筒管理建屋の管理区域への出入管理及び線量の管理は同一の運用を行っており、個人線量計及びホールボディカウンタを共用していることから変更前に記載。</p>	<p>MOX 燃料加工施設との共用は新規内容であることから変更後にも記載。</p> <p>個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>
<p>6.10 出入管理関係設備</p>	<p>6.10 出入管理関係設備</p>
<p>放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理関係設備として、出入管理設備及び汚染管理設備を設置する設計とする。</p>	<p>放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理関係設備として、出入管理設備及び汚染管理設備を設置する設計とする。</p>
<p>再処理施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。</p>	<p>再処理施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。</p>
<p>出入管理設備の一部は、廃棄物管理施設と共用する。</p>	<p>出入管理設備の一部は、廃棄物管理施設と共用する。</p>
<p>既設工認に記載はないが、北換気筒管理建屋の管理区域への出入管理は、再処理施設と同一の運用を行っており、入退域管理設備を共用していることから変更前に記載。</p>	<p>出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>

放管⑥-7  
放管⑨-24

放管⑦-3

放管⑦-19

六ヶ所再処理・廃棄物事業所

再処理施設

設計及び工事の方法の認可申請書

本文及び添付書類

第1回申請

平成 5 年 1 月

日本原燃株式会社

## ト. 放射線管理施設



0084

1. 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設に係る「放射線管理施設」

1.1 放射線監視設備（その1）

a. 設置の概要

放管 -1

使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設に係る「放射線管理施設」の放射線監視設備（その1）は、屋外管理用の設備のうち放射線監視設備の環境モニタリング設備であり、モニタリングポスト、ダストモニタ、積算線量計からなり、「環境放射線モニタリングに関する指針」等を参考にして周辺監視区域境界付近9箇所に設置する。

放管 -6

環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタは測定値及び警報を、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で常時監視するとともに、非常用所内電源に接続する設計とし、さらにモニタリングポストについては、事故時において必要とされる測定範囲を満足する設計とする。また、事故状況を正確かつ速やかに把握するためにモニタリングポスト及びダストモニタからの必要な情報については、緊急時対策所へ伝送する設計とする。

放管 -5

b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

(a) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

（昭和32年6月10日 法律第166号）

(b) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令

（昭和32年11月21日 政令第324号）

(c) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則

（昭和46年3月27日 総理府令第10号）

(d) 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令

（昭和62年3月25日 総理府令第12号）

放管 -7

(e) 発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針

（昭和56年7月23日 原子力安全委員会決定）

(f) 環境放射線モニタリングに関する指針

（平成元年3月30日 原子力安全委員会決定）

(g) 原子力発電所放射線モニタリング（JEAG4609-1990）

(h) 原子力発電所耐震設計技術指針

（重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984, JEAG4601-1987, JEAG4601-1991 追補版）

(i) 日本工業規格（JIS）

2009



c. 設計条件及び仕様

(a) 放射線監視設備

放管 -2

① 屋外モニタリング設備  
環境モニタリング設備

名 称		—	モニタリングポスト	
設計条件	耐震クラス	—	C	
仕 様	検出器の種類	—	NaI(Tl)シンチレーション 検出器	電離箱
	計測範囲	μGy/h	$10^{-2} \sim 10^2$	$10^1 \sim 10^5$
	警報動作範囲	μGy/h	$10^{-2} \sim 10^2$	$10^1 \sim 10^5$
	検出器個数	—	9	9
	表示場所	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	

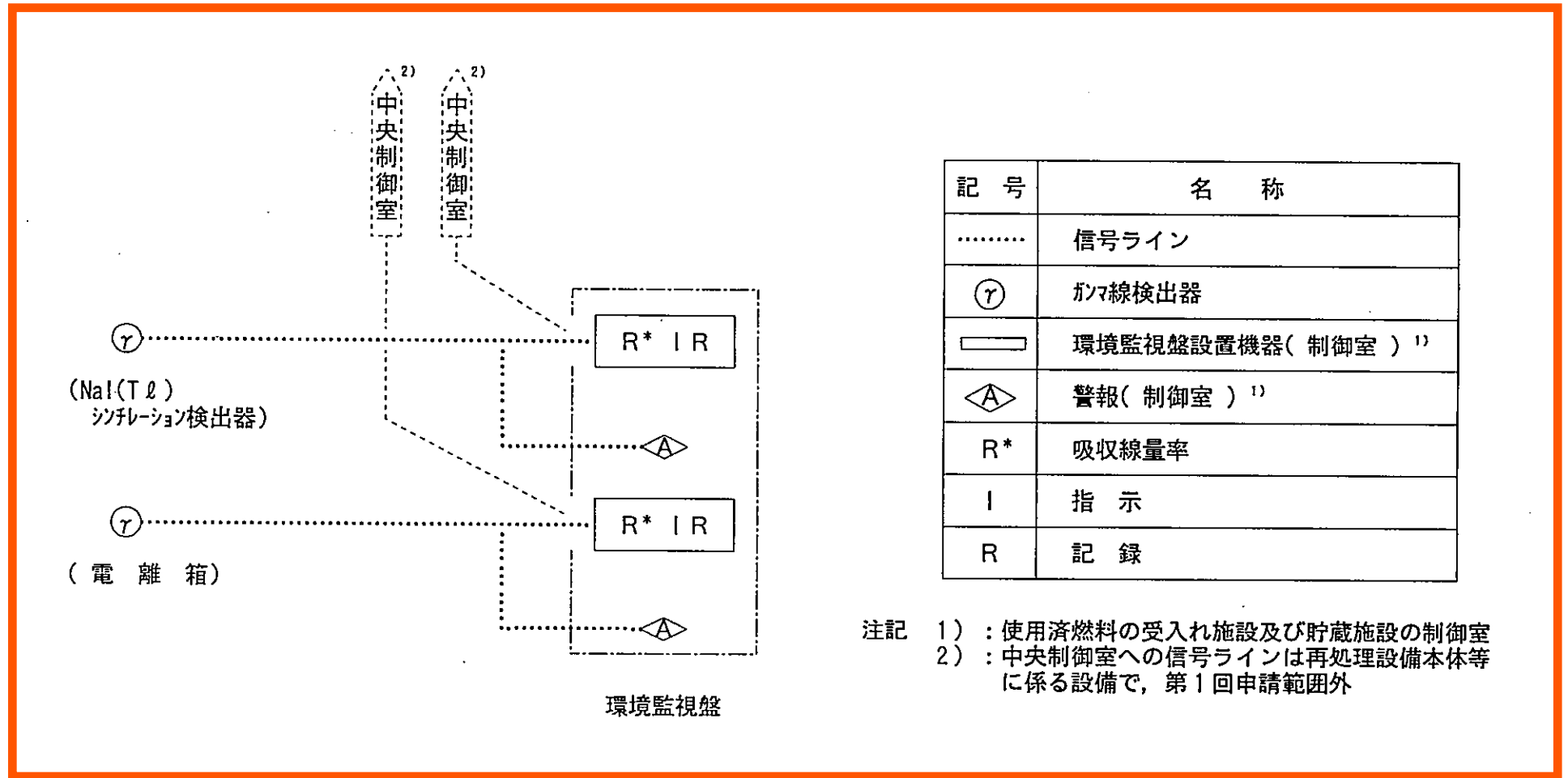
配置図：第1.1.1-1図に示す。

系統図：第2.1.1-1図に示す。

名 称		—	ダストモニタ	
設計条件	耐震クラス	—	C	
仕 様	検出器の種類	—	プラスチックシンチレーション検出器	
	計測範囲	cps	$10^{-2} \sim 10^4$	
	警報動作範囲	cps	$10^{-2} \sim 10^4$	
	検出器個数	—	9	
	表示場所	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	

配置図：第1.1.1-1図に示す。

系統図：第2.1.1-2図に示す。



記号	名称
.....	信号ライン
⊙	ガン線検出器
—	環境監視盤設置機器(制御室) 1)
△	警報(制御室) 1)
R*	吸収線量率
I	指示
R	記録

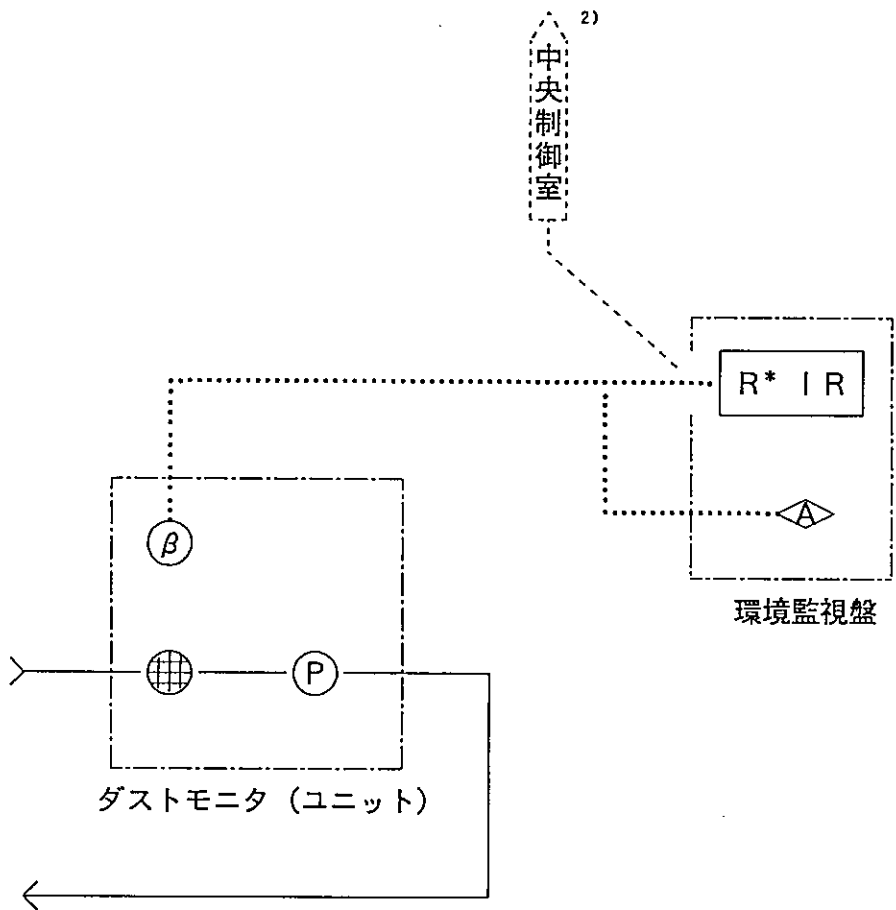
注記 1) : 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室  
 2) : 中央制御室への信号ラインは再処理設備本体等に係る設備で、第1回申請範囲外

モニタリングポスト

第2.1.1-1図 放射線監視設備の系統図(その1)

図-ト-2-1-1

平成7年10月17日  
 第3次  
 466



記号	名称
——	配管ライン
.....	信号ライン
⊙β	ベータ線検出器
⊙P	ポンプ
□	環境監視盤設置機器(制御室) 1)
◇A	警報(制御室) 1)
R*	放射能濃度
I	指示
R	記録
⊕	粒子用フィルタ

注記 1) : 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室  
 2) : 中央制御室への信号ラインは再処理設備本体等に  
 係る設備で、第1回申請範囲外

ダストモニタ

第2.1.1-2図 放射線監視設備の系統図(その2)

図-ト-2-1-2

平成7年10月17日  
 467

六ヶ所再処理・廃棄物事業所

再処理施設

設計及び工事の方法の認可申請書

本文及び添付書類

第1回申請

平成 5 年 1 月

日本原燃株式会社

VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合  
に関する説明書

(放射線管理施設)

第十八条 再処理施設を設置する工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。

五 周辺監視区域における外部放射線に係る長官の定める線量当量

[適合性の説明]

五 周辺監視区域における以下の管理に必要な外部放射線に係る線量当量（率）を計測するため、周辺監視区域内にモニタリングポスト等を設置する。

1. 周辺監視区域の管理

周辺監視区域は、外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を、昭和63年科学技術庁告示第20号（第2条）に定める値以下に保つ。

具体的には、外部放射線に係る線量当量については、管理区域の外側において、1週間について300 $\mu$ Svを超えないよう維持管理する。空気中の放射性物質の濃度については、管理区域との境界を壁等によって区画するとともに、換気設備により放射性物質の濃度の高い空気が管理区域から容易に流出することのないよう管理する。

また、表面の放射性物質の密度については、人及び物品の出入管理を十分行うことにより管理する。これら基準を満足していることを確認するために、周辺監視区域内において積算線量計で定期的に及びサーベイメータで必要の都度外部放射線に係る線量当量（率）の測定を行う。

放管 -4

2. 周辺監視区域境界の放射線監視

放管 -2

周辺監視区域境界については、放射線レベルに異常がないことを確認するため、外部放射線に係る線量当量は、周辺監視区域境界付近に積算線量計を配置して定期的に回収、測定する。

放管 -3

外部放射線に係る線量当量率及び空気中の粒子状放射性物質濃度は、周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びダストモニタを設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で監視、記録する。なお、空気中の粒子状放射性物質濃度は、フィルタを定期的に回収し、核種分析測定により評価する。さらに一般公衆の線量当量評価に資するため敷地内に設けた気象観測装置により風向、風速、日射量、放射収支量の連続観測を行う。

放管 -1

2011

放管

再処理事業所再処理施設  
設計及び工事の方法の認可申請書

本文及び添付書類

第3回申請

平成6年4月

日本原燃株式会社

## ト. 放射線管理施設



1. 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設に係る「放射線管理施設」  
1.1 放射線監視設備（その2）

a 設置の概要

本設備は、再処理施設内の作業環境の放射線レベル又は放射能レベルの監視、平常時及び事故時の外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定監視、再処理施設外へ放出する放射性物質の放射能レベル並びに再処理施設周辺の放射線レベルを監視するための設備であり、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。

なお、今回の申請範囲は、屋外モニタリング設備の環境モニタリング設備を除く設備である。

b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

- (a) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
（昭和32年6月10日 法律第166号）
- (b) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令  
（昭和32年11月21日 政令第324号）
- (c) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則  
（昭和46年3月27日 総理府令第10号）
- (d) 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令  
（昭和62年3月25日 総理府令第12号）
- (e) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づく線量当量限度等を定める件  
（昭和63年7月26日 科学技術庁告示第20号）
- (f) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日 法律第57号）
- (g) 発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針  
（昭和53年9月29日 原子力委員会決定）
- (h) 発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針  
（昭和56年7月23日 原子力安全委員会決定）
- (i) 原子力発電所放射線モニタリング（JEAG4606-1990）
- (j) 原子力発電所耐震設計技術指針  
（重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984, JEAG4601-1987, JEAG4601-1991追補版）
- (k) 日本工業規格（J I S）

放管 -1

0429 放管 -26

c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

放管 -7

(b) 本設備は、管理区域における放射線業務従事者等が立ち入る場所であって、線量当量率の高い場所又は放射線しゃへい物の側壁の主要な箇所における線量当量率、並びに管理区域における放射線業務従事者等が立ち入る場所であって、空気汚染のおそれのある場所の主要な箇所における空気中の放射性物質の濃度を測定、監視できる設計とする。

放管 -6

(c) 本設備からの主要な情報は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において集中して監視ができる設計とする。

放管 -13

(d) 本設備のうち換気筒の排気モニタリング設備は、多重性を考慮した設計とする。

放管 -17

(e) 本設備のうち換気筒の排気モニタリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考にした設計とする。

放管 -18

(f) 本設備のうち換気筒の排気モニタリング設備及び排水サンプリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考にした設計とする。

(g) 本設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。

放管 -15

(h) 本設備のうち事故状況を正確かつ速やかに把握するために換気筒の排気モニタリング設備からの必要な情報については、緊急時対策所へ伝送する設計とする。

(b) 屋外モニタリング設備

放管 -10

名称	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 換気筒ガスモニタ
設計条件	耐震クラス	— C
仕様 放管 -11	検出器の種類	— プラスチックシンチレーション検出器
	計測範囲	cpm 10 ~ 10 <sup>6</sup>
	警報動作範囲	cpm 10 ~ 10 <sup>6</sup>
	設置施設及び 検出器個数	— 北換気筒管理建屋 2
	表示場所	— 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室

配置図：第1.1.1-8図に示す。

系統図：第2.1.1-3図に示す。

放管 -12

排気サンプリング設備  
排気サンプリング設備として、北換気筒管理建屋の排気モニタ室(G0101)にトリチウム捕集装置、粒子用フィルタ及びよう素用フィルタを設ける。

排気サンプリング設備については、第1.1.1-8図の配置図及び第2.1.1-3図の系統図に示す。

64  
0433

69

名 称		—	排 水 モ ニ タ
設計条件	耐震クラス	—	C
仕 様	検出器の種類	—	NaI (Tl) シンチレーション検出器
	計測範囲	cpm	10 ~ 10 <sup>6</sup>
	警報動作範囲	cpm	10 ~ 10 <sup>6</sup>
	設置施設及び 検出器個数	—	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 1
	表示場所	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室

系統図：第2.1.1-4図に示す。

放管 -27

排水サンプリング設備

排水サンプリング設備については、第2.1.1-5図の系統図に示す。

0434 65

89

## 1.2 出入管理関係設備

### a. 設置の概要

本設備は、出入管理及び汚染管理のための設備であり、出入管理設備及び汚染管理設備で構成する。

### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

- (a) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
(昭和32年6月10日 法律第166号)
- (b) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令  
(昭和32年11月21日 政令第324号)
- (c) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則  
(昭和46年3月27日 総理府令第10号)
- (d) 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令  
(昭和62年3月25日 総理府令第12号)
- (e) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づく線量当量限度等を定める件  
(昭和63年7月26日 科学技術庁告示第20号)
- (f) 労働安全衛生法(昭和47年6月8日 法律第57号)
- (g) 原子力発電所耐震設計技術指針  
(重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984, JEAG4601-1987, JEAG4601-1991追補版)
- (h) 日本工業規格(JIS)

### c. 設計の基本方針

- (a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。
- (b) 本設備は、放射線業務従事者等の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入に対して出入管理、汚染管理を行える設計とする。
- (c) 本設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。

d. 設計条件及び仕様

放管 -20

放射線業務従事者等の管理区域への入退域を管理するため、出入管理設備として使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の出入管理室(W0435)、北換気筒管理建屋の出入管理設備室(W0102)及び第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の出入管理設備室(W0105)にゲートを有した出入管理設備を設ける。

放管 -21

また、汚染管理設備として、管理区域退域者の汚染検査を行うため、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋のG服脱衣室(G0404)に退出モニタを設けるとともに、放射線業務従事者等の管理区域への出入りに伴う汚染の管理を行うため、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の出入管理室(W0435)、G服脱衣室(G0404)及び洗濯室(G0312)に以下の設備を設ける。

更衣室	(出入管理室(W0435)及びG服脱衣室(G0404))
シャワ室	(G服脱衣室(G0404))
手洗い場	(G服脱衣室(G0404))
洗濯設備	(洗濯室(G0312))

なお、出入管理関係設備のうち更衣室、シャワ室、手洗い場については、第1.1.2-1図の配置図に、洗濯設備については、第2.1.2-1図の系統図に示す。

### 1.3 試料分析関係設備

#### a. 設置の概要

本設備は、放射性廃棄物の放出管理試料、作業環境の放射線管理用試料の一般化学分析及び放射能測定を行うための設備であり、放出管理分析設備及び放射能測定設備で構成する。

#### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

- (a) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
(昭和32年6月10日 法律第166号)
- (b) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令  
(昭和32年11月21日 政令第324号)
- (c) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則  
(昭和46年3月27日 総理府令第10号)
- (d) 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令  
(昭和62年3月25日 総理府令第12号)
- (e) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づく線量当量限度等を定める件  
(昭和63年7月26日 科学技術庁告示第20号)
- (f) 労働安全衛生法 (昭和47年6月8日 法律第57号)
- (g) 発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針  
(昭和53年9月29日 原子力委員会決定)
- (h) 発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針  
(昭和56年7月23日 原子力安全委員会決定)
- (i) 原子力発電所放射線モニタリング (JEAG4606-1900)
- (j) 日本工業規格 (J I S)

#### c. 設計の基本方針

- (a) 本設備のうち放出管理分析設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考にして計測方法及び試料採取方法を定め、環境に放出される放射性物質の濃度及び量を測定できる設計とする。
- (b) 本設備のうち放射能測定設備は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が測定できる設計とする。
- (c) 本設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。

d. 設計条件及び仕様

放管 -24

気体廃棄物及び液体廃棄物中に含まれる放射性物質の濃度を測定するため、放管理分析設備として、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の分析用放射能測定計器室(Y0212)に核種分析装置、放射能測定装置及びトリチウム測定装置を設ける。

放管 -23

また、作業環境等の空気中の放射性物質の濃度等を測定するため、放射能測定設備として、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の放管用放射能測定機器室(Y0416)に核種分析装置及び放射能測定装置を設ける。

e. 工事の方法

試料分析関係設備の試験・検査項目及び方法については、以下のとおりとする。

(a) 据付・外観検査

試料分析関係設備が、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋に設けられていることを確認する。

12  
0441

96



## 1.4 環境管理設備

### a. 設備の概要

放管 -2

本設備は、平常時及び事故時に敷地周辺の外部放射線に係る線量当量率及び空気中の放射性物質濃度の迅速な測定並びに敷地周辺の一般公衆の線量当量評価に資するための設備であり、風向、風速、日射量、放射収支量等を連続観測する気象観測設備等で構成する。

### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

- (a) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
(昭和32年6月10日 法律第166号)
- (b) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令  
(昭和32年11月21日 政令第324号)
- (c) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則  
(昭和46年3月27日 総理府令第10号)
- (d) 気象業務法(昭和27年6月2日 法律第165号)
- (e) 発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針  
(昭和57年1月28日 原子力委員会決定)
- (f) 日本工業規格(J I S)

### c. 設計の基本方針

- (a) 本設備のうち気象観測設備は、再処理施設の敷地内の既設の露場に設ける設計とする。
- (b) 本設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。
- (c) 気象観測設備からの情報については、中央制御室に伝送する設計とする。
- (d) 事故状況を正確且つ速やかに把握するために気象観測設備からの必要な情報については、緊急時対策所へ伝送する設計とする。

放管 -19

### d. 設計条件及び仕様

再処理事業所に既設の露場に、気象観測設備として風向風速計、ドップラーソーダ、日射計、放射収支計、雨量計、温度計を設ける。

なお、上記の気象観測設備は、再処理事業所に既設の設備を用いる。

## 1.5 個人管理用設備

### a. 設置の概要

放管 -5

本設備は、放射線業務従事者等の線量当量管理を行なうための設備であり、ホールボディカウンタ等で構成する。

### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

- (a) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
(昭和32年6月10日 法律第116号)
- (b) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令  
(昭和32年11月21日 政令第324号)
- (c) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則  
(昭和46年3月27日 総理府令第10号)
- (d) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づく線量当量限度等を定める件  
(昭和63年7月26日 科学技術庁告示第20号)
- (e) 労働安全衛生法 (昭和47年6月8日 法律第57号)
- (f) 日本工業規格 (J I S)

### c. 設計の基本方針

放管 -22

- (a) 放射線業務従事者の内部被ばくによる線量当量の評価に資するため、ホールボディカウンタを設ける設計とする。
- (b) 本設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。

### d. 設計条件及び仕様

個人管理用設備として、保健管理建屋のWBC室(W0103)に放射線業務従事者の体内の放射能を体外計測するホールボディカウンタ(検出器の種類:プラスチックシンチレーション検出器, 計測エネルギー範囲:0.1MeV~2MeV)を設ける。

個人管理用設備については、第1.1.5-1図の配置図に示す。

### e. 工事の方法

個人管理用設備の試験・検査項目及び方法については、以下のとおりとする。

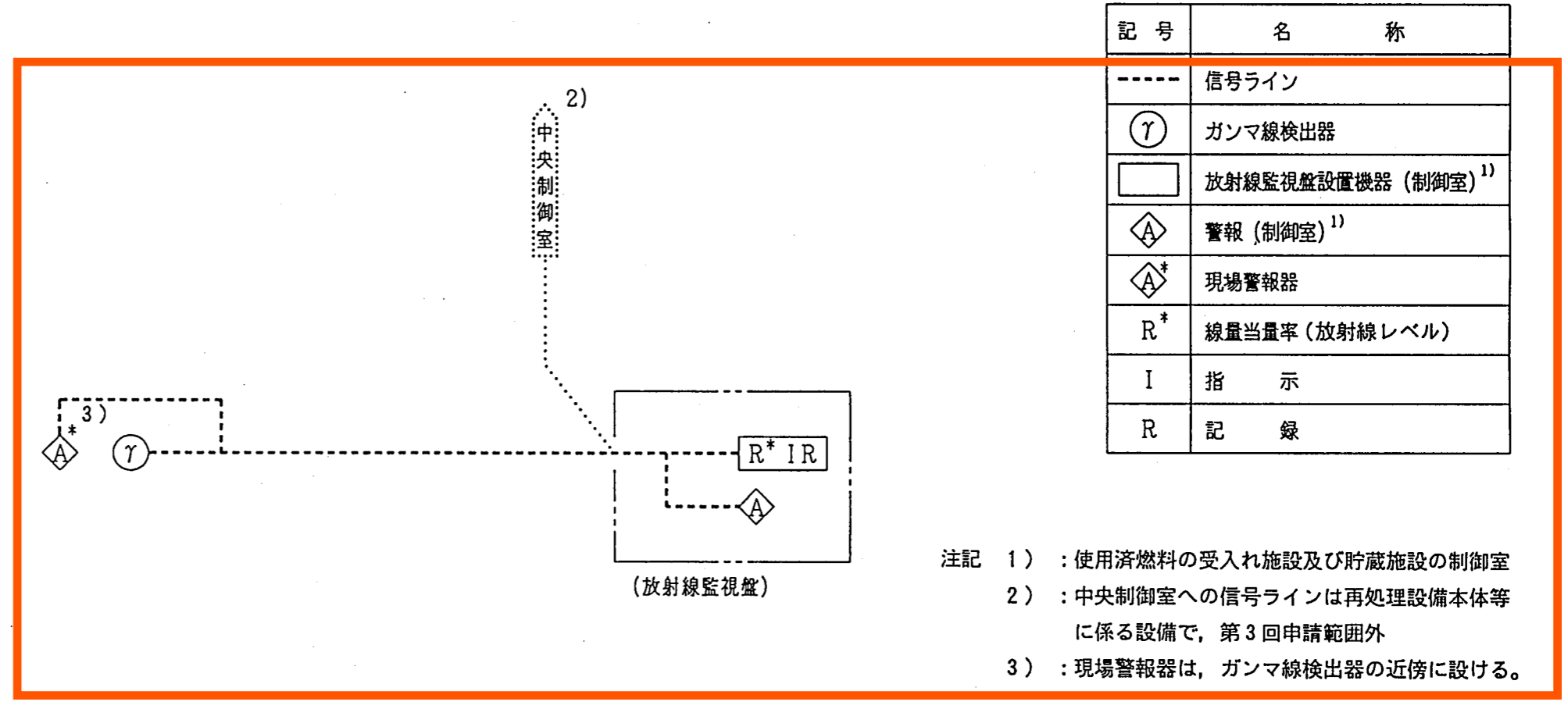
#### (a) 据付・外観検査

個人管理用設備が、保健管理建屋に設けられていることを確認する。

0444  
75

86

放管 -8



ガンマ線エリアモニタ

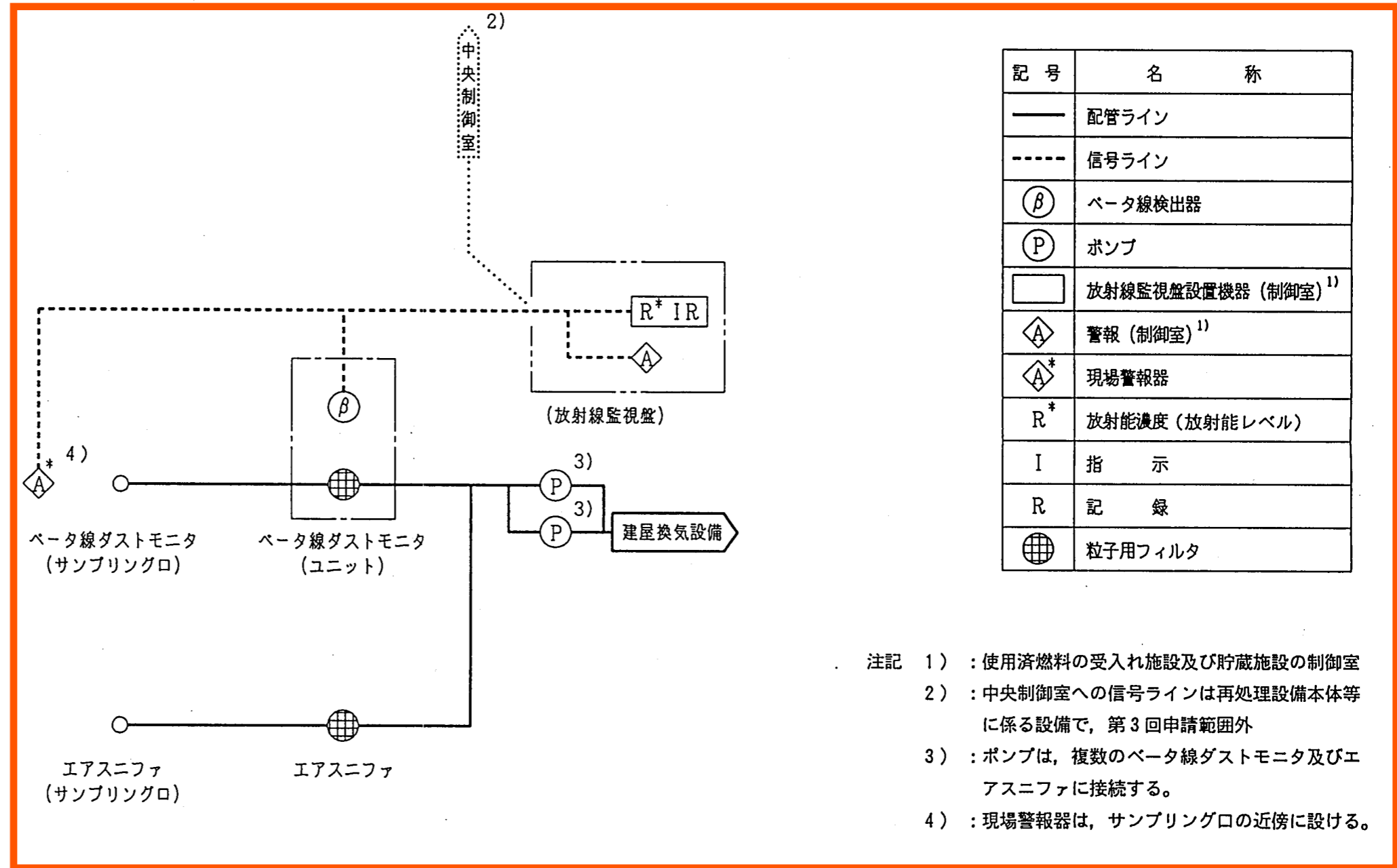
- 注記 1) : 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室  
 2) : 中央制御室への信号ラインは再処理設備本体等に係る設備で、第3回申請範囲外  
 3) : 現場警報器は、ガンマ線検出器の近傍に設ける。

第2.1.1-1図  
 放射線監視設備の系統図 (その1)  
 (7293-01)

0456

06

放管 -9



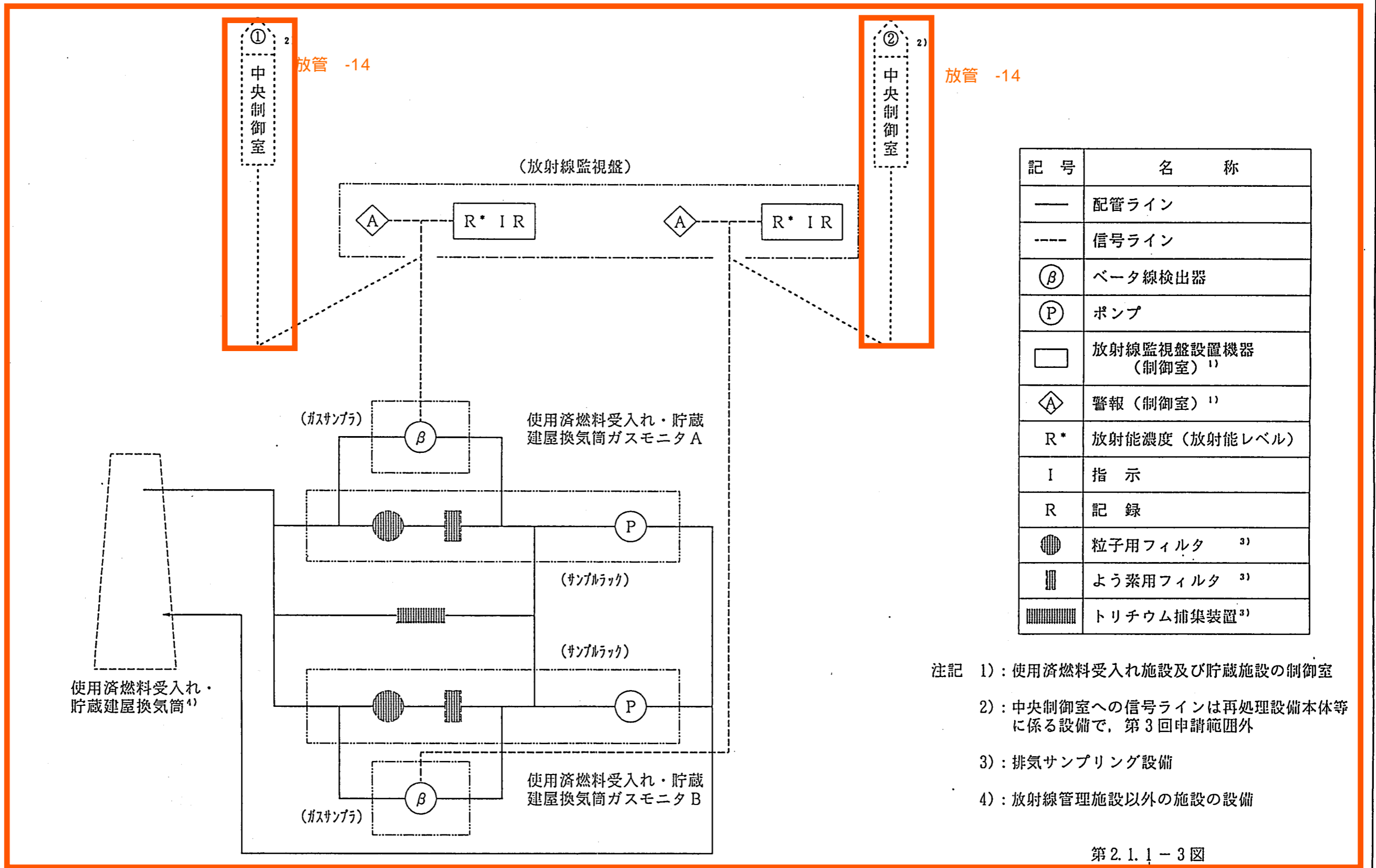
ベータ線ダストモニタ, エアスニファ

- 注記 1) : 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室  
 2) : 中央制御室への信号ラインは再処理設備本体等に係る設備で, 第3回申請範囲外  
 3) : ポンプは, 複数のベータ線ダストモニタ及びエアスニファに接続する。  
 4) : 現場警報器は, サンプリングロの近傍に設ける。

第2.1.1-2図  
 放射線監視設備の系統図 (その2)  
 (7293-02)

0457

16



記号	名称
—	配管ライン
---	信号ライン
⊙β	ベータ線検出器
⊙P	ポンプ
□	放射線監視盤設置機器 (制御室) <sup>1)</sup>
◇A	警報 (制御室) <sup>1)</sup>
R*	放射能濃度 (放射能レベル)
I	指示
R	記録
●	粒子用フィルタ <sup>3)</sup>
▨	よう素用フィルタ <sup>3)</sup>
▨▨▨▨	トリチウム捕集装置 <sup>3)</sup>

注記 1) : 使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室  
 2) : 中央制御室への信号ラインは再処理設備本体等に係る設備で、第3回申請範囲外  
 3) : 排気サンプリング設備  
 4) : 放射線管理施設以外の施設の設備

第2.1.1-3図

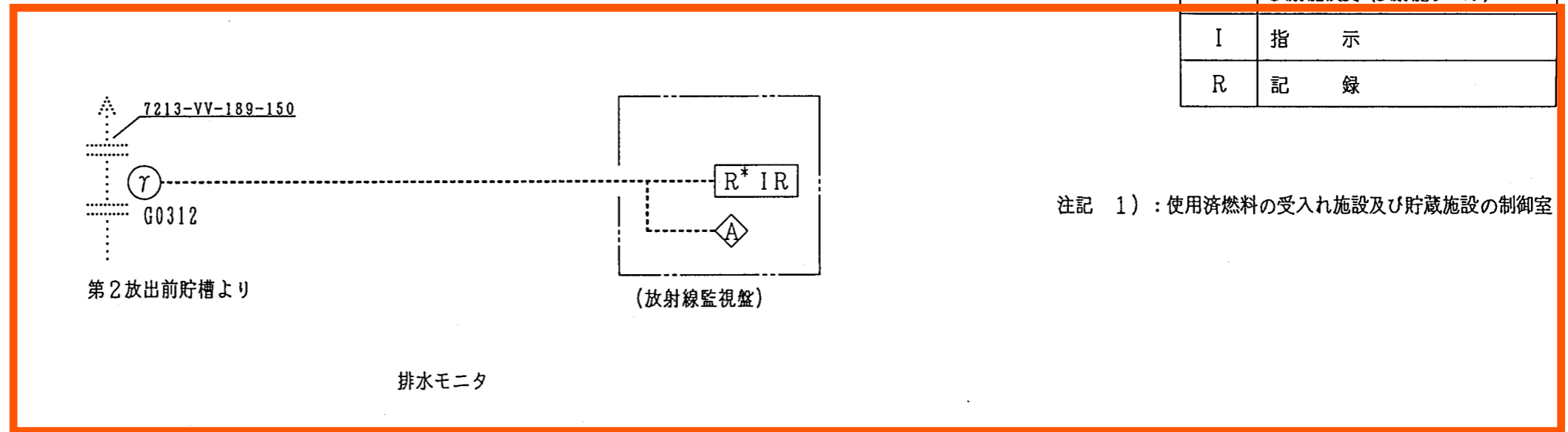
放射線監視設備の系統図 (その3)

(2563-01)

放管 -16

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ，排気サンプリング設備

記号	名称
-----	信号ライン
⊙	ガンマ線検出器
□	放射線監視盤設置機器 (制御室) <sup>1)</sup>
◇	警報 (制御室) <sup>1)</sup>
R*	放射能濃度 (放射能レベル)
I	指 示
R	記 録



注記 1) : 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

放管 -25

第2.1.1-4図  
放射線監視設備の系統図 (その4)  
(7293-03)

放管

再処理事業所再処理施設  
設計及び工事の方法の認可申請書

本文及び添付書類

第3回申請

平成6年4月

日本原燃株式会社

## 放射線管理に係る考え方

37/

1569



1. 放射線による被ばくの防止に係る放射線管理の考え方

- (1) 放射線業務従事者等に対しては、管理区域を設定して、外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視してその結果を管理区域内の諸管理に反映し、線量当量の低減に努める。
- (2) 放射線業務従事者に対しては、被ばく歴を把握し、線量当量を測定、評価し線量当量の低減に努める。
- (3) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、この区域内では人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。
- (4) 気体廃棄物及び液体廃棄物の放出については、敷地周辺の一般公衆の線量当量が、合理的に達成できる限り低くなるよう、放出放射性物質量の低減を行う。

373  
1671

## 2.2.2 線量当量率等の測定<sup>(1) (2)</sup>

### (1) 外部放射線に係る線量当量率の測定

管理区域内の外部放射線に係る線量当量を把握するため、ガンマ線エリアモニタにより作業環境の放射線レベルを測定し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて指示及び記録を行う。さらに、放射線レベルが設定値を超えた場合は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、ガンマ線検出器の近傍において警報を発する。

放管 -2

ガンマ線エリアモニタは、管理区域における放射線業務従事者の通常の作業に伴う立入時間及び立入頻度等、再処理施設の工程を考慮し、管理区域における放射線業務従事者が立ち入る場所であって、線量当量率の高い場所、線量当量率の変動が予想される機器の放射線しゃへい物の側壁等の代表箇所を設置し、ガンマ線エリアモニタの監視対象区域において予想される線量当量率の範囲が測定できる設計とする。

放管 -9

また、放射線業務従事者の運転操作性、立入頻度及び被ばくのおそれを考慮し、必要な箇所については、定期的及び必要の都度サーベイメータによる外部放射線に係る線量当量率の測定を行う。サーベイメータとしては、ベータ・ガンマ線用サーベイメータ及び中性子線用サーベイメータを使用する。

### (2) 空気中の放射性物質の濃度の測定

管理区域内の空気中の放射性物質の濃度を把握するため、ベータ線ダストモニタにより作業環境の放射能レベルを測定し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて指示及び記録を行う。さらに、放射能レベルが設定値以上になると、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、サンプリング口の近傍において警報を発する。

放管 -3

ベータ線ダストモニタは、管理区域における放射線業務従事者の通常の作業に伴う立入時間及び立入頻度等を考慮し、管理区域における放射線業務従事者が立ち入る場所であって、放射性物質を取り扱い空気汚染のおそれのある場所の代表箇所を設置し、ベータ線ダストモニタの監視対象区域において予想される放射能レベルの範囲が測定できる設計とする。

放管 -10

また、放射線業務従事者の運転操作性、立入頻度及び汚染のおそれを考慮し、必要な箇所については、ダストサンプラ（エアスニファ）により試料を採取するとともに、空気中の放射性物質の濃度の測定を放射能測定設備を用いて定期的及び必要の都度行う。

### (3) 表面の放射性物質の密度の測定

放管 -4

放射線業務従事者等が立ち入る箇所について、サーベイ法又はスミヤ法により、床、壁その他の触れるおそれのある物の表面の放射性物質の密度の測定を定期的及び必要の都度行う。サーベイ法にはベータ・ガンマ線用サーベイメータ及びアルファ線用サーベイメータを、スミヤ法には放射能測定設備を用いる。

### 2.3 放射性気体廃棄物の放出監視

気体廃棄物は、フィルタ類を経て北換気筒の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒から放出する。この気体廃棄物中に含まれる放射性物質の濃度は、排気モニタリング設備によって測定、監視を行う。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒から放出する排気中の放射性希ガスについては、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタにより連続して測定、監視を行う。使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて指示及び記録を行う。さらに、放射能レベルが設定値以上になると、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する。

放管 -5

一方、放射性よう素、粒子状放射性物質及びトリチウムについては、連続サンプリングができる排気サンプリング設備により捕集し、定期的に回収した粒子用フィルタ等を放出管理分析設備により測定する。

### 2.4 放射性液体廃棄物の放出管理

液体廃棄物は、低レベル廃液処理設備の海洋放出管理系の海洋放出管を経て沖合約3 kmの海中に放出する。

放管 -6

これらの液体廃棄物を放出する場合には、あらかじめ第2放出前貯槽において排水サンプリング設備によりサンプリングし、放射性物質の濃度を放出管理分析設備により測定し、放出量を確認した後放出する。

放管 -8

なお、放出の異常の有無を確認するため排水モニタを設け、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて指示及び記録する。さらに、放射能レベルが設定値以上になると、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する。

1574 9/8

### 3. 出入管理、被ばく管理及び作業管理

#### 3.1 管理区域の出入り管理

##### (1) 管理区域への立入制限

管理区域への立入りは、あらかじめ指定された者で、かつ、必要な場合に限るものとする。

なお、管理区域への立入制限は、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の出入管理室等の出入管理室に設けた出入管理設備により行う。

##### (2) 出入管理

a. 管理区域への出入りは、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の出入管理室等の出入管理室を通ることとし、出入りに際しては、出入管理室において確認し記録する。

b. 管理区域に立ち入る者には、身体汚染を防止するため更衣室等にて所定の防護衣等を着用させる。また、線量当量を測定するために放射線測定用具を着用させる。

c. 汚染のおそれのある管理区域から退出する者には、退出モニタ等によって表面汚染検査を行わせる。なお、汚染があった場合には、シャワ室等で除染を行わせる。

d. 管理区域内の人が立ち入る場所であって、外部放射線に係る線量当量率が高い区域（ $50 \mu\text{Sv/h}$ を超える区域）については、必要に応じて立入制限、かぎの管理等を実施し、放射線業務従事者等の線量当量の低減に努める。

e. 原則としてレッド区域には、放射線業務従事者等が立ち入らないようにする。  
なお、立入りが必要となった場合には、線量当量率等の低減等の措置を行うとともに、立入りに際しては十分な放射線管理を行う。

f. 管理区域への物品の持込み及び持出しは、原則として使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の出入管理室等の出入管理室において行う。

ただし、使用済燃料輸送容器、大型機器等の搬出入に際しては、各施設の機器搬入口に専用又は臨時の出入管理設備を設けて、搬出入管理を行う。

汚染のおそれのある管理区域から物品を持ち出そうとする場合には、その持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面汚染検査を各種サーベイメータ等を用いて行う。

#### 3.2 個人被ばく管理

放射線業務従事者の個人被ばく管理は、線量当量を測定、評価するとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行う。

線量当量の管理は以下のとおり行う。

##### (1) 外部被ばくによる線量当量の管理

a. 放射線業務従事者には、管理区域内において、放射線測定用具を着用させ、外部被ばくによる線量当量の積算値を日ごと並びに定期的に測定する。

なお、見学者等一時的に立ち入る者には、放射線測定用具により、その都度外部被ばくによる線量当量の測定を行う。

放管 -7

再処理施設に関する  
設計及び工事の方法の認可申請書  
本文及び添付書類  
第6回申請

平成9年9月

日本原燃株式会社

卜 . 放 射 線 管 理 施 設

◎ 卜-2.1.1 A

1619

## 2. 再処理設備本体等に係る「放射線管理施設」

### 2.1 放射線監視設備

#### a. 設置の概要

放管 -1

本設備は、再処理施設内の作業環境の放射線レベル又は放射能レベルの監視、臨界事故の発生時の報知、平常時及び事故時の外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定監視、再処理施設外へ放出する放射性物質の放射能レベル並びに再処理施設周辺の放射線レベルの監視を行うための設備であり、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。

なお、第6回申請範囲は、前処理建屋及び出入管理建屋に設置する屋内モニタリング設備及び放射線サーベイ機器並びに再処理施設に備える携帯用の各種サーベイメータ等の放射線サーベイ機器である。

#### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.2.1-1表に示す。

#### c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

放管 -6

(b) 本設備は、管理区域における放射線業務従事者等が立ち入る場所であって、線量当量率の高い場所又は放射線しゃへい物の側壁の主要な箇所における線量当量率、並びに管理区域における放射線業務従事者等が立ち入る場所であって、空気汚染のおそれのある場所の主要な箇所における空気中の放射性物質の濃度を測定、監視できる設計とする。

放管 -4

(c) 本設備からの主要な情報は、中央制御室において集中して監視ができる設計とする。

放管 -7

(d) 本設備のうち臨界警報装置は、臨界事故を想定した場合、放射線業務従事者等が多大な放射線被ばくを受けるおそれのある区域において、臨界事故の発生を直ちに報知できる設計とする。

放管 -5

(e) 本設備のうち必要な情報については、再処理施設緊急時対策所へ伝送する設計とする。

d. 設計条件及び仕様

(a) 申請設備のうち、主要な放射線監視設備の設計条件及び仕様を以下の仕様表にその系統の構成を第1.2.1-1図～第1.2.1-4図に、配置図を第2.2.1-1図～第2.2.1-21図に示す。なお、放射線監視設備に、溶接検査の対象となる機器はない。

(b) 再処理施設に以下のサーベイメータ類を備える。

アルファ線用サーベイメータ  
ベータ・ガンマ線用サーベイメータ  
中性子線用サーベイメータ  
ダストサンブラ  
ガスモニタ  
ダストモニタ

放管 -17



名 称		—	臨界警報装置		
設計条件	耐震クラス	—	C		
仕 様	検出器の種類	—	プラスチックシンチレーション検出器		
	警報動作範囲	mGy/h	高レンジ	0.5 ~ 5	
			低レンジ	0.1 ~ 1	
	設置建屋及び監視対象箇所	—	前処理建屋	高レンジ	2箇所
				低レンジ	2箇所
表示場所	—	中央制御室			
特記事項 放管 -12		<p>1) 臨界警報装置は非常用所内電源系統に接続する。</p> <p>(2) 臨界警報装置は、各レンジについて、それぞれ3台の臨界警報検出器による2/3論理で臨界事故の発生を判定し、警報を発する。</p>			

## 2.2 出入管理関係設備

### a. 設置の概要

放管 -2

本設備は、放射線業務従事者等の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入に対して出入管理及び汚染管理のための設備であり、出入管理設備及び汚染管理設備で構成する。

なお、第6回申請範囲は、出入管理建屋の出入管理設備及び汚染管理設備である。

### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.2.1-1表に示す。

### c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

(b) 本設備は、放射線業務従事者等の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入に対して出入管理、汚染管理を行える設計とする。

### d. 設計条件及び仕様

放管 -13

(a) 放射線業務従事者等の管理区域への入退域を管理するため、出入管理設備として出入管理建屋の第1出入管理室(W0311)、第2出入管理室(W0416)にゲートを有した出入管理設備を設ける。

放管 -14

(b) 管理区域から退域する放射線業務従事者等の汚染検査を行うため、汚染管理設備として、出入管理建屋の第1退域室(G0305)、第2退域室(G0403)に退出モニタを設けるとともに、放射線業務従事者等の管理区域への出入りに際しての汚染の管理等を行うため、出入管理建屋の第1出入管理室(W0311)、第2出入管理室(W0416)、第1退域室(G0305)、第2退域室(G0403)、第1シャワー室(G0306)、第3シャワー室(G0412)、第1洗濯室(G0204)、第2洗濯室(G0210)に以下の設備等を設ける。

更衣室 (第1出入管理室(W0311)、第2出入管理室(W0416)、  
第1退域室(G0305)、第2退域室(G0403))

シャワ室 (第1シャワー室(G0306)、第3シャワー室(G0412))

手洗い場 (第1退域室(G0305)、第2退域室(G0403))

放管 -16 洗濯設備 (第1洗濯室(G0204) 第2洗濯室(G0210))

(c) 主要な出入管理関係設備の耐震クラスはCクラスであり、溶接検査の対象となる機器はない。

## 2.3 試料分析関係設備

### a. 設置の概要

放管 -3

本設備は、放射性廃棄物の放出管理試料、作業環境の放射線管理用試料の一般化学分析、放射化学分析、放射能測定等を行うための設備であり、放出管理分析設備及び放射能測定設備で構成する。

なお、第6回申請範囲は、再処理施設に備える放射能測定設備である。

### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.2.1-1表に示す。

### c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が測定できる設計とする。

### d. 設計条件及び仕様

放管 -15

(a) 作業環境等の空気中の放射性物質の濃度等を測定するため、放射能測定設備として、再処理施設に核種分析装置及び放射能測定装置を備える。

### e. 工事の方法

試料分析関係設備の試験・検査項目及び方法については、以下のとおりとする。

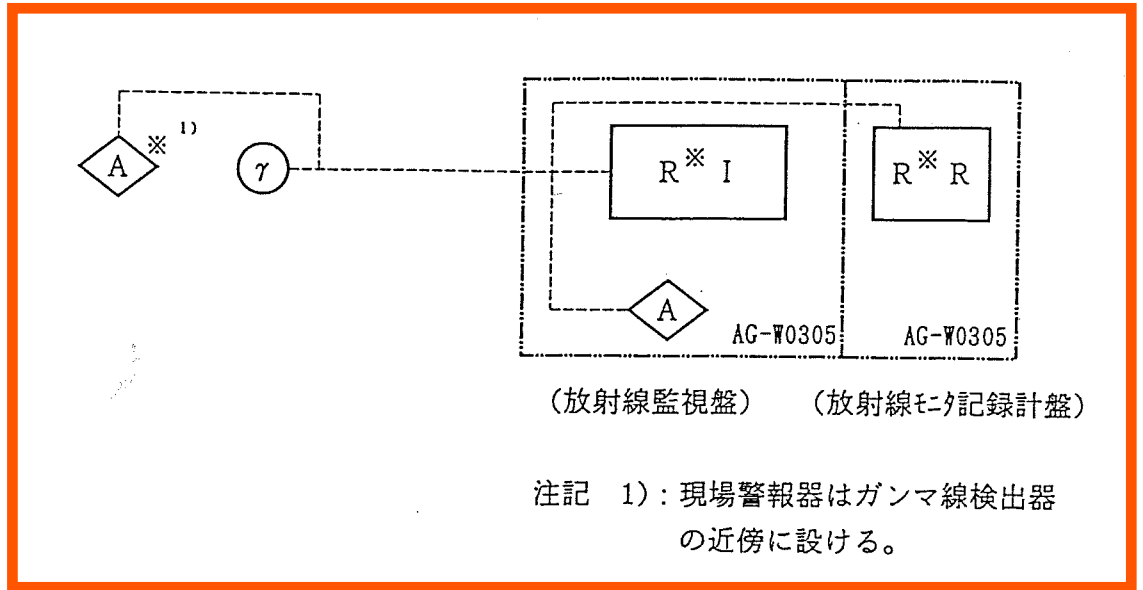
#### (a) 据付・外観検査

試料分析関係設備が、再処理施設に備えられていることを確認する。

⑥ ト-3-1 Ce

1633

放管 -8

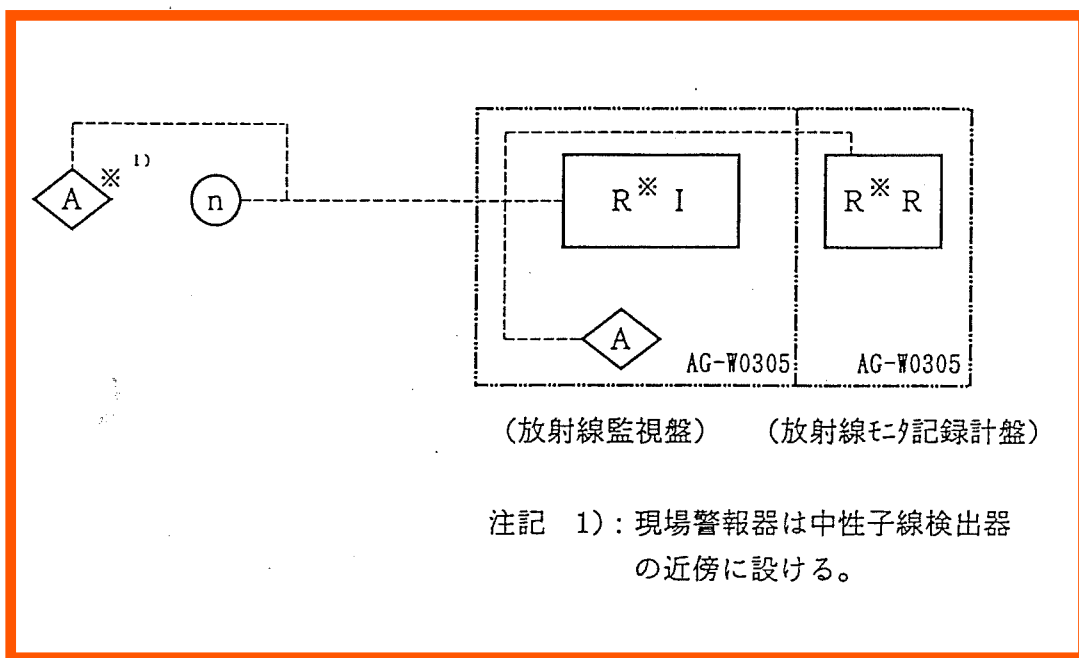


ガンマ線エリアモニタ

第1.2.1-1図  
放射線監視設備の系統図(その1)  
( )

A

放管 -9



(放射線監視盤) (放射線モニタ記録計盤)

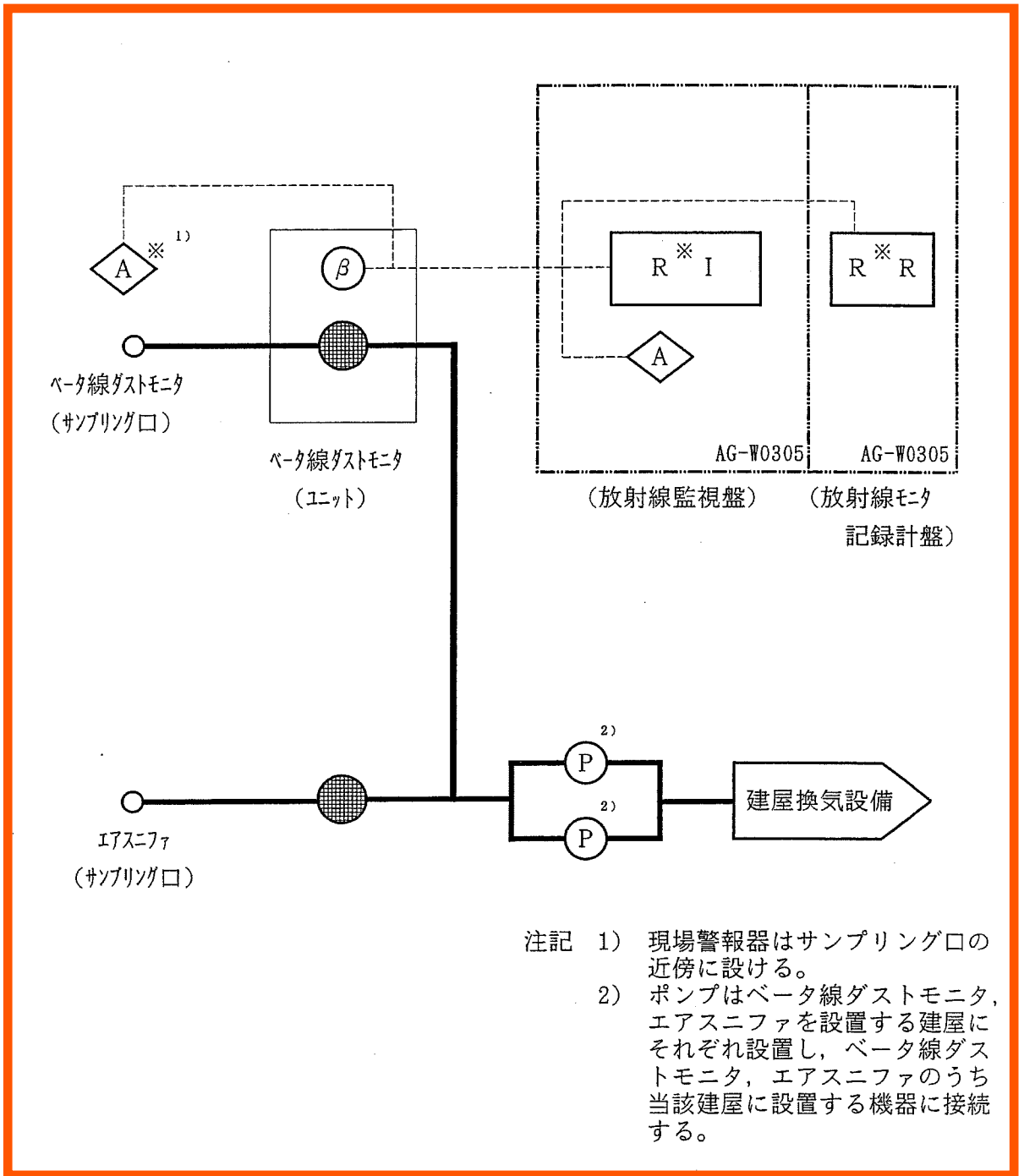
注記 1): 現場警報器は中性子線検出器の近傍に設ける。

中性子線エリアモニタ

第1.2.1-2図  
放射線監視設備の系統図(その2)  
(XXXXXXXXXX-02)

A

放管 -10



- 注記 1) 現場警報器はサンプリング口の近傍に設ける。  
2) ポンプはベータ線ガスモニタ、エアスニファを設置する建屋にそれぞれ設置し、ベータ線ガスモニタ、エアスニファのうち当該建屋に設置する機器に接続する。

ベータ線ガスモニタ，エアスニファ

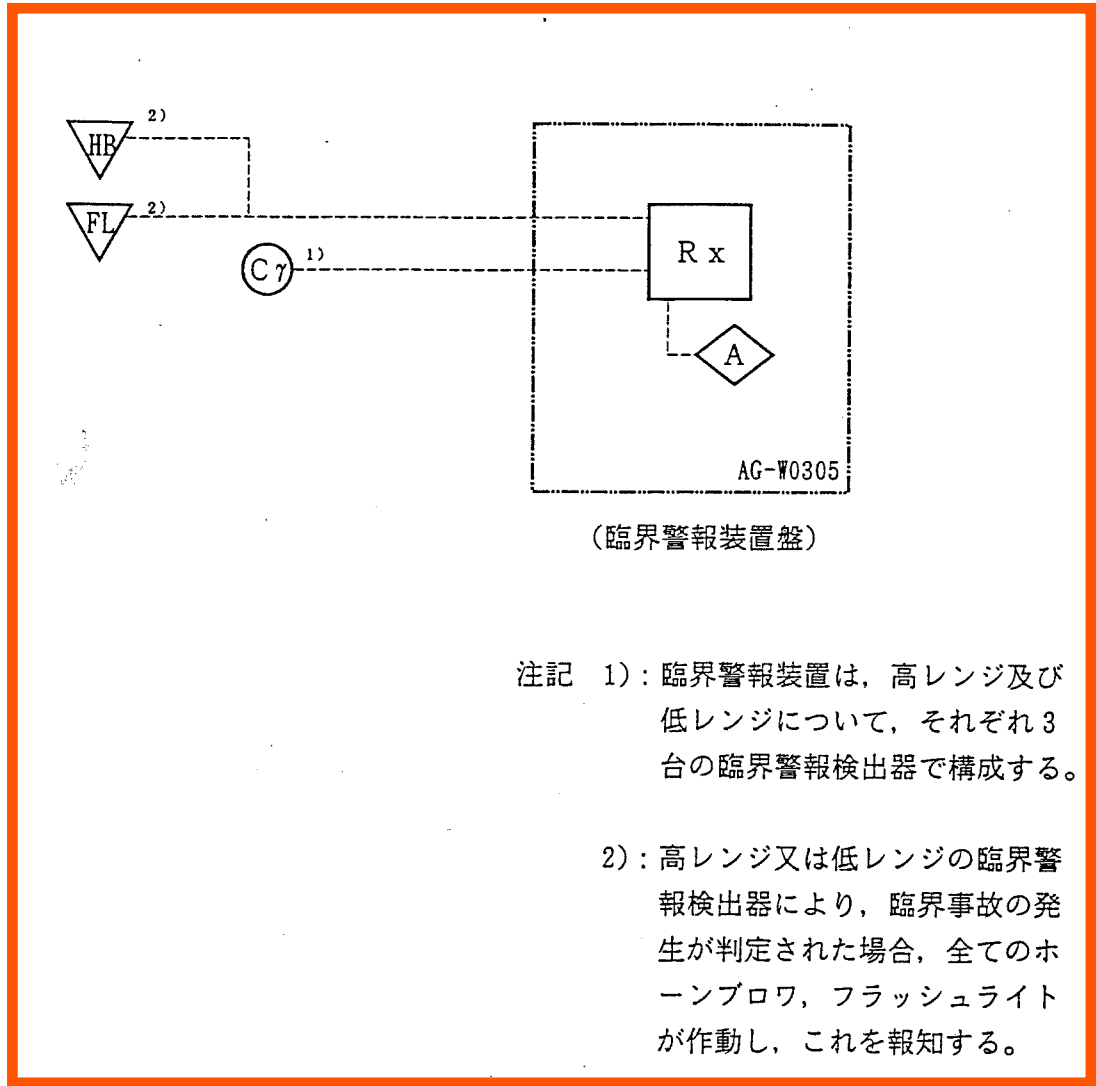
第1.2.1-3図  
放射線監視設備の系統図(その3)  
(XXXXXXXXXX-03), (2151-01)

C

⑥ 1.2.1.1 C  
1637

132

放管 -11



(臨界警報装置盤)

- 注記 1) : 臨界警報装置は、高レンジ及び低レンジについて、それぞれ3台の臨界警報検出器で構成する。
- 2) : 高レンジ又は低レンジの臨界警報検出器により、臨界事故の発生が判定された場合、全てのホーンブロー、フラッシュライトが作動し、これを報知する。

臨界警報装置

第1.2.1-4図  
放射線監視設備の系統図(その4)  
( [REDACTED] -04)

C

⑥ 1.2.1.1 C

1638

VI 設計及び工事の方法の技術基準への  
適合に関する説明書

VI C

7842



(核燃料物質の臨界防止)

第三条 再処理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置が講じられているものでなければならない。

2 再処理施設は、臨界警報設備の設置その他の臨界事故の発生を想定した適切な措置が講じられているものでなければならない。

[適合性の説明]

1. 第6回申請に係る施設のうち、必要なものについては、技術的にみて想定されるいかなる場合でも臨界を防止するために、安全な形状寸法にすること及び中性子吸収材を使用することその他の適切な措置を講じることとしている。

詳細は、添付書類「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」で説明する。

2. 再処理施設においては、臨界事故が発生する可能性は極めて低いと考えられるが、前処理建屋の溶解槽における臨界事故の発生を想定した場合、放射線業務従事者等が多大な放射線被ばくを受けるおそれのある区域において、当該臨界事故の発生を直ちに報知するため、前処理建屋に臨界警報装置を設置する設計としている。

また、溶解槽で万一臨界事故が発生した場合にも、溶解槽では、可溶性中性子吸収材の注入により、未臨界にできる設計としていることを第5回申請で示している。

○

VI C  
放管 -13

○

250

7/14/3

# 放射線管理に係る考え方

⑥ VI-18-12

8079

1. 放射線による被ばくの防止に係る放射線管理の考え方

- (1) 放射線業務従事者等に対しては、管理区域を設定して、外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視してその結果を管理区域内の諸管理に反映し、線量当量の低減に努める。
- (2) 放射線業務従事者に対しては、被ばく歴を把握し、線量当量を測定、評価し線量当量の低減に努める。
- (3) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、この区域内では人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。
- (4) 気体廃棄物及び液体廃棄物の放出については、敷地周辺の一般公衆の線量当量が、合理的に達成できる限り低くなるよう、放出放射性物質量の低減を行う。

## 2.2.2 線量当量率等の測定<sup>(1)(2)</sup>

### (1) 外部放射線に係る線量当量率の測定

放管 -2

管理区域内の外部放射線に係る線量当量を把握するため、ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタにより作業環境の放射線レベルを測定し、中央制御室にて指示及び記録を行う。さらに、放射線レベルが設定値を超えた場合は、中央制御室、ガンマ線検出器、中性子線検出器の近傍において警報を発する。

ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタは、管理区域における放射線業務従事者の通常の作業に伴う立入時間及び立入頻度、再処理施設の工程を考慮し、管理区域における放射線業務従事者が立ち入る場所であって、線量当量率の高い場所、線量当量率の変動が予想される機器の放射線しゃへい物の側壁等の代表箇所に設置するとともに、監視対象区域において予想される線量当量率の範囲が測定できる設計とする。

放管 -11

また、放射線業務従事者の運転操作性、立入頻度及び被ばくのおそれを考慮し、必要な箇所については、定期的及び必要の都度サーベイメータによる外部放射線に係る線量当量率の測定を行う。サーベイメータとしては、ベータ・ガンマ線用サーベイメータ及び中性子線用サーベイメータを使用する。

### (2) 空気中の放射性物質の濃度の測定

放管 -3

管理区域内の空気中の放射性物質の濃度を把握するため、アルファ線ダストモニタ、ベータ線ダストモニタにより作業環境の放射能レベルを測定し、中央制御室にて指示及び記録を行う。さらに、放射能レベルが設定値以上になると、中央制御室、サンプリング口の近傍において警報を発する。

アルファ線ダストモニタ、ベータ線ダストモニタは、管理区域における放射線業務従事者の通常の作業に伴う立入時間及び立入頻度を考慮し、管理区域における放射線業務従事者が立ち入る場所であって、放射性物質を取り扱い空気汚染のおそれのある場所の代表箇所に設置するとともに、監視対象区域において予想される放射能レベルの範囲が測定できる設計とする。

放管 -12

また、放射線業務従事者の運転操作性、立入頻度及び汚染のおそれを考慮し、必要な箇所については、ダストサンプラ（エアスニファ）により試料を採取するとともに、空気中の放射性物質の濃度の測定を放射能測定設備を用いて定期的及び必要の都度行う。

### (3) 表面の放射性物質の密度の測定

放管 -4

放射線業務従事者等が立ち入る箇所について、直接法又はスミヤ法により、床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面の放射性物質の密度の測定を定期的及び必要の都度行う。直接法にはベータ・ガンマ線用サーベイメータ及びアルファ線用サーベイメータを、スミヤ法にはベータ・ガンマ線用サーベイメータ、アルファ線用サーベイメータ及び放射能測定設備を用いる。

### 2.3 放射性気体廃棄物の放出監視

気体廃棄物は、フィルタ類を経て主排気筒、北換気筒のハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒、高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋の冷却空気出口シャフトから放出する。この気体廃棄物中に含まれる放射性物質の濃度は、排気モニタリング設備によって測定、監視を行う。

放管 -8

主排気筒、高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋の冷却空気出口シャフトから放出する排気中の放射性希ガスについては、主排気筒モニタ、冷却空気出口シャフトモニタにより連続して測定、監視を行う。主排気筒モニタ、冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室にて指示及び記録を行う。さらに、放射能レベルが設定値以上になると、中央制御室に警報を発する。

放管 -5

一方、主排気筒、北換気筒のハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する排気中の放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムについては、連続サンプリングができる排気サンプリング設備により捕集し、定期的に回収した粒子用フィルタ等を放出管理分析設備により測定する。

なお、放射性よう素及び炭素-14のモニタリング箇所は、主排気筒に限定する。  
トリチウムのモニタリング箇所は、主排気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒とする。

### 2.4 放射性液体廃棄物の放出管理

液体廃棄物は、低レベル廃液処理設備の海洋放出管理系の海洋放出管を経て沖合約3 kmの海中に放出する。

放管 -6

液体廃棄物を放出する場合には、あらかじめ第1放出前貯槽において排水サンプリング設備によりサンプリングし、放射性物質の濃度を放出管理分析設備により測定し、放出量を確認した後放出する。

放管 -10

なお、放出の異常の有無を確認するため排水モニタを設け、中央制御室にて指示及び記録する。さらに、放射能レベルが設定値以上になると、中央制御室に警報を発する。

○  
VI-18-12  
TN-B  
○  
⑥  
○  
8084

### 3. 出入管理, 被ばく管理及び作業管理

#### 3.1 管理区域の出入管理

##### (1) 管理区域への立入制限

管理区域への立入りは, あらかじめ指定された者で, かつ, 必要な場合に限るものとする。

なお, 管理区域への立入制限は, 出入管理建屋等の出入管理室等に設けた出入管理設備により行う。

##### (2) 出入管理

a. 管理区域への出入りは, 出入管理建屋等の出入管理室等を通ることとし, 出入りに際しては, 出入管理室において確認し記録する。

b. 管理区域に立ち入る者には, 身体汚染を防止するため更衣室等にて所定の防護衣等を着用させる。また, 線量当量を測定するために放射線測定用具を着用させる。

c. 汚染のおそれのある管理区域から退出する者には, 退出モニタ等によって表面汚染検査を行わせる。なお, 汚染があった場合には, シャワールーム等で除染を行わせる。

d. 管理区域内の人が立ち入る場所であって, 外部放射線に係る線量当量率が高い区域 ( $50 \mu\text{Sv/h}$ を超える区域) については, 必要に応じて立入制限, かぎの管理等を実施し, 放射線業務従事者等の線量当量の低減に努める。

e. 原則としてレッド区域には, 放射線業務従事者等が立ち入らないようにする。  
なお, 立入りが必要となった場合には, 線量当量率等の低減等の措置を行うとともに, 立入りに際しては十分な放射線管理を行う。

f. 管理区域への物品の持込み及び持出しは, 原則として出入管理建屋等の出入管理室等の出入管理室において行う。

ただし, 大型機器等の搬出入に際しては, 各施設の機器搬入口に専用又は臨時の出入管理設備を設けて, 搬出入管理を行う。

汚染のおそれのある管理区域から物品を持ち出そうとする場合には, その持ち出そうとする物品 (その物品を容器に入れ又は包装した場合には, その容器又は包装) の表面汚染検査を各種サーベイメータ等を用いて行う。

#### 3.2 個人被ばく管理

放射線業務従事者の個人被ばく管理は, 線量当量を測定, 評価するとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し, 身体的状態を把握することによって行う。

線量当量の管理は以下のとおり行う。

##### (1) 外部被ばくによる線量当量の管理

a. 放射線業務従事者には, 管理区域内において, 放射線測定用具を着用させ, 外部被ばくによる線量当量の積算値を日ごと並びに定期的に測定する。

なお, 見学者等一時的に立ち入る者には, 放射線測定用具により, その都度外部被ばくによる線量当量の測定を行う。

b. 特殊な作業に従事する者に対しては, その作業に応じて適切な放射線測定用具

を着用させ、線量当量の測定を行う。

- (2) 内部被ばくによる線量当量の管理
  - a. 放射線業務従事者の放射性物質の体内摂取の検査・測定は、原則としてホールボディカウンタにより行う。

ただし、作業環境管理等により、放射線業務従事者の内部被ばくの有無が確認できる場合には、計算等により評価する。
  - b. ホールボディカウンタによる検査・測定は、放射線業務従事者指定時、解除時、定期的及び必要に応じて行う。
  - c. 有意な放射性物質の体内摂取が考えられる場合には、バイオアッセイ等も行う。
  - d. 内部被ばくによる線量当量の評価は、ホールボディカウンタ等の測定結果等により行う。
  - e. 特殊な作業に従事する者に対しては、必要な防護具類を適宜用いる。

### 3.3 作業管理

管理区域内での作業管理は、放射線業務従事者の線量当量を合理的に達成できる限り低くするよう以下のとおり行う。

- (1) 事前に作業環境に応じて防護具類の着用、時間制限等必要な条件を定め、放射線業務従事者の個人被ばく歴を考慮して合理的な作業計画を立てる。
- (2) 作業中には適宜、外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度等を測定し、必要な場合には、一時的しゃへいの使用、除染等を行い、作業環境の保全に努める。

放管 -9

4. 放射線測定器類の管理

放射線測定器類の性能を維持するために、放射線測定機器校正建屋の校正用線源等を用い定期的に点検校正する。

⑥ VI-18-12 B

8089

83



**再処理施設に関する  
設計及び工事の方法の認可申請書**

本文及び添付書類

第8回申請

日本原燃株式会社

## ト. 放射線管理施設

⑧ JN A

1475

2. 再処理設備本体等に係る「放射線管理施設」

2.1 放射線監視設備（その2）

a. 設置の概要

本設備は、再処理施設内の作業環境の放射線レベル又は放射能レベルの監視、臨  
界事故の発生の報知、平常時及び事故時の外部放射線に係る線量当量率、空気中の  
放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度  
の測定監視、再処理施設外へ放出する放射性物質の放射能レベル並びに再処理施設  
周辺の放射線レベルの監視を行うための設備であり、屋内モニタリング設備、屋外  
モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。

第8回申請範囲は、以下のとおりである。

- ①分離建屋に設置する屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器
- ②精製建屋に設置する屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器
- ③ウラン脱硝建屋に設置する屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器
- ④ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に設置する屋内モニタリング設備、放射線サ  
ーベイ機器
- ⑤ウラン酸化物貯蔵建屋に設置する屋内モニタリング設備
- ⑥ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋に設置する屋内モニタリング設備、放  
射線サーベイ機器
- ⑦低レベル廃液処理建屋に設置する屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備、  
放射線サーベイ機器
- ⑧低レベル廃棄物処理建屋に設置する屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器
- ⑨チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する屋内モニタリン  
グ設備、放射線サーベイ機器
- ⑩ハル・エンドピース貯蔵建屋に設置する屋内モニタリング設備、放射線サーベ  
イ機器
- ⑪第2低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する屋内モニタリング設備
- ⑫制御建屋の中央制御室を監視対象とするエリアモニタのうち放射線監視盤、放射  
線モニタ記録計盤及び盤設置機器を除く範囲

⑬分析建屋に設置する屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器（これらの一部  
は、六ヶ所再処理施設保障措置分析所と共用する）

⑭周辺監視区域境界付近に設置したモニタリングポスト及びダストモニタからの主  
要な情報を中央制御室にて監視するための設備一式

⑮前処理建屋、分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の臨  
界警報装置一式（第6回申請で申請済の範囲を除く範囲）

なお、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋に再処理設備本体等の廃棄物に加え、使用済  
燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の廃棄物を貯蔵するため、第2低レベル廃棄物貯  
蔵建屋に設置する屋内モニタリング設備のうち、中央制御室での監視機能を除く範  
囲は使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設とする。

放管 -1

⑧  
H新  
放施  
JN  
1483  
1

放管 -26

c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

放管 -6

(b) 本設備のうち屋内モニタリング設備及び放射線サーベイ機器は、管理区域における放射線業務従事者等が立ち入る場所であって、線量当量率の高い場所又は放射線しゃへい物の側壁の主要な箇所における線量当量率、並びに管理区域における放射線業務従事者等が立ち入る場所であって、空気汚染のおそれのある場所の主要な箇所における空気中の放射性物質の濃度を測定、監視できる設計とする。

放管 -4

(c) 本設備からの主要な情報は、中央制御室において集中して監視ができる設計とする。

放管 -25

(d) 本設備のうち制御建屋の中央制御室を監視対象とするエリアモニタは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する指針」を参考とした設計とする。

放管 -16

(e) 本設備のうち排水サンプリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考とした設計とする。

放管 -7

(f) 本設備のうち臨界警報装置は、臨界事故を想定した場合、放射線業務従事者等が多大な放射線被ばくを受けるおそれのある区域において、臨界事故の発生を直ちに報知できる設計とする。

放管 -5

(g) 本設備からの必要な情報については、再処理施設緊急時対策所へ伝送する設計とする。

d. 設計条件及び仕様

(a) 申請設備に係る設計条件及び仕様を以下の仕様表並びに第6回申請の2.1放射線監視設備のd.設計条件及び仕様に記載の仕様表（前処理建屋の臨界警報装置）に、その系統の構成を第1.2.1-1図～第1.2.1-8図及び第6回申請の第1.2.1-4図に、配置図を第2.2.1-1図～第2.2.1-77図及び「ホ.計測制御系統施設」の第2.2.10-1図、第2.2.10-2図に示す。

(b) 申請設備に係る系統の耐震クラスはCクラスである。

放管 -28

① 屋内モニタリング設備

放管 -29

名 称		—	ガンマ線エリアモニタ	
設計条件	耐震クラス	—	C	
仕 様	検出器の種類	—	半導体検出器	
	計測範囲	$\mu\text{Sv/h}$	$10^{-1} \sim 10^4$	
	警報動作範囲	$\mu\text{Sv/h}$	$10^{-1} \sim 10^4$	
	設置建屋及び 検出器個数	—	分離建屋	2 1
			精製建屋	1 1
			ウラン脱硝建屋	8
			ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	2
			ウラン酸化物貯蔵建屋	5
ウラン・プルトニウム 混合酸化物貯蔵建屋			2	
低レベル廃液処理建屋			8	
低レベル廃棄物処理建屋			1 2	
チャンネル ボックス・ バーナブル ポイズン処理建屋			3	
ハル・エンド ピース貯蔵建屋			5	
第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	1 *1			
制御建屋	1			
分析建屋	1 0			
表示場所	—	中央制御室		
特記事項	(1) 制御建屋のガンマ線エリアモニタは、非常用無停電電源系統に接続する。			

\* 1 : 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を示す。

⑧ 1485 JN 放施 F新

名 称		—	中性子線エリアモニタ
設計条件	耐震クラス	—	C
仕 様	検出器の種類	—	$^3\text{He}$ 計数管検出器
	計測範囲	$\mu\text{Sv/h}$	$10^{-2} \sim 10^3$
	警報動作範囲	$\mu\text{Sv/h}$	$10^{-2} \sim 10^3$
	設置建屋及び 検出器個数	—	分離建屋 2 精製建屋 6 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 13 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 2 分析建屋 6
	表示場所	—	中央制御室

⑧ JN D

1486

放管 -31

名 称		—	アルファ線ダストモニタ	
設計条件	耐震クラス	—	C	
仕 様	検出器の種類	—	半導体検出器	
	計測範囲	min <sup>-1</sup>	1 ~ 10 <sup>5</sup>	
	警報動作範囲	min <sup>-1</sup>	1 ~ 10 <sup>5</sup>	
	設置建屋及び 検出器個数	—	分離建屋	1
			精製建屋	6
			ウラン脱硝建屋	8
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋			15	
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋			1	
表示場所	—	低レベル廃棄物処理建屋	6	
		分析建屋	9	
表示場所		—	中央制御室	

⑧ 1487 JN 放施 E

放管 -32

名 称		—	ベータ線ダストモニタ
設計条件	耐震クラス	—	C
仕 様	検出器の種類	—	半導体検出器
	計測範囲	min <sup>-1</sup>	10 ~ 10 <sup>6</sup>
	警報動作範囲	min <sup>-1</sup>	10 ~ 10 <sup>6</sup>
	設置建屋及び 検出器個数	—	分離建屋 3 低レベル廃液処理建屋 6 低レベル廃棄物処理建屋 7 チャンネルボックス・バーナブル・イオン処理建屋 2 ハル・エンドピース貯蔵建屋 1 分析建屋 8
	表示場所	—	中央制御室

⑧ 1488 JN 放管 E



名称		—	臨界警報装置
設計条件	耐震クラス	—	C
仕様	検出器の種類	—	プラスチックシンチレーション検出器
	警報動作範囲	mGy/h	高レンジ 0.5 ~ 5
			低レンジ 0.1 ~ 1
	設置建屋及び監視対象箇所	—	分離建屋 高レンジ 1箇所
			分離建屋 低レンジ 1箇所
精製建屋 高レンジ 2箇所			
精製建屋 低レンジ 2箇所			
表示場所	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レンジ 4箇所	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 低レンジ 4箇所	
特記事項		放管 -13	<p>(1) 臨界警報装置は非常用所内電源系統に接続する。</p> <p>(2) 臨界警報装置は、各レンジについて、それぞれ3台の臨界警報検出器による2/3論理で臨界事故の発生を判定し、警報を発する。</p>

⑧ JN B

1489

② 屋外モニタリング設備

放管 -14

名 称		—	排水モニタ
設計条件	耐震クラス	—	C
仕 様	検出器の種類	—	NaI (Tl) シンチレーション検出器
	計測範囲	cpm	10 ~ 10 <sup>6</sup>
	警報動作範囲	cpm	10 ~ 10 <sup>6</sup>
	設置建屋及び 検出器個数	—	低レベル廃液処理建屋 2
	表示場所	—	中央制御室

放管 -15

排水サンプリング設備

第1放出前貯槽から排水をサンプリングするために排水サンプリング設備を設ける。

放管 -33

名 称		—	モニタリングポスト	
設計条件	耐震クラス	—	C	
仕 様	検出器の種類	—	NaI (Tl) シンチレーション検出器*1	電離箱*1
	計測範囲	μ Gy/h	10 <sup>-2</sup> ~ 10 <sup>1</sup>	10 <sup>0</sup> ~ 10 <sup>5</sup>
	警報動作範囲	μ Gy/h	10 <sup>-2</sup> ~ 10 <sup>1</sup>	10 <sup>0</sup> ~ 10 <sup>5</sup>
	検出器個数	—	9*1	9*1
	表示場所	—	中央制御室	

放管 -34

名 称		—	ダストモニタ	
設計条件	耐震クラス	—	C	
仕 様	検出器の種類	—	プラスチックシンチレーション検出器*1	
	計測範囲	s <sup>-1</sup>	10 <sup>-2</sup> ~ 10 <sup>4</sup>	
	警報動作範囲	s <sup>-1</sup>	10 <sup>-2</sup> ~ 10 <sup>4</sup>	
	検出器個数	—	9*1	
	表示場所	—	中央制御室	

\* 1 : 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設に係る設備で申請。

⑧ 1490-1 JN 放施 D新

2.2 出入管理関係設備（その2）

a. 設置の概要

放管 -3

本設備は、放射線業務従事者等の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入に対して出入管理及び汚染管理のための設備であり、出入管理設備及び汚染管理設備で構成する。

なお、第8回申請範囲は、低レベル廃棄物処理建屋及びハル・エンドピース貯蔵建屋に設ける出入管理設備及び汚染管理設備である。

b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.20.1-1表に示す。

c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

(b) 本設備は、放射線業務従事者等の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入に対して出入管理、汚染管理を行える設計とする。

d. 設計条件及び仕様

㉔

放管 -19

(a) 放射線業務従事者等の管理区域への入退域を管理するため、出入管理設備として、低レベル廃棄物処理建屋の出入管理室(1-W0320)及びハル・エンドピース貯蔵建屋の入域室[ ]にゲートを有した出入管理設備を設ける。

(b) 管理区域から退域する放射線業務従事者等の汚染検査を行うため、汚染管理設備として、低レベル廃棄物処理建屋の退域室(1-G0321)及びハル・エンドピース貯蔵建屋の退域室[ ]に退出モニタを設けるとともに、放射線業務従事者等の管理区域への出入りに際しての汚染の管理等を行うため、低レベル廃棄物処理建屋の退域室(1-G0321)、出入管理室(1-W0320)、身体除染設備室(1-G0314)及びハル・エンドピース貯蔵建屋の退域室[ ]、入域室[ ]に以下の設備等を設ける。

放管 -20

- 更衣室 低レベル廃棄物処理建屋（退域室(1-G0321)、出入管理室(1-W0320)）  
ハル・エンドピース貯蔵建屋（退域室[ ]、入域室[ ]）
- シャワ室 低レベル廃棄物処理建屋（身体除染設備室(1-G0314)）  
ハル・エンドピース貯蔵建屋（退域室[ ]）
- 手洗い場 低レベル廃棄物処理建屋（退域室(1-G0321)）  
ハル・エンドピース貯蔵建屋（退域室[ ]）

(c) 申請設備のうち主要な出入管理関係設備の耐震クラスはCクラスである。

## 2.3 試料分析関係設備（その2）

### a. 設置の概要

放管 -2

本設備は、放射性廃棄物の放出管理用試料、作業環境の放射線管理用試料の一般化学分析、放射化学分析、放射能測定等を行うための設備であり、放出管理分析設備及び放射能測定設備で構成する。

なお、第8回申請範囲は、分析建屋に設ける放出管理分析設備である。

### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.20.1-1表に示す。

### c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

(b) 本設備のうち放出管理分析設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考とした設計とする。

### d. 設計条件及び仕様

放管 -22

(a) 気体廃棄物及び液体廃棄物に含まれる放射性物質の濃度を測定するため、放出管理分析設備として、分析建屋の第20分析室 [ ] に核種分析装置、放射能測定装置を備える。また、分析建屋の第19分析室 [ ] 及び第20分析室 [ ] に放出管理分析用ボックスを設ける。

(b) 申請設備のうち放出管理分析用ボックスの耐震クラスはCクラスである。

### e. 工事の方法

試料分析関係設備の工事の方法及び手順並びに試験・検査項目を第5.2.3-1図に示す。

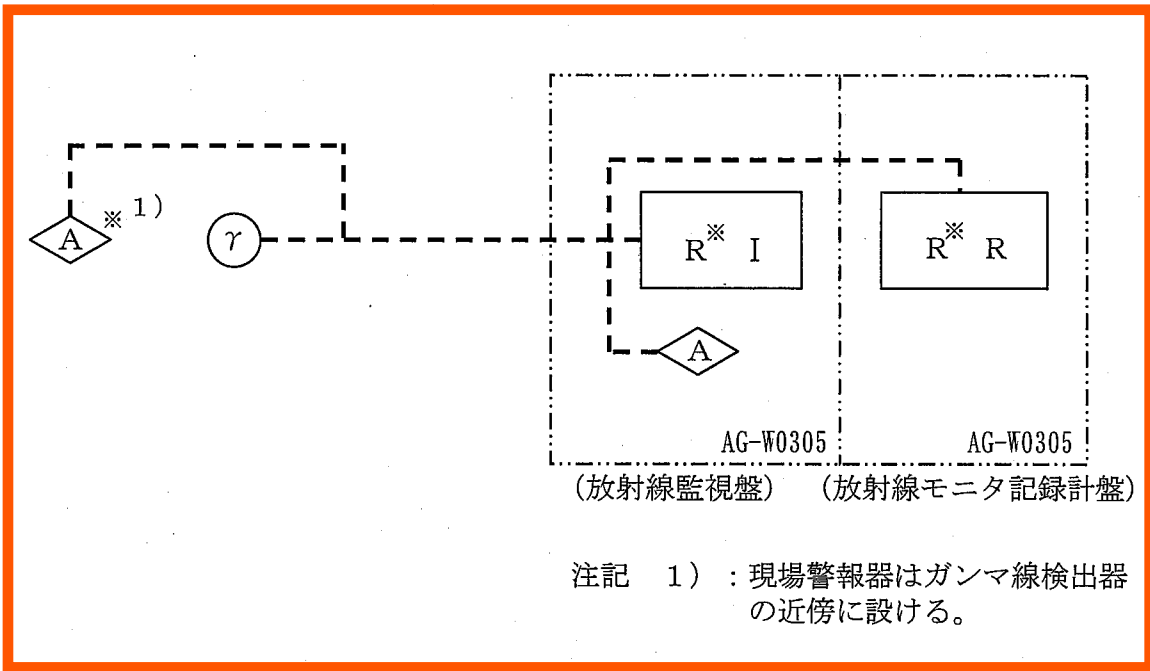
なお、試験・検査項目及び方法については、以下のとおりとする。

#### (a) 据付・外観検査

試料分析関係設備が、分析建屋に設けられていることを確認する。

F J N E  
1495 (1495-1頁)

放管 -8



注記 1) : 現場警報器はガンマ線検出器の近傍に設ける。

ガンマ線エリアモニタ

第1.2.1-1図

放射線監視設備の系統図 (その1)

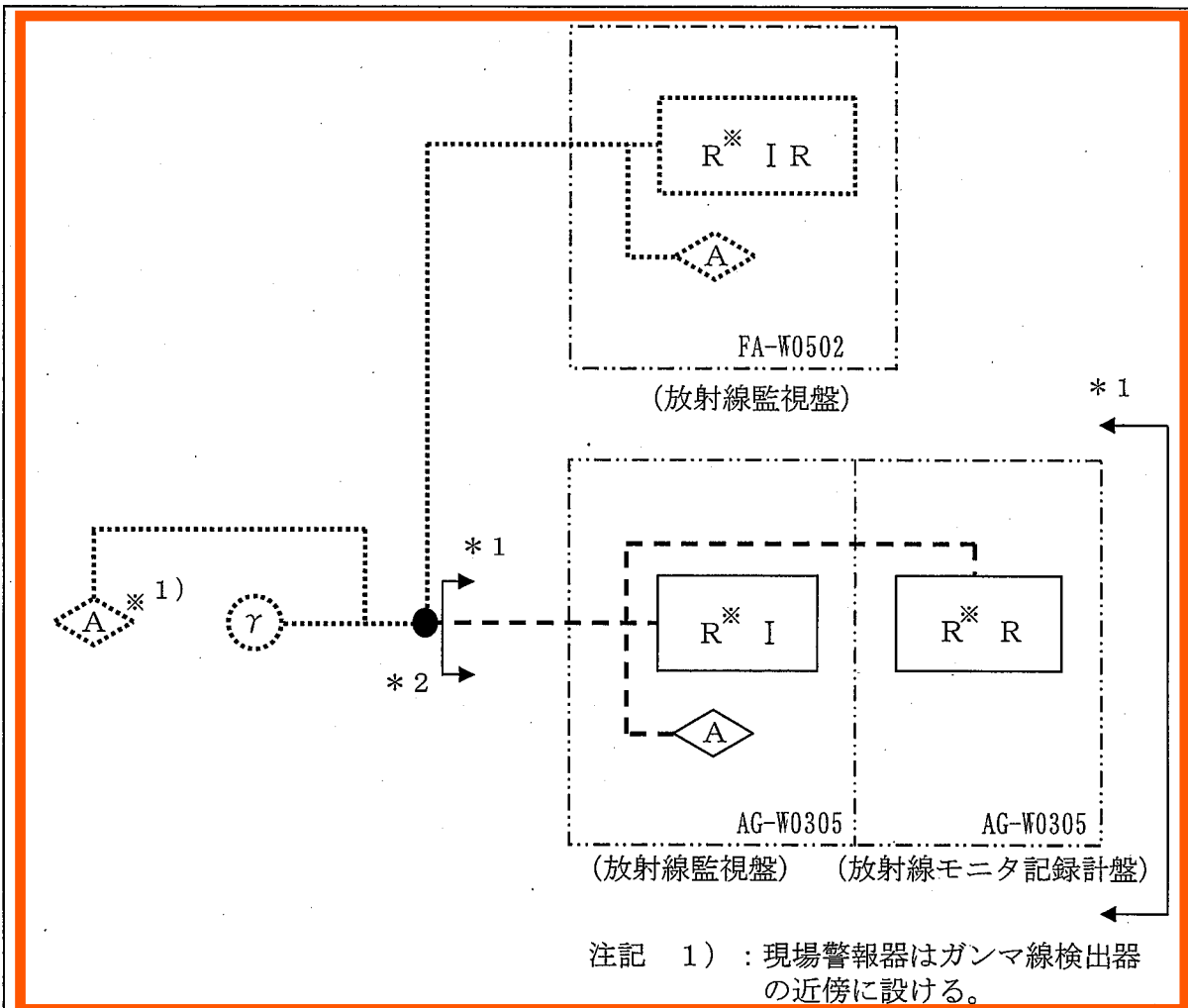
[REDACTED]-01), [REDACTED]-01), (3193-01), [REDACTED]-01), (3593-01)  
 [REDACTED]-01), [REDACTED]-01), (5193-01), (5793-01), [REDACTED]-01)  
 (2118-01), [REDACTED]-01)

図-ト-1-1-1

C

⑧ 1498 JN 放施 C新

⑧ 1498-1 JN 放射線 B追



放管 -9

ガンマ線エリアモニタ   : 申請範囲

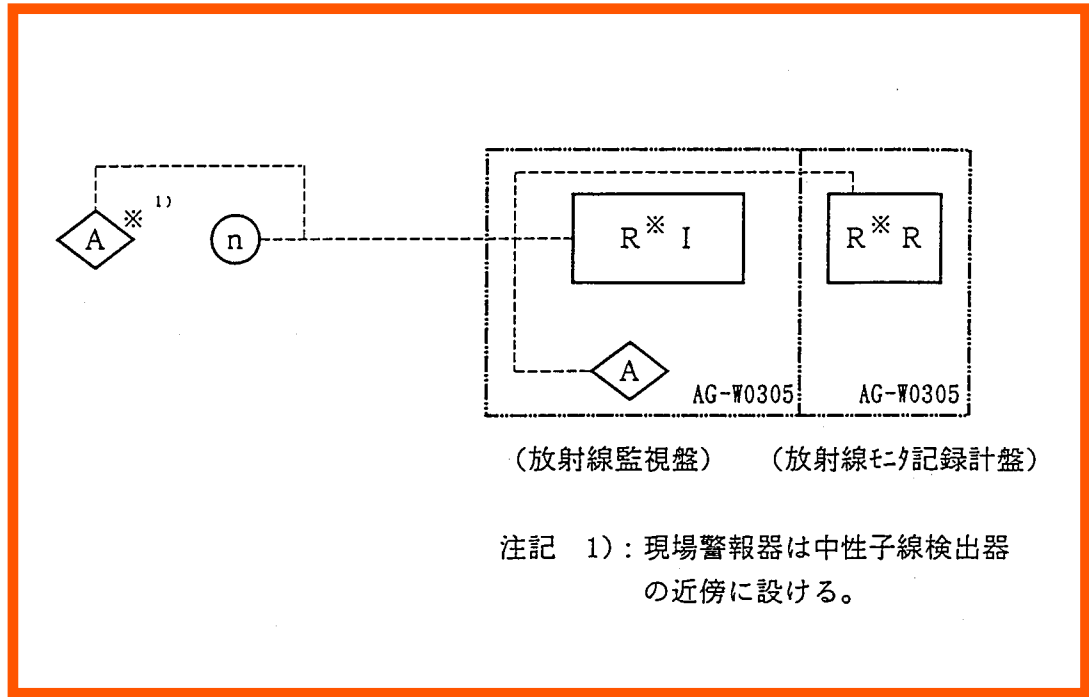
- \* 1 : 今回申請範囲は信号ラインの分岐点から、中央制御室 (AG-W0305) 内の表示等に係る範囲である。
- \* 2 : 申請範囲には信号ラインの分岐点を含まない。

第1.2.1-1.1図  
放射線監視設備の系統図 (その1.1)  
(5493-01)

図-ト-1-1-1.1

B

放管 -10



注記 1) : 現場警報器は中性子線検出器の近傍に設ける。

中性子線エリアモニタ

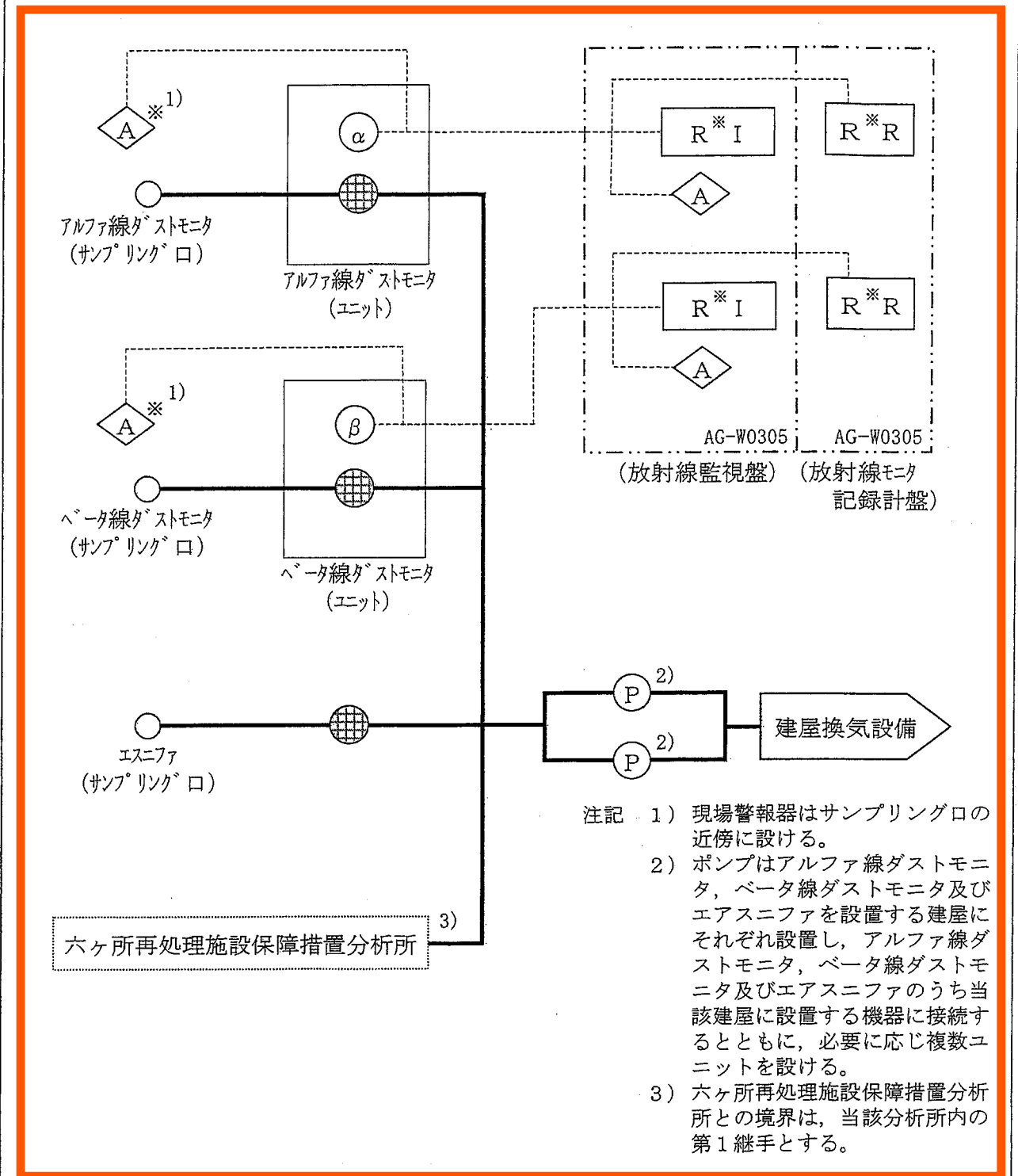
第1.2.1-2図  
放射線監視設備の系統図(その2)

( )-02). ( )-02). ( )-02). ( )-02). ( )-02)

C



放管 -11



- 注記 1) 現場警報器はサンプリング口の近傍に設ける。  
 2) ポンプはアルファ線ダストモニタ、ベータ線ダストモニタ及びエアスニファを設置する建屋にそれぞれ設置し、アルファ線ダストモニタ、ベータ線ダストモニタ及びエアスニファのうち当該建屋に設置する機器に接続するとともに、必要に応じ複数ユニットを設ける。  
 3) 六ヶ所再処理施設保障措置分析所との境界は、当該分析所内の第1継手とする。

アルファ線ダストモニタ、ベータ線ダストモニタ、エアスニファ

第1.2.1-3図  
放射線監視設備の系統図 (その3)

( )-03), ( )-03), (3193-02), ( )-03), ( )-03)  
 ( )-02), (5193-02), (5793-02), ( )-02), ( )-03)

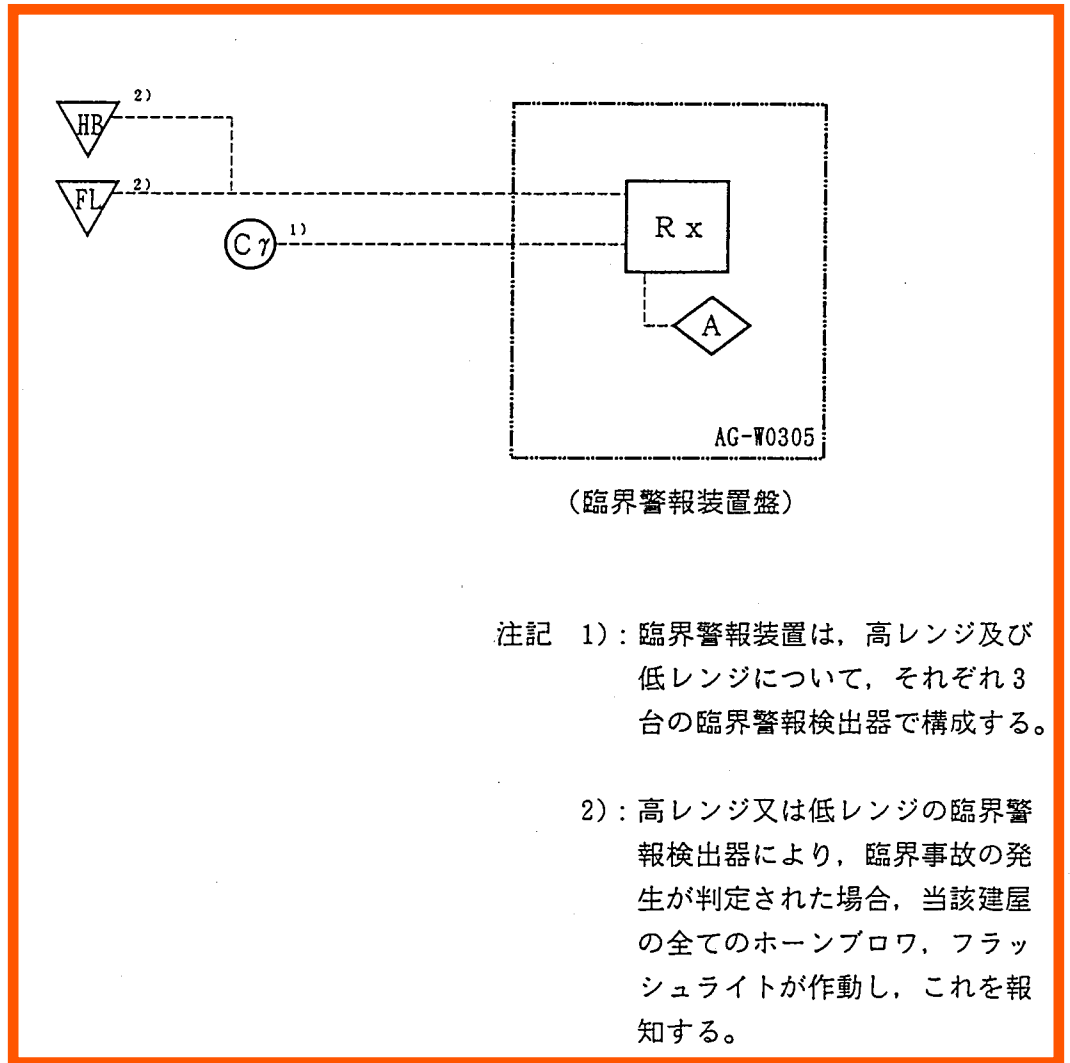
図-ト-1-1-3

G

⑧ JN G 57

1500

放管 -12



(临界警報装置盤)

注記 1) : 临界警報装置は、高レンジ及び低レンジについて、それぞれ3台の临界警報検出器で構成する。

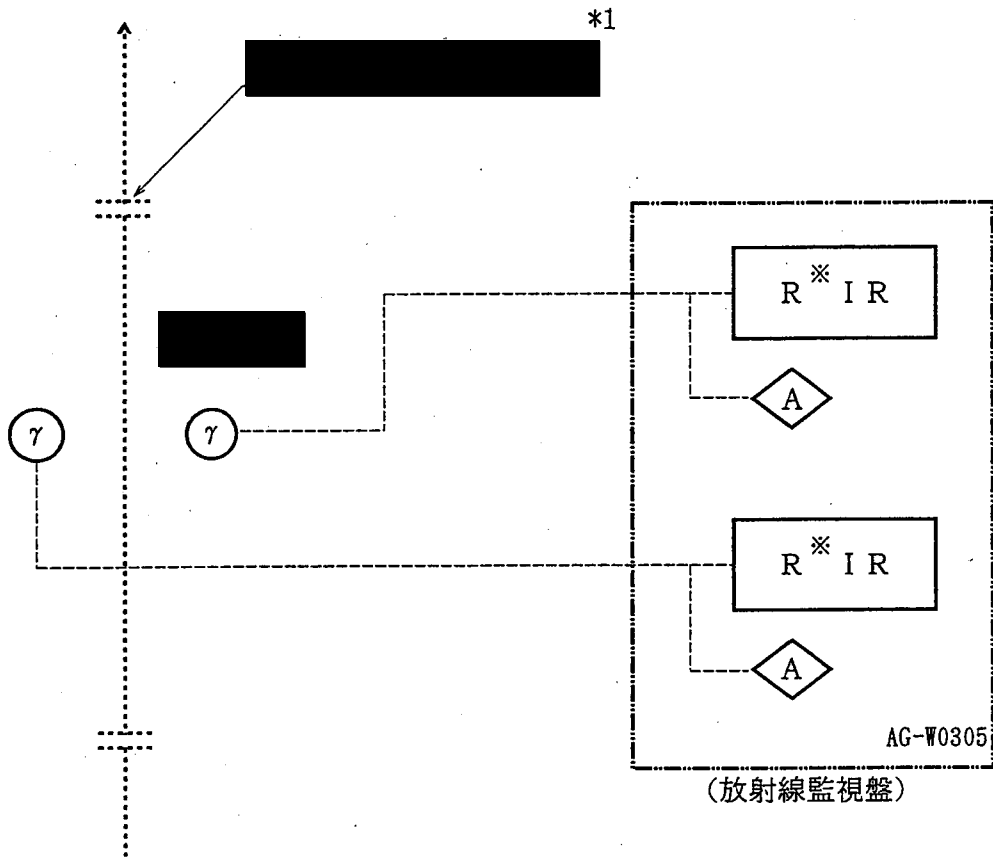
2) : 高レンジ又は低レンジの临界警報検出器により、临界事故の発生が判定された場合、当該建屋の全てのホーンブロウ、フラッシュライトが作動し、これを報知する。

临界警報装置

第1.2.1-4図  
放射線監視設備の系統図(その4)  
[REDACTED]-04). [REDACTED]-04). [REDACTED]-04). (2123-01)

D

放管 -27



第 1 放出前貯槽より \*1

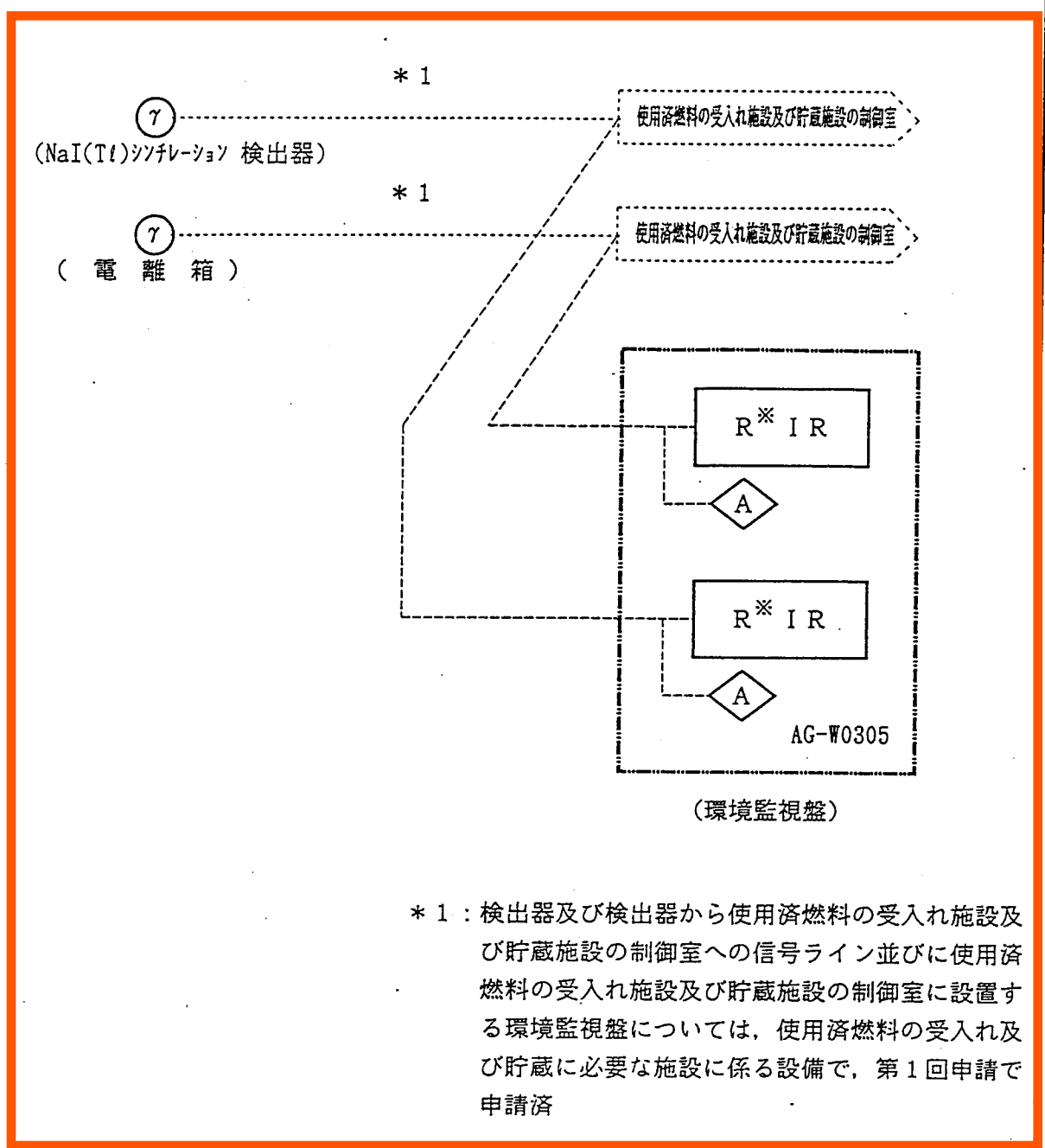
\* 1 : 海洋放出管理系の設備 (第 7 回  
申請で申請済)

排水モニタ

第 1.2.1 - 5 図  
放射線監視設備の系統図 (その 5)  
(黒く塗りつぶされた) -03)

F

放管 -17



モニタリングポスト

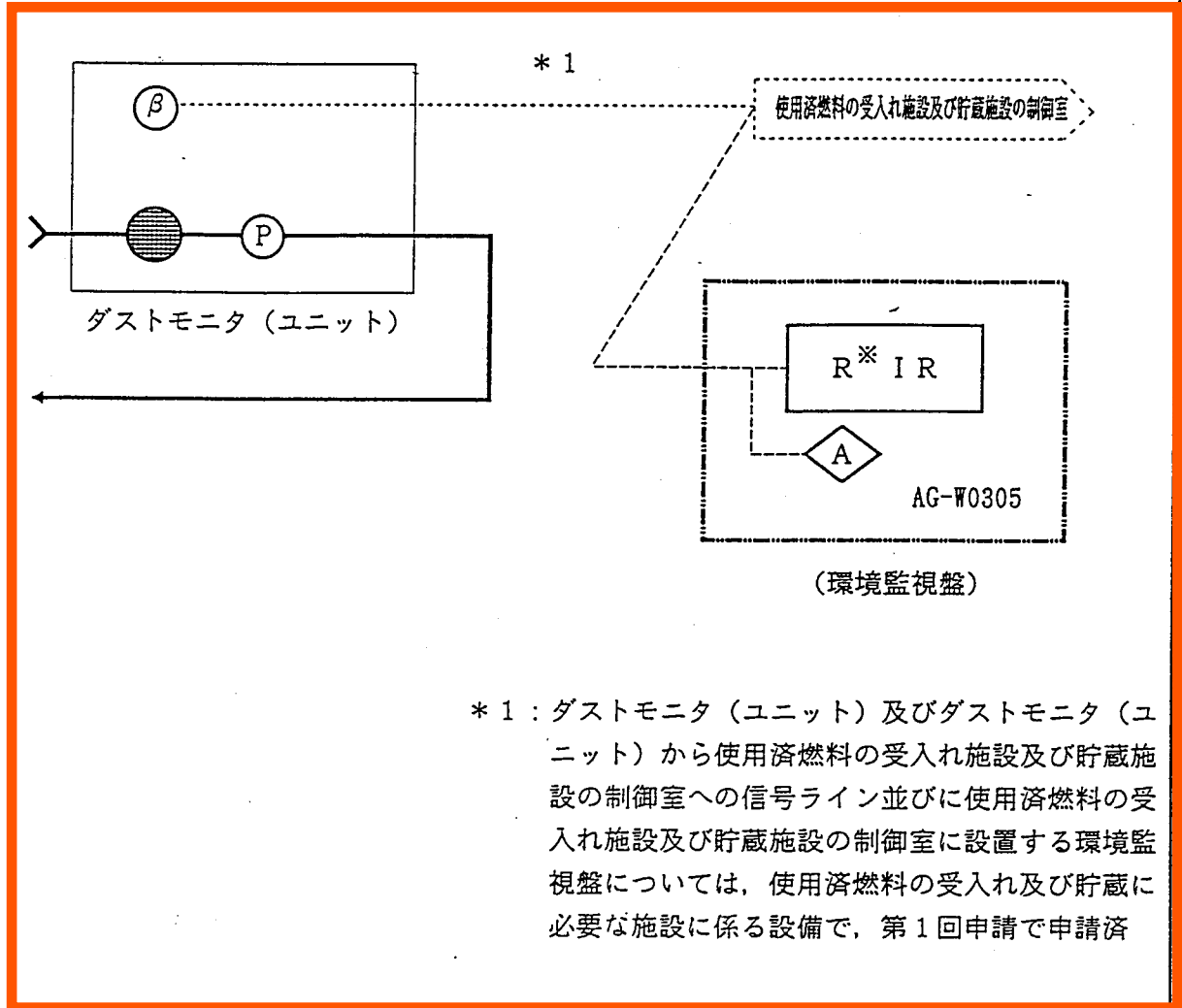
第 1.2.1-7 図  
放射線監視設備の系統図 (その 7)  
(2124-01)

E

⑧ JN E

1503 -/

放管 -18



ダストモニタ

第 1.2.1 - 8 図  
放射線監視設備の系統図 (その 8)  
(2124-02)

C

添付書類

○

⑧-JN-A

○

12/16#

3000

VI 設計及び工事の方法の技術基準への  
適合に関する説明書

○

JN-C

⑧

○

①

6000

- ②粉砕機 A, 粉砕機 B, 保管容器 A~H, 粉末充てん機, 粉砕機 A 供給ホッパ等は, 内径が製作公差を考慮しても核的制限値以下の値となる設計としている。
- ③混合機は粉末厚みが製作公差を考慮しても核的制限値以下の値となる設計としている。
- ④保管ピットは, 各ピットに保管容器 1 本を収納する質量管理に加えて, 保管容器の保管時の面間距離を 34.6cm 以上とするユニット間の距離の維持により臨界を防止する設計としている。
- ⑤保管容器移動装置 A, 保管容器移動装置 B, 保管昇降機 A, 保管昇降機 B, 粉砕払出装 A 及び粉砕払出装 B は, 保管容器を 1 台当たり一時に 1 本ずつ取り扱う質量管理により臨界を防止する設計としている。
- ⑥充てん台車 A, 充てん台車 B 及び搬送台車は, ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の混合酸化物貯蔵容器を 1 台当たり一時に 1 本ずつ取り扱う質量管理により臨界を防止する設計としている。
- (粉末缶及び混合酸化物貯蔵容器は, 次回以降申請する予定である。)
- ⑦保管容器又は粉末缶へのウラン・プルトニウム混合酸化物粉末の充てんにおいて, 形状寸法管理された容器外への払出しを防止するために, 保管容器又は粉末缶の充てん定位置を検知し, ウラン・プルトニウム混合酸化物粉末の充てん起動信号を発する。この充てん起動のための検出器及びインターロック回路は二重化する設計としている。
- ⑧ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールの臨界管理のために, 粉末缶の重量を秤量器により確認し, 粉末缶払出装の起動信号を発する。この粉末缶払出装起動のための検出器及びインターロック回路は二重化する。

詳細は, 添付書類「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」で説明する。

2. 再処理施設においては, 臨界事故が発生する可能性は極めて低いと考えられるが, 放射線業務従事者等が多大な放射線被ばくを受けるおそれのある区域において, 当該臨界事故の発生を直ちに報知するため, 分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に臨界警報装置を設置する設計としている。

放管 -1

136

6002-2



卜 . 放射線管理施設

○

⑨ - 丁N放 - C

○  
⑧

0118

2. 再処理設備本体等に係る「放射線管理施設」

2.1 放射線監視設備（その3）

a. 設置の概要

放管 -1

本設備は、再処理施設内の作業環境の放射線レベル又は放射能レベルの監視、臨  
界事故の発生の報知、平常時及び事故時の外部放射線に係る線量当量率、空気中の  
放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度  
の測定監視、再処理施設外へ放出する放射性物質の放射能レベル並びに再処理施設  
周辺の放射線レベルの監視を行うための設備であり、屋内モニタリング設備、屋外  
モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。

なお、第9回申請範囲は、以下のとおりである。

- (a) 高レベル廃液ガラス固化建屋に設置する屋内モニタリング設備、屋外モニタ  
リング設備及び放射線サーベイ機器
- (b) 第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟に設置する屋内モニタリング設備、屋外モニタ  
リング設備及び放射線サーベイ機器
- (c) 主排気筒に係る屋外モニタリング設備
- (d) ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒に係る屋外モニタリ  
ング設備
- (e) 低レベル廃棄物処理建屋換気筒に係る屋外モニタリング設備
- (f) 「使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設」及び「再処理設備本体等」に係る  
建屋の屋内モニタリング設備（臨界警報装置を除く）及び屋外モニタリング設備  
（環境モニタリング設備を除く）の情報を中央制御室で監視するための設備一式

b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.20.1-1表に  
示す。

⑨-1-12 0X-1-1

0/22

c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

放管 -6

(b) 本設備のうち屋内モニタリング設備及び放射線サーベイ機器は、管理区域における放射線業務従事者等が立ち入る場所であって、線量当量率の高い場所又は放射線しゃへい物の側壁の主要な箇所における線量当量率、並びに管理区域における放射線業務従事者等が立ち入る場所であって、空気汚染のおそれのある場所の主要な箇所における空気中の放射性物質の濃度を測定、監視できる設計とする。

放管 -4

(c) 本設備からの主要な情報は、中央制御室において集中して監視ができる設計とする。

放管 -16

(d) 本設備のうち主排気筒及び換気筒の排気モニタリング設備は、多重性を考慮した設計とする。

放管 -19

(e) 本設備のうち主排気筒及び換気筒の排気モニタリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考にした設計とする。

放管 -20

(f) 本設備のうち主排気筒及び換気筒の排気モニタリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考にした設計とする。

放管 -5

(g) 本設備からの必要な情報については、再処理施設緊急時対策所へ伝送する設計とする。

d. 設計条件及び仕様

(a) 申請設備に係る設計条件及び仕様を以下の仕様表に、その系統の構成を第1.2.1-1図～第1.2.1-10図に、配置図を第2.2.1-1図～第2.2.1-10図及び「ホ. 計測制御系統施設」の第2.2.10-1図～第2.2.10-2図に、その他の重要な機器等の構造図を第4.2.1-1図に示す。

(b) 申請設備に係る系統の耐震クラスは主排気筒ガスモニタがAクラス、他設備はCクラスである。

⑨-放管-F

0/23

② 屋外モニタリング設備

放管 -11

名称		—	主排気筒ガスモニタ			
設計条件	耐震クラス	—	A			
仕様	検出器の種類	—	プラスチックシンチレーション検出器		電離箱	
			低レンジ	中レンジ	高レンジ	
	計測範囲	cpm	10 ~ 10 <sup>6</sup>	10 ~ 10 <sup>6</sup>	—	
		A	—		10 <sup>-12</sup> ~ 10 <sup>-7</sup>	
	警報動作範囲	cpm	10 ~ 10 <sup>6</sup>	10 ~ 10 <sup>6</sup>	—	
		A	—		10 <sup>-12</sup> ~ 10 <sup>-7</sup>	
	放管 -12	設置建屋及び 検出器個数	—	主排気筒管理建屋	低レンジ	2
					中レンジ	2
				高レンジ	2	
	表示場所	—	中央制御室			
特記事項		主排気筒の排気筒モニタ（主排気筒ガスモニタ）は非常用所内電源系統に接続する。				
		放管 -21				

構造図：第3.2.1-1図～第3.2.1-5図に示す。

②-放管-11

0/26

放管 -14

排気サンプリング設備

非気サンプリング設備として、以下の設備を設ける。

主排気筒管理建屋 放管 -13	主排気筒に係る設備として、炭素-14捕集装置、トリチウム捕集装置、よう素用フィルタ及び粒子用フィルタ
北換気筒管理建屋	ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒に係る設備として、粒子用フィルタ
低レベル廃棄物処理建屋	低レベル廃棄物処理建屋換気筒に係る設備として、トリチウム捕集装置及び粒子用フィルタ

○

②-JN故-E

○

0127

4  
391

放管 -15

名 称			冷却空気出口シャフトモニタ
設計条件	耐震クラス	—	C
仕 様	検出器の種類	—	プラスチックシンチレーション検出器
	計測範囲	cpm	10 ~ 10 <sup>6</sup>
	警報動作範囲	cpm	10 ~ 10 <sup>6</sup>
	設置建屋及び 検出器個数	—	高レベル廃液ガラス固化建屋 1 第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 1
	表示場所	—	中央制御室

①-マニホ-0

129(0128R)

2.2 出入管理関係設備（その3）

a. 設置の概要

放管 -2

本設備は、放射線業務従事者等の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入に対して出入管理及び汚染管理のための設備であり、出入管理設備及び汚染管理設備で構成する。

なお、第9回申請範囲は、第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟に設ける出入管理設備及び汚染管理設備並びに主排気筒管理建屋に設ける出入管理設備である。

b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.20.1-1表に示す。

c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

(b) 本設備は、放射線業務従事者等の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入に対して出入管理、汚染管理を行える設計とする。

d. 設計条件及び仕様

放管 -22

a) 放射線業務従事者等の管理区域への入退域を管理するため、出入管理設備として、第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の入域室(W0311)及び主排気筒管理建屋の出入管理設備室(W0104)にゲートを有した出入管理設備を設ける。

放管 -23

b) 管理区域から退域する放射線業務従事者等の汚染検査を行うため、汚染管理設備として、第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の退域室(G0304)に退出モニタを設けるとともに、放射線業務従事者等の管理区域への出入りに際しての汚染の管理等を行うため、第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の入域室(W0311)、退域室(G0304)に以下の設備を設ける。

更衣室 (入域室(W0311), 退域室(G0304))

シャワ室 (退域室(G0304))

手洗い場 (退域室(G0304))

(c) 申請設備のうち主要な出入管理関係設備の耐震クラスはCクラスである。

④ - 7N 放 - F

0/33

## 2.5 個人管理用設備

### a. 設置の概要

放管 -3

本設備は、放射線業務従事者等の線量当量管理を行うための設備であり、ホールボディカウンタ等で構成する。

なお、第9回申請範囲は、保健管理建屋に備えるホールボディカウンタである。

### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.20.1-1表に示す。

### c. 設計の基本方針

本設備は、放射線業務従事者等の内部被ばくによる線量当量の評価を行える設計とする。

### d. 設計条件及び仕様

放管 -24

放射線業務従事者等の内部被ばくによる線量当量の評価を行うため、個人管理用設備として、保健管理建屋に放射線業務従事者等の体内の放射能を体外計測するホールボディカウンタを備える。

### e. 工事の方法

個人管理用設備の試験・検査項目及び方法については、以下のとおりとする。

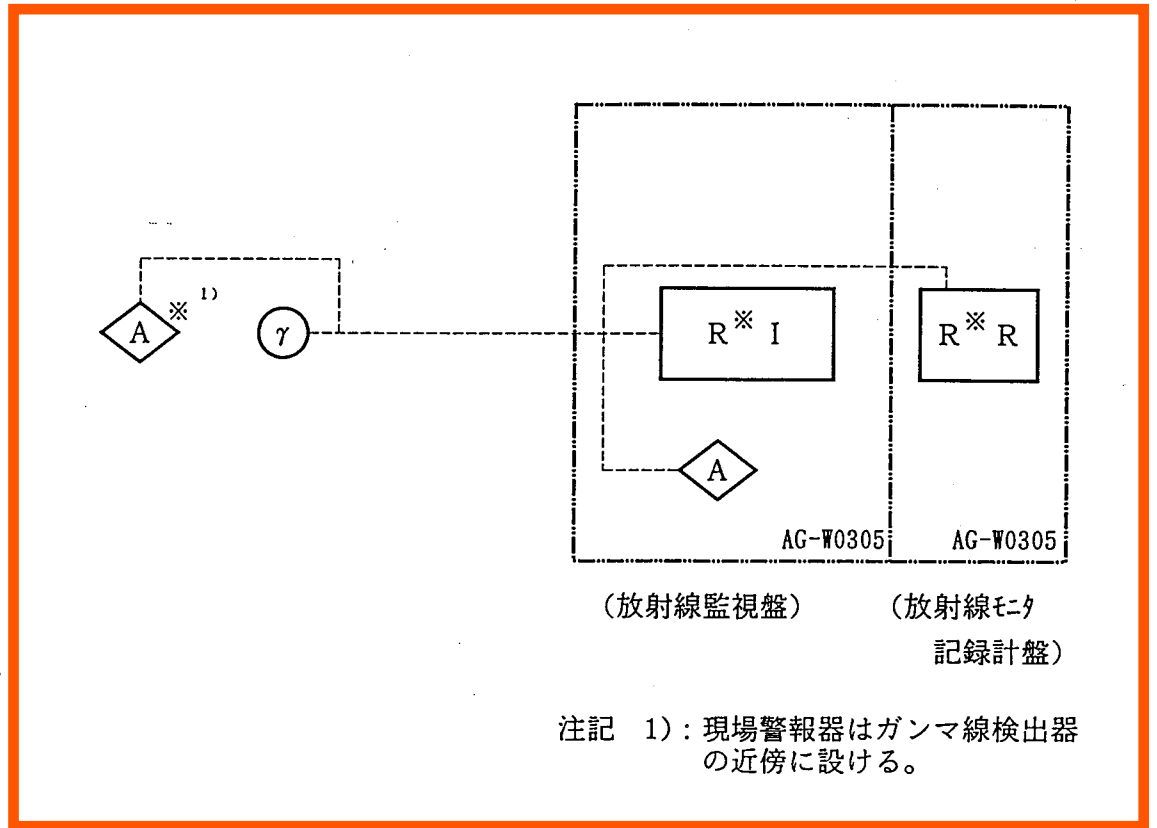
#### (a) 据付・外観検査

個人管理用設備が、保健管理建屋に備えられていることを確認する。

⑨-ア-14-1e  
0/34-1e



放管 -7



注記 1): 現場警報器はガンマ線検出器の近傍に設ける。

ガンマ線エリアモニタ

第1.2.1-1図  
放射線監視設備の系統図(その1)  
(          -01). (2993-01). (2121-01)

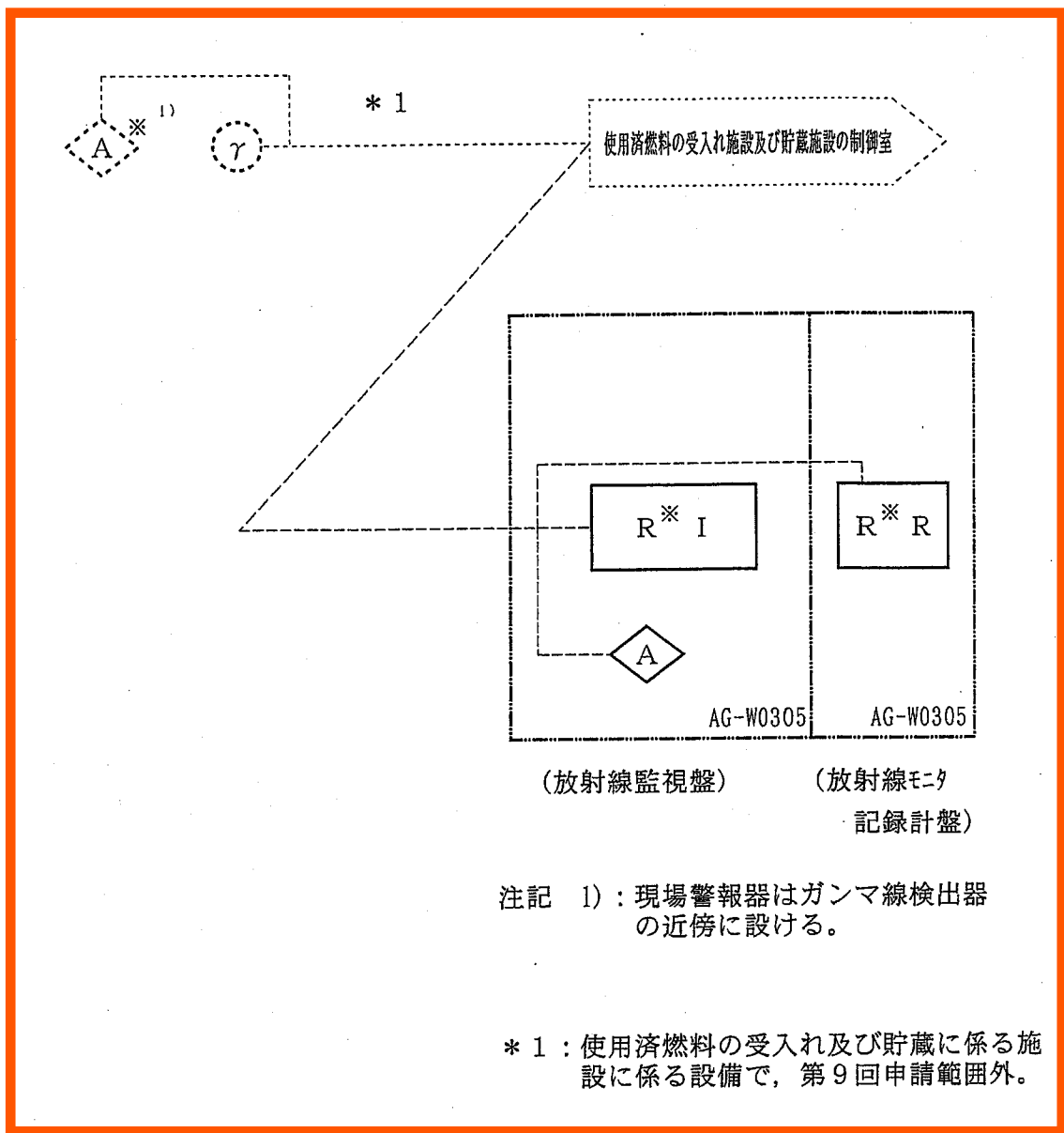
C

図-ト-1-1-1

⑨ - JN - C

0/36

放管 -8



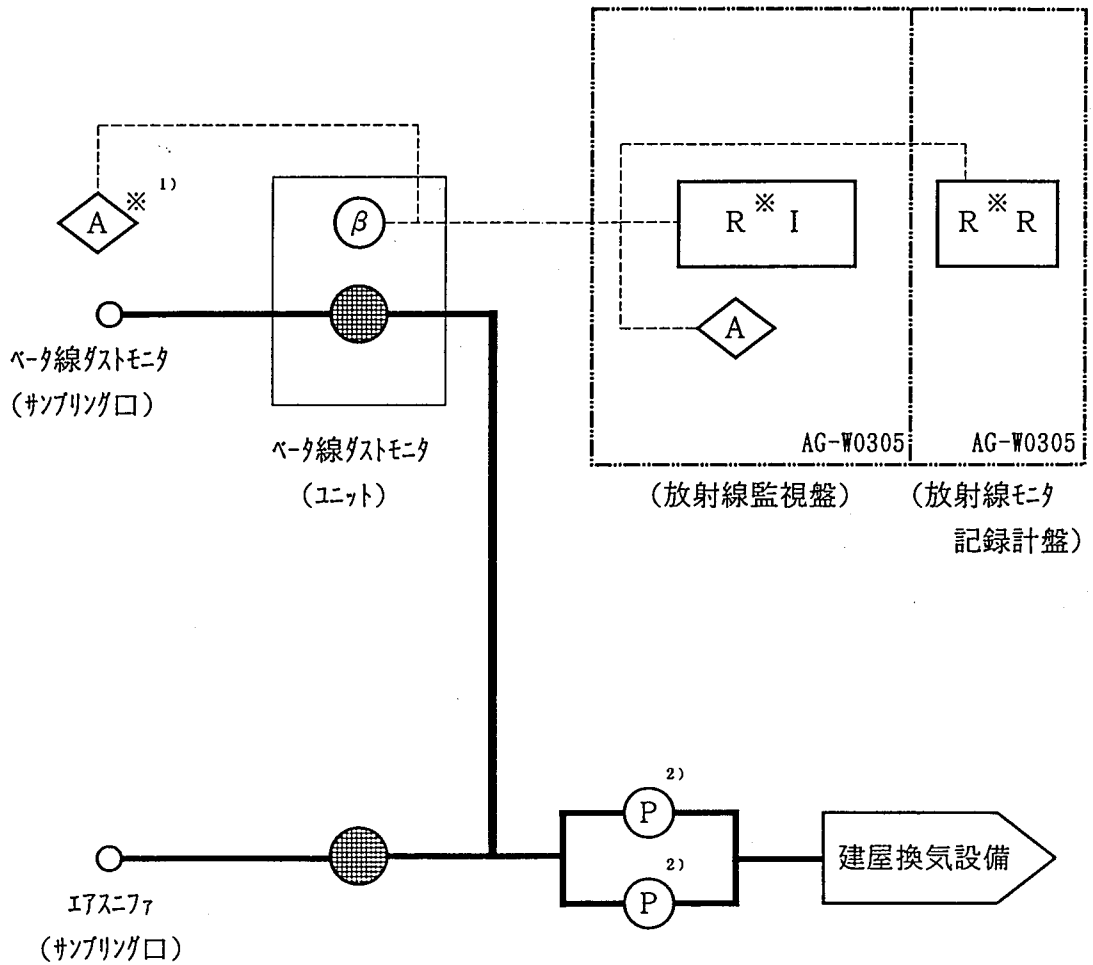
ガンマ線エリアモニタ

第1.2.1-2図  
放射線監視設備の系統図(その2)  
(2121-02)

D

図-ト-1-1-2

放管 -9



- 注記 1) 現場警報器はサンプリング口の近傍に設ける。  
 2) ポンプはベータ線ダストモニタ、エアスニファを設置する建屋にそれぞれ設置し、ベータ線ダストモニタ、エアスニファのうち当該建屋に設置する機器に接続する。

ベータ線ダストモニタ、エアスニファ

第1.2.1-3図  
 放射線監視設備の系統図 (その3)  
 (2000-02), (2993-02), (2121-03)

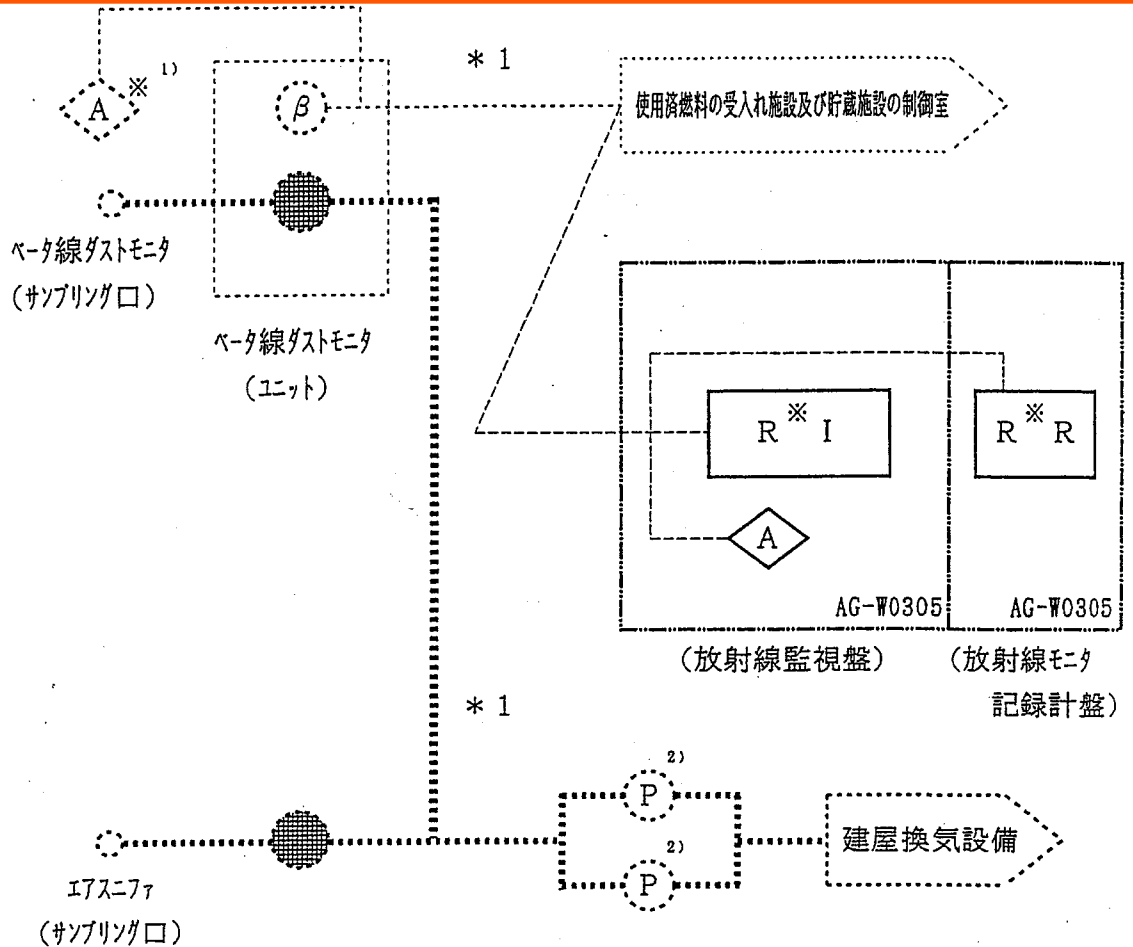
C

図-ト-1-1-3

②-JN放-②

0/38

放管 -10



注記 1) 現場警報器はサンプリング口の近傍に設ける。  
2) ポンプは複数のベータ線ダストモニタ及びエアスニファに接続する。

\* 1 : 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設に係る設備で、第9回申請範囲外。

ベータ線ダストモニタ, エアスニファ

第1.2.1-4図  
放射線監視設備の系統図 (その4)  
(2121-04)

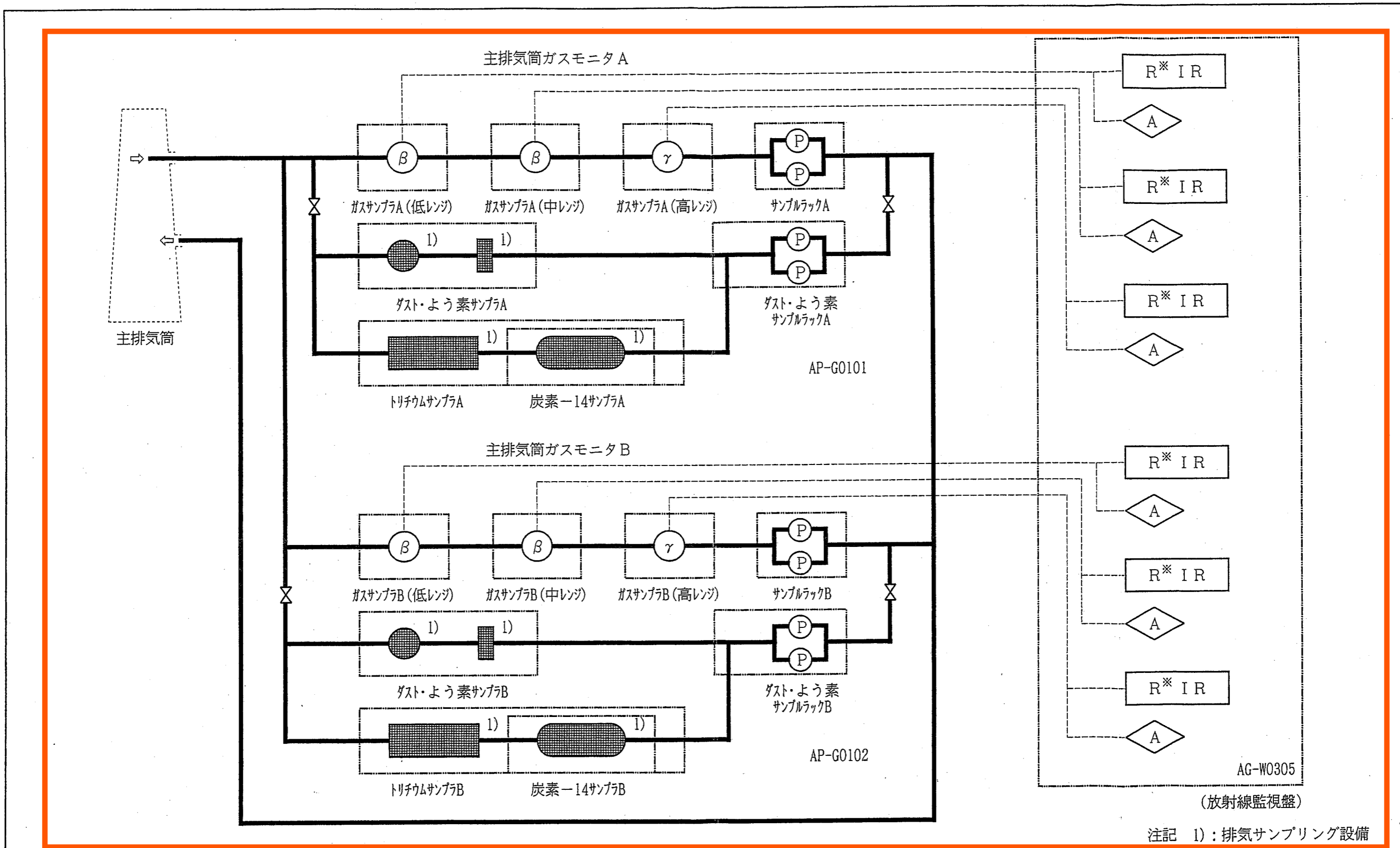
D

図-ト-1-1-4

D-5N改-D

0/39

014D ① - JN放 - D



注記 1) : 排気サンプリング設備

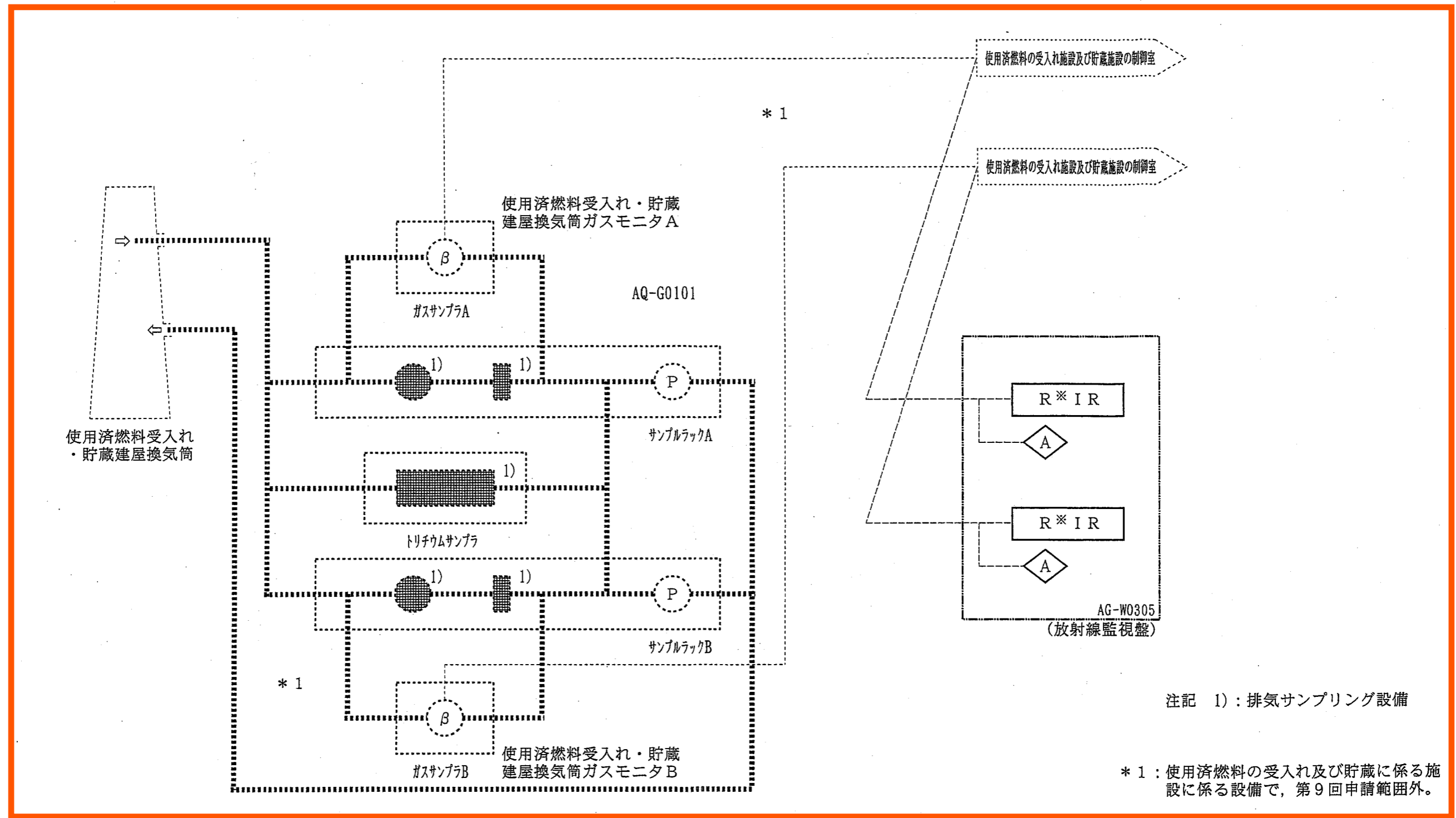
第1.2.1-5図  
放射線監視設備の系統図(その5)  
(2121-05), (2562-01)

放管 -17

主排気筒ガスモニタ, 排気サンプリング設備

D

図-ト-1-1-5



放管 -18

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ，排気サンプリング設備

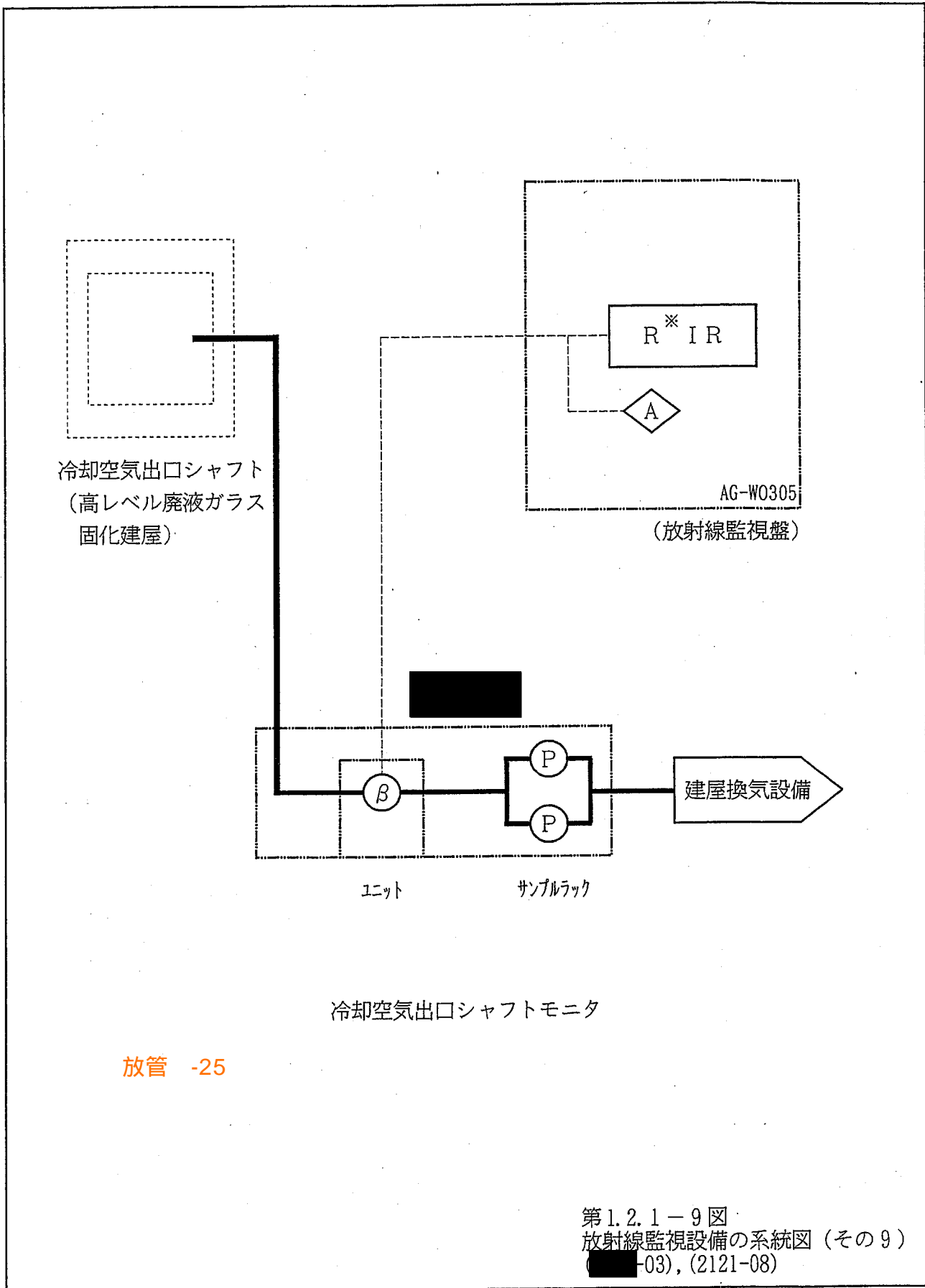
注記 1)：排気サンプリング設備

\* 1：使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設に係る設備で，第9回申請範囲外。

第1.2.1-6図  
放射線監視設備の系統図 (その6)  
(2121-06)

D

図-ト-1-1-6



④ - JN放 - D

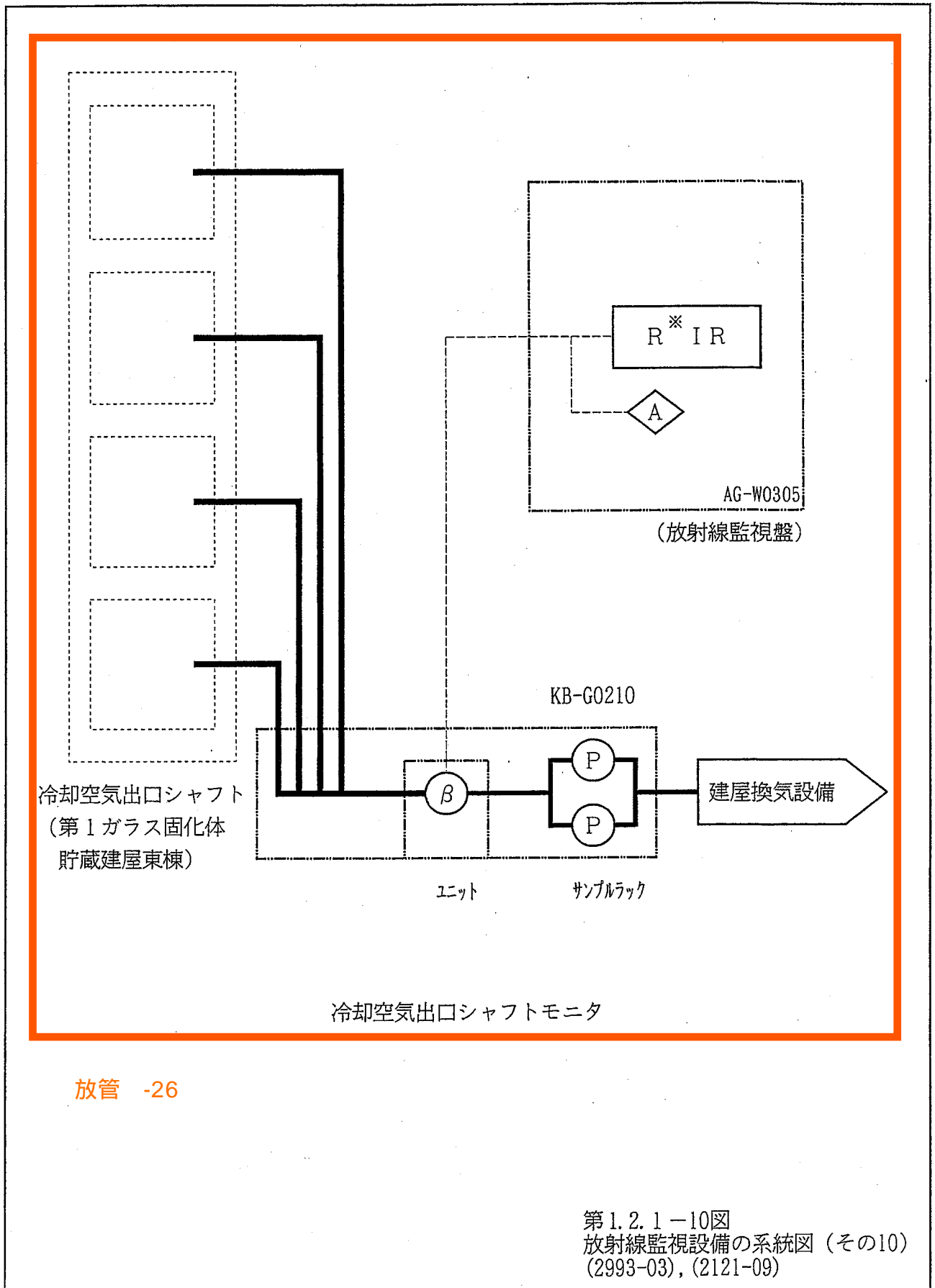
○

0144

第1.2.1-9図  
放射線監視設備の系統図 (その9)  
[Redacted]-03), (2121-08)

D

図-ト-1-1-9



0145  
⑨ - JN 放 - D

D

図-ト-1-1-10



卜. 放射線管理施設

f3 J版 A

0092

1. 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設に係る「放射線管理施設」

1.1 放射線監視設備

a. 設置の概要

本設備は、再処理施設内の作業環境の放射線レベル又は放射能レベルの監視、平常時及び事故時の外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定監視、再処理施設外へ放出する放射性物質の放射能レベル並びに再処理施設周辺の放射線レベルの監視を行うための設備であり、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。

なお、今回申請範囲は、以下のとおりである。

- (a) 使用済燃料輸送容器管理建屋（除染エリア及び保守エリア）、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に新たに設置する屋内モニタリング設備
- (b) 北換気筒のうち使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒に係る屋外モニタリング設備
- (c) 使用済燃料輸送容器管理建屋（除染エリア及び保守エリア）に設置する放射線サーベイ機器

b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「ロ. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」の第 1.1.1-1 表に示す。

c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

(b) 本設備のうち屋内モニタリング設備及び放射線サーベイ機器は、管理区域における放射線業務従事者等が立ち入る場所であって、線量当量率の高い場所又は放射線しゃへい物の側壁の主要な箇所における線量当量率、並びに管理区域における放射線業務従事者等が立ち入る場所であって、空気汚染のおそれのある場所の主要な箇所における空気中の放射性物質の濃度を測定・監視できる設計とする。

(c) 本設備からの主要な情報は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において集中して監視できる設計とする。

(d) 本設備のうち換気筒の排気サンプリング設備は、多重性を考慮した設計とする。

(e) 本設備のうち換気筒の排気サンプリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考とした設計とする。

(2) 屋外モニタリング設備

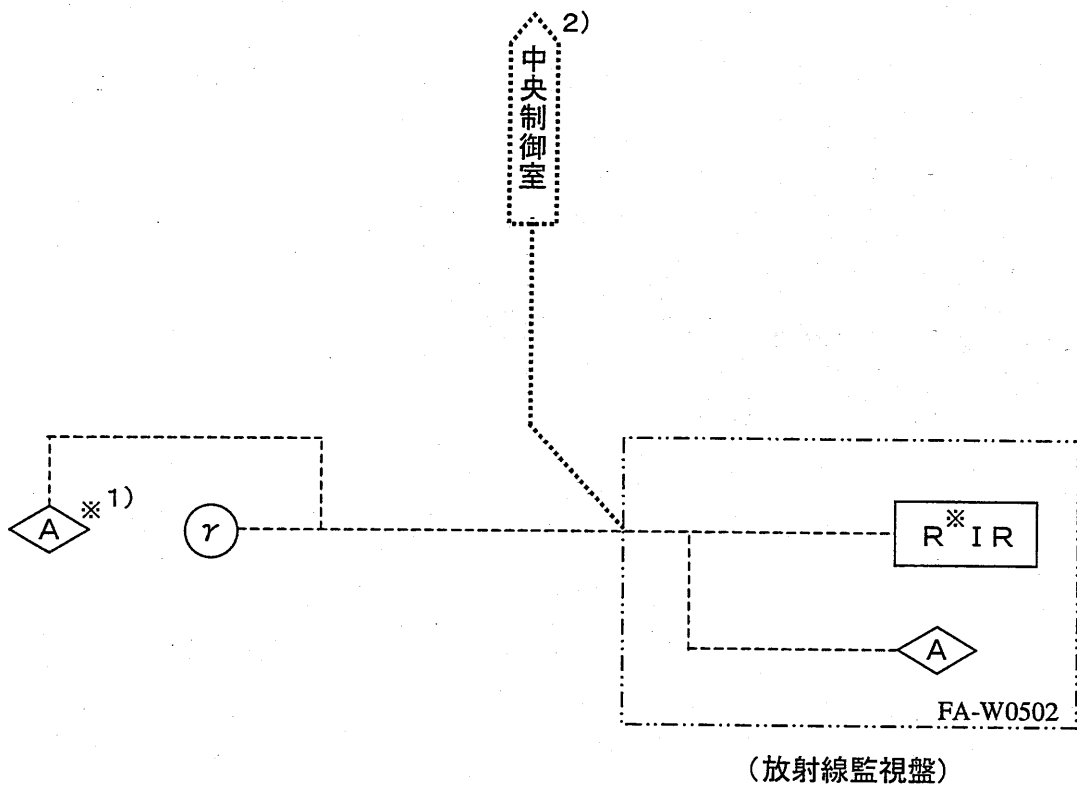
放管 -6

排気サンプリング設備

使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒の排気サンプリング設備として、北換気筒管理建屋の排気モニタ室（G0101）に粒子用フィルタを設ける。

f3 J改 A

0099



- 注記 1):現場警報器は、ガンマ線検出器の近傍に設ける。  
2):中央制御室への信号ラインは、再処理設備本体等に係る設備で、今回申請範囲外。

ガンマ線エリアモニタ

第1. 1. 1-2図  
放射線監視設備の系統図(その1)  
(7593-01)

図-ト-1-1-2

A

f3 J放 A

0104

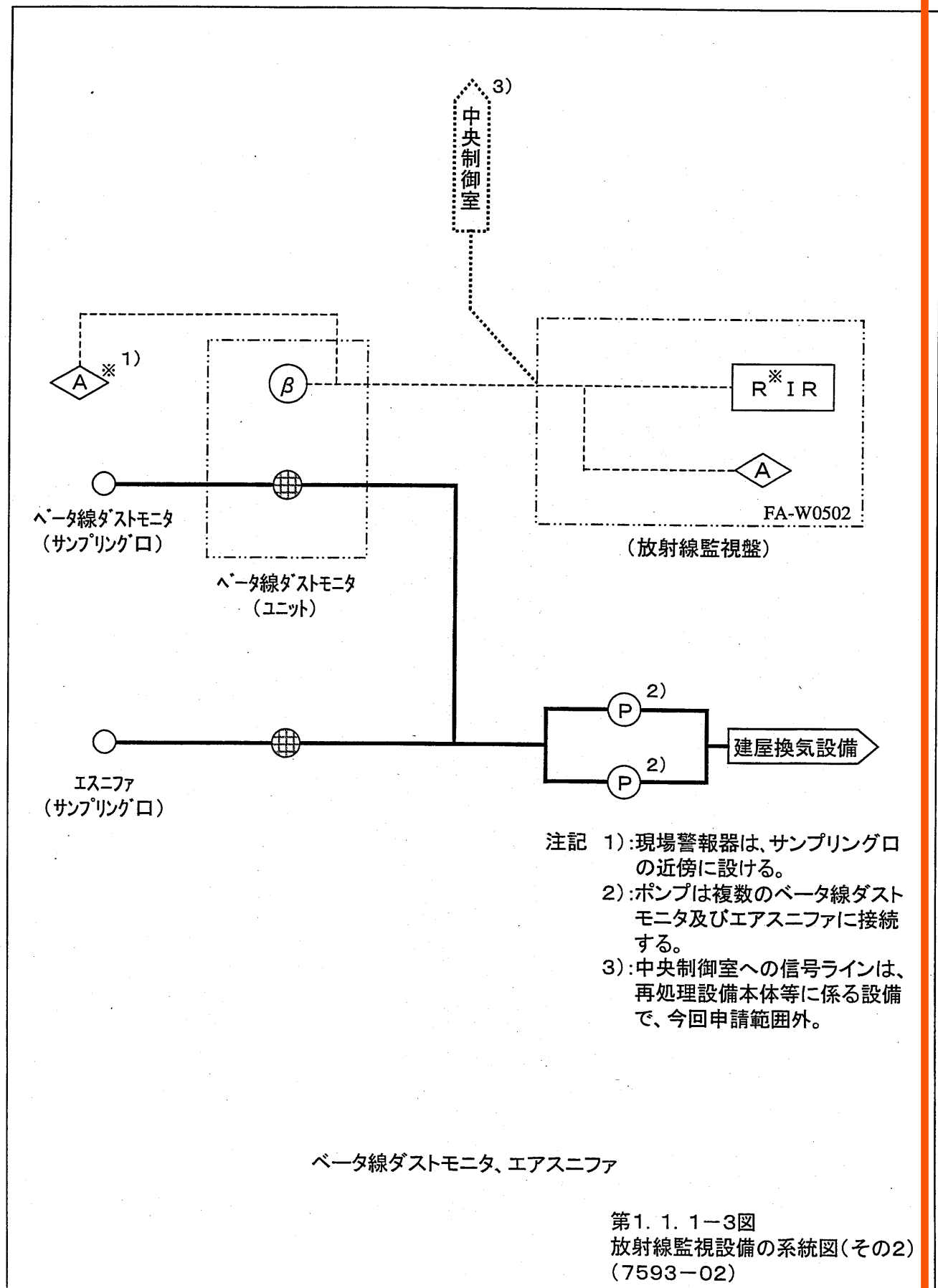


図-ト-1-1-3

A

卜. 放射線管理施設

F0013-1 JN 施設 A

1. 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設に係る「放射線管理施設」
- 1.1 放射線監視設備

放管 -1

a. 変更の概要

使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設に係る「放射性廃棄物の廃棄施設」の海洋放出管理系の第2海洋放出ポンプから導く海洋放出管を合流部で切り離す変更に伴い、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設に係る「放射線管理施設」として設置した排水モニタの使用を停止する。

b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「へ. 放射性廃棄物の廃棄施設」の第1.1.2.1.2-1表に示す。

c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

d. 設計条件及び仕様

(a) 申請設備に係る設計条件及び仕様を以下の仕様表に、その系統の構成を第1.1.1-1図に示す。

① 屋外モニタリング設備

名 称		—	排水モニタ
設計条件	耐震クラス	—	C
仕 様	検出器の種類	—	NaI (Tl) シンチレーション検出器
	計測範囲	min <sup>-1</sup>	10 ~ 10 <sup>6</sup>
	警報動作範囲	min <sup>-1</sup>	10 ~ 10 <sup>6</sup>
	設置建屋及び検出器個数	—	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 1
	表示場所	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

注記 1): 今回の申請では、排水モニタの使用を停止する。

卜. 放射線管理施設

F① 0001 JN 放射 A



1. 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設に係る「放射線管理施設」

1.1 放射線監視設備

a. 変更の概要

放管 -1

屋外モニタリング設備のうち、環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタを更新する変更である。  
更新にあたり、モニタリングポストの計測範囲を変更する。

b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

準拠すべき主な法令、規格及び基準を第 1.1.1-1 表に示す。

c. 設計の基本方針

(a) 耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

(b) 本設備からの主要な情報は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において集中して監視ができる設計とする。

放管 -2

(c) 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考にした設計とする。

放管 -3

(d) 本設備からの必要な情報については、再処理施設緊急時対策所へ伝送する設計とする。

d. 設計条件及び仕様

(a) 申請設備に係る設計条件及び仕様を以下の仕様表に、その系統の構成を第 1.1.1-1 図～第 1.1.1-3 図に、配置図を第 2.1.1-1 図に示す。

(b) 申請設備に係る系統の耐震クラスはCクラスである。

放管 -6

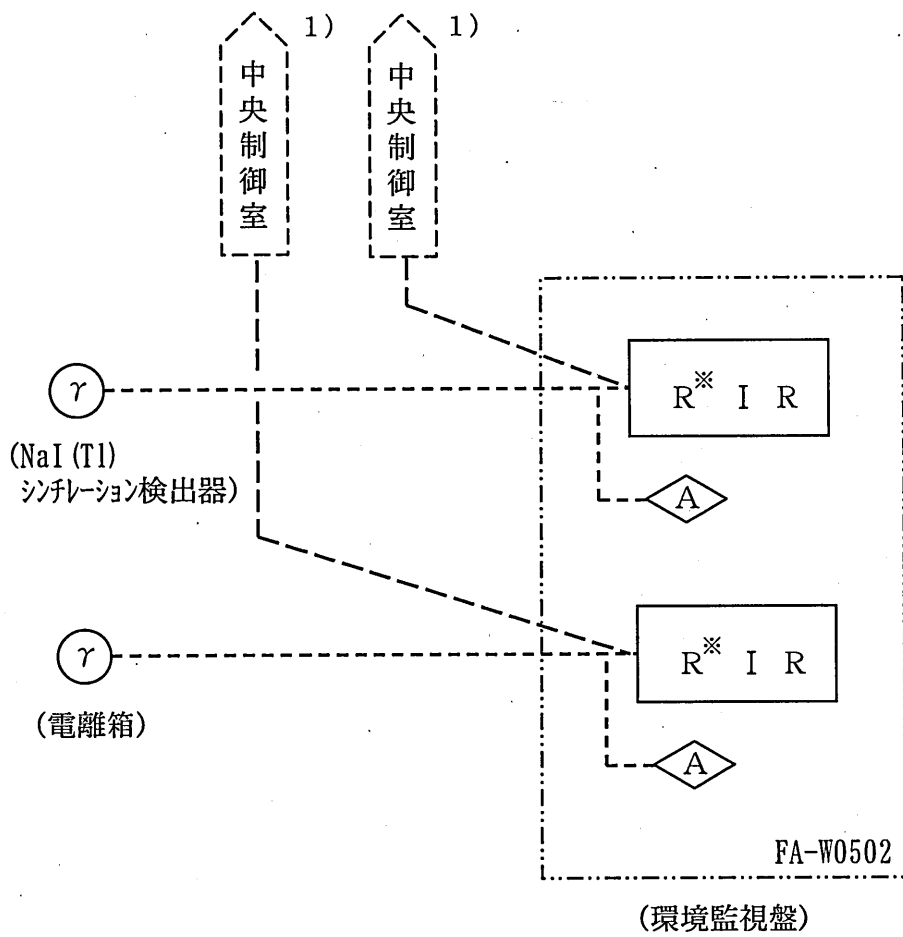
① 屋外モニタリング設備  
環境モニタリング設備

名 称		—	モニタリングポスト	
設計条件	耐震クラス	—	C	
仕 様	検出器の種類	—	NaI (Tl) シンレーション検出器	電離箱
	計測範囲	$\mu\text{Gy/h}$	$10^{-2} \sim 10^1$	$10^0 \sim 10^5$
	警報動作範囲	$\mu\text{Gy/h}$	$10^{-2} \sim 10^1$	$10^0 \sim 10^5$
	検出器個数	—	9	9
	表示場所	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	

名 称		—	ダストモニタ	
設計条件	耐震クラス	—	C	
仕 様	検出器の種類	—	プラスチックシンレーション検出器	
	計測範囲	$\text{s}^{-1}$	$10^{-2} \sim 10^4$	
	警報動作範囲	$\text{s}^{-1}$	$10^{-2} \sim 10^4$	
	検出器個数	—	9	
	表示場所	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	

F① 0004 JN 放施 B

F① 0008 JN 放射 A



注記 1) : 中央制御室への信号ラインは再処理設備本体等に  
 係る設備で、本申請範囲外

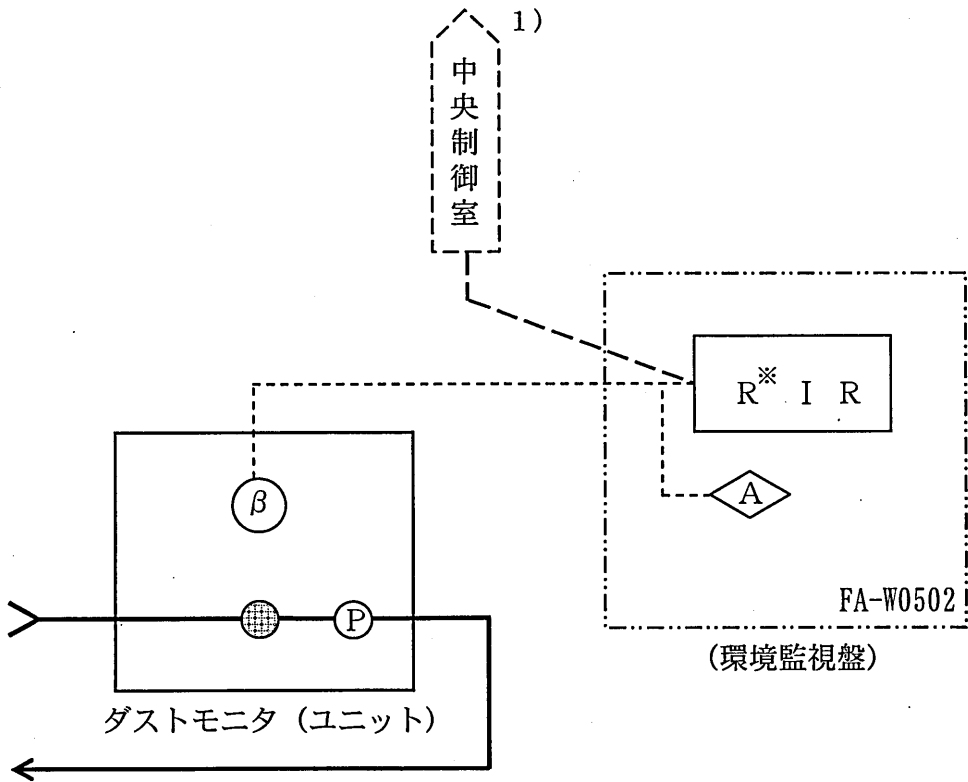
モニタリングポスト

第1.1.1-2図  
 放射線監視設備の系統図 (その1)  
 (9593-01)

図-ト-1-1-2

A

F① 0009 JN 放射 A



注記 1) : 中央制御室への信号ラインは再処理設備本体等に  
係る設備で、本申請範囲外

ダストモニタ

第1.1.1-3図  
放射線監視設備の系統図 (その2)  
(9593-02)

図-ト-1-1-3

A

再処理施設に関する  
設計及び工事の方法の認可申請書  
本文及び添付書類  
第7回申請

日本原燃株式会社

イ. 建 物



1000  
2

d. 設計条件及び仕様

名 称		主排気筒管理建屋
設計条件	耐 震 ク ラ ス	— 1)
	放 射 線 防 護	しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。(しゃへい設計区分を第2.16-1表に示す。)
	支持地盤の許容支持力度	長 期 : 2.0 MPa (200tf/m <sup>2</sup> ) <sup>2)</sup> 短 期 : 3.8 MPa (390tf/m <sup>2</sup> ) <sup>2)</sup>
設計仕様	基礎及び構造の種類	基 礎 : 鉄筋コンクリート造 <sup>3)</sup> 上部構造 : 鉄筋コンクリート造
	主 要 寸 法	南北方向 : 12.5m (外壁外面寸法) 東西方向 : 25.5m (外壁外面寸法) 階 数 : 地上1階 <b>放管 -1</b> 高 さ : 地上 4.4m
	主 要 材 料	鉄 筋 : JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に定めるSD345 コンクリート : JASS5Nの規定による普通コンクリート設計基準強度 23.6N/mm <sup>2</sup> [240kgf/cm <sup>2</sup> ]
添 付 図 (建物各階平面図, 建物断面図)		第2.16.1-1図~第2.16.1-3図に示す。

- 注記 1) : 主排気筒管理建屋はAクラスの設備を内蔵しているため、基準地震動S<sub>1</sub>で間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。
- 2) : 鷹架層の許容支持力度として、重要な建物・構築物ごとに定まる値の最小値とする。
- 3) : 主排気筒管理建屋は主排気筒の基礎上部に設置する。